

文教大学一般教育科目

教 育 学

2018年度

文教大学人間科学部
太田 和敬

第1章 誕生をめぐる問題	5
1-1 何故「誕生」を教育学の課題として扱うのか	5
1-2 誕生をめぐる原理的対立	5
1-3 誕生の人為的操作 自己決定の諸側面	7
1-3-1 不妊治療および遺伝子治療	7
1-3-2 男女産み分けによる遺伝病回避	9
1-3-3 代理母	10
1-3-4 中絶	13
1-3-4 中絶反対論	14
1-4 優生保護思想	15
1-4-1 排除の思想と実行	16
1-4-2 胎児診断の問題	19
1-4-3 クローン人間・優秀な精子・卵子の売買	20
1-5 法的規制の問題	21
第2章 子どもの住む地域と安全	24
2-1 安全は人が育つ基盤	24
2-2 子どもの遭遇する不慮の事故	25
2-2-1 杉並第十小学校転落事故	25
2-2-2 川口市の保育園児事故	27
2-3 子どもの虐待事件	29
2-4 神戸の中学生による殺人事件	32
2-4-1 神戸事件の概要	32
2-4-2 神戸事件の特異性	34
2-4-3 誰に責任があるのか	35
2-5 宮崎勤の幼女誘拐殺人事件	38
2-5-1 宮崎事件の概要	38
2-5-2 地域性の問題	39
2-6 メーガン法	41
2-6-1 メーガン法の概要	41
2-6-2 神戸の少年Aの退院をめぐって	42
2-7 池田小事件	44
第3章 開成・早稲田高等学院事件	46
3-1 家庭で育つこと	46
3-1-1 事件を扱うことの意味	46
3-1-2 家庭を社会と歴史の中で見る	47
3-2 開成高校生事件	48
3-3 早稲田高等学院祖母殺し事件	50
3-4 その他の事件	53
3-5 考える視点	54

第4章 教育実践を考える	57
4-1 教師にとって「実践」は中心だが	57
4-2 教育は死なず	58
4-3 すべての生徒が100点を	61
4-4 学力への挑戦	63
4-5 まとめ	65
第5章 女子高校生監禁殺人事件	67
5-1 はじめに	67
5-2 女子高校生殺人事件の概要	67
5-3 学校の問題	72
5-4 家庭の問題	74
5-5 暴力団の組織的な介入	77
第6章 いじめ事件	79
6-1 はじめに	79
6-2 事件の概要	79
6-3 いじめの認識	81
6-4 自殺の予見、回避は可能だったか	83
6-5 担任はいい先生だったか	87
6-6 塾のアルバイトは	88
第7章 大学教育について	90
7-1 はじめに	90
7-2 大学の歴史と歴史的問題	92
7-3 大学の自己評価	93
7-4 大学は教育機関なのか、研究機関なのか	95
7-5 学生は大学で何を学ぶのか	96
I T革命は大学をどのように変えるか	98
第8章 労働と教育・発達	101
8-1 はじめに	101
8-2 職業人の教育について	104
8-3 労働教育との関わりで、現代労働の特徴を考える	106
8-3-1 現代文明のブラックボックス化との関連	106
8-3-2 内部労働市場	106
8-3-2 テーラーシステム	107
8-3-4 off- J Tの登場	108
8-4 終身雇用と企業内教育の変化による事態	108
8-5 労働の人的意味	109
8-5-1 企業内教育の実践例	111
第9章 地域と住民	113
9-1 地域の変貌	113
9-2 ピアノ殺人事件	115

9-3 この事件の影響	119
9-4 裁判の問題	120
9-4 浜松の暴力団追放運動	125
第10章 市民と教育	129
10-1 はじめに	129
10-2 出産とスポーツ選手の選手寿命	130
10-3 社会の施設か学校開放か	132
10-4 社会教育主事論	134
10-5 学習形態の事例	135
第11章 老人の発達	137
11-1 はじめに	137
11-2 老人は発達するか	138
11-3 高齢者の発達を阻害する要件	139
11-4 言語能力の発達	141
11-5 ステラの場合	143
第12章 死をめぐる問題	146
12-1 死をめぐる問題状況と教育的課題	146
12-2 死とは何か	146
12-3 子どもに「死」をどのように教えるのか	148
12-4 尊厳死・脳死・臓器移植	148
12-4-1 尊厳死	148
12-4-2 臓器移植	151
12-5 安楽死	152
12-5-1 安楽死とは何か	152
12-5-2 オランダ社会と安楽死	153
12-5-3 安楽死の放送	154

第1章 誕生をめぐる問題

1-1 何故「誕生」を教育学の課題として扱うのか

教育は通常人が人に対して働きかける行為である。従って、誕生していない存在に対する教育はありえない。もちろん、胎教のような胎児に対する働きかけは、その効果はともかく現に行われている。しかし、ここで問題にするのは、主に受精以前のことである。では、何故「誕生をめぐる問題」を検討するのか。

第一に、実際に誕生しなければ「教育」という行為は存在しえない。しかし、親が子どもをもつプロセスにおいて、あるいはもつという決意をする段階で、既に「教育」は子どもに関わる意識の大きな部分を占めている。少子化の最も大きな原因が、教育およびそこにかかる教育費用であることは周知のことである。逆に言えば、少子化、つまり誕生が減少していることは、教育にとって大きな検討課題であることをも示している。

第二に、誕生をめぐる様々な問題に対する考え方は、教育に対する考えかたに大きな影響を与えていることである。この章で検討する「優生思想」はその端的な例である。優生思想を重視する価値観をもつ人の場合、多くが競争主義的な教育観をもつだろう。胎児診断を重視する人は、学校教育におけるテストなどを重視することが多いに違いない。逆に優生思想と無縁な人は、競争よりはのびのびした教育を望むことが多いのではないだろうか。このように、誕生をめぐる問題の考え方と教育観とは、密接に関連していると予想されるのであり、その意味でも誕生をめぐる問題の検討が教育学的にも必要であるといえる。

第三に、誕生をめぐる問題に関わる価値観は、教育に関わる価値観と関連があると考えられるだけではなく、むしろ、人間的価値観に関わって、より鮮明、先鋭に現れるといえるからである。障害をもった子どもの教育を、特別支援学校で行うのがよいのか、あるいは、普通学級で行うのがよいのか、これは専門的な知見や障害の程度にも関わっているが、より多くその人の人間観や人間的価値観に関わっていると考えられる。

1-2 誕生をめぐる原理的対立

昔は、子どもが生まれることは、人為的な操作の及ばないことであつた。子どもは「天からの授かりもの」とも言われたのである。普通の夫婦は、10人弱の子どもを持つことが多かった。他方肉体的な特質によって子どものできない夫婦は、まったく子どもがなかった。そして、多産も無産も人為的な操作の及ぶ問題ではないと考えられていた。貧困な家庭が、多産な状況から抜けるためには、「間引き」という出産後の措置がとられていたのである。^{*1}

しかし、現代では、大きく事情が変化した。医療の格段の進歩によって、出産は人間の操作の対象になってきたのである。体外受精、他人の精子・卵子の使用、他人の子宮の使用、男女の生

*1 もっともこれは日本のように温暖な気候で、子どもが育ちやすい環境にある場合で、アルプス以北のヨーロッパのように、より厳しい気候では、子どもが幼くして死亡することが多く、「間引き」のような慣習はあまり見られない。

第1章 誕生をめぐる問題

み分け、避妊や中絶など、実に多様な段階や方法で、操作が可能になっている。それは多くの場合、幸福をもたらしているが、必ずしもそうとばかりは言えない事情も出現している。先進国では、出産が操作対象となることによって、避妊や中絶が普及し、子どもは少なくなり、一人っ子も少なくなってきた。逆に以前は子どもをもつことができなかつた場合でも、医学の進歩によって、子どもをもつことが可能になり、また、医学の進歩を応用した「生殖産業」すら現れている。^{*2}そして、それは原理的な人間観、価値観の深刻な対立をも引き起こしている。

第一の立場は、このような展開を背景として、子どもを産むことは、特に母親の「自己決定権」の対象であると考えられる。子どもを産むかどうかは、親、特に母親が決定する権利があるという考え方である。しかし、権利の主体として、迷うことなく、また間違うことなく、問題を決定していくことは、簡単なことではない。また、考え方の違いが社会的トラブルを引き起こすことも、この分野では稀ではない。不妊治療はどこまで行うのか、他人の性細胞を使うことは、夫婦として問題が生じないのか、障がい、深刻な病気が出産前にわかったとき、確信をもって判断できるのか。「自己決定権」はこうした重い責任を親が担うことを求める。

第二の立場は、従来 of 自然の摂理としての出産をできるだけ尊重し、人為的な操作を否定する考えである。

「生まれる子ども」自身の「自己決定」はありえない。20世紀の最初にスウェーデンの優れた女性思想家であったエレン・ケイが述べたように、「子どもは親を選べない」からである。^{*3}通常、親は子どもの権利を代弁すると考えられているが、常に親が子どもの立場を考慮できるかどうかはわからない。障がいをもって生まれることを選択するか、生まれないことを選択するか、本当に決める権利があるのは、「自己」である「子ども自身」だろうが、それは不可能である。

「自己」という概念に最も適合する「子ども」自身が決定できない以上、ある場合においては親の自己決定は子どもにとっての恣意的、不幸な選択となる可能性もある。この場合、子どもの権利を守るものは誰なのだろうか。^{*4} 第三者である専門家の委員会が、出産の可否を決めるということもありうるのだろうか。あるいは、あくまでも「親の自己決定権」に委ねるべきなのだろうか。こうした疑問に対して、伝統的な価値観をもつ人々は、子どもは神の授けたものという認識を土台にして、「親の自己決定権」を否定する。

もちろん、すべての親が子どもを生むに際して、責任ある生活態度をとるという保証はない。アルコールやたばこ、薬物等の中毒症状のある親もいるだろう。また、強いストレスの状況にある親もいる。そして胎児に感染する病気にかかっている場合もある。そうしたことが、時として胎児に悪影響をもつことは知られているが、そのような場合、第三者専門家委員会が出産になんらかの関与を認めるべきなのだろうか。親のために、通常よりは不利な状態で生まれた子ども、あるいは生まれようとしている子どもの権利は誰が守るのか。いずれの立場でも逃れることはできない問いでもある。

子どもが神からの授かりものであったと考えられた時代においても、自分たちの価値観に従っ

*2 妊娠・出産をめぐる自己決定権を支える会」という団体もある。 <http://www.japanfrom.org>

*3 エレン・ケイ『児童の世紀』富山房百科文庫24 小野寺信、小野寺百合子訳

*4 親の相違によって子どもの不平等が生まれることを防ぐ試みはいろいろとある。多くは子どもを親から引き離して共同で育てる。キブツなどがその代表であるが、キブツも近年その性格が変わってきたと言われている。

第1章 誕生をめぐる問題

て「優秀な子ども」をもちたいと、人々は様々な工夫をしてきた。「子どもをつくる」という発想が一般的になり、医学的に操作が可能になれば、親の意思によって自分がほしい性質をもった子どもをもちたいとより強く思うようになり、またそのための「産業」も生まれることになる。精子バンクであったり、また将来的には優秀児を生むための「遺伝子操作」も加わってくるかも知れない。

19世紀の進化論の登場以来、優生思想が現れ、ナチスのように優生思想に基づく露骨な民族撲滅政策や障害者安楽死政策などが採られた歴史も見逃すことはできない。優生思想は、決してナチスとともに滅び去った思想ではないからである。誕生を人為的な操作の対象にするということは、当然、「望ましい子ども」をもちたいという要求の現れである。従って、健康な子ども、才能のある子どもをもちたいという要求を、この操作技術に求めることは、自然な成り行きであり、かつ、それが「優生思想」のひとつの形態であることも否定できない。

出産の操作、自己決定権、優生思想は正しいのだろうか、間違っただけなのだろうか。

1-3 誕生の人為的操作 自己決定の諸側面

1-3-1 不妊治療および遺伝子治療

精子が発見されてから約百年後の1785年、イタリアのスパラッチーニがメス犬の膣(ちつ)にオス犬の精子を入れ、子犬を生ませることに成功したのが、人工授精の最初の成功であったと言われている。当時、この実験は人間の手で生命を作ったとして驚きの目で見られたと同時に、人類に大変な事態を起こすかもしれないという不安のまなざしで見られたという。

しかし、その数年後にはイギリスでヒトに人工授精が行われ、生殖医療は、進歩を続けてきたが、体外で受精にまで至ったのは、ずいぶんと時間が経過してからであった。1978年にイギリスで初めて体外受精児が誕生、日本ではその5年後に誕生した。^{*5} この時、日本ではまだ試験管ベビーに対する偏見が強いと感じた当事者たちは、徹底的に秘密にしたが、やがて漏れてしまったために、住んでいた場所にいられずに転居したほどであった。しかし、やがて次第に社会に受け入れられるように、現在では治療のひとつとして少なからず実行されている。

更にこうした不妊治療ではなく、凍結卵子を保存し、好きなときに妊娠・出産・育児をするという試みもある。つまり、こうした生殖医療の進歩は、不妊問題に光明をもたらすだけでなく、生殖そのものを人為的な操作の対象とし、ときには、商取引の対象ともなる。後述する代理母などは、こうした生殖医療を前提に成立するビジネスである。

古い事例を含むが、体外受精に関する個性的な事例をいくつか紹介しよう。

1995年1月7日に、衛星放送によるフランスのニュースで、体外受精児のあらたな問題が起きていると報道された。イギリスで、白人の夫と黒人の妻が、白人の卵細胞をもらって、白人の子どもを出産するという事例が発生した。白人と黒人の夫婦が、通常の方法で子どもを作れば、白人の子どもが生まれる可能性と、黒人の子どもの可能性がある。中間的な容姿をもつこともあろう。いずれにせよ、黒人の可能性が否定できない。そこで、夫婦は、黒人の子どもをもった場合、子どもが人種差別を受けることを危惧し、白人の女性から卵子の提供を受け、体外受精する

*5 平成9年度の統計では、日本で1年間に9000人以上の赤ちゃんがこの技術により誕生している。

第1章 誕生をめぐる問題

ことで確実に白人の子どもになるようにして、子どもを産んだというものである。

また、別の事例として、更年期を過ぎた50代の婦人が出産するという事態があり、「生命倫理」という点で、論議がされているというものだった。

50代後半の女性が、40代の男性と再婚し、ぜひ夫との子どもがほしいと考えた。前の夫との間にも、もちろん子どもがあり、出産に対しては不安はなかったが、更年期を過ぎていた彼女は、自分と遺伝的なつながりのある子どもをもつことは不可能であった。そこで、他人の卵子を提供してもらい、夫の精子と体外受精し、そして、受精卵を自分の胎内に移して無事出産したのである。そのとき彼女は60歳近くになっていた。当然、生命を危険にさらす行為を医者が選択してよいか、あるいは、そうした不自然な妊娠に対して、必要な医療費を保険から支出してよいか、等々の議論が起こったという。

その翌日、今度はBBCで中絶胎児の卵子を使うことと、卵子の提供についての話題があった。卵子がなかったり、あるいはあるけれども受精可能な状態にならない場合、他人の卵子をもらうことになるが、精子提供と違って、手術が必要で、苦痛も伴うために卵子提供は非常に少なく、提供者を探すのが困難である。それは、臓器提供と似た状況といえよう。

Tammy Bruce "the death of right and wrong" 2003 に興味深い事例が紹介されている。Sharon Duscheneau と Candy McCullough はレスビアンのカップルで、ふたりとも耳が聞こえないという障害をもっている。明確に書かれていないが、生まれつきの聴覚障害のようで、遺伝的なものだ二人は考えている。二人は更に耳が聞こえない子どもを育てたいと考え、遺伝的に耳が聞こえない男性の精液を雑誌で募集したのである。何故ならば彼女ら二人は共に耳が聞こえないという状態が、自分たちの幸福にとって有益であったと考えたからである。このことが、社会的な論議となったわけだ。

当然筆者 Bruce は、聴覚障害をもった人が、できるだけ不便なく生活できる社会の実現を強く支持しており、障害者への差別を認めてはいない。しかし、彼女の観点からは、あえて意図的に障害を確実にもった子どもを生むという行為はモラルに反すると考える。しかし、ある人は、雑誌において、(筆者によると)毎日33人の耳の聞こえない子どもがアメリカで生まれており、年間12000になる。これは普通の存在であり、差別のない社会であれば、こうした行為は勇気ある行為として認められるべきだ、と主張したという。

これらの事例は、こうした不妊治療の正当な範囲なのだろうか。それともこのような応用は不当なものであり、倫理的に反するものなのだろうか。

当然59歳の出産は、他人の卵子を使用したわけである。そして、更に白人の子どもの方が幸福になりやすいという理由で、卵子を「選択」する事例が現れたのだが、これは単に治療の問題ではなく社会的な問題になる。アメリカで、ノーベル賞授賞者の精子を譲り受けて、婚外子をもつ女性のことが話題になったことがあるが、黒人が白人の子どもを産むために、卵子を選択するのは単に妊娠能力の問題ではなく、人種差別が関連している。白人と黒人の夫婦だったので、医者也許容したのであろうが、黒人同志の夫婦が、白人の精子と卵子を体外受精させ、それを自己の胎内で育て、出産させるような事態も考えられないわけではない。

さて、中絶胎児の卵子を使用するということになる、これは、明らかに大変「新しい」問題を提起することになる。遺伝的な「親」の一方が一度も生を受けたことがない存在なのである。

10数年後に問題にならない保証はない。

BBCでは、卵子提供者がインタビューに応じていた。双子をもっている母親で、ドナーとし

第1章 誕生をめぐる問題

て卵子を提供しているそうだ。この場合は、人工受精によって、胎内で受精した受精卵を使用するのではなく、純粹に卵子として、女性の卵巣から取りだし、それを体外受精させて、別の女性の胎内に入れる。体外受精といっても、可能ならば、実際の母親たるべき人の卵子をとりだすのだが、それができない場合、こうしたドナーから卵子をもらう。ただ、手術が必要であり、ドナーは少ないので、先に書いたように、中絶胎児の卵子を使用するような発想が出てくる。

「ボストン弁護士ファイル」というアメリカの人気ドラマで、次のような筋のものがあった。ある女性が貧しさから、自分の卵子を売る契約を結び、実際に卵子を提供するが、買い手の男性の気が変わり、代金を払わないので提訴したというものである。原告の女性は契約を守るべきであると主張し、被告の男性は、倫理に反する契約は無効であると主張する。このドラマがアイロニーを含んでいるのは、原告側の弁護士は原告の元恋人であり、今は分かれているがこの件で久しぶりに再会、しかし、弁護士はカトリック教徒で卵子の売買には反対である態度を原告自身には隠そうとしないことである。いずれにせよ個人的に「卵子を売る」という行為には賛否両論があるだろう。

さて、59歳で出産した女性、黒人女性がわざわざ白人女性の卵子をもらって出産した例、このような事例をどのように考えたらいだろうか。^{*6}

まず、出産年齢の制限についての論点がある。フランスでは、出産年齢制限があるようで、(何歳かはよく判らない、法的に禁止するというのではなく、健康保険の適用としての制限であろう。)

まず、こうした治療がなければ、「出産年齢」を法的な表現をとる必要はまったくない。不妊治療技術が進歩したために、不妊治療をどの年齢にまで行ってよいのかという問題が生じた。出産年齢は、母体の危険性、治療費の保険適用の問題、また子どもを育てられるかという問題など、さまざまな問題が関連している。60歳近くになって出産するということは、平均寿命との関連でいえば、おそらく、子どもが成人するまで育てることはできない可能性が強い。もちろん、子どもが成人する前に死んでしまう親も少なくないが、ただ、「統計的」に困難であるという事態からみると、親としての責任を果たしにくいことは事実なのだろう。それが、出産制限という結論を導く理由になるかは別だが。^{*7}

アメリカでさかんな精子バンクでは、ノーベル賞受賞者の精子が高額で売買され、実際にその精子を買って出産している事例はたくさんあり、かつてNHKでそうした子どものその後を追った番組があった。多くは成績優秀であるとされていたが、あまりに特別な境遇であることによる人間的な問題も指摘されていた。^{*8}

1-3-2 男女産み分けによる遺伝病回避

前項の事例は、いずれも親の価値観によって、医療技術を利用し、自分の望む子どもを持ちたいと考えたものであるが、その価値観が社会的に問われる原因となっている。特にそこで望まれ

*6 2005年にブラジルで60代の女性が自然妊娠し出産した。ホルモンの状況で可能だというのが医学的見解のようだが、これまでの常識とは異なる事態であった。

*7 2012. 3. 5の産経新聞によると、スイスで66歳の女性が双子の子どもを帝王切開で出産した。体外受精の年齢制限のないウクライナで人工授精の手術を受けて妊娠したという。

*8 日本にも精子バンクがある。<http://www.osk.3web.ne.jp/~excelle/>

第1章 誕生をめぐる問題

ている例が、稀な事例であるために、大きな話題となったものである。しかし、もっと普通の感情として、自分の望む子どもをほしがる例として、男女の生み分けがある。素朴な感情として、男の子がほしい、女の子がほしいというレベルを超えて、女子が生まれると殺害されることがあるインドの事例などは、人権の問題として扱われねばならないだろう。

今日先進国で問題となる医療技術を使用した男女生み分けは、遺伝病に関わっている。よく知られた例では、ほとんど男子にしか現れない血友病は、母親が保因者である場合、男子を避け、女子のみを生むことによって、血友病となる子どもの出産を回避することができる。このように、一方の性のみに見える遺伝病は、男女生み分けで回避できるとすれば、男女生み分け技術は必要なものといえる。

国際医学団体協議会が1990年に愛知県犬山で採択した「犬山宣言」では、遺伝子治療を重い障害を引き起こす病気に限るという条件をつけており、子孫に影響のある生植細胞に対する治療は認めていない。これまでの遺伝子治療は、遺伝子によって起きる病気の治療の際、生体の遺伝子に対して、メッセンジャーRNAを媒体に使用して、発病を抑えることを目的として研究している。

以前、鹿児島大学で一時、男女産み分けによる遺伝病の回避という治療実験をする旨の決定があった。しかし、マスコミ報道が大きかったので、その影響を恐れたのか、止めることになった。血友病などのように、男性にしか現れない病気、つまり、遺伝子によって生じる病気を治療するときに、直接遺伝子を操作することがまだ困難な状況であるので、染色体を検査して男性であることがわかったときには、産まないという形で遺伝病を回避する方法である。

これは、従来も行われてきたことであるが、従来やり方は、胎児の男女を診断することで、男なら中絶するというやり方をとってきた。しかし、中絶は母体にとって悪いことなので、他の方法を模索してきた。鹿児島大学のめざした方法は、親が遺伝性の病気をもっているときに、体外受精させて、子が男か女か調べる。男なら、受精卵を母体に戻さないという選択をすることで、遺伝病をもった子の出産を防ぐ。実際に対象とする病気は、「ほとんど男性だけに発病する血友病と進行性筋ジストロフィー、精神遅滞を生じ、男性で特に症状の重い「脆弱（ぜいじゃく）エックス症候群」の三つの病気に限った」ということである。

体外受精して、4か8まで細胞が分裂した時点で、細胞を1つか2つ取りだして、性別を判定するというので、その細胞取りだしが、安全かという問題がある。^{*9}

Q もし、クローン人間を成体細胞から生成可能であるとすると、それは許されるか。

1-3-3 代理母

さて、試験官ベビーの技術が完成されれば、当然起きる事態として、代理母がある。人工受精の後で、受精卵を本人の子宮に入れれば、AID（非配偶者間人工授精）やAIH（配偶者間人工授精）になるが、他の女性なら、代理母になる。これは、まずイギリスで始まったが、ビジネスになったのがアメリカであり、アメリカでは、代理母の斡旋業がさかんで、日本でも宣伝がなさ

*9 2004年に日本の医師が病気とは無関係に男女の生み分けを行い産科学会から非難を受けるという事態があった。このことはまた別の問題として議論される必要があるだろう。

第1章 誕生をめぐる問題

れている。

代理母の事件として有名なベビーM事件を紹介しよう。^{*10}

アメリカのニュージャージー州の生化学者ウィリアム・スターンさん（41歳）と小児科医エリザベスさん（41歳）が、弁護士の仲介で、同じ州の主婦メアリー・ホワイトヘッドさん（29歳）に代理出産を依頼して、出産後1万ドルを支払うことで、代理出産の契約を結び、スターン氏の精子を人工的にメアリーさんの体内に注入して妊娠、86年3月に出産した。しかし、出産すると、メアリーさんが、子どもを引き渡すことを拒み、謝礼の受取を拒否して、マイマミに逃げてしまった。

裁判になり、裁判所がどちらを親として認定するかということで、裁判中から非常な注目をあびた事件である。その時点で、既に500件以上の代理出産があったとされていて、その点でも注目を浴びた。新聞報道によれば、上級裁判所判決は、契約の法的性格は問題にせず、どちらに育てられた方が子どもにとって幸福かという判断から、依頼した夫婦（経済的に豊か）であると認定し、それに対して、州最高裁は金銭を伴う代理出産契約は無効とする判決を出した。

この事件をキッカケに、代理母の法的問題や実態がクローズアップされ、さまざまな問題が出てきた。この事件は、双方が子どもを欲しがったという点で、とても「幸福」な事件だった。

しかし、代理母が受精卵を体内に入れた後、エイズに感染していたことが判明して、子どもがエイズに感染、出産後、どちらもその子どもを引き取りたがらなかったという事例もあり、争い事や不幸な事例もかなりあった。

ベビーM事件では、裁判進行中から、ドラマや映画にする話が起き、代理母の方がその話に積極的になったところ、依頼側がそれを嫌うというような争いも起きたりした。

日本では医師を中心として代理母への反対意見が強いが、タレントの向井亜紀が代理出産を依頼し、実際に子どもをもったことによって、大きな注目を集めるようになった。向井は自身が子宮癌にかかり、子どもを産めない体になってしまったが、子宮癌にかかっていることがわかったのが、自身の妊娠であったために、逆に出産への希望が強くなったという。自分と夫の遺伝子を残したいという希望もあり、通常行う子宮だけではなく卵巣摘出を回避し、卵巣は医師の勧めを断って残した上で、代理母を決意したという。日本では許されていないので、アメリカの合法の州に出かけて、2度は失敗したが、3度挑戦し3度目に実際に代理母によって出産が成功した。しかし、日本の法律では「母は懐胎・出産した女性」となっているために、実子として出生届けるだすことが認められなかった。。日本人も少なくない人が代理母を通じて子どもをもっており、実子として届けていたというが、向井氏の場合には、有名人であり、代理出産を公表していたために、戸籍上の母親となることができず、役所は「養子」としての届け出を求めた。そのために、

*10<http://www.arsvi.com/0g/r0119856.htm>

第1章 誕生をめぐる問題

実子としての受理を求めて法廷で争われることになったのである。^{*11}

日本ではこうした不妊治療を伴う出産については、秘密にする傾向が強く、日本で初めての試験管ベビーの出産の際には、個人とを特定できないような報道であったにもかかわらず、本人たちはその地域に住むことができなくなったと言われている。それに対して、タレントで有名人であった向井亜紀の場合、これらの事実を最初から公表し、社会的な論議を呼んだことは、議論の土台を作ったとは言えよう。^{*12}

さて、こうした問題をどのように理解し、どのような制度にすべきだろうか。

日本の民法では、出産した女性を母親とすることに決めている。これは、受精した卵子の保有者と出産した女性と同じであることが当たり前の時代に作られた法律である。しかし、代理母の問題は、卵子の保有者と出産する女性とが異なる可能性をもった時代を想定していない。従って、母親とは出産した女性なのか、卵子の保有者である遺伝的な繋がりをもった女性なのか、議論された上で決定されたわけではない。そして、これは父親についても、似た状況が生まれる可能性を示唆している。代理母が契約を経ている限り、精子も本人であるか、他人であるか、両方の可能性がある。^{*13}

以上整理すると、代理母をめぐる、次のような検討課題がある。

第一に、妊娠に耐えることができない身体をもった女性の代わりに、他の女性が妊娠を提供することを認めるべきかどうか。

第二に、認められるとした場合、卵子の提供を認めるべきか。

第三に、母親は卵子の主なのか、出産した女性なのか。あるいは二人の母を認めるのか。

第四に、認めるとしても、医学的な理由に限定するのか、「子どもがほしいが、10カ月の妊娠期間を回避したい」という要求等も認めるのか。

そして、更に大きな問題は、依頼される側の問題である。

実際に、ビジネスとして代理母を引き受ける女性は、アメリカでもほとんどが貧困な女性であり、経済的な逼迫を回避するために代理母を引き受けるとされる。先進国では禁止している国が

*11 現在ではこの点についての「判決上」の結論は出ている。東京高裁は、向井氏の主張を認めたが、最高裁がそれを否定し、向井氏の要求を退けた。東京高裁の判決の趣旨は、100年前の既定ではなく、医療技術の進んだ現在、特にアメリカで合法的に出産し、そこでの正式な出産証明もある以上、親子関係を認めてもよいというものだったのに対して、最高裁は、出産した女性が母であるという、民法の既定が厳として存在し、親子関係は単なる当事者だけの問題ではなく、社会全体の原理を構成するものだから、法に反する判断はできないというものだった。最高裁は向井氏の要請そのものを否定したというよりは、それを受け入れることは、裁判所の役割ではなく、民主的に選ばれた代表たる国会での審議に基づくべきであるというものだといえる。現在なお、法的な整備は進んでいないのが現状であり、法によって禁止されているわけでもなく、また、容認されているわけでもない。事実としてわずかながら、国内でも代理母医療を行っている医師がおり、生まれた子どもがいるという現実はある。

*12 <http://www.dairi-haha.com/japan-report.html> 全般的な情報

*13 実際に、試験管ベビーと呼ばれる子どもの場合、既に他人の精子を使用する場合が多数あるが、その場合「実子」として扱われることが多い。ベビーM事件は、卵子は代理母のものであることが、問題発端となったが、向井氏の場合には、精子も卵子も向井夫婦のものであり、その意味では、「実子」主張に根拠がないわけではない。

第1章 誕生をめぐる問題

多いし、またアメリカでも多くの州では禁止しているので、インドなどの貧しい地域に依頼が増える傾向があるとされる。つまり、代理母という制度は、経済的格差と関連しており、貧困を固定する役割を果たすという批判がある。他方、貧しい状況にある人が、苦境を脱する機会になるとする擁護論もある。

ビジネスとしての代理母は反対であるが、肉親等が無償で引き受けることは認めるべきだとする意見もある。

Q 代理母をどう評価するか

1-3-4 中絶

次に誕生の抑制である中絶の問題を考えてみる。

日本は、旧社会主義ソ連ほどではないにせよ、中絶に寛容な社会である。法は中絶を条件付きで認めているのだが、法に規定されている場合以外でも、比較的容易に中絶がなされてしまう。特に、高校生などの中絶は大きな社会問題でもある。ところで、アメリカはキリスト教信仰のあつ国民が多く、キリスト教では、聖書の教えでは中絶を禁じており（子どもは神から授かったものであり、中絶は神の意思に背くことになる）、中絶に対する非常に厳しい反対がある。中絶を認めるかどうかは、大統領選をも左右するほどの問題なのである。それだけではなく、中絶に反対する勢力の過激な人達は、中絶を行う病院を爆破したり、あるいは医師を殺害したりすることもあった。中絶は命懸けの医療行為になっていたといっても過言ではない。

簡単に人工妊娠中絶の歴史を振り返っておこう。

中絶を禁止したのは、中世のカトリックが初めてのことだったようだ。それ以後、中絶をおこなうことは犯罪となった。19世紀になると、医学的、社会的、個人的に望ましくない妊娠の中絶許可をもとめる運動がおきた。この要求を最初にうけいれたのは革命直後のロシアで、ついで日本でも受け入れられた。つまり、日本は、極めて初期から中絶を受け入れた国家だったのである。日本では中世の間引きの習慣があったために、比較的社会的な批判が少なかったのかもしれない。

第2次世界大戦後、東欧でも一定の条件のもとに許可する国がでてきた。そして、1960年代後半からは、世界中の国々で規制がゆるめられていく。それには次のような背景がある。

中絶禁止がきびしいため、生まれた赤ちゃんを殺したり、違法な中絶による母親の死亡がふえた。

世界人口のいちじるしい増加。

女性解放運動がひろがった。

医学技術が進歩したため、中絶は比較的安全と考えられるようになった。

レイプなどによって妊娠した場合、胎児に先天的・遺伝的な異常のある場合、未婚や貧困のため生まれた子供をそだてるのが困難な場合などは、中絶を許可するが、一定の妊娠期間をすぎた場合は禁止している国が多い。

このような動向は母体の保護を主な目的とするものであるが、中絶は決してそうした「個人の

第1章 誕生をめぐる問題

権利」のレベルだけで進んできたものではない。「優生保護」という観点から障害児を除去する制度として機能してきた面もある。現在でもこの問題は理論的に完全に解決されたわけではないので、少し具体的に後で見ておこう。

さて、中絶は女性解放運動の中では重要な「自己決定権」を構成するものとして位置づけられている。

1978年12月18日に決定された国連の女性差別撤廃条約は出産の自己決定権を規定している。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女性に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

「子の数および出産の感覚を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利」が、女性の出産に関する自己決定権とされている。

しかし、この自己決定権は、かならずしも明瞭なものではなく、また、さまざまな複雑な問題が提起されている。

1-3-4 中絶反対論

中絶反対の見解は決して国際的にみて少数派なのではない。

中絶反対派の見解をみてみよう。

Feminists for Life of America の代表である Serrin Foster は次のように語っている。

Question: Do you think most women will opt to keep their child if they see they can handle the situation and not drop out of school?

SF: Once she is pregnant, we need to address her needs. I still don't know any woman who wants an abortion. There may be women who didn't want to get pregnant in the first place, but who would wish an abortion on even their worst enemy? When a woman knows she's pregnant, she's forever changed; she's forever connected with this kid. An abortion will never undo that

第1章 誕生をめぐる問題

child's impact on her life any more than a miscarriage would.*¹⁴

フォスターは、過激な中絶反対論ではなく、もし子どもを産み育てる環境を整えば、必ず女性は中絶ではなく、出産を選択するはずである、中絶を望む女性などいないという確信を述べている。

アカデミー賞をとった「コンテンダー」というアメリカの映画では、副大統領候補になっている女性が、中絶容認の意見をもっているために、議会の審査委員会で「殺人者」と罵られる場面が出てくる。

もうひとつの見解は、受精した以後は「人間である」、従って、中絶は殺人であるという見方である。

A further definition of the violently killed fetus is given as follows: "a member of the species homo sapiens at any stage of development, who is carried in the womb."*¹⁵

多少似たものとして、胎児を死なせた場合の問題がある。

Source: WorldNetDaily; April 30, 2001

Rescuing America's Unborn Children

by Alan Keyes

The bill, if enacted, would be the first federal law to recognize a zygote (a fertilized egg), a blastocyst (preimplantation embryo), embryo, or fetus as an independent victim of a crime.

Because the bill applies starting at conception, it forges new ground in attempting to recognize the fetus as a person with the same legal status as the woman or anyone else who has been born.*¹⁶

アメリカでは、The Unborn Victims of Violence Act が成立し、妊婦への暴行などによって、妊娠中の子どもが死んだときに、殺人罪が適応されることになった。

1-4 優生保護思想

医療の進歩によって、誕生が人為的な操作が可能になれば、必然的に起きる事態が、「より望ましい子どもを得たい」という要求とその実現のための技術の開発と実行である。もちろん、文明が発達して以来、同じ要求とその実践はずっと続けられてきた。結婚相手を選択するときに「望ましい要素」をもっている人を選ぶという「選択的」実践もあるし、また妊娠中に健康に気をつけるなどの胎教の実践もある。特に前者は優生思想として近代社会に肥大化した。城山三郎の有

*14<http://www.prolifeinfo.org/art040.html>

*15<http://www.prolifeinfo.org/art038.htm>

*16<http://www.prolifeinfo.org/art035.html>

第1章 誕生をめぐる問題

有名な小説『素直な戦士たち』は、見合いの席で女性が相手に「あなたのIQはいくつですか？」と質問する場面から始まる。高いIQ遺伝子をもった相手と結婚し、生まれた子どもを東大に合格させるために、小さいころからひたすら受験勉強に駆り立てついに悲劇に至るベストセラー小説である。

優生思想はナチスによって主張されたために、悪の思想の代表例のように捉えられる傾向があるが、歴史的に見れば「進歩思想」の一種と考えられたこともある。19世紀以降展開した優生思想の発生源はダーウィンであり、ナチス台頭前に優生思想を普及させたのは民主主義政治思想家として有名なハロルド・ラスキであり、また児童の権利を主張したエレン・ケイだった。しかし、それにもかかわらず、その思想の背景には「エリート主義」があったことは否定できない。いずれにせよ、誕生の人為的操作が可能になる以前の優生思想は、せいぜい結婚相手の選択と胎教であった。しかし、現在では様々な技術が開発されたために、優生思想的側面は多様な場面で問われることになった。

1-4-1 排除の思想と実行

ヒトラーはアーリア人の優位性を説き、ユダヤ人と障害者を排除する思想を実行した。ユダヤ人の血が混じっているとユダヤ人と認定し、強制収容所に送られ、強制労働に従事するか殺害された。また、障害者は安楽死させられ、安楽死はその後ドイツではタブーとなっている。優生思想と出産技術の結びつきは障害者の排除から出発している。

1960年代までスウェーデンでは胎児条項があり、福祉国家スウェーデンの裏の側面が明るみに出たということで、世界的な話題となったのは記憶に新しい。

胎児条項とは、胎児に障害がある場合に、中絶してもよいとする条項のことであり、更に障害者に対して出産させないように不妊手術や去勢する規定も別にある。^{*17}

日本では、「優生保護法」という法律が1996年まであり、以下のような規定があった。

第一条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の声明健康を保護することを目的とする。

第二章として「優生手術」という項目がおかれ、

(医師の認定による優生手術)

第三条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病患者又は精神薄弱者については、この限りでない。

一 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇形を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの

*17 日本では廃止された条項であるが、イギリスやフランスにはあるが、ドイツでは廃止した。

第1章 誕生をめぐる問題

三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

2 前項第四号及び第五号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による優生手術を行うことができる。

3 第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

この条項は本人及び配偶者の同意を前提としているが、同意がなくても、以下のような場合には、優生手術ができるとされていた。

(審査を要件とする優生手術の申請)

第四条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。

(優生手術の審査)

第五条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同条に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

2 都道府県優生保護審査会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

この決定に対しては、不服申し立てをすることができるが、最終的には訴訟を必要とし、敗訴すれば強制的に優生手術を受けなければならない規定であった。つまり、「公益」の観点から、精神疾患や障害をもっている人は、子どもをもつ権利を奪われていたのである。

現在ではこの法律は「母体保護法」と名称を変え、優生手術の条項が削除されたが、不妊手術という項目は残っている。

優生保護法では以下のような規定があった。

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第十四条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師（以下指定医師という。）は、左の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの

三 本人又は配偶者が癩疾患に罹っているもの

四 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

第1章 誕生をめぐる問題

の

五 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの

2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

3 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病患者又は精神薄弱者であるときは、精神保健法第二十条（後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合）又は同法第二十一条（市町村長が保護義務者となる場合）に規定する保護義務者の同意をもつて本人の同意とみなすことができる。

それが現在では、以下のような規定となっている。

（医師の認定による人工妊娠中絶）

第十四条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの

2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

中絶の許可範囲を定めた条項であるが、精神疾患等の理由は含まれていない。当然強制力はない。従つて、強制される優生手術がなくなり、また同意を得ての中絶であるが、残された問題がある。つまり、実質的に「本人または配偶者が精神病・精神薄弱・精神病質・遺伝性身体疾患・遺伝性奇型を有すること」が「妊娠の継続または分娩が身体的または経済的理由により母体の健康をいちじるしく害する恐れがあること」とされれば、中絶が可能になるわけである。事実、出生前検診により胎児に障害や重篤な疾患があると診断された場合、中絶される場合がある。事実として、削除された条項は生きているのである。

さて、では自発的な障害や疾患を理由とする中絶は、自己決定権なのだろうか。

胎児条項についての理解をめぐって、意見の相違がある。

「SOSHIREN 女（わたし）のからだから」という団体が、胎児条項を入れることに対する反対の中に以下のような文章がある。

ここに「胎児条項」を導入すれば、ふたたび法律で「生まれるべき人間」と「そうではない人間」を規定することになります。しかも、その「分別」を当の妊娠した女性に「選ばせる」という残酷な状況を生み出します。

私たちは、人工妊娠中絶は女性の自己決定のために必要なものだと考えます。しかし、障害のあるなしによって胎児を選別することは、女性の自己決定とは言えないし、ましてや「母親の幸福追求権」

第1章 誕生をめぐる問題

などとは到底言えないと思います。^{*18}

産む産まないに関する自己決定権は必要であるが、障害がある子どもについて産む・産まないを、本人に決定させるのは、「残酷だ」というのである。しかし、自己決定権は残酷なものを回避できないのではないだろうか。残酷な決定は回避したいのならば、自己決定権を行使できないということになる。

また、ここには、胎児が障害をもっていたら、合法的に中絶できると規定することは、障害をもっていたら産む自由が奪われるという認識があるように思われる。実際に次項で触れるように、国家的に胎児診断が勧められている社会では、障害があるとわかったらほとんどが中絶を選択するという実態がある。

他方、「生まれない権利」の主張もある。極めて観念的な権利主張であるが、生まれたときにもっている資質や能力をもっている、もっていないことは、「生まれる」ことを選択するかどうかの基準となりうるという主張と考えられる。

1-4-2 胎児診断の問題

出産に関わる技術が、単に不妊治療ではなく、中絶あるいは優生保護等、出産の選択を可能とするものに展開してきたのは、胎児診断の発展があったからである。

妊娠中の胎児診断がかなり行われているイギリスでは、障害をもっているが故の中絶が少なくないと言われている。そして、この点については、新たな優生学的発想が登場したのだという批判もある。その点について考えてみよう。

胎児のダウン症などの障害の有無の確率を母親の血液から推定する「母体血清マーカー検査」は、日本では出産数の1%ほどだが、発祥の地イギリスでは、妊婦の三分の二、韓国では半数以上が検査を受けているが、検査結果をめぐる動揺と混乱も少なくない。もっとも、ドイツでは今でも議論が続いているそうである。

イギリスでの検査普及を後押ししたのは1987年に発表された、マイク・ギル氏の論文であった。ロンドンの北東テムズ地区をモデルに、ダウン症の胎児一人を見つけるのにかかる費用を約7400ポンド（当時1ポンド=約238円）、ダウン症の一人に生涯かかる費用を、教育費や医療費も含め約155万6千ポンドと計算。リスクの高い妊婦をふるい分ける事前診断を普及させれば、社会的にも十分採算が見込めると結論づけた。そして自治体の費用での検査が急速に普及したのである。

ロンドンの中心部に近い住宅地にあるロイヤルフリー病院では、5年前から、すべての妊婦に出生前診断について説明し、7割以上の妊婦が検査を選ぶという。この病院では羊水検査でダウン症と確定してから出産するケースは年間一人くらいという。情報提供する団体もあり、とりあえず十分な情報をもとに、個人の選択として検査と中絶が行われている。統計的には、ダウン症と判別されて出産する率は5%程度である。

母体血清マーカーの開発者の一人、リーズ大学のハワード・カックル教授（疫学）は「年間1

*18<http://ehrlich.shinshu-u.ac.jp/tateiwa/1990/990324sr.htm>

¥end {quotation

第1章 誕生をめぐる問題

5万人の胎児が中絶されている。障害のある胎児数千人の中絶は、さほど大きな問題ではない」と話す。マンチェスター大学のジョン・ハリス教授（生命倫理）も『『いのちを質で選ぶなんて』、という言い方はカトリックなど中絶反対の人しかしません』という。

欧米には今世紀初頭、「優れた人種を残そう」という優生思想があったが、これを民族差別やユダヤ人皆殺しに援用したナチスドイツの登場で、優生思想の持つ危険性が明らかになった。そのためか、関係者は一様に「国が障害児の中絶を強制していれば優生思想だが、これは個人の決定なので優生思想ではない」と強調した。

しかし、ガイズアンド聖トーマス医科大学のテレサ・マーテュー教授（心理学）たちは異論を唱えている。『『情報と個人の選択』を前面に出してはいるが、障害児を見つける検査に公費が投入され、障害児の多くが中絶されている現状は、見方によっては優生思想の実現とも取れる。』^{*19}

1-4-3 クローン人間・優秀な精子・卵子の売買

医療技術は「望まない子どもの排除」だけではなく、全く逆の「望む子どもの獲得」にも応用されている。白人の子どもにする出産、男女を確実に生み分けるための技術から、精子や卵子の売買も存在する。アメリカにおけるノーベル賞受賞者の精子バンクはよく知られている。そして、究極の技術ともいえるのが、クローン人間だろう。

そして、1997年になって、世界中を駆けめぐったニュースに「クローン羊」があった。生殖細胞の操作ではなく、成体細胞の一部を使用して、クローン羊をつくることに成功したことが世界を驚かせた。これが人間に適応されるとどうなるのかという関心が強まったのである。

後述するように、クローン人間自体は、一卵性双生児としていくらかでも存在するが、成体細胞からつくることができると、その意味がかなり違ってくる。以前、娘が白血病になったので、母親が骨髄移植をするために、免疫拒否反応の少ない「元」を得ようと、かなりの高齢になっていたにも拘わらず妊娠出産し、その赤ん坊の成長を待って、骨髄移植を成功させた事例がある。クローン人間を成体細胞からつくれるということは、こうした免疫拒否のないもうひとつの成体を造ることができることを意味し、臓器移植等に利用可能ではないかと考えられている。胚性幹細胞（ES細胞）が近年重要性を認識され、研究されている。この細胞は卵の発生の初期段階に存在し、全能性（どんな器官にも分化する能力）をもっている。従って、拒絶反応のない組織を作ることができ、様々な病気の治療に役立つもの技術を生むとされている。2000年12月19日にイギリスはES細胞の研究を正式に認めている。そしてその後各国で研究競争となり、日本や韓国でもES細胞を使って組織を作ることによって部分的に成功したという報道がいくつかなされた。そして、現在では更にiPS細胞の研究へと発展している。

しかし、ES細胞やiPS細胞は主に「臓器」にするための研究であるが、生体としてのクローン人間の研究も密かに行われていることが、昨年ディスカバリーチャンネルによって報道された。キプロス生まれのアメリカ人医師のザボスである。彼は、自分の親が多くの子どもを生みながら、育ったのはわずかであったことから、不妊治療の道に入り、その後不妊治療をしても子どもができない夫婦のために、クローン人間の研究へと入っていく。現在ほとんどの国では研究自体が禁止されているので、禁止されていない中東の国で主に研究をしているようだ。この番組に

*19 朝日新聞 1998.7.23 「出生前診断 命を選びますか 海外偏1」 1998.7.24 同2

第1章 誕生をめぐる問題

は、あらゆる不妊治療を試みたが成功しなかったので、クローン技術に期待する夫婦だけではなく、自分の子どもを交通事故でなくした母親が、どうしても自分の子どもを再生させたいとして、DNAを保存して、将来技術的に可能になったら、死んだ子どもを再生させることを夢見ていることも報告されている。

このような研究に対して、医学研究者からは大きな反発があり、ザボスの研究成果を公表する場を与えている機関に、公表させないように要望を出したりしている。

クローンに反対する意見は、主に「倫理的な問題」と「障害の危険性」である。卵子と精子の受精によって子どもが生まれるという自然の摂理を破壊する行為であり、あってはならないことであるというのが、倫理的な問題の主張である。また、ザボスが自身で公表したところでは、公表時点で受精卵の70%は異常があるという。

こうした意見に対して、ザボスは、体外受精なども自然の摂理に反しており、科学の進歩は自然の摂理を超えるところにあると主張する。また、障害が発生していることがわかったら、プロセスを進行させるか止めるかは、親（依頼主）の決めるところだという。いずれにせよ、ほとんどの国で禁止されている研究だから、近い将来にクローン人間が誕生する可能性は極めて低いが、それを切実に希望している人が存在することも事実である。

1-5 法的規制の問題

こうした動向は、どのような意味をもっているのだろうか。自然な人間の改造を試みているわけだが、こうした行為は、どこまで許されるのだろうか。医療行為は法律によって詳細に認可される部分が決まっているので、こうした生殖医療についてもさまざまな規制がある。しかし、最先端の技術のひとつであるので、論議の段階にある内容も少なくない。

簡単な現状をみておこう。

◆生殖技術の規制や実施の状況				
	法規制	非配偶者間の人工授精	体外受精の精子卵子提供	代理母
米国	無	可	可	一部の州で禁止
英国	有	可	可	原則禁止
フランス	有	可	片方は必ず夫婦のもの	禁止
ドイツ	有	可	禁止	禁止
日本	無	可	認めない	認めない

(日本は産科婦人科学会の見解による) *20

フランスで1994年に決定された「生命倫理法」を参考にしながら、考えてみよう。生命倫理法の内容は以下の通りである。

*20 朝日新聞 1998.7.5 「生殖医療の指針急務 現実に追いつかぬ規制 非配偶者間の体外受精」

第1章 誕生をめぐる問題

【人体尊重法】

「法は人の優位性を保障し、その尊厳を侵すことを禁じ、生の始まりから人間として尊重することを保障する」(民法第一六条)「何人も人類の無欠な状態を侵してはならない。遺伝病の予防、治療を目的とする研究を除き、人の子孫を変える、いかなる遺伝形質も改変してはならない」(同4項)「事前に本人の同意を得ず、人の遺伝形質を医学研究のため調査する行為は禁固一年と罰金十万フラン(約二百万円)に処す」(刑法二二六条25項)

【人体の提供と利用、生殖医療、出生前診断法】

「臓器摘出は、本人が生前に摘出拒否の意思表示をしていないと判明次第、実施できる。この拒否は自動化された全国登録で行われる。登録はいつでも変更可能とする」(公衆衛生法第六七一条7項)

「生殖医療はカップルの親になりたいとの要求にこたえるもので、病理学で不妊と診断されたのを治療する目的、または重大な病気を子供に伝えるのを防ぐために行われる。カップルを成す男と女は生存しており、出産の年齢にあつて、結婚しているか、少なくとも二年以上の共同生活を証明でき、事前に受精卵の移植や受精に同意していることとする」(公衆衛生法第一五二条2項)

「受精卵の受け入れは、その妊娠を望んだカップルの文書による同意に基づく法的決定が前提となる。裁判官はそのカップルが別項の条件を満たし、生まれてくる子に家族面、教育面、精神面でどのような条件を提供できるか、あらゆる調査ができる」(同5項)

「人の受精卵を有償で手に入れる行為は、形式のいかんにかかわらず、禁固七年と罰金七十万フラン(約千四百万円)に処す。それを仲介したり受精卵を有償で第三者にゆだねたりした場合も同じ」(同法一五二条12項)^{*21}

以上である。

ドイツでは、ナチスの歴史への反省から、他国に比べてもかなり厳しく受精卵への操作を規制している。90年に成立した「胚(受精卵)保護法」では、代理出産、受精卵への遺伝子治療、(体外受精で生じる)余剰受精卵の実験利用、実験目的の受精卵の生成を禁止し、違反者には罰則を設けた。ただし、男女産み分けについては重い遺伝病回避の目的に限り認めているため、受精卵診断については法解釈が分かれている。またフランスの生命倫理法は、激しい議論の末成立した。遺伝子によって起きる病気(遺伝子病)は、既に知られているものでも相当数ある。代表的には、アルツハイマー病であろう。アルツハイマー病に関しては、遺伝子構造もわかっており識別可能である。

もちろん、その遺伝子構造をもっていると必ず発病するわけではないが、その遺伝子構造をもっていなければ発病はしない。

生体になってからは、体中の細胞が同一遺伝子をもっているのだから、遺伝子操作によって、発病を抑えることは難しい。そこで、受精前の生殖細胞を操作して、アルツハイマー病の遺伝子構造を変えてしまえば、発病を抑えることができる。しかし、人間の構造は、孤立しているわけではなく、当然関連していると考えられるから、他に影響せずに、その遺伝子構造だけ変化させることができるのかは、未知の世界である。そうした遺伝子治療を実現するためには、多くの実験、そして、最終的には人体実験を行わなければならない。「科学と宗教」という問題になるの

*21 朝日新聞 1994.11.23 人は自然の一部 先端医療広く規制 フランスの生命倫理法

第1章 誕生をめぐる問題

だろうか。

もともと、遺伝子治療には、多くの誤解があり、そのような誤解をもたないように、正確な知識をもつことは大切だろう。近年、クローン人間を作れるか、というような論議が起きて、大騒ぎになったが、実際には、クローン人間は、無数に存在しているのであって、殊更新しい現象ではない。一卵性双生児は遺伝的には、完全にクローン人間だから、それを受精卵の操作で作ったとしても、特に未知の人間が現れるわけではないのである。

だから、問題はクローン人間そのものが問題なのではなく、治療に使用する意味で、意図的にクローン人間を作ることの是非であろう。

次に、人工受精による不妊治療として、年齢の制限や精子・卵子に対する「選択」が許されるかという問題がある。白人の卵子をもらった黒人は、あきらかに人種差別という社会問題を意識していた。国際的な養子にしても、南北問題が影響していることが多い。途上国では、臓器売買が行われていることが少なくないし、代理母などが、南の国に発注されることも、今後多くなるだろう。

貧しい国の人は、「体」を提供し、豊かな国の人は、お金で他人の体の一部を譲り受けるという現象が、ますます多くなるはずである。

出産年齢の制限の問題はどうだろうか。

自然のままでは、50代になって出産することはない。しかし、欧米では50代になって再婚することは、珍しくないから、あたらしい夫の子どもを産みたいという要求がありうる。遺伝的には夫の子どもで、母としては、胎内でそだて、「産んだ」という行為で、自分たちの子どもであるという実感が欲しいのだろう。

しかし、そこには、母体の危険性、子どもを充分の育てることができるか、他より多くの治療費を必要とするはずで、そうした国の医療費の問題、等さまざまな問題がある。このようなことは、個人の自由であるのか、あるいは社会としての「判断」の対象なのだろうか。

第2章 子どもの住む地域と安全

2-1 安全は人が育つ基盤

人間は、地域社会で生活し成長していく。以前の古い共同体の中で、人々が生活していた時代には、このことは自明であった。大人は、すべて労働に携わっており、親が個別に育児を行うことなど、ほとんどなかったわけである。乳児の時代をすぎれば、兄弟姉妹が面倒をみ、地域の子どもたちが、共に遊ぶ中で、育って行ったのである。そして、大人も子どもも、共同体の成員は、お互いによく知っていた。

従って、災害とか突発的な事故などを除けば、子どもの安全が脅かされることは、あまりなかった。少なくとも、知らない人に危害を加えられるなどということは、ほとんど考えられないことだったに違いない。もちろん、その当時の子どもたちは、安全で幸福であった、などということではない。栄養状態が悪く、医療も発達しておらず、病気になりやすく、また、病気で死ぬ危険性も非常に高かった。子どもはたくさん生まれたが、育つ子どもは少なかったのである。しかし、今日の先進国の子どもをめぐる環境は、大きく変化した。栄養や病気による危険性は、ほとんど消滅した。そして、物質的には恵まれている。

しかし、日本も含めて欧米先進国では、子どもは、別種の危険にさらされるようになった。公害、交通事情、早くからの競争等、さまざまな危険があるが、ここでは、文字通りの子どもを対象とした犯罪の危険性について、特に取り上げることにしたい。子どもの成長にとって、安全はもっとも重要な環境的土台である。心配することなく、自由に遊び回れる空間がなければ、健康に育つことは難しい。しかし、近年地域の安全環境は、徐々に悪化している。

ではどのような危険があるのだろうか。厚生労働省の統計によって、年齢階級別の死亡原因を見てみよう。

次ページの表は平成20年の統計である。

この数値を見れば分かるように、子どもの死因は病気と事故が大部分を占めている。従って、子どもの安全を守る最も重要な要素は、健康に注意し、子どもが陥りやすい事故を念頭において環境を整えることであるといえる。

しかし、近年子どもに対する犯罪もまた目立つようになり、犯罪対策が教育施設で求められるようになってきている。この章ではそうした子どもの安全について考えていくことにする。

第一に不慮の事故を防ぐためには何か必要かを考えるために、杉並第十小学校で起きた転落事故を考察する。

第二に交通事故を考えるために、保育園児の集団に突っ込んだ車の事故から、交通安全意識について考察する。

第三に、やはり、不慮の事故と分類されているが、子どもに対する犯罪が大きな被害をもたらすということから、子どもに対する犯罪をいくつかとりあげる。

第四に、増えていると感じられる親による子どもへの虐待事件を取り上げる。

こうした中で、子どもの安全を守るために必要なことを少しでも明らかにしよう。

第2章 子どもの住む地域と安全

年齢階級別死因

死因分類	性	総数	0歳	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24
全死因		1142407	2798	3747	557	516	1621	2977
	男	608711	1488	2014	318	330	1063	2057
	女	533696	1310	1733	239	186	558	920
疾病等		1066526	2644	3384	358	292	303	553
	男	559173	1403	1799	177	166	132	272
	女	507353	1241	1585	181	126	171	281
不慮の事故		38153	144	307	128	114	468	588
	男	22801	80	180	91	84	361	460
	女	15352	64	127	37	30	107	128
交通事故		7499	10	56	70	52	343	348
	男	5191	5	35	50	39	264	288
	女	2308	5	21	20	13	79	60
自殺		30229	-	-	1	58	507	1488
	男	21546	-	-	-	41	306	1037
	女	8683	-	-	1	17	201	451

2-2 子どもの遭遇する不慮の事故

2-2-1 杉並第十小学校転落事故

2008年6月に、東京都杉並区の小学校で、授業終了時に6年生の子どもが、屋上の採光窓から12メートル下のホールに転落して死亡する事故があった。以下のそのときの記事である。

転落死：授業直後…小6、屋上の採光窓破り―東京・杉並

2008.06.19 東京朝刊 29頁 社会面 写図有 (全1,191字)

18日午前9時25分ごろ、東京都杉並区和田の区立杉並第十小（宮山延敬校長、児童388人）で、杉並区和田2、会社員、中村俊晴さん（44）の長男京誠（きよまさ）君（12）＝同小6年＝が校舎屋上にあるドーム状の亚克力製採光用窓（厚さ4・5ミリ、高さ約70センチ、直径約130センチ）を突き破り1階の床に転落、全身を強く打ち約4時間後に死亡した。事故当時は算数の授業終了直後だったが、学校は児童らにドームに乗ることを禁じる指示を出していなかった。警視庁杉並署が原因を調べている。

調べなどによると、京誠君は算数担当の女性教諭（49）の引率で、児童25人と「10メートル歩いて何歩になるか」（1時限目）をテーマにした授業を屋上で受けた。終了後、教諭が児童を出入り口に誘導中、京誠君が採光用窓に乗り、ドームとその下のガラス製窓（厚さ約7ミリ）を突き破り、約12メートル下の1階多目的用ホールの床に転落した。窓の下は吹き抜けで1階にいた教諭が発見

第2章 子どもの住む地域と安全

した。同署はドームが体重を支えきれなかったとみて、学校関係者らから事情を聴いている。

事故を受け、杉並区は井出隆安教育長らが同日夕会見し、屋上の出入り口は通常は施錠されており、この日は授業で広いスペースが必要だったため、鍵を開けて使っていたことを明らかにした。女性教諭は屋上の使用を校長らに報告しておらず、ドームに乗ると危険なことも児童に注意していなかったという。井出教育長は「児童だけでは近付けない場所なので、上に乗ることを想定していなかった。安全であるはずの学校で事故が起き大変申し訳ない」と謝罪した。

同級生らによると、亡くなった京誠君は小学校の野球チームに所属。クラスのリーダー的存在で優しい性格だったという。別のクラスの男子児童は「亡くなったなんて信じられない」と涙ぐんだ。

同小は午後6時半から保護者会を開き、宮山校長が事故の経緯を説明した。【酒井祥宏、前谷宏、内橋寿明】

◇「乗った場合」想定なく――文科省の整備指針

小学校内の施設についての留意事項を示した文部科学省の「小学校施設整備指針」（92年作成）によれば、採光用窓について児童らが乗った場合を想定した記載はない。ただ、総則には「児童の多様な行動に対し、十分な安全性を確保した計画にすることが重要」とあり、ガラスも「人体の衝撃に対し、破損しにくくすること」と記されている。文科省の担当者は「区教委から事情をよく聴き、採光用窓がある他の学校でも対応が必要なのか検討したい」と話した。

事故があった区立杉並第十小の屋上には「トップライト」と呼ばれる採光用窓が5基あり、86年に校舎ができた際に設置された。3年に1度、建築士が目視点検しており、06年の検査では異常は見つからなかったという。他の区立小中学校13校にも同様の採光用窓があり、杉並区は18日、点検や再発防止を指示した。（毎日新聞社）

この杉並第十小学校は全国的にも「開かれた学校」として有名で、学校開放のモデルケースとして設計段階から計画されたものである。いくつかの施設を住民と共用するように作られており、そうした先進的な取り組みがあった反面、部外者が自由に入出入りするものの危険性が、学校関係者から指摘されるなど、話題の多い学校だった。このことからわかるように、この事故の原因のひとつに「設計上の特質」が関わっていた。

この事件をどのような側面から検討すべきだろうか。

第一にこのような学校の設計上の問題がある。日本の多くの学校は、文部省が示したモデル構造を基本にして設計がなされている。日本中の学校が似たような建物であるのはそのためである。この種の校舎では、屋上に採光窓はないので、起きる可能性はほとんどない。同種の事故はこれ以前に起きていたが、いずれも標準的な建物ではないところで起きている。このことは、逆に建物設計の祭の問題を浮き彫りにしているのである。

学校設置者（通常市町村）が個性的な教育を行い、そのために個性的な校舎を望んだ場合、多くが建築家に設計を依頼する。標準型の場合には、文部省のモデルに沿って、教育委員会や土木課の担当者と建設会社との打ち合わせで、校舎の設計は済んでしまうことが多い。建築家が設計を引き受ける場合、オープンスクールの形式を取り入れることが多い。個性を打ち出すためには、標準的な教室構造とは異なるものにする意識が働くのだろう。ところが、実際に教室で授業を行う教師たちはの多くはオープンスペースの校舎を好まないし、また、どちらの場合にも、現場の教師が校舎設計に具体的に関わることはほとんどないと考えてよい。そこで、授業のやりやすさや安全に関して、子どもの実態に則した配慮が欠落することになりがちなのである。オーブ

第2章 子どもの住む地域と安全

ンスペースの多目的ホールを作る、そのために天井に採光窓を設置する。そして、屋上は上がらないという「当時の校長」の見解で危険防止のための措置がとられないまま校舎が作られ、当初は危険だから屋上にあがらないという申し合わせが伝達されていたが、その内あいまいになり、屋上で授業が行われるようになっていたわけである。

ここに第二の問題が隠されている。当初は「危険要因の伝達」がなされていたが、次第になされなくなって、危険が認識されないまま屋上が授業で利用されていたことになる。伝達の問題と、更に危険認識の問題がある。採光窓があれば、子どもは登りたくなるという、子どもの性質の認識、どの程度の重さに耐えられるかの認識等が、欠けていたと考えざるをえないだろう。危険の認識には、設備と子どもとの両方に対する正確な認識が前提となる。教師には不可欠の認識力である。ところが、たとえ教師が安全に対する認識をもっていたとしても、それを設計段階で活かす態勢でなければ、新しい校舎には危険が生じてしまう。現在学校は戦後第三の建て替え期にあたり、新しい校舎になったり、またなる予定にある学校が少なくない。

学校運営の問題も指摘されなければならないだろう。同種の事故が起きていたために、校舎建設当時は、屋上に昇らないという規則が守られていた。しかし、校長が何人も変わり、次第にその申し合わせは曖昧になり、また、屋上で授業も行われるようになっていった。そして、屋上で授業を行う場合には、趣旨を説明して校長の許可が必要であることになっていったが、この授業に限らず、多くの授業は事実上無許可で行われていたという。しかも、必ずしも屋上で行う必要がある授業ばかりではなかった。この事故が起きた授業は、歩く歩数と進む距離の関係を確認する授業だったとされる。大勢で歩くことが可能な屋上に出たわけであるが、校庭に出なかった理由は定かではない。市民との共有空間があるために、学校占有空間である屋上を選んだのだとしたら、市民との共有構造がマイナスとなったことになる。

事故が起きたとき、最後の一人まで降りることを確認することを怠ったとして、この授業担当教員が強く批判された。教師は手のかかる生徒がいて、そちらに気をとられていたと説明していた。

2-2-2 川口市の保育園児事故

2006年に埼玉県川口市で、保育園の園児の列に車が突っ込み、多数の死傷者が出た事故も、起きてても不思議ではないと言える。事故を最初に伝えた新聞は以下の通りである。

埼玉・川口の園児死傷事故：衝撃音…泣き叫ぶ声 「裏道」40～50キロ走行も

2006.09.25 東京夕刊 9頁 社会面 写図有（全985字）

子どもたちが笑顔で散歩するほほえましい光景が、一瞬のうちに暗転した。埼玉県川口市で25日朝、16人が死傷した交通事故。現場には園児の泣き叫ぶ声が響き、はね飛ばされて道路に横たわる子どもたちを前に、近所の人々は立ちすくんだ。事故を起こした白いワゴン車が撤去されたあとには、白やピンクの小さな靴が残されていた。

「楽しそうな園児の列を見た直後に、バーンという音がして、子どもが泣き叫ぶ声があった」。事故現場のすぐ脇に住む女性（42）は、興奮気味に話す。家を飛び出すと、路上には、血だらけの園児や保育士が4、5人倒れ込み、必死に声を掛けても、ピクリとも反応しない子もいる。脇には前部が

第2章 子どもの住む地域と安全

破損した白いワゴン車が止まっていた。

「大丈夫だからね」。女性は、周囲に立ちすくみ泣きじゃくる園児に声を掛け、抱きかかえて救急車を待った。

近くの時計店経営、今井良雄さん（65）は、うずくまる園児と、救急隊が心臓マッサージする光景を間近で見た。「涙が出て、見ていられなかった」。事故を起こした白いワゴン車も現場付近にあったが、運転手の男が「すみません」と言っていたという。

飼い犬の散歩中に事故を目撃した近くの専門学校生、鈴木明恵さん（18）は「道路の中央を走っていた車が、少し斜めになったと思ったら、後ろから子どもたちに突っ込んだ。逃げる間もなかった」と話した。

近所の人によると、事故があった路地は信号機がない「裏道」で、近道として利用するドライバーもいるという。「こんな狭い道なのに40～50キロぐらい出して走る人もいて、何度も怖い思いをした」と憤る女性もいる。

園児たちが通う小鳩保育園は、園長らが事故の状況確認や関係者との連絡に追われた。職員の一人は取材に「保護者などの関係者に電話で連絡をしている。子どもたちの容体など、詳しいことは分からない」と困惑した様子で話した。

◇園長、涙ぐむ

関定夫園長（57）は「親御さんに申し訳ない」と涙ぐんだ。園長によると散歩は日課で、この日は園児33人が5人の保育士に引率されて公園に向かう途中だった。

◇被害者の搬送先

川口市立医療センター（埼玉県川口市、搬送6人）死亡＝園児2人▽心肺停止＝園児1人▽負傷＝園児2人、女性保育士（23）

東川口病院（同市、搬送8人）負傷＝女児5人、男児3人

独協医大越谷病院（同県越谷市、搬送2人）重篤＝女児2人（毎日新聞社）

もちろん、不注意な運転手が最も大きな責任を負っており、運転者が注意して運転していれば防ぐことができた事故であった。しかし、運転手に注意を呼びかければ済む事故でないことも確かであろう。「こんな狭い道なのに40キロ50キロぐらい出して走る人もいて、何度も怖い思いをした」という人がいることでわかるように、いつか起きる危険性があった事故であり、また、同じような事故が起きる場合は、日本には至るところにある。

記事等でわかるこの道路の危険な要素を整理してみよう。

- 1 歩道がなく、狭い道路である。
- 2 保育園の園児が集団で歩いているほど、人通りの多い道路である。
- 3 路地だから、すぐ近くに車が通るに適したより大きな道路があるが、近道や混雑を避ける為に通る車が多い。通行が禁止されていない。
- 4 50キロのスピードが出せる。

以上のような条件は、日本では当たり前であり、珍しい道路風景ではない。しかし、車の先進国である欧米社会では、多くはこれらの条件のひとつかふたつは当てはまらないように工夫されている。

- 1 人と車が通る道路には、かならず段差のある歩道がある。
- 2 路地の場合には、通行禁止にできない場合、一方通行であることが多い。

第2章 子どもの住む地域と安全

3 路地の場合には、スピードが出せないように凸型のコンクリートの隆起が20メートル程度の間隔で設置されている。

カナダの都市ではこれらがすべて当てはまる場合が多く、またオランダでは歩道と車道の間に自転車道が設置されていることがほとんどである。

これらは車中心の立場から見ると、不便なものばかりである。どこでも、スピードを出して、制限なく走ることが、車にとっては理想かも知れない。しかし、人びとの安全を守る立場からは、何らかの制限が必要だろう。それをどのようにバランスをとり、何を重視するか、どのように決めたらいいのだろうか。

オランダでは、当事者が関わって物事を決める伝統があるが、道路に関しても、地域の道路委員会に、住民、運転手、環境活動家、その他（例えば学校関係者など）が代表を送って、どのような道路を建設するか、あるいは既存の道路をどのように変更していくかを協議して決めていく。従って一部の利害関係者によって決められることはほとんどない。しかも、土地を私的に売買することは厳しく制限されているので、道路に使われる土地も協議によって決められる余地が大きい。

しかし、日本の場合、新しい土地を開発して道路を作るときには、事情が異なる。越谷駅からまっすぐ東に伸びる道路は、野球場以東は14、5年前まで水田地帯だった。その水田を潰し、道路を作って周りを宅地化したのである。このように私有地を道路にする場合、通常土地を供給することになる。従って、供給する当事者はできるだけ少なく供給しようとする。もちろん、道路を建設する県が費用を負担すればより広がるが、このような事情から、新しく道路を作る場合でも、広い道路を作ることはまず経済的な困難にぶつかるのである。

そして、道路をどのようなものにするか、住民や環境団体、教育関係者の意見が反映されることはほとんどない。従って、車を利用する人たちの声が反映されがちといえる。^{*22}

しかし、結局、道路の安全に対する人びとの意識が、まだ十分ではなく、安全より便利さを求める人が多いことも事実だろう。このような人びとの意識も検討しなければならないだろう。

2-3 子どもの虐待事件

子どもの虐待事件もたびたびメディアに取り上げられる。児童虐待防止法ができる前は、「民事不介入」という原則によって、実態が把握されなかったが、「民事不介入」原則を機械的に適用すべきではないという認識が広まり、また児童虐待防止法の報告義務（実際には努力義務）によって、明るみになるケースが増えたことによって、虐待数は飛躍的に増加してきた。しかし、実態として増えているのかは、まだ今後の調査にまつべきであろう。以前は「殴ることはしつけ」という感覚が、広く見られたことから、父親の体罰は珍しいものではなかったから、虐待そのものは以前から普通に見られたというべきだろう。しかし、近年問題となっているのは虐待の結果死に至る子どもがたびたびニュースで取り上げられることである。厚生労働省の調査によると、平成16年から18年までの虐待による死亡数は50人、56人、61人となっている。暴行での死、夏の自動車への放置による死（親がパチンコをしている場合が多い。）等確かに増えてい

*22 もちろん、住民の声を公的機関に強く訴えれば、それが反映される可能性はあるが。

第2章 子どもの住む地域と安全

る。そして、その中でも対応によって防ぐことができた事例も少なくないと思われる。次の事例を見てみよう。

東京・江戸川の長男虐待死：1年前から暴行か 「ごめんなさい」泣き叫ぶ声

2010.01.25 東京夕刊 9頁 社会面 (全611字)

東京都江戸川区のアパートで、同区立松本小1年、岡本海渡(かいと)君(7)が両親から虐待され死亡した事件で、海渡君は約1年前から暴行を受けていた疑いがあることが近所の人のお話で分かった。背中や両腕には暴行の跡とみられる古いあざが複数あり、警視庁小岩署は傷害容疑で逮捕した父親の電気工、岡本健二(31)と妻で無職、千草(22)両容疑者が暴行を繰り返していたとみて捜査している。

近所の人によると、アパートでは、1年ほど前から「こら」と男の怒鳴り声や「ごめんなさい」「やめて」と泣き叫ぶ声、ドスンという大きな物音が昼夜を問わずに聞こえていたという。近所の会社員の男性(44)は「去年の夏から暴行がエスカレートしてきた感じだったので、秋に江戸川区役所に通報した」と話す。

松本小や区によると、昨年9月14日に海渡君が通う歯科医院から同区の子ども家庭支援センターに「左ほおと両太ももにあざがある」と連絡があった。同センターは同小に通報し、校長と担任教師がアパートを訪問して事情を聞いたところ、健二容疑者は虐待を認め「うそをついたからやった。二度と暴力を振るわない」と説明したという。しかし、その後、海渡君は学校を休むことが多くなり、今月は2日間しか登校していなかった。

また、墨田児童相談所も昨年9月に同センターから同様の報告を受けたが、両容疑者が「反省している」と話したため、学校側に対応を委ねていたという。【古関俊樹、神澤龍二】毎日新聞社

経過を毎日新聞によって整理すると以下のようなになる。

■虐待事件の経過■

09年

2月 健二、千草両容疑者が結婚

4月 小学校入学を機に千草容疑者の連れ子の海渡君が同居

9月14日 あざに気付いた歯科医が区子ども家庭支援センターに通報

17日 校長らがアパートを訪問、健二容疑者が虐待を認める

10月 学校を11日間欠席

12月 担任が3回アパートを訪問したが海渡君には会えず。12月は6日間欠席

10年

1月23日 海渡君が両親から暴行を受け意識不明になり病院搬送。1月は8日間欠席

24日 海渡君が死亡。小岩署が両容疑者を傷害容疑で逮捕

親による児童虐待に対しては、公的機関が介入しにくいために、福祉施設の権限強化がこの間少しずつなされてきた。立ち入り調査、出頭要請、臨検捜索、警察への援助要請などが可能になっており、これらが確実に実行されれば、悲劇はかなり防げると考えられる。しかし、実際に上記のような悲劇が起きてしまうのは何故なのだろうか。

第2章 子どもの住む地域と安全

この事件で実際に行われた対応と対応マニュアルを比較してみよう。

江戸川区の子ども家庭支援センターには「明るい未来を子どもたちに～江戸川区児童虐待防止ガイド～」というパンフレットがあり、ホームページに掲載されている。厚生労働省のものを転載したとあるので、国指導を参考にし、かつ全国的にとられているガイドラインとしての意味があると理解できる。このパンフレットが作られたのは平成20年4月となっている。ここには「緊急度アセスメントシート」というのがあり、それぞれの事態の緊急度と対応について図式化されている。そして、緊急度の高い可能性を知るための質問があり、noだと緊急度が下がる質問になり、対応もゆるやかになる。

最初の質問は以下のようにになっている。

「子どもの保護者が保護を求めている。」

そしてその項目の細目として、

「子ども自身が保護・救済を求めている。」

「保護者が子どもの保護を求めている。」

この項目がイエスだと、

「子どもの保護者が訴えている状況が切迫している。」となっており、細目が

「確認には至らないものの性的虐待の疑いが濃厚」

「このままでは何をするかわからない」「殺してしまいそう」などの訴え。

この項目に当てはまると「緊急度AA」となり、「分離を前提とした緊急介入」となる。そして、この項目がノーでも、「子どもに既に重大な結果が生じている」となると、この対応となる。

このシートの構造は適切だろうか。

第一に出発点が「子どもの保護者が保護を求めている」とあるが、多くの調査が指摘しているように、子どもに虐待するのは、多くが母親であり、次に父親である。虐待をしている本人が「保護を求めてくる」などということは、通常あり得ない。

第二に流れが一方通行という点である。最初から深刻な事態として把握される場合もあるが、調べるうちに深刻であることが分かるという場合もあるだろう。従って、チェックシートは複数の流れを含むものである必要があるだろう。

ではこの事例に即して対応について考えてみよう。いくらチェック表が整っていても、実際にそれが適切に活用されなければ改善には役立たない。

子ども家庭支援センターは、歯医者からの通告に関して、「子ども自身が保護・救済を求めている」という項目にはあてはまらないと判断したようだ。しかし、歯医者によれば、子ども自身が、「パパにぶたれた、ママは見ていても何も言わない、僕は悪いことはしていない」と明確に医者へ語り、そのこともセンターに報告されている。これは子ども自身が「保護・救済を求めている」と解釈できる。虐待されている子どもの多くが、虐待している親をかばい、自分が悪いと述べると言われている。そのことを考えると、このように明確に、自分は悪くないのに、父親が殴っていると医者へ訴えていることは、極めて事態が深刻であることを予想させるに十分である。

朝日の記事によると、センターは学校に連絡し、それを受けて校長・副校長・担任が家庭訪問した結果、「二度としない」という約束をしたという報告をセンターにしたところ、センターは

第2章 子どもの住む地域と安全

「緊急性はない」と判断したという。学校の教師は家庭の状況を深く把握することは難しい。従って、状況把握を学校に任せた点、学校の報告を鵜呑みにした点は検討される必要がある。このような時にはやはりスクール・ソーシャル・ワーカーのような専門職員が求められる。

さて、学校側の対応はどうだったのだろうか。

男の約束として、二度と虐待はしないという判断を、そのまま信用していたわけではないだろう。しかし、家庭訪問の際に、副校長が「食事はカップラーメンなのか」と聞いたことに激昂して、父親が何日か経ったあと学校に抗議に来て、子どもを学校に行かせなくなった。親は同様のことを教育委員会にも訴えていた。学校と教育委員会は虐待より、信頼関係の回復に躍りになった。そして、虐待問題は放置されてしまったのである。

2-4 神戸の中学生による殺人事件

2-4-1 神戸事件の概要

10年経過した事件であるが、まだ記憶に残っている人が多いであろう。

淳君殺害事件の経過を追ってみよう。

- 5月24日 13時35分 家族4人で食事後、土師淳君が徒歩で祖父宅に向かう。(途中で連れ去られ、殺害される)。
20時50分、家族が須磨署に捜索願。
- 25日 10時、警察官15人、保護者ら50人で捜索開始。
13時、機動隊も出動、日没後、いったん終了。
- 26日 午前、警察、消防団、PTA計150人で捜索。朝礼で校長が情報提供と注意呼びかけ。
11時40分、須磨署が公開捜査に踏み切る。
- 27日 6時40分、友が丘中の正門前で管理人が切断された淳君の頭部を発見。口に添えられたメモに「酒鬼薔薇」などの文字。同中学は臨時休校に。
8時、兵庫県警捜査一課が須磨署に捜査本部設置。神戸市教委が市内の幼稚園、小学校など全市立学校332校に集団下校などの安全対策徹底緊急通達。15時、通称「タンク山」で淳君の身体部分を発見。司法解剖の結果、死因は窒息死で絞殺されたものと判明。
- 28日 午前、須磨区内の学校で集団登校。(頭部遺棄は27日5時10分から10分間に絞られる)。
- 29日 18時、淳君の通夜が営まれる。同級生や教職員ら約400人が参列。NHK、事件に配慮して教育テレビの番組延期を決定。淳君の頭部に添えられたメッセージの全容判明。「さあ、ゲームの始まりです」
- 30日 13時30分、淳君の葬儀が営まれ、約550人が参列。
- 31日 午前、兵庫県防犯協会連合会が地元小学校に防犯ブザー計1500個を無料配布
- 6月 1日 佐藤英彦・警察庁刑事局長が事件現場を視察。貝原俊民兵庫県知事も

第2章 子どもの住む地域と安全

捜査本部を訪れ捜査員を激励。

- 2日 午前、全国警察本部長会議で、関口祐弘・警察庁長官が「早期の犯人検挙を」と訓示。
21時35分、淳君の自宅の北西隣のマンションでぼや騒ぎ。チラシが燃える。
- 4日 11時、神戸新聞社に声明文が届く。独特の字体で「ボクはこのゲームに命をかけている」「もっと怒りと執念を持ってぼくを追跡したまえ」などの文言。神戸市教委、須磨区内の小中学校21校にスクールカウンセラーを緊急派遣。
- 5日 捜査本部が情報提供求めるフリーダイヤルとファクスを設置。
- 6日 0時30分、神戸新聞社が記者会見を開き、声明文を公開。「犯行の反社会性を明らかにするとともに、犯人像を絞り込む有力な手掛かりとなり、事件の早期解決に役立つと判断した」と説明。
9時、神戸新聞社が2回目の会見。声明文の文字の特徴などを説明。
朝日新聞
- 7日 10時、京都府警管区機動隊が警戒対策班に加わる。
- 11日 兵庫県議会が事件の早期解決を求める決議を全会一致で決める。
- 16日 須磨区役所が区内の仮設住宅全戸に防犯ブザーとホイッスルを配布開始。
- 17日 大阪府警管区機動隊が警戒対策班に加入、京都府警の応援組と交代。
- 28日 夜、容疑者の中学3年生（14）を逮捕。

この時、犯人であるA少年は、わざわざ、新聞社に宛てて犯行声明文を送付した。実際に当時発表されたのは、ワープロということであったので、文字から、犯人像を推定することは、一般人にはできなかったのだが、実際には、手書きのもので、字体は、子どもっぽいものであった。しかし、文章は大人びていたので、当然大人が犯人だと思われ、犯人像の混乱が起きた。但し、地元では、早くから、実際にA少年が犯人だと思われていたようである。

次に、その声明文を掲載しておく。

神戸新聞社へ

この前ボクが出ている時にたまたまテレビがついており、それを見ていたところ、報道人がボクの名を読み違えて「鬼薔薇」（オニバラ）と言っているのを聞いた

人の名を読み違えるなどこの上なく愚弄な行為である。表の紙に書いた文字は、暗号でも謎かけでも当て字でもない、嘘偽りないボクの本命である。ボクが存在した瞬間からその名がついており、やりたいこともちゃんと決まっていた。しかし悲しいことにぼくには国籍がない。今までに自分の名で人から呼ばれたこともない。もしボクが生まれた時からボクのままであれば、わざわざ切断した頭部を中学校の正門に放置するなどという行動はとらないであろう やろうと思えば誰にも気づかれずにひっそりと殺人を楽しむ事もできたのである。ボクがわざわざ世間の注目を集めたのは、今までも、そしてこれからも透明な存在であり続けるボクを、せめてあなた達の空想の中でだけでも実在の人間として認めて頂きたいのである。それと同時に、透明な存在であるボクを造り出した義務教育と、義務教育を生み出した社会への復讐も忘れてはいない

第2章 子どもの住む地域と安全

だが単に復讐するだけなら、今まで背負っていた重荷を下ろすだけで、何も得ることができない
そこでぼくは、世界でただ一人ぼくと同じ透明な存在である友人に相談してみたのである。すると彼は、「みじめでなく価値ある復讐をしたいのであれば、君の趣味でもあり存在理由でもありまた目的でもある殺人を交えて復讐をゲームとして楽しみ、君の趣味を殺人から復讐へと変えていけばいいのですよ、そうすれば得るものも失うものもなく、それ以上でもなければそれ以下でもない君だけの新しい世界を作っていけると思いますよ。」

その言葉につき動かされるようにしてボクは今回の殺人ゲームを開始した。

しかし今となっても何故ボクが殺しが好きなのかは分からない。持って生まれた自然の性（サガ）としか言いようがないのである。殺しをしている時だけは日頃の憎悪子どもの住む地域と安全から解放され、安らぎを得る事ができる。人の痛みのみが、ボクの痛みを和らげる事ができるのである。

最後に一言

この紙に書いた文でおおよそ理解して頂けたとは思いますが、ボクは自分自身の存在に対して人並み以上の執着心を持っている。よって自分の名が読み違えられたり、自分の存在が汚される事には我慢ならないのである。今現在の警察の動きをうかがうと、どう見ても内心では面倒臭がっているのに、わざとらしくそれを誤魔化しているようにしか思えないのである。ボクの存在をもみ消そうとしているのではないのかね

ボクはこのゲームに命をかけている。捕まればおそらく吊るされるであろう。だから警察も命をかけることまでは言わないが、もっと怒りと執念を持ってぼくを追跡したまえ。今後一度でもボクの名を読み違えたり、またしらせさせるような事があれば一週間に三つの野菜を壊します。ボクが子供しか殺せない幼稚な犯罪者と思ったら大間違いである。ーボクには一人の人間を二度殺す能力が備わっているー

P. S 頭部の口に銜 [くわ] えさせた手紙の文字が、雨かなにかで滲 [にじ] んで読み取りにくかったようなのでそれと全く同じ内容の手紙も一緒に送る事にしました。

淳君殺人は、少年Aの最後の事件であって、実は、3月に女の子一人を殺害、一人に重症を負わせている。そして、更にその一月前には、やはり、中学生の女子を襲っている。

この一年間に、少年Aの精神についての分析を行ったいくつかの書物が出版された。そして、明らかになったのは、祖母の死後、「死」について異常な興味を持っただけではなく、猫から始まって、人間の殺害に徐々に展開していったことが分かってきた。

2-4-2 神戸事件の特異性

神戸の事件には、さまざまな特異性がある。

事件そのものが、少年による複数の殺人事件であったことが、まず特異である。しかも、報道されているところによれば、少年は、小学校時代に、子どもなら殺人を犯しても、罰せられることがないことを、教師に確認していたと言われている。つまり、罰せられることがあれば、殺人を犯すことはなかったかも知れない。後述するが、子どもに対する教育のあり方が問われることになる。

事件後、2度に渡って、通常ならば報道されないような「報道」が成されたことである。1度

第2章 子どもの住む地域と安全

目は、写真雑誌「フォーカス」によって、犯人の少年の顔写真が掲載され、実名を報道された。しかも、「フォーカス」当該号は、書店の販売拒否に会い、実際には、買うことができた人はわずかであった。

フォーカス、容疑中3の写真掲載 販売中止広がる 神戸・淳君事件

神戸市須磨区の土師（はせ）淳君（一一）が殺された事件で、二日発売される写真週刊誌「フォーカス」（田島一昌編集長・新潮社発行）が、殺人・死体遺棄の疑いで兵庫県警捜査一課の須磨署捜査本部に逮捕された中学三年生（一四）の顔写真を掲載していることが一日、わかった。少年事件では、少年を保護し将来の更生を見守る観点などから、写真や氏名、住所など本人が特定される情報はマスコミ側が掲載を控えるのが通例だ。JRなどの駅売店、ローソン、セブンイレブン・ジャパンなどのコンビニ、大手書店などで、同誌の販売を中止する動きが広がっている。^{*23}

しかし、その「フォーカス」記事と写真を元に、同様の内容がインターネットのホームページを通じて、世界中に流されることになった。インターネット・ホームページは、基本的に自由な場であるので、出版物のように、取り締まることができない。この場合、いくつかの出版社や新聞社が、インターネットのプロバイダに圧力をかけて、掲載ホームページを削除させたが、それに従わない掲載者もいた。そして、少年の写真は、かなり後まで、ホームページで配布されていたのである。このことの意味は、極めて大きい。それは、決して、インターネットは悪質な情報が流通するというような単純な意味ではなく、情報を操作することは、以前のようにはできなくなったという意味においてである。概して、情報操作というのは、知る価値があるのに、権力側が知られたくない情報を、流通させない形で行われるのが、圧倒的に多いのだから、基本的には、インターネットは、情報流通という意味で、大きな積極的な役割を果たすことが示されたのである。少年のプライバシーについては、後述するように、大きな論点が未解決の問題として残されている。

2度目は、検察の調書とされるものが、「文藝春秋」に掲載されたことである。

通常、検察が犯人の取り調べを行った結果を記す「調書」は、公開の裁判が行われ、検察側によって、証拠として提出された場合には、公表されたことになるが、この場合の少年犯罪は、非公開の家庭裁判所における審理だから、公開されない。従って、職務によって、それを見ることが許された人物が、何らかの方法で、出版社側に、調書を渡したことになる。

そうした異例の調書流出であったが、調書そのものものは、こうした審理が、非公開で行われることを、当然考えさせるものであった。

少年の犯罪に対する裁判のあり方も、当然ここから問題となる。

2-4-3 誰に責任があるのか

この事件は、完全に特異な精神状況にある少年の起こしたものであり、例外的であるが故に、一般化して対処を考えるべきものではない、という解釈がある。せいぜい、対処とすれば、「囲い込み」ということになるだろうか。（強制入院・保安処分・地域への公開）こうした考え方は、一

*23 朝日新聞 1997.7.2

第2章 子どもの住む地域と安全

部の精神医学者によって、主張されている。

実際に、この「囲い込み」的対策を、アメリカのメーガン法を参考にして主張する人もいる。それとも、「義務教育への恨み」を語り、サカキバラという名前をあえて名乗ったように、学校に責任があるのだろうか。だとすると、学校は何ができたのだろうか。

小学校6年生の時、学校の教師に、人を殺しても罪にはならないね、と確認を求めたことがあったという。また、事件前後から登校拒否状態だったとされる。

また、「通り魔事件」が起きたとき、死亡しなかった被害者が、顔を見れば分かるかも知れないし、中学生位だったというので、被害者の親が、少年の中学校の校長に、顔写真をすべて見せてほしいと頼んだが、プライバシー侵害を理由に校長は断っている。このことも学校の責任であった、このとき校長が写真を見せていれば、淳君事件は起きなかった、と主張する人もいる。

●日ごろ「学校に復讐」 春からはぼ不登校

学校関係者によると、逮捕された中学生は、友人らに、日ごろ「絶対、学校に復讐（ふくしゅう）してやる」と漏らしていたという。

友が丘中学校に通う生徒の一人によると、中学生は昨年春、けんかをして同級生を殴り、けがをさせた。「お前みたいな子は卒業するまで学校に来るな」と教師から怒られた。中学生はその時は何も言わなかったが、後で友人らに「学校に仕返ししてやる」などと語っていたという。

中学生は淳君が幼稚園のころからの顔見知りでいっしょに道路などで遊んでいた。四月ごろからはほとんど登校しておらず、三日に一回、中央区の児童相談所に通っていたという。

少年は猫を虐待したことがあり、これが逮捕の端緒になったといわれる。淳君の頭部が同中学校の正門前で見つかった五月二十七日、それを知っている友人の一人が少年に電話をした。「お前がやったんじゃないか」と言うと、少年は「ネコは殺したけど、人まではやれんわ」と答えたという。

また、中学生はホラー漫画が好きで、以前から「いっぱいサバイバルナイフを持っている」と友人に自慢していた。

中学生が逮捕されたのを聞いて、同級生の一人はショックでうっすらと涙を浮かべた。中学生が最近あった修学旅行に参加しなかったため、おみやげのカステラを届けた。休み時間には友人とおしゃべりを楽しんでいた中学生を知っているだけに、「まさか、そんなことはない」と信じられない様子だった。^{*24}

また、カウンセリングの効用について問題になる可能性もあるだろう。

実際に、少年を、何度か児童相談所につれて行って、親はカウンセリングを受けさせているのである。報道によれば、カウンセラーは、子どもが抑圧感があるので、問題行動を起こしていると考えられ、自由にさせるのがよい、とアドバイスしたとされている。実際のカウンセリングを知ることはできないが、こうしたアドバイスに対する批判もある。

あるいは、子育てに失敗した親の責任と考えるべきなのだろうか。

父は、高学歴社会としては、高い学歴をもっておらず、しかし、ブルーカラーとしては力量があるとされ、比較的高い地位をもっていた。母親はPTA役員などを行っている活動的な人であっ

*24 朝日新聞 1997.6.29

第2章 子どもの住む地域と安全

たらしい。いずれにせよ特異な家族という印象はない。

外見的には、仲のよい家庭であったが、当人は逮捕拘留中、親への反感を露にしたという報道もある。

ただ、親としては、子どもの特異性に気づいており、児童相談所などに連れて行ってカウンセリングを受けさせており、まったく無作為だったわけではない。

一家は十年ほど前、ニュータウンの一面に越してきた。父母らと五人暮らし。家族全員で地域の清掃奉仕に参加していた。事件のあとも、自宅前でそろって腕立て伏せのトレーニングをするのを近所の人が見ている。「どちらかといえぱしつけの厳しい、普通の家庭」と周囲は口をそろえる。

小さいころからわんぱくだった。自転車やスケートボードで走り回り、朝、道で声をかけると、「おはようございます」と感じのいい返事が返ってきた。これが周囲の大人たちの見ていた少年の姿だ。^{*25}

しかし、子供たちの目には別の姿が映っていた。

淳君の事件が起きた五月二十四日の数日前、少年が通う市立友が丘中学校の正門前に、足を切断された猫の死体が置いてあるのが見つかった。その直後、同学年の一人が近所の書店で偶然少年に出会い、「話でもしようか」と北須磨公園に向かった。ベンチに座りながら、少年は「学校に仕返しした」「猫を殺した」と打ち明けた。

「猫殺し」の話は、仲間うちではよく知られていた。ある友人は事件前、少年が切断した猫の舌を、びんに詰めて持っているのを見て驚いた、と言った。

ある女子中学生は小学校時代、六年生だった少年が自宅近くで淳君と遊ぶ姿を見ている。少年の家に、淳君が好きだった機関車トーマスの絵本があり、淳君もたびたび訪れていた。少年は、淳君をかわいがっているように見えたが、遊ぶふりをして時々足を踏んだりつねったりしていた、という。

97年9月15日の新聞には、学校への恨み等は、犯罪を理由付けるための意図的な嘘であったこと、親はまったく子どもが犯人であるとは思っていなかったこと、彼が小学生のときから、いくつかのシグナルが教師に対してあったこと、しかし、教師は本気にしなかったこと、などが調べで分かったと報道されていた。

1999年、少年Aの父母による手記が出版された。Aが逮捕された後、日記をつけるようになり、その日記をもとにしたという。

ぜひ、この手記を読んでほしいと思うが、親のAに対する認識と、友人や地域の人々の認識（報道で示されたものを参考にするならば）とでは、かなり擦れがあることが分かる。

特に、母親には、あるべき「像」としてのAに対する認識があり、現実のAが、その「像」といかに異なっても、「像」に対する信念が揺らがない、現実を「像」に合わせてしまうような精神構造が感じられる。^{*26}しかし、少年の退院に際して報道されたものによると、母親に不信感をもっていた少年は面会に来た母親のこのような盲目的とも言える信頼に深く心をうたれ、自分が愛されていることを実感してその後変わり始めたという。

*25 朝日新聞 1997.6.30

*26 朝日新聞 1997.6.30

第2章 子どもの住む地域と安全

また、現実に行進しているAの問題の深刻化について、親自身が、かなり甘く認識していたことも否定できないだろう。

とりわけ、万引き、いじめ等で、何度か呼び出されているが、そうした事態になった後、Aが、ヒトラーの『我が闘争』を読みたいので買ってほしい、と要求し、買ってあげたことが、手記にも書かれているし、また、分析書にも出てくるが、ヒトラーの著書を、進んで読むことの「意味」を考えなかったようだ。

2-5 宮崎勤の幼女誘拐殺人事件

2-5-1 宮崎事件の概要

宮崎勤は、高度成長期に生れ、幼児期を過ぎた年代である。

事件は1988年8月22日、埼玉県入間市の今野真理ちゃん（5歳、幼稚園）がプールから帰り、自宅を出たまま失踪し、殺害された事件を皮切りに、ほぼ2ヵ月毎に幼女が誘拐・殺害されたものである。

10月3日、飯能市の吉沢正美ちゃん（7歳、小学校1年）、12月9日、川越市の難波絵梨香ちゃん（4歳、幼稚園）、そして、89年6月6日に、江東区東雲の野本綾子ちゃん（5歳）が誘拐殺害された。そして、真理ちゃんに関しては、遺骨が自宅に届けられ（89年2月6日）、今田勇子という名前による犯行声明が発表される（2月10日に朝日新聞に犯行声明文、3月11日、朝日と今野宅に告白文）など、異常な対応があった。そして、絵梨香ちゃんは、入間郡で、綾子ちゃんは飯能市で、遺体が発見されている。

そして、89年7月23日に奥多摩で少女を裸にして写真をとろうとして、その父親に捕まった。

この事件はまだ裁判が進行中であり、もちろん生々しい記憶として残っていると思われる。

多くの人々に、この事件は全く異常な事件として映り、異常性格の宮崎が例外的に起こした事件である、と解釈された。一方、宮崎的要素は多くの人の中にあり、事件は異常だが、宮崎は異常ではない、という理解もある。つまり、宮崎勤は、まさに自分である、と感じた若者も多いし、更に、自己に忠実な生きかたをした者として、尊敬（？）の念を表明する者もいる。

この事件の特徴は次のような点にある。

1 すべて幼女が夕方誘拐され、しかも団地などの人が少ない場所で連れ去られていること。そして、時を経ず殺害されていること。

2 死体を人の目につきやすい所に放置したり、犯行声明文や遺骨を被害者に届けたり、犯人が社会に働きかける行為をしたこと。

3 宮崎がビデオマニアで、彼の個室がカメラマンによって撮影され、6000本ものビデオがあり、そのほとんどが、アニメやホラー物だったことで、「お宅族」「ロリコン」等の、「異常性」なるものが社会的話題になったこと。

4 宮崎の父親が、地方新聞を出しているその地方の名士であり、その新聞でもこの事件が取り上げられたりしており、家庭的な背景（通常しっかりした家庭とされるような状況）と、この犯人の性格の異常性の対応が論議されたこと。

宮崎の略歴は次の通りである。

62年 東京五日市町で生れる。（8月）未熟児で出産による外傷で手に障害があった。

第2章 子どもの住む地域と安全

- 69年 町立五日市小学校に入学。9歳で個室、自分のテレビがあった。
- 75年 町立五日市中学校に入学。13歳でビデオを買って貰った。
- 78年 明大中野高校に入学。

- 81年 都立工芸短大に進み、印刷を学ぶ。
- 83年 父の友人の印刷会社に入社。3年後、父の会社を手伝うようになった。
- 88年 祖父死亡。

逮捕後、宮崎は、障害を子どもに馬鹿にされて殺した、と供述しているが、障害を知らなかった友人も少なくない。中学時代は英語が得意で、偏差値が72あったという。そのため高校入学時には英語の教師になろうと考えていた。

転機は、高校入学であったとされている。農村的な五日市から都会の中野に通学するようになって、カルチャーショックを受けたといわれ、高校時代に性格がさうとう変化したと友人たちは言っている。

また、祖父の死亡の時、宮崎は祖父に対する強い愛情とともに、死体に対する異常な行為をしたとされる。

2-5-2 地域性の問題

宮崎は都会的な要素と農村的な要素を、ともに持つような地域で成長した。これまでの教育理論は、子どもが成長していく上で、地域の人々との結合が大切であり、地域の教育力がその基礎になる、と主張していた。そういう意味で、この地域は誰もが宮崎のことを知っており、教育力をもった地域であったと考えられる。

ところが宮崎の家庭は、比較的裕福だったために、子どもの頃から専用の部屋、テレビ、ビデオなど、通常の家では子どもに持たせないものを、早くからもっていた。犯行に使用した車も、親が全額現金で払って買い与えている。そして、農村ではあるが、都会からハイキングなどで人が訪れる地域を近くにもっている。

つまり、宮崎勤は、村の共同体が多少は残っている地域で育ちながら、自分はその共同体的人間関係の外におり、自ら関係を断っていたように思われる。

それから、被害場所の地域性は、より重要な意味をもつ。

第5章で扱う綾瀬の女子高校生監禁事件でも問題にするが、今回はより明確に地域の人々の「認識能力」の欠落が問題になる。というのは、綾瀬の事件では、そもそもその家庭に出入りしている少年たちは、つっぱりだという意識で見えていたところがあるが、宮崎の犠牲になった子どもたちは、地域に住んでいる子どもであり、しかも、密集した住宅地であった。そして、いずれも比較的人通りの多い間帯に、連れさらされている。

つまり、少女が連れさられるのを、「だれも見なかった」のではなく、だれかがみても、「誘拐されたのだと思わなかった」に過ぎない。目の前で起こっている事態を、「事件」であると認識しなければ、見過ごしてしまう。この場合、事件と認識すれば、宮崎は気の弱そうな青年であり、連れさられる子どもは、地域の子どものみである。地域の人が、行動を起こさないはずはない。こうしたコミュニケーションギャップが何故生じるのか。

第2章 子どもの住む地域と安全

subsection {宮崎の性格の変化

小学校や中学校時代の宮崎には、他の生徒と特別異なるような点は認められない。大人しい目立たない生徒であり、動物をいじめたことなどが、エピソードとして語られる程度である。

ところが高校時代になると、ほとんど話をする事が出来ないような生徒になり、孤独な姿が目立ってくる。この点に関して、様々な解釈があった。都会的文化に対するショック、成績が下がってきたことへのあせり、性的なコンプレックスなどである。

Q 1 宮崎の性格変化は何故起こったと思うか。

Q 2 宮崎は、「異常」なのか、あるいは、だれもが「宮崎」でありうるのか。

短大に進学すると誰とも交流せず、全く孤独な生活をするようになる。通常共同制作する卒業作品も宮崎は一人で作った。従ってこの時期の同級生には、ほとんど印象を残していない。社会人として勤めるようになると、勤めは真面目にやらず、ビデオの世界に浸っていくようになり、この面での交遊と車を手にいれてからのドライブなどでの友人関係はある。ところが、その点でもいくつかのトラブルを起こしている。

宮崎は外見的には、ごく普通の青年であるが、全く自立的でないこと、典型的なモラトリアムであることがまず問題になる。

自分の個室を小学生の中学年からもち、そこにテレビやビデオをおく。このことの自立性形成上の意味である。

個室については、さかんに論議になったことがある。

ひとつの意見は個室を与えることは、自立を促すという意見。そして、全く逆に放任させてしまうので、かえって自立を阻害するという意見。人間は様々な条件で成長するものだから、個室の意味も当然個人によって異なるが、次のようなことは言えるだろう。

子どもがテレビを無制限に見ていれば、学校社会の中で脱落する可能性が大きくなる。従って本人、それが不可能なら親が制限する必要があるが、この親がその点を考慮した形跡はほとんどない。といっても、おそらく日本の大部分の家庭でも同様の事情ではないか。

もうひとつ話題になっているのが、手の障害である。先天的に手に障害があり、それが彼のコンプレックスになっていたとされる。

宮崎の犯罪が明らかになったときに、警察が来る前に、報道陣が部屋に入ったために、宮崎の特異な部屋が、映像として撮られ、繰り返し放映された。そこには、6000本のビデオと4台のビデオがあり、確かに、あまり「普通ではない」雰囲気を感じさせた。

その結果、「おたく」に対する批判的雰囲気が生まれ、ホラービデオが犯罪を助長しているという主張が生まれた。

また、「劇場犯罪」という性格も指摘される。宮崎は、今田勇子という名前で、あえて被害者宅に手紙を送付し、女性を語って、犯行を匂わせた。捕まる前に、犯人は男性か女性かという論議を呼んだ。

Q 3 ビデオ文化、特にホラービデオが宮崎の犯罪を誘発したという見解についてどう思うか。

Q 4 宮崎は何故「今田勇子」名の声明文・告白文を書いたのだろうか。

2-6 メーガン法

2-6-1 メーガン法の概要

神戸の事件で、アメリカのメーガン法がクローズアップされた。更に、新潟での監禁事件の発覚によって、おそらく再度注目されるだろうと予想される。というのは、新潟の監禁事件では、犯人は既に、同じような犯罪の未遂で逮捕歴があり、警察がその事件のコンピューター入力をしていなかったために、犯人を捜査対象にしなかったことが、事件の解決を9年間も遅らせた原因とひとつとされているからである。

メーガン法とは、1994年に、当時7歳の少女、メーガン・カンカが、近所に住む性犯罪常習者に殺害されたことがきっかけになってできた法律である。

ニュージャージーの住宅街で、メーガンが、友人の家に遊びにいき、いなかったのに帰る途中、この様子をずっと見ていた犯人が、メーガンが犬が好きであることを知っていて、自分の家に小犬がいるのだから見に来ないかと誘い、レイプして殺害したというものである。この後、犯人が捕まり、性犯罪の常習者であることが分かった段階で、メーガンの親が、そういう事実を知っていたならば、決して、子どもを一人で外出などさせなかった、性犯罪常習者が住んでいるのならば、地域にその事実を知らせる義務が当局にある、という主張をして、それを法制定までもって行ったのである。

性犯罪者・幼児犯罪者などが、ある地域に住むことになったときに、その地域の当局は、住民にその事実を知らせる、という法である。これは、イギリスなどでも実施されており、アメリカは、昨年、州単位でのばらつきのある状態から、連邦法として、アメリカ全土で実施することにした。

このような動きが日本でも紹介され、今後の推移では、実施の動きも出てくるだろう。

メーガン法は、次のような法律である。

2C : 7-1 表決・宣言

1 議会は以下のように票決し、宣言する

a 性犯罪者や子どもに対する略奪的行為を犯す犯罪者による常習的な危険や、精神的疾患の結果として他人を食物にする人による危険は、法執行官に対して、公衆の安全のために必要なときには、公衆に身分を知らせ、警告することを許す登録制度が必要である。

b 性犯罪者や子どもに対する略奪的行為を犯す犯罪者の登録制度は、性虐待や誘拐を含む事件を防ぎ、速やかに解決する重要な追加情報を提供する。

L. 1994, c. 133. s. 1

2C : 7-2 性犯罪者の登録； 定義

2 a 本節b項で定義された性犯罪に関わったとして有罪になったり、非行と認定されたり、また、精神障害故に無罪となった者または、本節のc項、d項によって登録される。

b この法の目的のために、性犯罪は以下のものを含む

(1) 加重性的暴行、性的暴行、加重性犯罪的接触、のC項(2)に該当する誘拐、あるいは、法廷が、犯罪者の行為が執拗な反復性を持ち、強制的な行動を伴うと認めた場合には、あらゆる犯罪を犯す試み。これらについては、犯行の日付や判決の日付は関係がない。

(2) 加重性的暴行、性的暴行、加重性犯罪的接触、のC項(2)に該当する誘拐に対する、判

第2章 子どもの住む地域と安全

決、非行の票決、あるいは精神傷害故の無罪放免；のa項に該当する、子どものモラルを傷つけ、汚すような性的接触を行うことで、子どもの福祉を危険にすること；のb項に該当する、子どもの福祉を危険にするようなこと；の節に該当する誘拐、誘惑行為

簡単に言えば、性犯罪の常習者（有罪を受けた者、精神病などで、性犯罪をしたが無罪になった者も含む）が、ある地域に住むようになったときには、当人は、その旨当局に届け出なければならず、また、当局は、それを何らかの形で住民に知らせるというものである。

実行のための法律は、各州に委ねられているので、州によって、具体的方法はかなりの違いがある。

最も徹底しているのは、性犯罪常習者の顔写真を含め、犯罪歴を書いた情報を、インターネットのホームページで報道するという州である。これは、全世界から見ることができる。

また、役所や警察署にいけば見ることができる、という州もあるし、テレビで報道、CDROMを流布させる、などという州がある。

当然、これに対しては、強い批判もある。

つまり、犯人は、刑務所で服役することで、罪を償ったのである。にも拘らず、メーガン法では、出所後も、事実上の刑罰を継続することになる。このような情報を公開されたら、ほとんど生活は不可能である。

それに対して、性犯罪の常習者には、人権は認めるべきではない、という立場から、この法に賛成する意見も強い。

Q メーガン法をどのように評価するか。

2-6-2 神戸の少年Aの退院をめぐって

2004年3月10日に少年Aは退院した。そして、退院に際して、少年司法当局が被害者遺族に対して、比較的詳しい説明を行い、また、一般に対しても情報公開した。ただし、どこに住むなどの詳細な個人情報含まれておらず、基本的には退院の事実だけを公表したものである。そして、世間では概ねその公表に対して好意的であり、むしろまだまだ不十分であるというような発言も新聞紙上には見られる。この点について考えてみよう。つまり、これは事実上メーガン法を日本でも実施したに等しいのであり、しかもそれが少年事件であるという点で、更に法的には大きな検討課題を示していることになる。

イギリスで数年前に似た状況が出現した。10歳の少年が幼児をショッピングモールで誘い出し、そのまま殺害した事件が起こったのだが、イギリスでは殺人事件の場合、加害者の名前などが報道されるので、広く知られることになった。そして、矯正機関での訓練を終えて一般社会に戻されるときに、司法当局は、名前を変えた身分証明書を発行し、住所等も別に用意して、別人として出所させる措置をとったのである。それに対してその措置に先立って被害者の親やそれを支援する人たちが反対し、新しい名前や住所を突き止めて公表、報復するという運動を行ったのである。

神戸事件をめぐってもどのように措置されるか注目されたが、日本ではもともと加害者の名前は公表されていないため、別の名前にするなどの措置はとられていないが、これまでのやり方と

第2章 子どもの住む地域と安全

は異なり、出所の事実を公表したわけである。

(資料) イギリスの10歳殺人犯の釈放問題 (メモ)

・殺人事件の概要

1993年、イギリスのリバプールで、2歳の男子ジェームズ・バルジャー (James Bulger) をロバート・トンプソン (Robert Thompson) と ジョン・ベナブル (Jon Benables) が、激しい暴行を加えた上で殺し、死体を線路に遺棄した。

裁判は、大人と同様の刑事裁判が行われ、メディアも実名と写真等をさかんに報道した。判決は8年以上の不定期刑となった。

ところが、世論が沸騰し、大人ならば終身刑となるはずだ、という意見などが出て、10年、15年などと刑期を伸ばす考えが、司法当局者からなされてきた。

15年に変更したのは、97年に終身刑とすべきであるという25万の署名が提出されたことが、大きく影響したとされる。

・ 99年に、European Court of Human Rights がこの裁判を批判した。

被告の少年たちは、きちんとした情報を与えられることなく、事態を理解できないままに、証言させられたのであり、公正な裁判とは言えなかったし、10歳の少年にたいして、大人と同様な刑罰を与えることは問題だ、被告が家族とのコミュニケーションを十分にとれないまま、裁判に臨んだ、プライバシーが侵害されていた、ということであった。

そこで、ウルフ卿が、ヨーロッパ・コートの勧告を考慮せざるをえず、また、加害者少年は、社会にでも危険がないという性格になったと考えられるので、最短刑を決定した。

ウルフは、罰の必要性、再犯の防止、被害者への配慮、被告の状況などを考慮する必要があり、総合的に判断して、釈放してよいという考えである。

被告の弁護士も、当時の裁判には十分な弁護権が保障されなかったと主張している。

・ この勧告にたいして、15年が最低という「決定？」を覆して、18歳を超えた時点で、仮釈放することになった。

釈放にあたって、別の名前、住居、身分証明書を用意して、別人格として生活することを保障し、メディアにたいして、本人を特定するような報道をすることを禁じた。

・ メディアの多くは、決定に反発している。今回の決定が、過去の報道等を参考にして、二人の少年を見つけ出したり、その報道をしったりすることを禁じているからである。

メディアの側からすると、当時から報道しているし、現在18歳になったのであるから、報道してもよいはずだとする。

特に匿名を維持できないと予想されているのは、インターネットのため。報道は規制できても、インターネットによる情報開示は、ほとんど規制することが困難である。(日本での神戸事件の犯人の事例)

・ 被害者関係者は、いずれも、決定に強く反対している。

特に母親は、必ず本人は特定されるし、また、特定するための作業を訴えている。そして、デモを行った。

ヨーロッパ法廷の決定については、イギリスに対する内政干渉であると非難。

・ リバプール市民は5：1で、釈放に反対している。

・ メアリー・ベルの事例

第2章 子どもの住む地域と安全

11歳で2人の子どもを殺害し、23歳で出所した。しかし、地域に溶け込んで生活することができず、結局、意図的に万引きをして、再び刑務所に戻った。

メアリー自身、最も困難だったことは、人間関係を作ることができないことで、それは、犯罪者であるというだけでなく、通常の人間関係を作って生活した経験がないから、どうしてよいのかわからない、刑務所で生活するのが、もっとも精神的に安定する、と考えた。現在は、43歳で、娘が一人いる。(ベルの場合には、報道などがベルのことを暴くような報道はしなかった。)

- ・ どうすればよいのか、コンセンサスが形成されにくいのは、前例がほとんどないことも影響している。イギリスでは14歳以下の殺人は5年の1件程度しか発生せず、10歳となると、ほとんど例がない。したがって、前例を参考にして対応を考えられない。

- ・ 2001年6月18日に、正式に仮釈放されることが決定した。当分社会復帰のための施設(halfway house accommdation)に住む。匿名の保障と報道規制については、以前の報道の通り決定された。

2-7 池田小事件

地域が危険であっても、学校は安全な場所であると考えられていた。少なくともそこで犯行が行われているような場所とは考えられていなかった。しかし、いじめによる自殺などから学校も絶対的に安全な場所ではなくなっていたともいえる。1980年前後から既にそうした変化はあった。しかし、直接的な暴力によって命が脅かされるような事態は新しい。1998年に黒磯市の中学で英語の女性教師が中学1年生の生徒に刺殺された事件以後、学校の安全神話が崩れたと言える。もっとも、アメリカのように銃を生徒たちも所有しているような社会とは異なって、まだまだ日本の学校は安全であるという認識は、多くの人がもっていた。

そうした認識は、2001年6月において大阪教育大学附属池田小学校で起きた殺人事件で、完全に吹き飛んでしまったと言えよう。事件とその後の進展を見ておこう。

《事件の経過》

◇2001年

- 6月 8日 事件発生。大阪府警が宅間守被告を殺人未遂で現行犯逮捕
- 6月29日 殺人、殺人未遂などの容疑で再逮捕
- 7月 8日 鑑定留置始まる
- 8月23日 附属池田小が「事件の経過」「反省と謝罪」の文書を示し、被害拡大責任を謝罪
- 8月27日 学校再開、2学期始まる
- 9月13日 鑑定留置終了
- 9月14日 大阪地検が殺人などの罪で起訴
- 12月27日 初公判。起訴事実を認める

◇2002年

- 6月 7日 遺族が初めて会見し、第三者機関による事件の検証や責任の所在の明確化などを求める
- 7月25日 被告人質問で、大量殺人を考えたまっかけを「人生の幕引きの道連れにしたかった」

第2章 子どもの住む地域と安全

10月10日 遺族に対する証人尋問が始まる。大阪地裁が2度目の精神鑑定実施を決定

11月19日 文部科学省の「学校施設の安全管理に関する調査研究協力者会議」が、学校の安全管理に関する報告書を同省に提出

◇2003年

1月23日 遺族が意見陳述

1月30日 被告の完全責任能力を認めた2度目の精神鑑定書が大阪地裁に提出される

5月22日 論告求刑公判で検察側が死刑求刑

6月6日 文科省と大阪教育大が附属池田小校長ら24人に減給などの処分

6月8日 国が8遺族に謝罪、約4億円の賠償と再発防止策を盛り込んだ合意書に双方が調印

6月26日 弁護側、最終弁論で心神喪失か耗弱を主張。被告は「死ぬことはびびっていない」と述べて結審

7月10日 「心神喪失者医療観察法」成立

8月28日 死刑判決^{*27}

池田小学校事件は、極めて例外的なものであり、全国の学校がこのような危険に曝されたわけではない。しかし、日本の学校が外部からの侵入に対して無防備であったために、同様の事件が起こり得ると認識され、その後学校への出入りに対する規制が始まった。ヨーロッパでは既に学校は授業が開始される建物のドアがすべてロックされる。だから予約のない人間は学校内に入ることができない。予約していた者は内部に連絡をとって鍵を開けてもらって入ることになる。日本も似た対応をとる学校が増えてきたわけである。東京の小学校はほぼすべての学校が門の施錠をするようになった。

しかし、ヨーロッパと日本では違いがある。ヨーロッパは建物を施錠するのに対して、日本では門を施錠する。これは、ヨーロッパは体育の授業を学校外で行うために、通常校庭が存在せず、授業内は全員が建物内にいるので、建物施錠が合理的であるが、日本では体育を校庭や体育館で行うために、建物施錠は不便になるためである。ただ侵入者への対策で考えると、門を施錠しても塀を乗り越えての侵入は不可能ではなく、校庭に侵入してしまうと教室への侵入も可能となるので、効果には疑問が残る。

また、学校の安全を守るためには、日常的に地域の人びとが出入りするような状態を作る方が確実であるという議論もあり、学校の安全対策はまだ改善の余地が残っていると言える。

Q 学校を開くと危険になるのか、かえって安全になるのか、あるいはどのような状況においてそうなるのか、各自考えてみよう。

*27 読売新聞 2003.08.29 池田小事件・宅間被告に死刑判決 児童の苦しみ、なお続く＝特集 東京朝刊

第3章 開成・早稲田高等学院事件

3-1 家庭で育つこと

3-1-1 事件を扱うことの意味

これまでは、子どもが育っていく広い前提条件を考察してきた。誕生をめぐる条件、広い環境である地域を安全という観点から考察した。いよいよ、人間の成長する場面を考察していこう。人間の成長はいうまでもなく学校のような「教育機関」だけで実現するわけではない。家庭や地域、職場その他娯楽やボランティア活動など、さまざまな場で人は成長していく。しかも、成長の要因は決して誰かの働きかけだけでなく、自ら他人に働きかけたり、あるいは失敗なども含まれる。更に自然も重要な成長要因である。教育学では、狭義の教育的働きかけ以外の要因による成長を「形成」と定義して、ふたつの成長要因を区別してする場合もあるが、ここでは「学的な考察は触れないでおく。^{*28}

この講義では、順調に成長していく例よりは、むしろ阻害された例、あるいは躓いた例を多く取り上げる。今回のふつたの事件は、その典型ともいえる。こうした事例を取り上げる理由を説明しておきたい。

トルストイは有名な長編小説『アンナ・カレーニナ』の冒頭で、有名な言葉を述べている。

すべて幸福な家庭は互いに似通っているが、不幸な家庭はそれぞれに不幸の趣きを異にしているものである。^{*29}

そのままあてはまることはできないが、順調に成長しているときには、多くが似た状況にあるのだが、なかなかうまくいかないときには、その理由は様々であるし、また、教育上の援助が必要なのは、順調な成長ではないときである。だから、躓きの事例こそ、大学で学ぶ意味が大きいといえる。そして、うまくいかない理由を表面的に考察するのではなく、個人的、家庭的、学校や地域を含めた社会的な要因の複雑な関連の中で考察していくことが必要である。以下いくつかの事件を扱うが、できるだけ多面的に検討してほしい。

第二に、講義では「実習」や「実験」のように実際に体験することはできない。教師の話を中心として、学生自身は本等の情報を入手して考察することが中心となる。入手できる情報が多い事例が題材としてふさわしいが、やはり順調な事例はあまり「情報」となりにくい。研究者やジャーナリスト、評論家等が真相を求めて追求するのは、そこに否定的な現実がある場合である。

第三に、このことと関連するが、この講義で扱う事例は、多少昔のものが多い。それは、近年情報の保護が進み、事件を扱ったものでも、かなり表面的な取材に基づくものが多くなっているのに対して、以前のものは、当事者の取材等も突っ込んだものが多く、事実に深く切り込んだ書物等も多数あるからである。学生諸君は、できるだけ多数の記録を読み、比較検討して真実を追

*28 「教育学概論」で扱うことになる。

*29 トルストイ『アンナ・カレーニナ』米川正夫訳 筑摩書房世界文学全集 3 7 p5

求する姿勢が求められる。そのためには、多くの記録がある題材を扱うことが適当であり、そのために、古い事例が多くなっている。^{*30}

3-1-2 家庭を社会と歴史の中で見る

誕生した子どもが、最初に成長の影響を受けるのは、家庭という場であり、家族によって働きかけを受けることによってである。家庭は地域よりももっと直接的に子どもの成長にとって影響を及ぼす。

日本では「母国語」という言葉を使うことが多いが、正確には「母語」というべきであり、祖国の言葉と習得する言葉は必ずしも「国」と一致しないからであるが、「母語」という言葉は母から言葉をかけられることで言語を習得していくことを示しており、家族が教育的機能を自然にもっていることの大切さを表している。

しかし、現代は家庭における教育力が極めて困難な状況におかれていると考えられている。以前の家庭は比較的大きな家族によって成り立っており、経験豊かな大人がまわりにたくさんいた。しかも、育児は必ずしも母親一人が負っていたわけではなく、多くの子どもや、また近所の人びとの相互扶助の中で行われていたから、家庭的な問題が育児に直ちに大きく影響することはなく、大家族や地域が緩衝機能を持っていたと考えられるのである。しかし、現代は子どもも少なく、核家族であるから育児経験のある大人が周囲にいない。若い親にとって身近な育児経験者である親とって、実際には子育ては20年も前のことなのである。実際に孫ができて、自分の子育ての経験で子どもに適切なアドバイスのできる祖父母はほとんどいないのではないだろうか。

現代では子どもをもった夫婦が文字通りの「親」となるのは簡単ではない。

家庭は、いうまでもなく、子どもが育っていく場合、通常もっとも基本的な「場」になるところである。家庭が崩壊していたら、多くの場合、子どもは成長・発達が阻害される。もちろん、「反面教師」という言葉があるように、家庭が崩壊していたことが、逆にその子どもを鍛えあることもあるが、これは、子ども自身が、よほど強い素質をもっている場合であろう。家庭が明るく、豊かで、幸福であることが望ましいことは、言うまでもない。

しかし、実際の家庭には、多かれ少なかれ、さまざまな問題がある。また、過度に子どもに干渉することが、子どもを弱くすることも、多くの事例から明らかである。とりわけ、近年は、子どもに対する過干渉が問題になっている。放任でもなく、過干渉でもない、バランスのとれた子育てとは、本当に難しいといえよう。

ここでは、一見豊かと思われていた家庭におきた事件をもとに、家庭教育の問題を考えてみよう。家庭での子育ての欠陥が最も集中的に現れるのが、家庭内暴力である。ここでは典型的で、大変有名な二つの家庭内暴力事件を取扱う。そしてふたつとも、親が親としての機能を十分に果たすことができなかつたことが、事件の重要な要因と考えられている。しかし、だからといって彼らを買めて、つまり彼らが親として機能すれば事件は防げたかとも簡単に言えないところが、この事件の複雑なところである。そこらは十分に学生諸君が考察をしてほしいと考える。

家庭での事件を見るとき、忘れてはならないのは、子どもも親も異なる歴史をもっていること

*30 本多勝一『子どもたちの復讐』朝日新聞社 本テキストで紹介する事実は、断りが無い限り、この書物を参照している。

第3章 開成・早稲田高等学院事件

である。次による開成高校生の事件では、息子を殺害した父親は戦時中に小学校生活を送っていたが、その父は彼が2歳のとき死に、母親も子どもを祖父母に預けて再婚したという、戦争の時代を切り離すことのできない時代を生きていた。そして、戦後の混乱期に一人状況し、やがて高度成長の時代に子育てをしていたわけである。殺害された息子は、ちょうど高度成長が始まる時期に生まれ、まさしく日本の教育が「受験競争」に塗り込められた時期に、受験競争の申し子のような育ち方をしたのが、開成高校生だった。この事件の中で知られた高校生の叫び「俺の青春を返せ！」という言葉が、若者の共感を得たという事実は、この事件を今学ぶ大学生には、なかなか理解しにくいに違いない。今の大学生は、「ゆとり世代」と言われ、毎年受験に失敗したために自殺者が出た時代とは、大きく異なる学校生活を送ってきたからである。

従って、この講義で扱う事例については、人間の共通性と、異なる時代に生きた歴史性との両眼で見ることが必要である。そうした複眼的視点こそが、「多様な失敗」の要因を探り、実践に役立ち能力を培うと考えられるのである。

ここで扱われている事件は、大変有名なので、他の授業でも頻繁に取上げられると思うので、ぜひ本を読んでおくといいと思う。まずは本多勝一『子供たちの復讐』朝日文庫を勧めたい。(ここに掲載した資料も、そこから引用した。なお、父親、母親、カウンセラーの裁判における証言や、朝倉泉の遺書が、ホームページに掲載されているので、ぜひそれを参照してほしい。)

3-2 開成高校生事件

開成高校生事件は非常に話題になった事件である。開成高校という日本でトップクラスの進学校で起きた事件である、ということと、家庭内暴力が殺人に結びついた、という当時としては非常に珍しい事件だったことによる。

開成高校生の父が、息子の暴力に耐えかねて、寝ている時に、絞殺したというものである。したがって、この父の生育歴から話を始めなければならない。

まず、年表風にあらましを書いておく。

昭和 21 父宇都宮に疎界地から戻る。

父は2才で父を亡くし、母は子を残して再婚したので、祖父母に育てられた。

26 父上京 コック見習い

28 上野に貸事務所と喫茶店経営 その事務員と結婚 (34) 妻の両親と同居

36 長男出産 13 時間の難産

41 神田神保町に大衆酒場 夕方5時から12時の仕事になる。

42 私立小学校に入学 車で送り迎え

5、6年になって〇進学教室 家庭教師 (母「世間並みにしただけ」)

48 開成中学に入学 (300人中56番)

次第に成績が下がり始め、高校ではかなり下の方になっていた。

52 母に暴力 精神科へ 「わがまま病である。」

電気ショック療法

警察の忠告でなぐりたいただけなぐらせよ、というので荒川土手でなぐらせる。

避難のためのアパートを借りる。父はそこで生活。

精神科に入院 (2日で母が出してしまう)

第3章 開成・早稲田高等学院事件

10月 父、子が寝ている時に殺人

父は2歳の時に、父を亡くし、母は子を残して再婚したので、結局祖父母に育てられた。したがって親というものの存在・意味を知らない。昭和26年に単身上京し、コック見習いとして働き始めた。そして、28年に上野に貸し事務所と喫茶店を経営するまでになっている。これはかなりの才能と努力を想像させる。そして、この事務所で働いていた女性と結婚している。女性は再婚であった。妻の親と同居する。36年に長男が生まれた。13時間の難産だったという。

41年に神田神保町に大衆酒場を開き、これを主な仕事にするということになる。しかし、これは結局まったく悪い方向に作用する。父は夕方仕事に出かけ、子どもが寝てから帰る。そして、翌日子どもが学校に出かける時にはまだ寝ていて、子どもが学校から帰る前に職場に行く、という生活形態になった。

42年長男は小学校に入学することになるが、私立の小学校に車で送迎するという形をとっている。このことの意味も重要である。というのは、近所の子どもと友人ではないことになるからである。この近所の人との付き合いの希薄さが、事件を悲惨な結果に至らしめた一つの原因である。5年になってO進学教室に通い、更に家庭教師について勉強するようになっていく。このことが後の裁判で話題になっている。こうした受験体制に駆り立てるようなやり方が、精神的に追詰めたのではないか、というわけである。しかし、それに対して、父は「世間並みにやっただけだ」と答えている。

成績が良かったので、先生は期待し、開成に入ることを希望するようになる。そして、期待通り、開成中学に48年に合格した。300人中56番だった。これは親としては将来東大に入れる、という期待をもつに十分な成績であった。しかし、次第に成績は落ち始め、高校になった時には、下から数えた方が早かった。哲学の本等を読みふけるような高校生だった。また鼻のことを大変気にして、自分の鼻は低いと思い悩み、手術を受けると主張し、医者にまで行っている。しかし、医者が年齢的にまだ早いということで、手術はできなかった。鼻が低いのは母のせいである、と母を責めるようになっていった。やがて家庭内暴力が始り、手がつけられないようになっていった。

精神科にも行ったが、「わがまま病」といわれ、ある所では電気ショック療法を実施されている。またあるカウンセラーに「この子は将来犯罪者になる」といわれ、母はショックを受けている。警察に相談したら、思いきり殴らせたかどうか、というので、荒川土手で殴らせたこともある。

祖母や父が危険なので、近くにアパートを借りて、父はそこから仕事に通っている。精神科に入院させてもいるが、母が見に行ったら時に、刑務所のような雰囲気ショックを受けて直に出してしまう。そうこうする内に父は絶望し、子どもが寝ている時に絞殺してしまう。52年の10月のことであった。

まずは父の役割が問題になるだろう。開成高校生殺人の場合、父自身が父親を知らないのに、父としての役割を果していないにも拘らず、全く放置している。むしろ小さい時から、母の独占欲が強く、夫である父が母と仲よくすると、怒るというような状況であったにも拘らず、適切な処置をとっていない。父不在というのが、極端な形で出たというべきであろう。早稲田高等学院事件の場合も、社会的に尊敬される地位にしながら、大変存在感の薄い父親である。

第二に、地域との乖離の問題である。裁判で近所の婦人が証言にたっているが、家庭内暴力が激しいことは、誰もが知っているのに、全く近所の人と話すことはなかった、ということである。

そして、彼自身が近所に友人がいないのであった。

そして、母子分離の問題である。鼻のことに象徴されるように、母と子は非常に不自然な結びつきをもっていた。母子相姦という説もある。このことを本田勝一も否定はしていない。しかし、問題の本質ではないと言っている。

次に受験体制の問題である。彼は「俺の青春を返せ」と言って暴力を振るったという。その青春とは何だったのか。本田勝一はそれを受験による一本の物差と呼んでいる。価値観が極端に単純化され、そうした価値観からこぼれ落ちると、どうしようもなくなってしまう、という受験体制が基本的な原因であるという分析が、強い。

そして、精神病の遺伝ではないか、という説。家族に精神分裂病で死んだ者がいるというが、彼が暴力を振るうようになったのは16歳だから、ちょうど遺伝的に現れる、というのである。しかし、精神病だという診断はない。

またカウンセリングの問題としても考えなければならないであろう。

また開成高校の校風に原因を求める説もある。彼が休んでいるということ、同級生達は殆ど気にしていない。通常都内の有名進学校というのは、虚栄であっても、自分の学校は自由である、と言いたがる場所がある。しかし、開成と言う学校はそれがない。いい意味でも悪い意味でも典型的な受験校である。もし他の学校であれば、事態は違っていただかも知れない。

3-3 早稲田高等学院祖母殺し事件

朝倉和泉の場合は、父親というより両親の子育ての問題として考察される。そして、祖母中心の子育てが、最も悪い形態になった例であろう。

和泉はエリートが、愚かな大衆に復讐するのだ、という遺書を残している。大衆に対する怨念が、和泉には強烈にあった。本田勝一は、小学校時代にいじめにあったのが、そうした復讐心を長く持たせたのではないかと推測している。

また和泉は自分をエリートと規定しているが、実際は彼はエリートだったのだろうか。

著名なフランス文学者の家庭で起き、かつ開成高校生事件との関連で起きたので、一層社会的な注目を集めた。祖父は高名なフランス文学者（東大教授）で、日本を代表する学者であった。父はその弟子で、やはりフランス文学者。養子の形で娘と結婚して同居していた。母はシナリオライターで売れ始めたところであった。

事件は高校生の和泉が、祖母を家で殺し、そのまま近くのビルで飛降り自殺したというものである。家庭が知的エリートだっただけでなく、少年が長文の遺書を残しており、その内容が極めて刺激的であったことも、大きな問題を提起した。^{*21}

結婚がそもそもの始まりであったと母は言っている。結婚を強く望んだ父、それを強く勧める周囲。気の進まない母。そこで父は自殺未遂を起こす。それで母はおれて結婚する。しかし、結局和泉が中3の時に離婚している。こうした時期に離婚したことを、原因の一つにあげる人もいる。

殺された祖母は夫が研究者なので、誇りに思いながらも満たされないものがあつた。学者であった祖父は家にいる時でも、書斎にこもって勉強し、祖母は邪魔をしないように気を使う。祖母にとって初めての男の子だったので、祖母は溺愛した。祖母が養育にあたり、母もシナリオを書く為にそれを望んだ。

X学園という塾に小学校5年の時に通うようになった。スパルタ式の教育で、その頃から変っ

第3章 開成・早稲田高等学院事件

たという。しかし、受験に失敗して公立中学へ行く。1年の頃は成績が良かったが、2年くらいから急降下して、3年では「高校に行けない」とまで言われた。そして、進学校を決める頃に両親が離婚している。

おそらく成績がもちなおしたのだろう、早稲田高等学院に進学している。親の方では、祖母の溺愛があまりに激しいので、独立した方がよいと思い、家を建直すことになった時に、相談したところかえってそれまで別棟の離れに住んでいたのが、大きな家にして同じ家屋に住むようになった。しかも、二階に祖母と和泉の部屋を隣にして、しかも部屋と部屋を直接出入り可能にするドアまで付けた。和泉は日常的な祖母の監視下に置かれることになった。祖母と彼は極めて強い憎愛の感情に支配されるようになった。祖母は絶えず、しっかり勉強してお爺様のようになりなさい、と励ます。そうこうする内に、殺人と自殺が実行された。

遺書も異常だったが、彼は殺人計画書を残していた。その計画書によると、祖母を殺した後、新宿に出て、無差別殺人を行ない、「馬鹿な大衆をできるだけ殺して」それから自殺することになっていた。その日程も具体的に書かれていた。

殺人計画書の一部は次の通りである。

シナリオ

夏休み	決意
二学期	12月はじめ 計画変更 発作的犯行と思われるため友人に冗談めかして
1月12日か13日	新宿ロッカーにテープ、ほうちょう、「ざまあみろ」、きり
1月13日(土)	第1犯 うしろから金づち、内臓×→包丁200つき 1億しようきやく
1月14日(日)夜	アルコール かなづちでおそいかかる、ほうちょうの入手の 手段と場所。「ざまあみろ」のせいぞう、つかまる可能性。 めがねはかけない 足あと、しもん、発見時期、通報、ガン 入手できぬのが残念
1月15日(月)	朝一なるべく早く8時30分 1 グリース→有楽町でデートむきの時間 2 きき込み前 連休のためみんなおそくまでねている 母シナリオの仕事でいない→連休→日曜朝から祖父母妹は旅行 1 図書館の本→2週間前にかりられない 精神安定剤 デート→名前と学校 子供は問題外、胃ぐすり グリース前売り アルコールの においけし→口臭財除去剤 ☆なぜ自殺前に電車にのるのが必要かは秘密である。ここから あとの私の自殺についての行為はもちろんいわぬ。

そうした計画書があるので、計画的な殺人であるという意見があった。しかし、無差別殺人は実行されず、彼は新宿に出ることもなく自殺してしまう。更に遺書に現れた大衆蔑視は、女性蔑視の感情も含んでいる。女性である家族への批判的記述に満ちている。むしろこうした叙述は、

第3章 開成・早稲田高等学院事件

蔑視よりコンプレックスの現れとも思える。

遺書の一部を引用しておこう。

第一章 総括

くわしいことは第二章で述べるが、私の今度の事件を起こした動機をまとめておく。

1、エリートをねたむ貧相で無教養で下品で無神経で低能な大衆・劣等生どもが憎いから。そしてこういう馬鹿を一人でも減らすため。

2、1の動機を大衆・劣等生に知らせて少しでも不愉快にさせるため。

3、父親に殺されたあの開成高生に対して低能大衆がエリート憎さのあまりおこなったエリート批判に対するエリートからの報復攻撃。

くわしいことは第二章をみていただきたい。特に動機の3は、これだけではよくわからないだろうから。

さてこの遺書（もし私が自殺する前につかまった時は告白とでもなるのだろうか）を今読もうとしている人へ言っておきたいことがある。あなたが教養があって、インテリと言える人なら、程度の差こそあれ、これからあとの文に対して共感を覚えるはずである。だから頭からこの文を拒否した姿勢はとらないでいただきたい。ことに私がこの遺書をコピーしてさしあげた朝日・毎日・読売の三大新聞の記者のかたへお願いしておく。なお、この遺書の文は、もちろんのこと自由に、さまざまな著作物に引用していただいて結構である。そのためにコピーまで作ったのである。この遺書を少しでも多く活字にしていきたい。

第二章 大衆・劣等生のいやらしさ

勉強ができることはそのまま社会で認められることにつながる。「認められる」ことを望むのは人間の根本的な欲望の一つである。本能と言ってもいいかもしれない。そして認められない人間が嫉妬するのも半ば本能のようなものである。だから優者に対する劣者の嫉妬が最も強いのは「勉強」の面においてである。勉強の出来・不出来が、たとえばスポーツ等と違ってすぐに社会で認められるか認められないかにつながるからだ。だからスポーツに精を出して強くなったとしてもその人は特に好まれないが「スポーツ」が「勉強」にかわると他の生徒は途端に「点取り虫」などと騒ぎたててその人間をけなし始める。

勉強のできない者、すなわち劣等生は勉強ができる者、すなわちエリートをねたむのである。また劣等生を持つ家庭はエリートの家庭をねたむのだ。エリートは言うまでもなく少数派である。このエリートに対して多数派の大衆・劣等生はねたみの感情を持っている。嫉妬とは憎悪と密着した感情である。嫉妬の対象を攻撃したいと、嫉妬する大衆は強く思う。しかし嫉妬とは極めてみにくい感情であるがゆえに大衆は自分達の、エリートに対するねたみを必死で認めまいとする。だがエリートを攻撃はしたい。そこで彼等大衆は、なんらかの理屈をふりかざしてエリートを批判しようとする。こうすれば自分達の嫉妬を認めないで、エリートを攻撃することができるからだ。だから大衆は新聞などに「受験戦争批判」「高校間格差批判」「学歴偏重主義批判」といった記事がのったりすると、わが意を得たりとばかりに自分達もそういった理屈をたてにとって少数派エリートを批判するのである。嫉妬している証拠に、「受験戦争反対」などと騒がれはじめてからかえって受験熱は高まったではないか。受験戦争批判は大衆の心の底からの批判でなく、エリートへのねたみから発生したものにすぎなかったのだ。大衆はエリートを批判している反面、なんとか自分の子供がエリートの仲間になってほしい、あるいは自分がエリートの仲間になりたいと思ってもう必死なのだ。「乱塾時代」とい

う、言葉があるが、これも自分の子供が行っていない塾に、他の親の子供が言っている、という不安をまぎらわそう、うち消そうという劣等生の母親がすこしでも塾のことをけなそうとして騒ぎたてた結果、ここまで広まったのである。

3-4 その他の事件

(1) 埼玉での事件

開成高校生事件と比較的似た事件として、1992年に埼玉で起きた事件がある。

小中学校とも成績もよく、スポーツ万能だったこの長男は、八四年春、県立浦和高校に進学したが、成績は下がる一方で、クラスでも孤立し、一学年の終わりにはクラブ活動もやめた。その後、作詞、作曲に熱中し、二学年の三学期ごろから登校しなくなり、八六年春、同校を中退している。

中退後はアルバイトをするなどしていたが、突如大学進学を決意、大学検定に合格後の八七年四月、立教大学に進学した。ところが進学後はスキーのサークル活動に熱中して、学校に行かなくなり、九〇年三月には大学も中退した。家に閉じこもり、酒を飲んで昼夜逆転した生活を送り始める。

九一年夏、両親に交際している女性と性交渉がうまくいかないと打ち明ける。このころから「こんな体に生んだのは親の責任だ」と酒を飲んで、家具を倒したりして暴れるようになった。病院に行くように勧める恠被告に対して暴言はしだいに激しくなり、家具を倒したり殴ったりするようになったが、直接両親に暴力をふるうことはなかった。

しかし、暴言はやまず、「四国に逃げようたってそうはさせないぞ。(父親の)退職金だってみな使わせてやる。一生死ぬまで苦しめてやるから、そのつもりでいろ。お前らは塩飯でも食え。その分、浮いた金をおれによこせ」と言っている。

犯行日の九二年の六月四日朝、「こんな体にしたのは親のせいだ」「マンションを探して来い」と酒を飲んで暴れる長男から、他の家族を守るために殺害を改めて決意。同日昼に両被告で殺したという。(以上、朝日新聞 93/3/5)

判決は、共に懲役3年、執行猶予5年だった。

8万の減刑嘆願書面が提出され、知り合いたちはほっとしたが、直接親に暴力を振るったことはないために、「できの悪い子供は殺してもいい、という判決なのか」という疑問も、新聞に掲載されている。

(2) いくつかの金属バット事件

1980年に起きた金属バット事件(2浪の青年が父母を金属バットで夜殴り殺した)から約10年、1990年前後にいくつかの金属バット事件が起きた。

その中で、直接は金属バットを使用しなかったが、凶器として準備していたこともあり、1988年の目黒での事件(中2の子どもが、祖母、父、母を刺し殺した)も、同様の事件と考えることができる。

しかし、このふたつの事件は、似た側面と非常に異なった側面をともにもっているように思われる。

似ているのは、子どもが親を凶器で殺している点である。しかも、家庭はむしろ恵まれた部類に属しており、教育熱心な親がいた。

しかし、80年の方は、2浪で精神的に落ち込んでいる状態での発作的犯行と見られているのに対して（それ以外にもいろいろと考える点があるが）、88年の方は、不可解な点がいくつかあり、犯行の動機なり、意図が誰にもよく分からない。

- ・かなり計画的であったとされ、ドラクエ3と似たシチュエーションでの犯行とされる。（武器を複数用意し、応援を依頼する。）
- ・本人が人気タレントのレイブ願望と結びつけている。
- ・応援を頼まれた友人が、事前には誰にも相談していない。

3-5 考える視点

1 ターニングポイントはどこにあるのか。

今やこの事件は「歴史」に属する。歴史を学ぶ理由はなんだろうか。それは、歴史好きにとっては「面白い」からであるが、こうした事件を面白いという理由で学ぶべきではないだろう。「教訓」として学ぶのである。その事実の中に、普遍性があり、いつでも遭遇する可能性のある要素があれば、そのことを学ぶことによって、自分が似た状況に置かれたときに、より適切な対応をとることができる。

そうした学び方として、「ターニング・ポイント」を考えることがよいだろう。ある状況が生じたときに、とりうる選択肢はひとつではない。開成高校生を殺害した父親は、幼いときに、父親をなくした。そのとき、母親は子どもを自分の両親に預けて、再婚した。これは当時としては、むしろ異例な選択であったといえる。通常、このような場合には再婚せず、一人で子どもを育てる道を選ぶことが多かった。また、子どもをつれて再婚することもありえたらう。しかし、様々な条件を考慮した上で、そのような選択をしたわけだが、このように、選択の幅をもっと広げて考えてみれば、違う展開があったといえる。それは、非常にたくさんの「分かれ道」で同様の選択が迫られたのだろう。父親は、大衆酒場ではない店を開くことも可能だったろうし、私立の小学校ではなく、近所の公立の小学校に入学させることも当然ありえた。塾では、野球やピアノをさせる道もあったろう。また、家庭内暴力が始まったときの対応も違う方法がありえたらう。

そうした違う選択をした場合、どのように結果が違ったのか、それは想像に過ぎないが、できるだけ詳細に、かつ現実的に考えることが、歴史を学ぶ意味でもある。

2 この事件は特殊なのか。今でも起きうる事件か。

開成高校の教師たちは、この事件は「特殊である」と生徒たちに語ったという。それは「特殊な事例だから、原因はよくわからないし、多くの人にとっては関係ない事件である。」つまり、多くの人にはありえない特別な事情があったから起きたのだという認識で、高校の教育や日本の教育制度とのつながりで起きたわけではないという見解である。それに対して、本多勝一は、特殊ではなく、一般性のある事例であると解釈している。つまり、誰にでも起きうる事件であると。日本の社会的背景や教育制度の性格が原因であり、そこに潜む要因が、弱い人に対して現れたのだと。

社会的背景とは、「一本の物差し」でしか人間を見ず、その物差しで勝敗を決め、勝者は社会的成功者となり、敗者は下積みとなっていくしかないという敗北感をもつ仕組み。そういうシステムの中で、子どもは、極度のストレスに苛まれやすい。そして、その勝負に勝ち抜くために、

第3章 開成・早稲田高等学院事件

家族が一丸となってその子どもを支えることもまた、ストレスを増幅させる。

そのストレスに耐えきれない者、そうした価値観を押しつける大人への反感をもつ者は、その対象に抵抗したり、暴力を振るったりするか、あるいは、非行や家出という対応をとるというのである。

稲村は、そうしたストレスの弊害は子どもだけではなく、大人社会にも現れており、例えば登校拒否ならぬ「入社拒否」が目立つようになってきているという。それもエリート公務員や社員にも及んでいるというのである。

特に過保護に育てられた子どもは、自立的な資質をもっておらず、家の外で発散させることができないので、家庭内の対象に向かいがちであるとする。

では、偏差値という一本の価値観、どの程度現代の人々の中に根付いているのだろうか。大学全入時代になって、偏差値信仰は崩れたのか、あるいはいまだに人々の心を支配しているのか。あるいは、薄らいだことは事実であるとしても、それを回復するのがよいのか、あるいは、もっと崩すべきであるのか。

3 父親の役割とは何か。

本多勝一はじめ「子どもたちの復讐」に執筆者として登場するひとたちは、口をそろえて、家庭内暴力が起きるのは、父親の存在感が希薄な場合だと書いている。確かに双方の事件で、父親が父親らしい役割を果たしていたかが問題となるだろう。

開成高校生事件の父親は、自分の父親が早く死亡し、母親が子どもを自分の親に預ける形で再婚したので、祖父母に育てられ、父親を全く知らない。つまり、子育てにおける父親の役割を体験的に学習することがなかった。

また、早稲田学院の事件では、父親は結婚の経緯もあったようだが、影の薄い存在であり、叙述の中に全く登場しない。本多は、河合隼雄の「父性原理と母性原理」の概念で、この事件を説明している。人々を平等に包み込むように扱う母性原理が、日本社会であり、個を選び出す父性原理が欧米社会であるにもかかわらず、日本の受験体制は、母性原理の社会に乱暴に父性原理を導入した結果、ストレスやトラブルが生じ、弱い環に弊害が現れると分析している。こうした見方は正しいだろうか。

4 カウンセラー・医者とクライアントの意識のずれをどう考えるか。

開成高校生事件では裁判が開かれているので、母親や父親あるいは医師・カウンセラーの証言があるが、その証言が非常に食い違っているのが目立つ。

例えば母親の証言を見よう。弁護士が「10月26日にK医師が往診してくれたとき、何か結論的なことを言われましたか。」という質問に対して、母親が「はい。Aは、試験に出されなかった時を境にして、学校に行かなくなりました。朝は一応起きましたけれど、その日は学校に行かなかったのです。K医師が来たとき、その話をしましたが、K医師はもう学校にはいかないでしょうと言われたのです。その前まではずっと「学校に行かなければダメだ」とK医師から聞かされていたのです。「学校に行こうとしてる間は、自分から立ち直っていこうという気持ち強いからだ」と言うのです。弁護士「10月28日にもK医師が往診してくれたのですね。」

「はい。」

その時、K医師からまた言われたのですか。

第3章 開成・早稲田高等学院事件

私が先生に「治るのですか、治るのですか」といつもうかがっていたのですが、その時には「自殺か、非行少年というか犯罪者になると思うけれど、A君は自殺は出来ないと思うから犯罪者になるだろう」とK医師は言われたのです。私は絶望していましたので、藁をも掴む気持ちで「先生、治るのでしょうか、どうでしょうか」さらに聞いたのですが、K医師は「私は予想屋ではない、私に予想させるのか、予想なんかできない」という言葉を最後にして帰ったのです。

このようなやりとりがある。つまり医師は「犯罪者になる」という言い方をしたと母親は理解しており、父親もそのように証言しているのである。

当然だが、K医師は、検察の「被告人ら夫婦に治らないとか、治っても非行少年とか犯罪者になってしまうかもしれないというような趣旨のことを言いましたか」という質問に対して、「そんなことは申しません。そのような誤解をされるようなことも申しません」と述べている。予想屋という言葉に対して、弁護士が質問しているが、そんな言葉を使っていないと強く否定している。診断に関しても、医師は心因反応と言っているが、母親と父親はそのような理解をしていない。こうしたやり取りの食い違いが、解決を遅らせた、あるいは不可能にしたと考えられなくもない。

しかし、「子どもたちの復讐」に登場する人々は、医師たちの消極的でことなかれ主義的な対応を批判をしてもいる。

ぜひ原文を読んで、各自考えてほしい。

Q 2014年に起きたふたつの殺人事件、佐世保で高校一年生が同級生をマンション自室で殺害した事件、名古屋大学の女子学生が、70代の女性をアパートの自室で殺害した事件について、自分で調べて考察してみよう。

第4章 教育実践を考える

4-1 教師にとって「実践」は中心だが

教育にとって、もっとも重要な場が「学校」であることは、いうまでもない。学校は既に、5000年以上の歴史をもっていると言われている。およそ、「文明」が発達した社会で、「学校」をもたなかった社会はなかったろう。特に、19世紀末に、国民教育制度が成立し、教育が国民の義務となって以降、学校は、社会の中に、大きな位置を占めるようになった。

先進国は、大体、全国民の4分の1から3分の1が、教育を仕事とする者か、教育を受ける者という、広い意味で「学校」に関わっている。極めて概略的に見れば、「学校」で学ぶ人は、約2000万人おり、教えている教師は、170万人いる。別に、教育委員会、職員などをいければ、もっと多くの人たちが、「学校」に関わっている。また、「学校」ではなく、さまざまな教育機関に学ぶ人を数えれば、更に多くの者が教育に関わっていると考えてもいいだろう。しかし、誰もが考えているように、現在の学校、そして教育は、大きな転換期を迎えており、これまでのような学校では、現在直面しているさまざまな問題に対応が難しい。だが、どこに問題を見いだすか、あるいは、どのような解決形態を考えるのか、非常に多様な考え方があるのが実情だろう。

かつて、「教育書」は、出版界でも、大きな地位を占めていたし、事実、授業の実践記録などが、ベストセラーになる時代があった。1970年代から80年代の前半くらいの時期までと考えられる。思いつくだけでも、『窓際のトットちゃん』『ブリキの勲章』『学力への挑戦』『積み木くずし』『教育は死なず』『どぶ川学級』等々、一般的なベストセラーと比較しても、遜色のない売れ行きと注目を集める本が、少なくなかった。しかし、1990年代になって、教師が書いた実践記録が、ベストセラーになったという話は聞かない。また話題になる実践記録もほとんどないのではなかろうか。もちろん、単純にそのことをもって、学校教育が沈滞していると結論付けることはできないが、教育をめぐる状況変化があったことはわかる。

その理由を推測してみよう。あくまでも推測であり、確定的な理由を示すことは、困難だろう。

90年代以降、教育関連のベストセラーがなかったわけではない。1980年代後半から、教育界では、「教育技術の法則化運動」が嵐のような勢いで吹き荒れた。向山洋一という小学校教師が始めた教育技術の向上のための運動であったが、熱狂的に支持する者が多数である一方、まるで宗教のようだと批判する者もいて、社会現象にもなった。そして、大きな本屋では「教育技術の法則化運動コーナー」が設置され、爆発的に書籍が売れた。しかし、それは、それまでの実践書とは大きな相違があった。それは教育行政や教育に対する社会的な意識の変化に対応するものであったかも知れない。

第一の変化は、学習指導要領を軸とする国家的な教育内容が、法的拘束力があるか否かという論争がもはやあまり意味がないほどに、現場で確立したことである。それは現場での教師たちの創造的な教育実践の模索を困難にすることでもあった。それまでの優れた教育実践書は、教科書の内容を下敷きにしながらも、教師の研究に基づく創意工夫をこらした教材が付加された実践であった。しかし、「教育技術の法則化運動」は、教育内容に対する取り組みは全く考慮せず、教科書の内容をどのように教えると効果的かという「技術」に純化した取り組みであった。批判者の多くもその点を批判の対象としていたのであるが、現場の教師にとっては、「何をいかに教え

第4章 教育実践を考える

るか」ではなく、「いかに教えるか」に関心が集中していくことになったと考えられる。百桁計算なども、こうした技術主義の延長にある。

第二の背景は、いじめや不登校などの生活上の問題が大きくなったことである。いじめによる自殺なども80年代以降目立って多くなった。このことは、授業実践よりは、非行対策やカウンセリングなどの生活指導領域での実践に、より大きな注目と課題意識が集中されるきっかけとなった。もちろんベストセラーとなった実践記録はあるが、ほとんどが「学級崩壊」「いじめ」「不登校」を題材とするものであった。1994年に起きた大河内清輝君のいじめによる自殺がきっかけとなって、文部科学省はスクールカウンセラーの配置を政策化し、臨床心理士養成のための学部学科増設に舵を切ることになる。

しかし、学校教育の中心は「授業」であり、授業は教える対象と方法をともに含んだ実践の対象である。優れた授業の実践記録は、多くの学ぶべき点を提起してくれる。今回の授業では、かつてベストセラーになった教育実践記録を素材にして、そこから、学校の変化や直面している課題を考えてみたい。

4-2 教育は死なず

最初に、若林繁太『教育は死なず』（労働旬報社）を取り上げよう。（以下の説明は、すべて本著からのものである。）本著は、文字通りのベストセラーであって、私が持っている本は、第33刷である。当然、もっと増刷を繰り返したろうから、教育書としては、歴大な売り上げを重ねたはずである。『教育は死なず』は、長野市の篠ノ井旭高校における実践である。

1960年に、迫っていたベビーブーム世代の進学に備えて、市立の高校として設立準備が進んだが、当時篠ノ井が財政難に苦しんでいたので、途中で、設立準備をしていた人々が中心となって、私立の高校として出発することになった。そして、ベビーブームの影響もあって、経営的に順調な歩みをしていた。ところが、1970年頃から、ベビーブームの波が去り、生徒減少に直面することになった。65年がもっとも生徒が多く、1445名、70年には、633名、そして、77年には、200名余となったという。

74年頃から、生徒減少に伴うさまざまな問題が露呈してきた。生徒が減少すれば、当然、教師が余剰になり、多くの学校で教師削減をしようとした。篠ノ井旭高校には、私立学校教職員組合連合の委員長が在籍しており、その面目をかけての反対闘争が行われて、削減と反対運動が泥沼化した。ところが、最大志願者が5000名だったのに、75年には50名の応募しかなかった。この事実を前にして、何とかしなければならないという切迫感が双方に生じ、その後、以下のような取り組みに至るのである。

きっかけは次のようなものであった。

私たちが廃校のピンチに立ったとき、私も教師たちも、人さまざまな思いを心に秘めて、何かを決意した。窮極に立って、身を捨ててこそ浮ぶ瀬もあったのである。

狭い視野で教育を眺めていた私たちは、突然、広い視野に立って自分を見つめたのである。ある教師は「以後、目だけみることより長い将来にわたって物を眺める習慣がついた」といっているが、なるほどとうなずけるのである。教育は高所から眺めつつ長期にわたってしなければならないものである。

第4章 教育実践を考える

私は私で、当時ある程度の捨て鉢な気持があったことも否めない。

「どうせ、閉校になるなら、理想の教育をやって華々しく散っていくことだ」

教師は誰もが一度でも良いから理想の教育をやってみたいと念願している。瀬戸際に立って、今までやれなかったことをやってみようとするのは人の情というものだろう。

「ろくな教育もやらずに閉校したとなれば教師の素質が問われる。理想的な素晴らしい教育をやったら潰れたといえは大義名分が立つし、日本では理想の教育は駄目なんだ、となれば社会問題となるだろう、それがみものだ」

など、多分に居直り的な考えも浮んでいた。「学校が閉校になったら失職する。失業するよりは少しくらい、がまんしても辛抱する方が得策だ」という自己中心的な気持も教師のなかにはないとはいえないであろう。本校が高い理想に燃えて、この教育を樹立したのだと胸を張れば格好が良いのであるが、正直に言って、そんなきれいなものではなかった。

こうして、若林繁太校長は、これまでの「厳罰主義」を改める教育実践を始めたのである。職員会議で、つつこんだ交流をする中で、授業が終わったら、授業の苦痛を晴らすために「バカヤロー」と大きな声で叫ぶ生徒、帰宅後、オートバイで100キロを走ることで、明日の授業に耐える力を蓄える生徒などの話から、

- 1 非行とストレス解消の間に、何らかの因果関係が存在する。
- 2 彼らのストレスの大部分は授業についていけないことが発生原因となっている。
- 3 「おちこぼれ」の増加は非行の増加に関連性がある。

という点を確認し、そのための条件整備として、

1 今までの一クラス定員50名を変更し、最低25名より最高35名までとする。一クラスの定員は30名を標準とする。

2 教師の週持ち時間数をでき得る限り減少させ、教育研究、教科研修の機会を与える、などの負担軽減を実施した。

更に、落ちこぼしを出さない五つの教育計画を策定した。

1 授業公開の原則

すべての授業を、市民も含めて、誰が見てもよい。

2 自主的な教科研究

マンネリを防ぐために、本年度採用した教育技法については、翌年度に持ち越さない。

3 個々にわたる到達目標の作成

個々の生徒に応じて、それぞれ異なる目標を設定した上で、評価も宿題も出す。

4 学力別編成

ただし、クラスの選定は生徒が自主的に行う。

5 いかなる教育的困難な事象にも回避することなく真正面から取り組む

では篠ノ井旭高校の実践例として、高井洋一への指導例を見てみよう。彼は次のような生徒だった。

- ・ 1976年12月に、母親、以前の学校の担任とともに来校。

無免許バイク運転で幼児を事故死させ、ショックのため勉強が手につかない状態、ということで、本人も悪びれた様子もなく、にこにこしていた。

第4章 教育実践を考える

- ・ 調査書には、一切非行記述なし。
- ・ 3日後、喫煙。

そのときの教師とのやりとり。

「なぜ、煙草を吸ったのかね。」

「吸ってはいません。真似しただけです。」

「ライターで煙草に火をつけていたじゃないか。」

「ライターなど持っていません。手真似だけなんです。」

「発見された時、ライターと煙草を体育館の床下へ投げ捨てたのを見ているゾッ。」

「それは先生の錯覚でしょう。」

(ポケット検査をした。煙草のゴミが続々と)

「これは何だ。」

「煙草の屑のようですね。友だちの服を借りて来たので、そんなことは知らなかった。あいつ煙草を吸っていたんかな？」

「その友だちとは誰だ。」

「前の高校の時の友だちです。」

「前の高校でも連絡できる。名前をいいなさい。」

「もう、退学してどこにいるのか分かりませんよ。」

次のように事態は進む。

・ 停学10日。担任が家庭訪問していなかったことについて、「買い物にでもでていたときでしょう。停学中は買い物もいけないんですか？」

・ 再登校後、5日で再び友人を誘って喫煙。友人の自白を受けて、「彼が吸ったというのなら僕も吸ったんでしょう。」

・ その後、一月で万引きで補導。自分が見本を見せて、級友にやらせ、級友が失敗したので、補導された。

・ 退学の主張に対して、校長宅預かりで、指導しようと考えた。(当初家族は反対。小学生の男の子と高校生の女の子がいる。)

・ 最初の家族との夕食での第一声。

「おお、これが校長の娘か。割合、いかすじゃねえか。このチビ、校長の息子か、よろしくな。」

・ 禁止をされると単純に破りたくなる性格であることを見抜く。

ある日、敷地から出てはいけない、と禁止したところ、敷地内にタクシーを呼び、担任の教師のところまで行って引き返した。

・ 家の中のお金を盗む。

・ 校長の息子を引き連れてのスーパーでのどうどうとした万引き。(追及されて返却してくる。)

・ 校長および他の同居生徒と共に、山荘から通学することにする。

・ お金が盗まれると、山菜採りをして食事。相変わらず喫煙。

・ 職員室で、煙草を盗み喫煙するようになる。

・ 鑑別所で性格検査をしてもらう。(指導の方法を探るため。)後で、両親にも。

・ スパルタの父と愛情過多の母に原因があると理解。

第4章 教育実践を考える

- ・ 指導方法の180度転換。一切自由にして、部屋も離れにした。

「君の今までやっていることをみると反社会的な行動が多い。そうなった原因を考えると君だけ責めるわけにはいかない。私たちも君を束縛し過ぎていた。もっと信じ合わなければならぬ。

これからは君を束縛するものはなにもない。君の意思で歩きなさい。ひとつだけいっておくが、これからの行動は常に自分の将来がかかっていることを忘れてはならないよ。」

- ・ 父親にも冬に医者にならなくていい、と言われて、法律家をめざすことにする。

4-3 すべての生徒が100点を

次は、加藤文三の『すべての生徒が100点を』を取り上げる。

加藤文三は東京都の社会科の教師である。7年間ほど鬱病にかかり、本人がいうことには、無気力な授業を繰り返していたが、1974年の冬に希望していたにも拘らず、高校に進学できない生徒を出してしまったことをきっかけに、その春入学した生徒には、決してそのような思いはさせないという決心をして、確実に学力をつけさせる実践を決意したのだった。

最初の問題意識は、「暗記」についての再考だった。暗記は、ひとつの方法であるし、また、必ずしも社会科嫌いにするわけでもない。子どもは、本来暗記が好きであり、好きになることによって、暗記も強くなる、ということで、徹底した反復テストの方法を取り入れるのである。定期テストに際して、100点をとらなかった者は、100点がとれるまで再テストを行う。その際、記号だけを変えたテストを使用する。そして、親には、以下のような通信を出す。

半数以上の生徒が、100点をとりました。100点をとった生徒の、お父さん、お母さん。おめでとうございます。どうぞ、お子さんを、ほめてあげてください。そして、自信をもたせてください。一つのこと、100点をとれたなら、ほかの教科でも、100点をとれないはずがありません。

そして、一学期4点だってA子がまだ36点だったのを、100点をとらせる目標をおく。

「すべての生徒が100点を」という運動は、生徒と私との根比べで、どこまでできるか、私にも、実は自信がありません。

ところが、こんどの第三回テストで、Aさんは、上の表のように78点をとりました。このAさんに100点をとらせるのは「無理かな」と思っていたのですが、こんど78点をとってくれて、私を勇気づけてくれました。

「だれでも、努力すれば、よい点をとれる」といいながら、内心では不安をもっていたのですが、Aさんは、それが正しいことを証明してくれました。

Aさんが100点をとるまで、私は第四回テスト、第五回テストと、がんばりたいと思います。

第四回テストで、A子が100点。

しかし、まだ、68人がクリアしていない。それを年があけてもテストを繰り返した。父母からの反応も、圧倒的に好意的であった。

- ・ 50点台から90点台に……。一番苦手だった社会科を、これまでにして下され、深く感

第4章 教育実践を考える

謝しております。先生の意気込みが点数となって、全員100点も、先が見えて来たような気がします。

・ 二学期のテストより、三学期の方が少しよくなりました。やはり努力すれば、誰でもできるようになるのですね。もう少し頑張ってくれるといいのですが。博美は社会科の勉強がこの頃楽しくなってきたと申しております。努力をする、しない、授業が楽しくなる、いやになる、は、先生によっても、違うのではないのでしょうか。

しかし、当然批判的なものもあった。

二学期の中頃より、少しずつ勉強をするようになりましたが、記憶力が良くないので、100点を目指してやっていたが、92点で良いほうだと思います。(再テストで100点)おぼえるのにカードを用いて暗記をしていますが、内容が理解されていません。テストの為に暗記に過ぎないようですが、これで良いのでしょうか、お伺いいたします。

・ 100点とれない生徒は、100点とるまで、テストするようですが、たとえば四回、五回やってもとれなかったとして、みんなの時間にくいこんでもやる訳ですか。100点とは、そんなに大切なものなのですか。自分は、昨日より今日、今日より明日と、すこしずつでも努力して前進することの方が、大切な様な気がするのです。

この実践で加藤文三が主張しているのは、以下のような点である。

1 反復テストによって、暗記することは、学習意欲を高める。

ただし、この実践では、まだ100点を取れていない生徒に対する、生徒同士の援助がかなり重視されている。

2 100点をとったことだけで、理解が深化したとはいえないが、そこで獲得された自信が大切である。

3 努力をする以前の状態で、能力の個人差を云々することは間違っている。

4 学力がつくと人間存在が変わる。

この実践については、毎年賛否両論あるが、いくつ誤解に基づく意見がよくでるので説明しておきたい。

まず「自分たちも同じようなことをやっていた」という経験談がよく書かれる。しかし、この実践は100点をとるまで試験を単純に繰り返すというものではない。まだ100点をとれていない生徒をとれた生徒が応援して、協力することが重要な意味をもっている。これはクラスの間関係の問題であるとともに、「教える」という行為の教育的性質が活かされている。「教える」ことは最良の「学ぶ」手段なのだが、こうした教えあいを組織することで、クラス全体の学力の向上をめざしている。

多くの議論を呼ぶところは、100点をとることの意味だろう。100点と90点は本質的に変わらない、にもかかわらずなぜそんなに100点にこだわるのか、という疑問をもつ者もいるし、100点には特別の意味があり、100点をとることによって得られる自信は非常に大きいから、こうした実践は意味があるという見解もある。

ただ学生諸君の意見で気になったのは、「百点なんかたいしたことではない、それに何回もや

第4章 教育実践を考える

ってやっとならばとれた百点なんか価値がない」というようなものだ。確かに「競争的」な価値観から見れば、最初からとれた百点と5回目の百点とでは価値が異なるのであろうが、その喜びはやっとならばとれた百点の方が数倍高い可能性もある。今までとったことのない百点を何度目での挑戦であろうと「とれた」という実感は、大きなものがあるであろうし、それを競争主義的な価値観からだけみるのは、やはり間違っているだろうと思われる。

4-4 学力への挑戦

『学力への挑戦』は、仲本正夫という埼玉の女子高校の教師の数学の実践記録である。実践内容が微分積分という高度な内容であること、にも拘らず、進学校ではなく、ほとんどの生徒が就職組である、いわゆる「底辺校」であることなどが注目された。日本の数学の学力は、国際的にも最も高いされているが、高校になると数学嫌いが増大し、特に進学と関係のない生徒にとって、数学は悩みの種であった。現在では、数学に選択制が大幅に取り入れられたので、状況が変わっているが、当時はまだ、2年生までの数学が必修であり、基礎的な微分積分をもって、必修の数学が終わったのである。

そうした、数学嫌いの生徒に対して、微分積分の授業を行い、生徒たちに深い理解をもたらしたことで、大変話題になった。

仲本も、当初は、「教えている自分が『これじゃ生徒もつまらんだろうな』と思うような教科書の問題を前にして、心は重く沈みっぱなしであった」というような、感動を与えない授業を繰り返していた。そんなとき、家でみつけた「折り紙」の山をみて、これは使えると思い、早速授業に持ち込んだ。クラス費で折り紙を買ってもらい、授業で配布したところ、色のより好みをして、なかなか回らないのをみて、仲本は、「他人のことなんかまるで忘れて、きれいな色をとりたい、そういう生徒の反応におどろいた。しかし、きれいな色を先にとってしまうということはたしかに問題ではあるが、きれいな色がほしいと思う生徒の心はなんて明るく健康的なものなんだろう。」と思う。

第4章 教育実践を考える

そして、この二枚の折り紙で、もっとも容積の大きな箱を作るという課題を出す。一枚目は、「勘」で、二枚目は、計算して、というのである。

そして勘で作り始めるのだが、生徒たちは熱中し、いろいろと意見を出しながら作っていく。そして、次の時間に計算して作る。そこで、計算することのメリットを実感するのである。

仲本は、ここで、「教科新聞」を発行し、『数学だいきらい』と名付ける。本著には、この新聞からの引用がたくさんある。

▽こんな数学の授業が毎日あれば

一番最初にきれいな折り紙をとってガンバツタ。

「折り紙で箱をつくるなんて何年ぶりだろう」なんて、つくづく考えながら、やると不思議に少女時代（今は乙女時代）の頃がよみがえってくるように感じた。

一生懸命に嫌いな計算をして線引きで計って、そしてきちんとりのりづけ……

全くあのころと同じだ。

なぜか先生もいつもと目の輝きが違っていた。そうクラスの雰囲気まで……

時々こんな素晴らしい遊び？ かな、いえ授業だけど、こんなに集中して楽しくできる物をまたやってほしい。

又今回、高校になって初めて折り紙を手にして作ったのでは（不器用な私が）とっても最高だと思う。時間も早いし、まして、わりときれいにできたもん。

こんな数学の授業が毎日あれば学校へ登校するにも希望があるのだけど……

とにかく、楽しかった。この箱は大切に保存します。

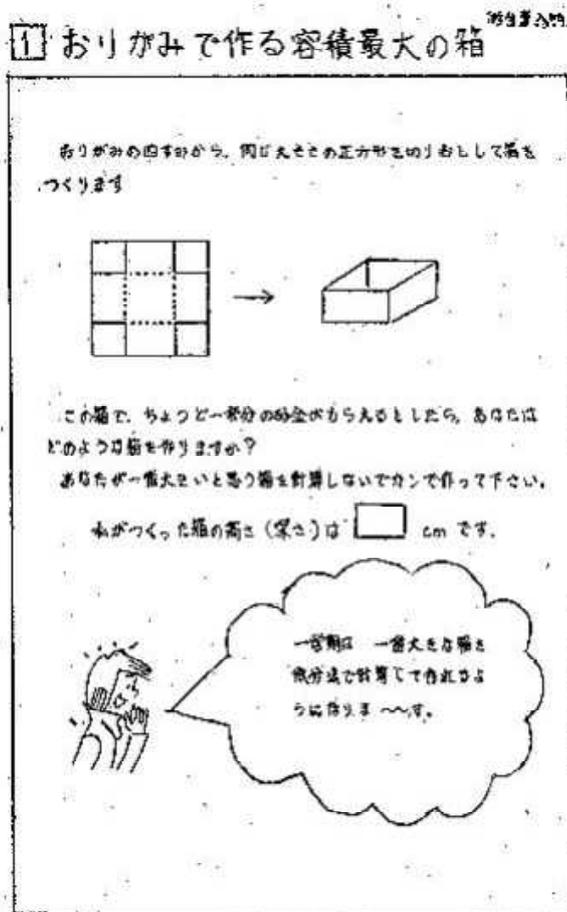
bigskip

▽この私のあさはかさ

まず高校三年にもなって数学の時間に折り紙で箱を作らせるなんてなんか変だなあと思った。

そしたら、その箱の面積というか容積というか計算せよとの事、最初はなあ～んだ、こんな簡単じゃないかと思った。この私のあさはかさ。

最初はどーにか計算していったけれど途中ごろになったらむずかしいのなんのってとてもわかるはずがない。



第4章 教育実践を考える

私の頭脳ではできるはずなあ〜い。

それにも負けずに友達にあっちゃこっちゃ聞いてやったといえるかどうかはわからないけれども・
・・・

どーにか答えも出来たし、箱も作れたし最初の予想とは多少違ってたけれども、こんなに苦しくて考えて作った箱って初めて、それにしてもこのいびつな箱苦しんだ記念に家にもって帰ってしまっておこう！

そして、次に、「小説」を書かせる、積分で求める面積を、さまざまな形で考える、などを経て、コマを回すことに取り組む。

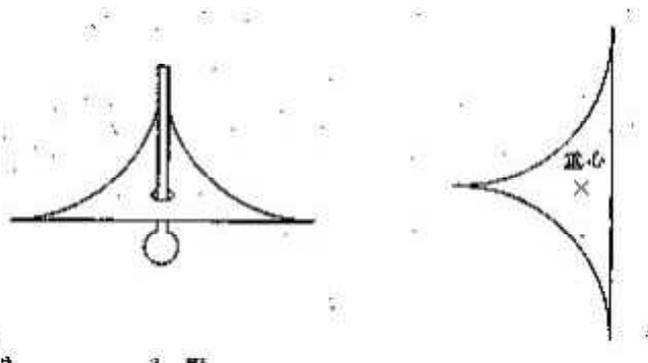
図でみるように、放物線の図形を切り抜き、どこかにマッチ棒を挿して、コマとして回すわけである。挿す場所が、重心でなければ静かに回り続けることはない。そこで、放物線のどこが、重心なのか、それを計算によって探すわけである。これは積分計算で行う。コマが回るかどうかがかかっているの、生徒たちは、懸命に積分計算に取り組む。

そして、回ったときには、感動が襲う。

このように、授業そのもののなかに、教科書にはない、イメージ豊かなしかけを作ることで、生徒たちの興味をひくだけではなく、そこから微分や積分の本質に触れていく。つまり、本質に触れることができるようなしかけを作っていくわけである。

そして、最後に、卒業論文を書かせることになる。これは、いままでやったことを、もう一度整理するというものだが、レポート用紙100枚という歴大なものである。

最後に、いくつかの感謝状が紹介されているが、ひとつだけあげておこう。



感謝状

あなたはおちこぼれであった3年K組42番の松田あけみをプリント授業という大変素晴らしい新式方法でわかる、できるという喜びを教え、救った事においてここに感謝状をおくります。

仲本正夫殿

4-5 まとめ

最初に、1970年代には、多くの教育実践書が書かれ、それだけではなく、社会的に注目され、一般書に混じっても、ベストセラーになった書物が少なくなかったと書いた。そして、1990年代には、そうした社会的に注目される教育実践書が極めて少ないということも。

このことは、どういうことを意味するのだろうか。単純に考えれば、優れた教育実践が少なくなった、ということになる。もっと悪く考えれば、優れた教育実践が少なくなっただけではなく、いじめによる自殺など、教育荒廃が進んで、むしろ悲劇的な事実のドキュメントに、人々の注意が向いた可能性もある。もちろん、こんな風に、悪く考える必要はない、という解釈をする人もいだろう。一部の優れた教育実践などは、一部の生徒に関係があるだけであって、むしろ、そ

第4章 教育実践を考える

うした特殊例ではなく、日々の教育活動を粛々と進めるようになってきたので、実践記録などを書かなくなっただけで、優れた教育が、むしろ一部のものではなく、広がってきたと考えるべきだ、というように。

あるいは、教育実践記録に、もっとシニカルな見方をする人もいるかも知れない。つまり、教育実践記録などは、むしろ誇張されたもので、実際に、その先生が優れた実践をして、多くの生徒から支持されているかどうかは、わからない。単なる自己満足に過ぎない可能性だってあるではないか。とにかく、さまざまな見方があると思われる。ぜひ、教育実践書が、注目されなくなった理由をそれぞれに考えてほしい。

『教育は死なず』は、現在のいじめや、再び激しくなりつつあるといわれる校内暴力などに対して、明確な姿勢を示している。そして、先週の講義で例に出した、アメリカの少年法廷における有罪少年に、他人を裁かせる、というのと、似た考え方が、若林繁太校長によって採用されていることに注目したい。実践のきっかけが、学校の存続の危機に対する対応であった、というのも、考えさせられるものがある。『すべての生徒が100点を』の実践は、暗記のもつ教育的意味を捉え直し、それを、生徒間の協力や、学ぶ意欲と結びつけたところに、新しい発想があった。暗記といえば、単なる受験テクニックと考えられていたのに対して、それをもっと広く、知的興味の入りに位置づけたわけである。

『学力への挑戦』は、数学嫌いの生徒たちに対して、物から出発して、現実的な意味を実感させながら、抽象的に思われる数学を教え、興味をもたせたことに、新しさがあった。ただ、受験に関係ない学校だからできたのだ、進学校では、むしろ、不可能ではないか、と考えるのか、こうした方式を、進学校でも応用したら、もっと効果的であったろう、と考えるかは、評価の分かれるところかも知れない。各自の考察を期待する。

第5章 女子高校生監禁殺人事件

5-1 はじめに

ヒトが「人間」として成長していくためには、どのような条件が必要なのだろうか。逆に、あまりに「非人間的」な人間として成長してしまうことがあるのは、何故なのだろうか。人が家庭や学校、地域という環境の中で育っていくことを考えれば、それぞれに原因があると考えられる。

ここでは、ある事件を起こした少年たちの中にある「非人間的」部分が、何故育ったのかについて考察してみよう。ひとつは、1988年に東京足立区で起きた女子高校生監禁殺人事件である。

この事件は、家庭の問題と学校の問題と地域の問題が、実に複合的に犯人たちに影響を与えたという意味で、多くの側面から考察される必要がある。^{*31} 多くの人間が関わっており、家庭の状況も様々であるが、後者は犯人と被害者、そして犯人の母親が主要な関係者であった。しかし、いずれも長期の監禁でありながら、家族も地域の人々も監禁の事実を知らなかったと述べており、地域の間人関係の問題を提起している。

これ以外にも近年深刻な事態にならなくとも子どもを監禁する事件が増加しているように思われる。とくにこの1、2年通行中の女性や女の子を車に連れ込み誘拐を図るような事態が頻発した。何故安易に人を拘束するような対応にでるのか。メディアの問題も含めて考察する必要がある。

次に長野県で起きた少年によるリンチ殺人事件である。

この事件を紹介している日垣隆は、少年法への疑問を提起しているが、更に、集団リンチが何故発生するのかというメカニズムを解明しようとしている。少年法は現在では多少改訂されているが、特にこの事件当時は、被害者はもちろん被害者にとっても、事件の内容がわからない仕組みになっており、必然的にメディアに報道されることもなく、解明されない事件が多数あり、従って、犯人たちは反省することもなく、生活を続けるという矛盾を告発している。その当否は後で検討することにしよう。

集団的犯罪については、通常個人では決してしないようなことも、集団の中にいると犯してしまうことがある。その心理的推移を理解し、そうした危険性を回避することが可能であるという立場から、引き返すことができた者と突っ走ってしまった者との相違を検討している。具体的に事件で検証してみよう。

5-2 女子高校生殺人事件の概要

1988年11月25日、バイトから帰る女子高校生を誘拐し、40数日監禁した上で死なせ、コンクリート詰めにして捨てた事件である。

この事件は非常に特異な面をいくつかもっていて、事件の残虐性ととも世間に大きな衝撃を与えた。

*31 2000年に、別の監禁事件が発覚した。9年間もひとつの部屋に少女を監禁していた事件である。

第5章 女子高校生監禁殺人事件

もし、犯人たちが、もっと凶太い人間であったならば、この犯罪は、完全犯罪になっていた可能性もある。しかし、少年であった犯人たちは、別件の婦女暴行等での逮捕、その取り調べの最中に、うなされ、詰問された取り調べ官に、自白して、事件が明るみになったのであった。

帰宅途中に、襲う役が絡み、偶然通りかかったようにして助けるのが、グループのリーダーのA、だが、そのままラブホテルに連れ込み、セックスを強要したあと、グループ内の兄弟の家に、そのまま監禁した。

グループから、若者たちに噂が広がり、数十名が、40日間の監禁の間に強姦に加わり、100名程度は、その事実を知っていたと言われている。罪は、わいせつ目的誘拐、略取、監禁、婦女暴行、死体遺棄に及んでいる。

逮捕後、当時の新聞は次のように伝えている。

少年、計7人が関与 埼玉の女子高生殺し

東京都足立区内の無職少年（18）らの非行グループが女子高校生を乱暴して殺し、ドラム缶にコンクリート詰めにして埋め立て地に捨てた事件で、警視庁少年2課と綾瀬署は31日、遺体の指紋の照合から、殺されたのは埼玉県M市県立八潮南高校3年生、J子さん（当時17）と断定した。また、犯行現場となった足立区綾瀬の会社員宅を現場検証するとともに、殺人・死体遺棄容疑で逮捕した少年2人のほかに現場の家に住む兄弟ら3人が殺害に関与、ほかに2人の少年が監禁と連れ去りにかかわっているとみて、この5人も近く取り調べる。

「同課などの調べによると、J子さんの遺体は夏用掛け布団2枚でくるまれ、さらに大型バッグに入れてからコンクリート詰めになっていた。衣服は少年らが監禁中に与えたものらしく、失跡当時とは違っていたため、家族が見てもJ子さんの衣服と確認できなかったという。

J子さんがコンクリート詰めにしたドラム缶は、発見された時の重さが305キロあった。2、3人では持ち運ぶことができないため、同署では多人数でワゴン車かトラックなどの車を使って遺棄したものとしている。殺害現場となった少年らの仲間の家は、足立区綾瀬の静かな住宅街の中にある小ぢんまりした2階建て。昭和48年ごろに両親と男の子2人の一家で入居したという。

近所の人の話では、昨年末ごろまで夜中にバイクの音がしたり、2階で騒ぐ声が聞こえたりした。玄関わきの電柱をよじのぼって2階の部屋に出入りする少年を見かけた人もいる。近くの主婦は「ベランダに脚立が置いてあったこともある。玄関を通らずに出入りしていて、両親も気づかなかったのではないか」と話していた。^{*32}

既に、この記事でも、いくつかの重大な問題が見えてくる。

犯行が少年の手によるものであること、(従って、少年法改正論議がこの事件を機会に起った。)住宅街で起きたにも拘らず、近所の人たちが、犯行に気づいていないだけではなく、両親も気づいていない。実際に、この事件で、最も大きな話題を集めたのが、一緒に生活していた両親が、少女の監禁について知らなかったと供述したことであった。

90年5月21日に、東京地検は「まれにみる重大、凶悪な犯罪で、犯行の態様も極めて残虐、冷酷」として、主犯のA被告（20）に無期懲役、B被告（19）に懲役13年、C（17）、

*32 朝日新聞夕刊 1989.3.31

第5章 女子高校生監禁殺人事件

D（18）両被告に各懲役5—10年の不定期刑を求刑した。

また、A被告については、福島章・上智大教授の精神鑑定で「軽微な脳障害」が指摘されたが、検察側はこの点について「素行不良化の一遠因にすぎず、本件犯行との直接の関係を認められない」とした。

本人たちは、後述するように、かなり人間的感性が欠けていることを示したが、最後には、最終陳述で、主犯格のA被告（20）は「去年6月、名古屋のアベック殺しに死刑判決が出たとき、自分も死刑以上の極悪非道なことをしていると、不安になったが、自分への求刑は無期懲役で、生かして下さるのは、もったいない様な気がする。一生、被害者に恥じない生き方をしようと思います」と述べた。

続いてB被告（19）は涙ぐみながら「被害者が死んだ姿を見ても、自分がこれからどうなるか、しか考えなかったが、いまは人のやさしさを感じるようになった。小さいことだと思うが、これを一生、大事にしていきたい」、C被告（17）は「難しいことはいえないが、しっかり反省して償っていきます」と述べた。D被告（18）はしばらく沈黙のあと、小声で「被害者のご家族に申し訳なく思っている」などと陳述した。A被告は最後に陳述に立ち、「お金では解決できない事件だと思っている。遺族の方が受け取ってくれたことに感謝している。僕が起こした事件なのに、お父さんとお母さんが家を売って」と語り、しばらく沈黙した後、「申し訳ない気持ちでいっぱいです」と述べた。朝日新聞 1990.7.7

なお、被告たちの境遇を簡単にまとめると、

少年 年齢	求刑	学歴	逮捕以前の非行歴	家庭
<A> 20	無期懲役	高校中退	傷害＝審判不開始（母校に建造物侵入・いたずら）＝保護観察	共働き
 19	懲役13年	高校中退	放置自転車を乗り回す＝審判不開始	両親別居
<C> 17	懲役5～10年	高校中退	なし	共働き
<D> 18	懲役5～10年	高校中退	家出＝保護観察、ナイフ所持、暴力行為・母校に投石）＝不処分	離婚（父親死亡）

表1 少年たちの境遇

判決は、90年7月19日、主犯のAに懲役17年、Bに、5—10年、Cに、4—6年、Dに3—4年の不定期刑であった。

判決理由の要旨は次の通り。

1 女子高校生に対する一連の事件は、成人事件においても考えられないほどの歯止めのかからなかった事件である。さしたる動機・緊張感がないことなど、何故このような事態が生じたのかについて、常識では理解し難い重大な問題性を胚胎（はいたい）している。当裁判所は、各少年の家庭裁判所の少年調査記録の取り調べに加えて、「共犯少年の相互の関係を前提として、犯罪精神医学から見た、本件一連の犯行に至った心理機制」についての鑑定等を行った。

第5章 女子高校生監禁殺人事件

2 右によれば、被告ら4名は、いずれも暴力との親和性の高い社会環境に育ち、それぞれの外傷・挫折体験を有し、いずれも家庭内暴力を経て、親からの監督・統制を離脱していたという諸点を共通にし、地元で不良集団を構成していた。

被告Aには、脳実質の1次的欠損が存し（核磁気共鳴断層像検査による）、早幼児期脳障害と診断される脳の器質性の欠陥の影響と見られる行動面での特異性が幼少時期から発現し、多動・活動的で、躁（そう）的な気分の発揚性を示して、衝動の統制の悪い人格像を作り、高校柔道部でのいじめ・退学という強い挫折体験を経て、不良仲間、大人のやくざらと交わるようになった。

被告4名は、性衝動・攻撃衝動の統御が不良な傾向を有する人格を形成したまま、不良仲間や、Aを通じて大人のやくざと交わり、昭和63年10月ころから、非行性及び社会からの逸脱度を一気に深めていった。右不良集団は、Aを中心として依存性・被影響性の高い少年たちで構成されていたことから、Aの器質性欠陥の影響である衝動の統制不良からくる多動的で見通しのない行動に惑わされ、親からの統御の及ばない、密室化した本件居室を中心として、それぞれの少年の資質面での問題点が、相乗的に増幅して事態の悪化を拡大し、各少年の未熟さからの集団の責任体制の不明確さと、事態の問題解決能力の不足等の不幸な事態が重なって、個人の病理をはるかに超える問題性が表面化して定着・深化し、当初の遊び半分で行った意図以上に監禁を長期間続けることとなった。その間自分らが加えた暴行により同女が醜く変わり果てるにしたがって、同女が邪魔者と映り、性的興味も失って、帰すに帰せない同女を、自分らの自由を束縛する不要な「もの」として考え、いらだちをぶつける「対象」と化し、不健全な生活関係からくる諸々の不満を抱いたまま、最終段階に至った。

3 以上指摘された被告らの資質面での問題点や、心理機制を参酌しながら、各被告人の量刑について検討を加える。

(1) まず、女子高校生に対する一連の犯行は、まことに身勝手極まる自己中心的な理由から、重大な結果を生ぜしめたもので、同女がこれほどまでに辱めを受けるいわれは一切なく、とくに、当日の犯行態様は言葉による表現を超えた、非人間的で、人心を寒からしめるものであって、事後に、ためらいもなくコンクリート詰めにして死体を投棄するなど、被告の行為は悪質・重大であり、その刑事責任は重い。

被告Aは、本件犯行時18歳8月の少年であって、一連の犯行の主導的地位を有し、犯行態様の異常性は同被告に由来するところが大きく、集団の攻撃性を増幅させるのに大きな働きを演じたもので、共犯者中、その刑事責任は最も重い。

被告Bは、本件犯行時17歳7月の少年であって、共犯少年中ではAに次ぐ地位にあり、果たした役割も重要だったうえ、Aの指示を受けずに、Cと被害者をなぶることも数回あったもので、同被告の責任も重い。被告Cは、本件犯行時16歳前後の少年であって、本件犯行の巣になった自室を提供したほか、監禁過程全般で、Bと共同して被害者に手ひどい暴行を繰り返すなど、果たした役割は重く、B同様、その責任は重い。

被告Dは、本件犯行時約17歳の少年であって、関与の仕方は、終始従属的・追従的ではあったが、強姦（ごうかん）にあたっては自らも姦淫（かんいん）行為に及んでいることなど、その責任を軽視することはできない。

当時高校3年生として、就職も決まり夢ふくらませていた被害者は、それまでの生活とは打って変わった屈辱的な取り扱いを受け、40日間にもわたる期間、孤立無援の状態のまま、繰り返し陰湿・過激ないじめを受け、監禁の後半には、精神的にも、肉体的にも衰弱の度合いを深め、最後には常識では考えられないような仕打ちまで受け入れざるをえず、助けを求めるすべもないまま、あえなく絶

第5章 女子高校生監禁殺人事件

命し、揚げ句はコンクリート詰めにして捨てられるなど、その身体的及び精神的苦痛・苦悶（くもん）並びに被告人らへの恨みの深さはいかばかりのものであったか、誠に、これを表現する言葉さえないくらいである。

また、両親は、同女が無事に帰ってくることを心待ちにし、父親は仕事も休んで行方を必死に探しながら、変わり果てた同女との対面という悲惨な事態を迎えており、その親族らの心労・苦痛は想像を絶するものであったと推察され、心身に深い傷を負った母親は、1年有余経過した今年に入っても、病院通いが続いている。

（2）他方、少年犯罪としての衝撃的・特異な女子高校生に対する一連の事件は、当初からこれほどまでの監禁を意図していたものではなく、計画性のない、場当たりの犯行が発端となっており、その意味では、精神的に未熟な少年らが事態を開閉できないまま、不幸な結末に至った側面もある。

個別的事情としては、被告Aには脳の器質性の欠陥があって、行動の制御能力や性格形成に影響を与えていること、同被告の両親は親としての最大の責任を感じ、私財をなげうって5000万円の資金を捻出（ねんしゅつ）するなど、慰謝に向けての努力に精根を傾け、本年6月下旬、被害者側代理人（弁護士）を介し遺族が右5000万円を受領していること、被告Bの、未熟で偏りのある人格の形成過程には、幼少時期からの両親から受容されない家庭などといった、他律的な要因が重疊的にかかわっており、この屈折した心理がAへの無批判な追従を促したこと、

被告Cは、共犯少年中もっとも年少で、性格的に被影響性・被暗示性が高く、A、Bに指示・影響されて過激な暴行に及んだ側面もあったこと、

被告Dは、共犯少年中、一連の犯行への加担度は最も低く、また、犯行時約17歳とCについて年少であるうえ、精神的な未熟度が甚だしい人格像を形成し、これにはB同様、幼児期からの恵まれぬ家庭、いじめを受けながら解決策を提示しなかった学校等の他律的な要因が深くかかわっており、当日の予想外の極端な攻撃も、未成熟な人格に深く根づいているとみられることなど、

被告それぞれに、斟酌（しんしゃく）すべき諸事情があるほか、とくに、逮捕後、それぞれ人間性に目覚めた成長が顕著に認められ、また、延べ二十数回にわたる公開の法廷において、繰り返し自己の犯した罪の重大性を問われ、自己の問題点についての内省や被害者らの筆舌に尽くし難い痛みについての理解を迫られた結果、それぞれ、罪の重大性を認識し、その責任の自覚を深めつつあることが看取される。（以上）

検察は、量刑が軽過ぎるとして控訴、結局、控訴審では、多少量刑が重くなっている。（91年7月12日判決）

以上の点を踏まえて、問題を整理してみよう。

1 加害者の多くが少年であり、しかも崩壊家庭や学校からの脱落者だったこと。（この点は後述）

2 監禁場所になった家は、加害者の少年の家であったが、その両親はしっかりした（社会的には）人でありながら、40日の監禁中、この女子高校生が監禁されて、生命を脅かされていたことに気付かず、有効な対策をとっていなかったこと。

3 監禁中、少なくとも10名以上の他の少年が、この女子高校生の強姦に加わり、そして、この事実を100名以上が知っていたとされるが、その誰もが彼女を救うために必要な手段を全く取らなかったこと。

第5章 女子高校生監禁殺人事件

つまり加害者と全く何の関係もなく、そして、無力な女子が一方的に言語に絶する苦痛を受けた後死亡し、加害者は大人の社会から脱落した者であり、そこを傍観的な多くの人々が取巻いている、という都会の最も悪い面が、幾重にも重なった事件だった。そして、それを報道するマスコミの興味本意的な報道も目にあまるものがあった。

被告	求刑	1審判決	2審判決
A (21)	無期懲役	懲役17年	懲役20年
B (20)	懲役13年	懲役5-10年	1審通り
C (18)	懲役5-10年	懲役4-6年	懲役5-9年
D (19)	懲役5-10年	懲役3-4年	懲役5-7年

5-3 学校の問題

女子高校生監禁殺人事件の主犯Aは子どもの頃から残虐・暴力的だった。

小学校の頃には札幌の少年で、かなり年上の少女に真剣にプロポーズしてせまり、問題になったこともあるという。当時から父は愛人宅にいて、家庭は崩壊していた。Aの荒れはその結果だった。

しかし、中学校の指導で柔道を始めてから、生き生きとして中心的に活躍するようになった。Aのために中学の柔道部は非常に強くなり、都大会にも出場し、二位になった。その時のAは、非常にいきいきとしていたに違いない。

中学の先生は札幌のAを決して排除せず、柔道という「生きがい」を見つけて、立直らせている。したがって中学の頃は、非行とは無縁で、「かつては淋しかったので、悪さをしたが、これからは柔道を続けたいので、悪いことはしない」と話している。

この中学の柔道部の友人は、やはり、Aにとって、後々まで重要な位置を占めていたように思われる。以下のような記事がある。

4人は昨年1月末、逮捕されたが、その2、3日前、主犯格のAは中学校以来の仲間7、8人と集まった。「逮捕されるかもしれない」と言うAに、仲間たちは「お前が友だちであることに変わりはない。出て来たら、また飲もう」と口々に言った。Aは「ありがとう」と言って、涙ぐんだ。その場でみんなが想像したAの罪名は「傷害」で、「また、けんかでもしたんだろう」程度に思っていた。

仲間のうち、3人は高校を卒業。1人は1浪して今春、大学に入学しており、Aとは中学の柔道部以来の親友である。

3人以外はAと同様、高校中退。うち1人は一時期、Aとともに暴走族に加わり、母校の入学式の前夜に侵入して式場に石灰をまいたりし、いっしょに少年鑑別所に入ったこともある。が、集まった当時は、まじめに働いていた。Aにしても、鑑別所を出てからの1年余り、タイル工と

第5章 女子高校生監禁殺人事件

しての働きぶりが、親方（50）に気に入られていた。^{*33}

そして、柔道によって進学したが、高校の柔道部で「しごき」を受けて、いやになり中退してしまう。全国的に有名な柔道部での「しごき」は、決して例外的ではなく、むしろ日本のスポーツ界に広く見られる習慣である。科学的なトレーニングではなく、精神主義によって鍛えるという習慣が「しごき」を生むと考えられる。

学校が社会の民主主義的なルールを教えるのではなく、反民主主義的なやり方を生徒に教えている。（死亡したとき死体処理のために、Aがかつての雇主にドラム缶をもらいに行くが、そのときその雇主は、「お前人を殺したな」と確信をもって詰寄っている。しかし、警察には何も言っていない。）

自分の部屋に被害者を連れ込んだCの場合、中学時代バスケットをしていたが、長続きせず、成績が悪くなって職業高校に進学する。これが劣等感の原因になって退学し、Aの仲間になっていった。

仲間5人の内、4人が無職少年であり、ここでみられるように、凶悪な少年犯罪はほとんど無職少年によって起こされている。つまり、無職少年は明確な犯罪予備軍である。現在中学を卒業しても、就職も進学もしない生徒が2万、高校の中退が10万、高卒後進学も就職もしない生徒が10万いる。彼らは全く自分の生活基盤がないわけで、寄生的存在になっている。

警察庁の調査によると、

- ・学力が低い
- ・過去に非行歴のある少年が多い
- ・非行の再犯率が高い
- ・当面の生活費は親が出している
- ・放任家庭に育った
- ・高校中退は一年時で、勉強嫌いが理由

というのが無職少年の特徴である。

無職少年は学校社会からも、また職場社会からもドロップアウトした少年たちである。

したがって、自分たちの生活場所、積極的な「場」がない。

無職少年が犯罪予備軍であり、また社会的にいかなる場もないことは、彼らにとって「存在証明」のないことだから、何等かの対策が必要であろう。

Q 無職少年の増加という事態に対して、学校教育はどのような対応をすべきか。

第一に考えられるのは、学校が彼らをあくまでも包み込むことである。そのための最も確実な方法は、高校の義務化である。高校が義務化されれば、退学は不可能になるから、とにかく学校に籍を置くことになる。そこで学校が最終的な責任をもつ体制ができる。

しかし、「そんなことをしたら高校教育が不可能になる」という反対論もありうるだろう。現在でも、勉強する意欲のない高校生が大量に存在して、高校水準の教育をすることが困難な学校がたくさんある。

*33 朝日新聞 10090.7.13

第5章 女子高校生監禁殺人事件

あるいは、高校教育のイメージを変え、職業教育的な内容をもっと大胆に取入れ、彼等が無職少年にしないような教育内容にする案も考えられるだろうか。

もうひとつ考えておくべきことは、このC少年が通っていた中学校が、非行対策の研究指定校であり、地域の「模範的な中学校」ということになっていた点である。研究指定校制度によって、様々な「研究」が小学校や中学校で行われているが、実際に教師たちの力量を高めるための制度になっていないことがわかる。教師たちの力量を高めるのは、制度的にかつ一時的に指定される方式ではないだろう。

5-4 家庭の問題

さて次に家庭の問題を考えてみよう。

この点でまず確認しておくべきは、少年たちの人間的な感性の問題である。

公判で犯人の少年の一人は次のように述べた。

どうして、こんなひどいことをしてしまったのかな。

「たぶん、なぐったりするのが面白いというか」

被害者は人間だという感じがしなかったのかな。

「今思えば、人間だと思っていなかったというか、そのころは、人間とか、そういうのも考えていなかった」

翌日、死んでいるのがわかったね。そのとき、きみはどうした。

「自分と先輩は笑いました」

どうして？

「よくわからないんですけど、とにかく、大声というか。なんで笑ったのか、よくわかんないんですけど」

もちろん、楽しくて笑ったわけじゃないね？

「はい」

人間だという感じがしない、という感性は、おそらく監禁を知っていて、それを通報しなかった少年たちも同様だろう。

これらの少年は、少女を人間と感じなかった故に、あのような残酷な行為をしたのであるが、また逆に彼等自身も人間として扱われなかった成育歴がある。つまり彼等が育つ過程で、学校でも家庭でも、人間的に育てていないし、それ故人間的な感性が形成されなかったと考えざるをえない。

同様の記事がある。

公判での被告4少年の供述 女子高生コンクリート詰め殺人

「それだけの暴行を加えていながら、彼女が死ぬと思わなかったんですか」という弁護士の問いに、B（17）は「考えることができませんでした」と答えた。被告の4少年が女子高校生（17）を死なせた昨年1月4日の場面である。ほかの3人も、これまでの公判廷で、40日に及んだ監禁中のさまざまな場面について「考えなかった」「そのときは思わなかった」と供述した。場あたりの行為が

第5章 女子高校生監禁殺人事件

重大な結果を生んだ、その「考えない罪」に、21日、東京地裁で求刑がなされた。(呼称略、年齢は当時)

熱いろうそくを垂らす、回しげりをする、鉄棒で殴る、ライター用のオイルをかけて火をつける――。1月4日の暴行は、2時間近くに及んだ。

「どうして、こんなひどいことを」といった問いは、検察、弁護双方から4人に浴びせられた。

C(16)「いま思えば、人間だと思っていなかったですけど、そのころは、そういう人間とか、そういうものも考えてなかったです」

D(17)「やってるときは、何も思ってないです。(そして、やり終わったときも) 思ってないです」

女高生は途中、けいれんを起こす。主犯のA(18)はそこで、危ないと思った。しかし――。

「B君とC君が、その仮病だということで、よく見てたんです。そうしたら、前のめりに手をつきながら倒れてきたから、自分も仮病だと思って、てめえ、おれの前で仮病使うのか、という感じで、自分も怒っちゃって、それで」

前年11月25日、女高生をCの部屋に監禁したときも、先のことは考えなかった。

A「ほんとに監禁するんだったら、自分ももっと計画的にするんですけども、とっさ的に、さらっちゃう、という話で、その日だったんで」

12月初め、Aは女高生を帰そう、と発案した。Bは警察への通報を恐れ、「やばいんじゃないですか」と言い、C、Dも同調した。

C「どういう意見というか、とくに意見というのは持ってなかったというか、そういうのはあんまり考えてないです」

肝心のAは、そこで話し合うこともなく、「『ああ、そうか、分かった』って、そこで終わっちゃうのです、その日は」。

(略)

逮捕から1年4カ月。彼らもそれぞれに内省の時間を持った。Bは最近、親しい面会者に、こう語ったという。「当時は、まじめに考えたり、働いたりするのは、大人にこびることで、悪いことする方が男らしい、とっていた」

少年達の家はほぼ例外なく「放任家庭」である。もっともCの家だけは、親は以前は教育熱心であったが、家庭内暴力があつてからは、意識はともかく、積極的な子どもへの働きかけはなくなっていた。

共通しているのは、親が子どもをどうしていいか分からない、という事態である。Aは父が愛人宅に去り、母がピアノの教師をして経済的に支えた。評判のよい教師だったので経済的には裕福で、子どもに対してはしっかり子育てをするのではなく、多額のお金を与えて放置した。高校を中退して暴力化したAをどうしていいか分からず、何ともしようがないので、マンションを与えてやっかい払いした。そのかわり、お金はふんだんに与えている。

近所とのつきあいが無いのも特徴である。(家庭内暴力になった家庭は、8割が近所とのつきあいが無い)

Cの近所では、昼間無職少年が集って騒音を出すので、苦情を言っても「そうですか」と言うのみで、対策はほとんどとらなかった。というよりとれなかった。

Cの母はAの母に一度相談に行ったことがある。そこでAの母は、「そんな注意をしたら、私

第5章 女子高校生監禁殺人事件

は殺されてしまう」と真剣に言うので、どうしようもなかったという。これらの少年の親は、子どもに殺される恐れを抱いている。

いずれの家も、夜遅くまで親が働いており、時間的にも子どもと一緒に過す余裕が少ないが、問題は時間が少ないことではなく、少しでも接触しようという意識が欠けていることである。

ただCの親の場合は、小さい頃は親は大変教育熱心であった。しつめもしっかりやろうと自覚的に実践していた。しかしそれは子どもの現状を無視したものだ。子どもの仕事の分担を決め、夜どんなに遅くても、どんなに疲れていても、仕事をさせ、その手段は体罰だった。その反動として、年長になるにしたがって、親の言うことを聞かなくなり、逆に家庭内暴力の状態が続いていた。父の証言によれば、数年間子どもの部屋に入ったことがなかった。(本当のことはわからない)

しかし、それにしても40日の間に、家の中で起きている暴行事実には気がつかないということがあるだろうか。また隣の家はどうだったのか。隣の家とは、50センチほどしか離れていないという。

むしろ知っていたのに、警察に通報しなかった、あるいは、異常は知っていても、異常が通常だったので、そのようなことは考えなかったとも考えられる。

(この点に関して、母は知っていたのではないか、という憶測がある。母が知っていたのではないか、という憶測については、前に取上げた宮崎勤の事件についてもある。)

とにかくこの少年たちは、親から人間的な扱いを受けていなかった。そして、教師たちからも多くの場合同じだった。そこに人間的な感性が育つことは難しい。

ここでも朝日の記事を見てみよう。

幸せな家庭の内実

女子高生監禁の舞台となったC少年(17)の家は、共働き。父親(49)は大きな診療所の事務長、母親(43)は同じ診療所の看護婦だった。郊外の一戸建て、夫婦仲もよく、子どもたちにも心を配り、幸せそのものの家庭に見えていた。

だが、内実はちがっていた。仕事一筋の父親が、ときにふるうきびしい体罰。少年が決められた家事の分担をしないことなどを母親から相談されると、話を聞くなり眠っている少年をたたき起こしてしかった。泣いて逃げる少年を追いかけてなぐった。深夜、外へ引きずり出して、公園を走らせたこともある。

父親は、毎晩、酒を飲んで帰宅した。赤い顔、酒のにおい。血走った目。父親の体罰は、それらとないまぜになって、小さいC少年に恐怖心を植えつけた。少年とその兄(18)は「週に1回はなぐられていた。ぞっとするほど怖かった」と、弁護士に証言している。

それを聞かされた父親は、意外そうな顔をした。「月に1度いや、年に数回しかなぐった覚えはない」と。暴力をふるった側と、受けた側のこの落差。なぐった父親はすぐ忘れたが、なぐられた子どもはいつまでも覚えている。時間がたっても消えるどころか、恐怖はかえって事実を増幅させたようだ。

父親が体罰をしなくなったころ、皮肉にもC少年の家庭内暴力がはじまった。母親をなぐりつづけながら、止めに入った父親に向かって息子は叫んだ。

「小さいときに、おまえがやったことだ！」

通っていた公立中学校は進学名門校だったが、ここでも教師の体罰が横行していた。生徒は毎日の

第5章 女子高校生監禁殺人事件

ようになぐられた。C少年も、バスケット部の顧問だった女性教師になぐられたのがきっかけで退部した。社会のルールを学ぶ場で、少年が得たのは力の強いものは弱いものを暴力でおさえて当然、という論理。監禁した女子高校生にふるった残忍な暴力は、こんな素地から生まれたのかもかもしれない。^{*34}

この事件は2000年になって、再び話題になった。刑期を終えた少年が社会に復帰し、人気テレビ番組のニュース・ステーションが少年を番組に出演させたことがそのきっかけであった。番組では、少年たちに同情的な面も見られ、そのことが社会的な論議となったのである。

5-5 暴力団の組織的な介入

この事件が起きた場所は、大小の問題が大変生じやすい場所だが、それは暴力団の事務所が多いことと無関係ではない。Aの様な少年をリーダーにして、資金を提供し、少年はその資金で食事、異性交遊などで仲間を増やしていく。仲間になると恐喝や仕事で上納金をださせる、という形態である。ある組織がAに百万円の資金を提供して、構成員を集めさせていた。

このような事態に対しては、教育組織は単独では全く無力である。地域や警察との協力が必要になる。

安易な協力は問題も多いが、ただ学校をドロップアウトした者が、自ら求めて暴力団に入っていくだけではなく、暴力団の方でも組織的に働きかけていることは、教育組織としても充分注意しなければならない。

非行多発地域では、暴力団が関係していることが少なくなく、彼らの指導は決して理想主義やきれいごとではすまない。

管理主義とは、きれいごとではすまないという事態に対するある面では「有効だ」と認められた方法として採用される。

5-6 新潟の監禁事件

逮捕までの年表をあげておく。

◆新潟の女性監禁事件の経緯（カッコ内は女性の年齢）

1981年

4月 佐藤宣行容疑者は工業高校卒業後、地元の精密部品メーカーに就職。間もなく退職。このころから自宅にこもりがちに

1989年（8歳）

6月13日 佐藤容疑者が、柏崎市内で小学4年の女兒を無理やり連れ去ろうとして逮捕される

8月 佐藤容疑者の父親死去

9月19日 佐藤容疑者に懲役1年執行猶予3年の有罪判決

1990年（小学4年・9歳）

11月13日 女性が、放課後小学校のグラウンドで野球を見ていたところを

*34 朝日新聞 1990.7.17

第5章 女子高校生監禁殺人事件

同級生に目撃されたのを最後に行方不明に
女性の家族が三条署に届け出、捜索始まる

15日 三条署に対策本部を設置。事件、事故両面で捜査開始

1992年（11歳）

3月 佐藤容疑者が乗用車を売却

1996年（15歳）

1月19日 佐藤容疑者の母親が「息子が暴力をふるう」と柏崎保健所に
相談。保健所は病院に行くよう助言

1999年（18歳）

11月11日 三条署が女性の顔写真や不明時の服装などを載せたチラシを
改めて作製。各戸に配布、情報提供を求める

2000年（19歳）

1月12日 佐藤容疑者の母親が柏崎保健所に再び「息子が暴力をふるう」
と相談

19日 保健婦が訪問するが、佐藤容疑者が暴れるため、面会を断念。
母親は病院に往診を依頼

28日 医師らが訪問し、2階で女性を発見、無事保護される

29日 新潟県警が捜査本部を設置。監禁容疑で佐藤容疑者宅の
家宅捜索を始める

2月 3日 家宅捜索終わる

10日 小林幸二県警本部長が佐藤容疑者を前歴者リストに入れていな
かった捜査ミスを明らかにし、「監禁事件が長期化した一因」
と認める

11日 佐藤容疑者を未成年者略取・逮捕監禁致傷容疑で逮捕（朝日新聞2000. 2.
12）

この事件については側面の問題点が指摘されている。

母親と地域の人々が、監禁の事実を本当に知らなかったのか。

知っていて阻止することができなかったのか。

既に性犯罪の有罪歴をもち、執行猶予中であった犯人が、この誘拐事件では捜査の対象となら
なかったとされる警察の捜査の問題。

37歳までほとんど仕事をもったことがなく、老いた母親が暴力をふるわれながら、一人で家
計を支えていた家庭問題。

鍵がかけられていたわけではなく、逃げようと思えば逃げることができたにも拘わらず、逃げ
ることのできなかった少女の心の問題。

Q 2016年、朝霞市で誘拐された女子中学生が、自力で逃げる事ができた事件を、自分で調
べて考察してみよう。

第6章 いじめ事件

6-1 はじめに

いじめ問題が、現代の学校教育の最大の問題のひとつであることは、多くの人が同意することであろう。教師、心理学者、教育学者、その他さまざまな人が、いじめについて見解をのべているし、また、文部省の審議会等も、その対策を答申している。

ここでは、そうした意見を整理するのではなく、ひとつの事件を徹底的に、自分で分析することで、問題の性格と対策を考えてみよう。素材にするのは、東京都中野区中野富士見中学で起きたいじめによる自殺事件、いわゆる「鹿川君事件」である。この事件はいじめの典型的な事例ではないかも知れない。いじめを専門に研究する方から、私の以前のテキストを読んで、いじめについての教材としては不適切であるという指摘をされたことがある。しかし、この事件はいじめ問題のある側面を考える上で重要な点をいくつかもっている。ほとんどの人がいじめについて知るのは、不幸な事件があり、それがメディアに報道されることによってである。そして、多くの場合、例えば自殺の事件であった場合、明らかに対応のまずさがあるから、なぜ学校は、なぜ教師は、なぜ親はそれを防ぐことができなかつたのか、なぜあの時あんな酷い対応をしたのか、必要な対応をしなかつたのか、それをすれば不幸な事態は防げたのに、と考える。

しかし、報道を見て考えることは「結果」を知ってのことであり、実際に現場で遭遇している関係者にとっては、それほど対応は容易ではない。多くの場合、教師にとってはいじめを察知することが困難なのだが、察知したとしても解決することには様々な困難が伴う。この鹿川君の事件はそうした難しさを示している。

もっともこの事件は一見すると、対応がやさしかったはずであると考え人が多い。このギャップによって、いじめ問題を考える素材として有効であると思われるのである。

いじめによる自殺事件として、初期に起きた事件ではないが、いじめによる自殺であることを明示し、加害者を特定する、明確な遺書を残したという点で、最初の事件であったために、大きな話題になった。そして、裁判にもなり、いじめが自殺の要因であることが認められた事件としても、比較的少ない事例となっている。

6-2 事件の概要

鹿川君が中学に入学したのは、昭和59年（1984年）であった。比較的体が小さく、性格もおとなしかったとされている。当時の生徒たちの回想によれば、1年生のときには、比較的落ちついた雰囲気の中で、藤崎教諭（事件当時の鹿川君の担任）も、この学年はいい学年だ、と言っていたという。ところが、2年生になって、急に荒れだし、いじめが激しくなって、学年の担任教師たちは、いじめ対策に追われることになる。

この当時、鹿川君は、いじめグループの仲間であったが、めだたず、とくに表面にたっていじめるといようなことはなかったようだ。クラスで集中的にいじめられていた生徒がおり、担任及び学年の教師たちは、そのいじめ対策に追われ、結局、その生徒は、1学期をもって、転校していくことになった。こうして、いじめの対象を失ったいじめグループの、次の対象になったのが、鹿川君だったのである。

第6章 いじめ事件

高裁判決の表現からその事情をみておこう。

1 中野富士見中学校では、秋夫及び春夫を中心とする本件グループの生徒らが第二学年第一学期早々からグループ化し、学校内外で、喫煙、怠学、授業の抜け出し、授業妨害、教師に対する反抗、弱い者いじめ等の問題行動を繰り返すようになったが、昭和六〇年九月の第二学期以降その問題行動は急激に悪質となり、やがて三年生のグループとも連携して授業の抜け出し、授業妨害、壁、扉等の損壊、教師に対する反抗、暴行、他の生徒らへの暴行等が更に頻発するようになった。そして、それらの問題行動を防止するため、同年九月頃からは教師らが休憩時間や自らが授業を担当しない時間帯に廊下等の見回りをし、同年一月からは保護者らの有志も授業時間中の廊下を巡回するなどの対策が採られるという異常事態となったが、事態は一向に改善されず、一郎の自殺に至るまでの間悪化の一途をたどっていた。このように本件グループの生徒らは、昭和六〇年九月頃以降は単なる問題行動を繰り返すだけでなく、非行性を帯びた粗暴行動を反復するようになり、しかも、急激にその非行性を深めるようになっていたものである。^{*35}

そして、判決は、鹿川君が次第にグループの仲間から、いじめの対象にされていく過程を、次のように描いている。

2 前記のように、一郎は第一学年までは格別の問題行動もなかったが、第二学年第一学期の昭和六〇年六月頃から隣室に居住する丙山を通じて本件グループに取り込まれた形で本件グループの生徒らと次第に深く交遊するようになり、特に同級生の秋夫及び春夫らと共に授業の抜け出しをするようになった。

しかし、一郎は小柄で体格、体力等の面で秋夫、春夫らに明らかに劣り、かつ、元来運動が苦手な粗暴な面がなく、温和で気弱な方であったため、本件グループ内においても同等の仲間としては扱われず、当初から秋夫、春夫及び西山ら他のメンバーから使い走りとして子分的に使役される立場であったが、第二学期になると、無理な要求をされても嫌な顔をせずに服従し、屈辱的で理不尽な仕打ちをされても無抵抗で、むしろおどけた振舞いで応じたり、にやにや笑いを浮かべてこれを甘受している一郎に対する他のメンバーらの使役は一層激しくなったのみならず、一郎を事あるごとにいじめの対象とするようになったものである。

第二学期には、一郎を使い走りとして使役する際の要求も次第に増大して嗜虐的な色彩を帯びるようになり、毎日買い出しをさせられて、時には一日石、六回にも及んだほか、授業中にも行かされるようになり、マンションの八階ないし一〇階から再三階段を上がり下りして質物に行かされたり、登校・下校時には多い時には一度に五、六個もの鞆を持たされるようになったのみならず、授業中の買い出しを教師に発見されて、秋夫及び春夫が教師から注意されると、一郎はそれを理由に秋夫及び春夫から殴る蹴るの暴行を受け、その後も、同年一月頃にかけて同人らを中心とする本件グループの生徒らから暴行その他の仕打ちを繰り返されるようになった。そして、同年一二月になって一郎が本件グループの生徒らから離反しようとする態度を示し、秋夫、春夫、両山らの使役の要求に従わず、本件グループの生徒らを避けるようになると、これに腹を立てた本件グループの生徒らから、激しい

*35 判決文は <http://www.asahi-net.or.jp/~FL5K-OOT/sikagawa.htm>

第6章 いじめ事件

暴力、いやがらせを繰り返されるようになったものである。

ここで、わかることは、鹿川君が、1学期は、いじめグループの仲間であったこと、そのなかで、「パシリ」と言われる、使い走りさせられていたこと、それが次第に、負担の大きなもの、意図的なからかい（フェルトペンで、髭を書く）、恥ずかしい行為（歌を歌わせる）の強要等に発展していったことがわかる。こうした事情から、担任を初めとする、教師たちは、いじめを認識はしていたが、仲間であり、それほど深刻なものではなかったとっていた、という説明がなされることになる。

そして、マスコミによって、大きな話題となった「葬式ごっこ」が11月15日に、行われることになる。

これは、いじめグループが、鹿川君を死んだことにし、花などを飾った上で、色紙にお別れの言葉を書いたというものである。そして、グループの数名が、担任をはじめとする、数名の教師に、色紙に書くように交渉して、数名の教師が、そこに名を連ねたわけである。

このとき、鹿川君は、帰宅した後、担任まで書いているんだ、と沈んだ様子で語ったとされている。このとき、クラスの生徒では、男子全員と、ほとんどの女子が色紙に書き込んだとされている。この事件以降、鹿川君は、グループから抜けようとするが、それを許さないグループが、いじめをエスカレートさせる。以後、かなり悲惨ないじめ状況が展開することになる。

1月には、暴行などを受けるようになり、教頭などが、そうした場面を目撃することもあったようだ。1月30日には、担任、母親、本人の話し合いが行われたが、その間に鹿川君のスニーカーは 便器に突っ込まれており、それをみつけた担任が、洗ってあげて、「僕ができることは、こんなことだけだ」と述べたとされる。この時の話し合いでは、担任は「グループの生徒らの仕打ちに対する恐怖を訴え、グループから離脱したい」と述べる鹿川君に対し、「グループから抜けるのは、やくざの足抜けと同じように大変だ」とか「転校という方法もある」などと述べるに止まった」とされている。

そして、31日に家出をして、2月1日に自殺しているのである。その際、「このままでは生きジゴクになっちゃう」という遺書を、メモとして残し、加害グループの名前を列記したのである。

事件後、間もない頃、担任の藤崎教諭が、生徒たちに、「葬式ごっこ」のことはなかったことにしてほしい、と頼み、生徒たちが、それを拒否したことが明らかになっている。そして、藤崎教諭は、長く塾の講師をやっていたことが明らかになって、合わせて、諭旨免職処分を早々に受けることになった。その後訴訟になり、一審では原告の主張は認められなかったが、二審で、いじめによる自殺であることが認定された。

6-3 いじめの認識

以上の状況からみて、鹿川君の自殺はいじめが原因であることは否定できないであろう。判決も、「もとより一郎の自殺の動機を直接知ることはできないが、右のような経過及び一郎の残した前記のような本件遺書の内容からすれば、本件いじめが一郎の自殺の原因であることは明らかというべきであり、一郎が自殺に到ったについては学校側の対応の不十分、家庭環境の不安定、控訴人らの保護能力の薄弱等の問題点も指摘できるにせよ、少なくとも本件いじめが一郎の自殺

第6章 いじめ事件

の主たる原因であることは疑いを入れないというべきである。」と認定している。したがって、まずは、特に教師が、このいじめを「認識」していたか、もし、認識において不十分であったとしたら、その原因は何かが究明されなければならない。

まず、前提として、以下の判決の文章を確認しておく。

公立中学校の教員には学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に、他の生徒の行為により生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶ恐れが現にあるときには、そのような悪影響ないし危害の発生を未然に防止するこめ、その事態に応じた適切な措置を講ずる義務があるといわなければならない。

安全配慮義務というものである。この点については、授業中については完全にあてはまる。しかし、放課後や休み時間中の生徒の行為について、あるいは、校外での行為も含む行為については、そのままあてはまるのかどうかは、議論の余地があるだろう。また、「恐れ」や「適切な措置」についても、自明のことではないように思われる。

さて、判決は、担任は、鹿川君へのいじめを知っていたと認定している。

まずは、担任が親宛てに書いた手紙である。

「気が弱いということから、イジメラレル傾向があります。僕も気をつけていますが、今の生徒は仲々ずるがしこくまく、彼を仲間にひき込もうとします。イジメて悪いことでもやらせようとするんです。しかし一郎君は悪いことの出来る子ではありません。だから、イジメラレルのかも知れません。」

次に、鹿川君が、授業をさぼっていたことである。授業に出ていなければ、中学の担任であれば、教科の担当者から連絡がある。そして、第三に、当時中野富士見中では、いじめに対する講習会が、何度か開かれており、教師たちには、その資料が配布されていた。

こうした認識をしていたにも拘らず、適切な措置をとらず、場当たりの注意だけをしていたので、教師には過失があった、と判断されたのである。

しかし、こうした判決の認識も、検討する必要がある。反論もありうるからであるし、また、この認識から、直ちにいじめ対策が導かれるわけではないからである。

可能な反論は例えば以下のようなだろう。

1 授業をさぼっていたからといって、それが直ちにいじめられている、ということにはならない。むしろ、一緒にさぼっているのだから、同調していると見ることもできる。多少いじめられているとしても、互いに了解関係にあると思っていた。

2 手紙を書いたことは、教師としての責任をとったのであって、努力の現われである。そうした努力をしたことをもって、過失の根拠にされるのはおかしい。

次の調査を見てみよう。

「あなたのクラスの担任は、クラスに「いじめ」があることを知っていましたか」（見ている側 86 人のデータ）

はい。(72.1%)

いいえ(27.9%)

第6章 いじめ事件

「担任の先生は、あなたがいじめられていたことを知っていましたか」

(いじめられる側 124 人のデータ)

はい。(56.5%)

いいえ(37.9%)

無回答(5.6%)

「あなたの担任の先生は、あなたが「いじめ」を行っていることを知っていますか」(いじめる側 58 人のデータ)

はい。(50.0%)

いいえ(48.3%)

無回答(1.7%)^{*36}

Q 上記数字をどのように解釈するか。

さて、当時の生徒の証言に以下のようなものがある。少なくとも、担任が、いじめを認識しており、それに対して、十分なことをしなかつただけではなく、対応がまずかったことを自覚していた、と生徒が解釈していることを示していると考えられる。

あのころ、全国あちこちで、中学生がいじめられて死んだ話が、テレビや新聞に出ていて、シン君もそういう目にあっている、と私は思っていたし、これは想像だけど、私だけじゃなくて、A君たちのグループ以外はみんな、そう思っていたに違いないと思う。

先生だって分かっていたはず。担任の××先生はシン君が亡くなったあとでクラスで「葬式ごっこの色紙に署名したのは、強制されて書かされたと言ってくれ。お願いだから」と頼んだけど、あれは先生が悪いことをした、いじめに加わった、と自覚していたからだと思う。^{*37}

6-4 自殺の予見、回避は可能だったか

いじめの認識はあったとして、では、自殺を予見することは可能だったのだろうか。

先の生徒の証言は、当時の生徒たちの、少なくともその生徒は、いじめられて死んだという報道と、「同じ目にあっている」と思っていたと述べている。その生徒の言葉を信じれば、自殺予見性をもっていたことになる。では、当時、そうした予見性をもつに十分な「事件」があったのだろうか。

1985年(昭和60年)

1月17日 富士市の踏切で市立中学二年の男子生徒が飛び込み自殺。学校関係者の話によると、同じ中学の同級生に「金をもってこい」と言われ、悩んでいたという。(日経 85・1・17)

1月20日 岩手県滝沢村で村立中学二年の男子生徒が、自宅ふろ場でガスホースを口

*36「助けてーいじめ・学校拒否・自殺 中学生 10606 人の真実の声ー」学習研究社 中学コース『スクール白書』1998・3

*37『葬式ごっこー八年目の証言ー』豊田 充 著 風雅書房

第6章 いじめ事件

にくわえているのを家人が見つけ、盛岡市内の高次救急センターに運んだが、間もなく死んだ。(中略)親や父母の一部は「学校内でのいじめは日常的。新学期を前に、それを苦にして自殺したのではないか」といつている。

(朝日 85・1・23)

- 1月21日 水戸市で市立中学二年の女生徒が「もういじめないでね.....」と走り書きしたメモを残し、自宅脇の電柱で首吊り自殺、少女はカバンをナイフで傷つけられたり、筆入れが三回もなくなったり、教科書に「死ね」「うそつき」「ばか」などと落書きされるなど、一年ほど前から友人たちにさまざまないじめを受け、悩んでいた。(いばらき 85・1・23)
- 2月6日 堺市で市立中学1年の女子生徒が、住んでいる団地14階から飛び降り重体いじめられていたことをほのめかす日記とも思われる記述がカバンの中からみつかった。(3月18日死亡)(毎日 85・2・7)
- 2月7日 伊東市で市立小学校六年の女兒が自宅近くの雑木林で首をつり自殺。昨年10月に学級委員になってから「無視」という仕打ちを受けて悩んでいたらしく「風になって死にたい」などと漏らしていた。(サケイ 85・2・8)
- 2月12日 和歌山で組合立中学二年の男子生徒が、自宅倉庫で首を吊り自殺。八日、同じクラスの男子生徒四人に嫌がらせのハガキが届き、筆跡が似ていると追求され、彼らに取り囲まれてリンチを受けた。この生徒は日頃から「のろま」とからかわれたり、殴られたりしていたが、教師はまったく兆候をみとめられなかった。(毎日 85・2・13)
- ★奥田愛知県教育長が愛知県議会本会議で「小中学校のいじめられっ子を救うため、文部省とも相談。特例で転校を認めることも検討していく」と表明。(中日 85・2・28)
- 3月3日 二月三日『赤旗』に掲載された「いじめられています。今すぐ死にたい」という投書に対する読者からの意見を多数掲載。
- 3月8日 文部省が『いじめ』全国調査。陰湿化への対応探る。(朝日 85・3・9)
- 3月12日 『いじめ問題』に法務省もメス。人権擁護委員と連携し対処求め通達。(朝日 85・3・13)
- 4月24日 警察庁、いじめ解決へ少年相談を充実。(朝日 85・4・24)
- 5月5日 「いじめ相談」開設へ。警視庁と都内7ヶ所、電話受付もOK。(朝日 85・5・4)
- 6月7日 三月二三日におきた女子高生自殺の両親が、娘の自殺は体罰が原因だとし、教諭と県相手取り提訴。
- 8月18日 岩手県滝沢村の村立中学三年の女生徒が、盛岡駅近くのデパートから飛び降り重体。(9月10日死亡)死後みつかったメモをめぐり「娘の自殺は学校でいじめられたことに対する抗議」という家族と否定する学校・村教育委員会が対立。(朝日 85・10・21)
- 9月26日 いわき市で市立中学三年の男子生徒が山林の農機具小屋軒下で首をつり自殺。日ごろ番長グループから恐喝されたり、盗みを強要されるなどのいじめを受けていた。(朝日 85・9・27)

第6章 いじめ事件

- 10月5日 栃木県下都賀郡の中学三年男子生徒が、自宅で農薬入りのドリンクを飲み自殺を計り入院。同じバスケット部員の同級生から、カンパの名目で約一〇回に渡り十数万円を脅し取られていた。(読売 85・10・23)
- 10月14日 群馬県富士見村で村立中学二年の男子生徒が農薬自殺を図り重体。体育が不得意で気が弱いため、部活動で同級生などからよく乱暴され、また女生徒にも「バイキン」とからかわれていた。(朝日 85・10・18)
(22日 死亡)
★臨教審部会長が各県教育長にいじめに積極的に取り組むよう求める。
(毎日 85・10・26)
- 10月26日 長崎で市立中学三年の男子生徒が、自宅ふろ場で首をつって自殺。グループからのいやがらせが原因。(朝日 86・2・10)
- 11月1日 悪質ないじめに特別補導班を警視庁に発足、学校にはのりこまず。
(朝日 85・11・1)
- 11月20日 東京大田区で区立中学二年の女生徒が「もう、いじめなんてしてほしくはありません」との遺書を残し、一〇階にある自宅のベランダから飛び降り自殺した。同中には、三、四人のいじめグループがあり、目立つタイプの下級生を呼び出して暴行を加えるなどのいじめを頻繁に繰り返したことが判明。(毎日 85・11・21)
- 12月3日 三月からの「いじめ相談」1500件も。法務省まとめ。(朝日 85・12・4)
- 12月7日 青森市で市立中学一年の男子生徒が、自宅1階の居間で「立ち膝」の状態で首をつり死亡。生徒から「動きがのろい」などとばかにされ、授業中に物をなげられるなどの嫌がらせを受けていたという。
(朝日 85・12・10)
- 12月13日 富津市で市立中学三年の男子生徒が、自宅近くの雑木林で首吊り自殺。夏休み以降三日に一度の割合で、同じ中学の同学年の生徒から自宅に「●●のばか」といったいたずら電話がかかっていたことを苦にふさぎこんでいたという。(朝日 85・12・18)
- 1986年
- 1月8日 朝霞市で市立中学二年の女生徒が、自宅ふろ場でガス自殺。
「男子生徒二人においかけている。学校ではこの二人に乱暴された。学校へはもう行きたくない」と訴えていた。(サンケイ 86・1・9)
- 1月21日 岩手県水沢市で高校1年の男子生徒が自殺。「態度が大きい」「掃除当番をさぼる」などの理由から、自分の入っている学生寮で同級生7人から暴行を受けたことが引き金になったとみられる。
- 1月24日 神戸市で公立中学二年の女子生徒が、自宅のある高層住宅の階段踊場で左手首をカッターナイフで切り三週間のケガ。「いじめられた。のろ

第6章 いじめ事件

ってやる」との遺書。(読売 86・3・17)^{*38}

この資料で見る限り、いじめが深刻になったときに、自殺を予見しないことは、職務怠慢という印象を受ける。そして、自殺を予見しないことが、確かに、不用意であるということは、言えるだろう。

しかし、実は、次のような事実も指摘されていた。

「いじめ」全国調査 陰湿化への対応探る 文部省

いじめをめぐるのは、昨年秋に大阪の高校で、同級生にいじめられた男子生徒二人が同級生を殺す事件が起き、今年一月には水戸市でいじめが原因といわれる女子中学生の自殺などが起きており、教師や親の目の届かぬところで広がるいじめが、急速に社会問題化している。

このため、同省はまず正確な実態把握が必要との判断に立ち、例年この時期に行う校内暴力等の調査と合わせて、今回初めて、各都道府県教委と政令指定都市の教育相談機関に寄せられたいじめにかかわる相談の件数を問い合わせた。調査範囲は、五十八、五十九の両年度とし、合わせて一、二件の具体的な対応事例の報告も求めている。各県レベルの相談機関などは約七、八十あると見られ、その実情も初めて調べる。^{*39}

end {quotation

文部省が「初めて」実情を調べ始めた時期であったことがわかる。

begin {quotation

いじめ深刻、59年の自殺7人 警察庁が実態調査 全国で1920人補導

警察庁は十八日、昨年全国の警察が扱った小、中、高校のいじめ事件の実態を初めてまとめた。それによると、事件として処理したのは五百三十一件、補導した少年、少女は千九百二十人にのぼり、いじめが原因で小、中学生七人が自殺した。一方、仕返しによる殺人や同未遂も四件あった。全体の八割は中学生によるもので、補導された者の三分の一は女子。いじめが原因で下半身がまひしたり言語障害になったりした生徒もあり、きわめて深刻な内容だ。同庁は他にも警察が受け付けたいじめ相談が多数あったことから、この調査結果は「氷山の一角」としているが、文部省は、児童が自殺に至る複雑な要因などはいちがいに判断できないとして、同庁からの詳しい連絡を待ちたいとしている。^{*40}

また、いじめによる事件は、「自殺」だけではなく、被害者が加害者を「殺害」する事件もいくつか起きていたことを考慮する必要もある。

なお、判決では、自殺予見可能性は認定されなかった。

Q 自殺を予見することは、可能だったと思うか。

*38 「いじめ・自殺・遺

書」子どものしあわせ編集部編 草土文化刊

*39 朝日新聞 1985.3.9

*40 朝日新聞 1985.4.19

6-5 担任はいい先生だったか

担任の藤崎教諭は、論旨免職になった。事件後も、中野富士見中事件の藤崎です、と自己紹介していたとされる。生徒の間でも、評価は二分されているようだ。結果的に、自殺者が出た以上、優れた教師という評価は、生まれるはずもなかろう。しかし、次のような証言もある。

begin {quotation

「中学時代は、**先生にすごい反発していたんですよ。でも、ぼくが何をしても、先生は諦めずに言ってくれた。(略)小学校や高校も通して、ぼくには、**先生が一番いい先生だった。」^{*41}

end {quotation

1年生のときには、クラス運営がうまくいっていたことは、多くの生徒が認めている。しかし、なぜか、2年生になって、突然荒廃した。このように、ある学年が、突然荒れ出すということがある。原因はさまざまだろう。極端な例では、暴力団の子弟が絡んで、意図的に荒廃させられることもないとは言えない。とにかく、そういう場合、中心的な生徒がいるわけである。残念ながら、明確な中心がいて荒廃した場合に、教師集団がなしうることは、現実には極めて小さいことがほとんどである。

そういう意味で、中野富士見中も、ごく普通の、弱い教師集団だったのだろう。そのなかで、8年後の生徒の証言として、藤崎教諭を免職にするのではなく、あと1年、きちんと担任をさせて、卒業まで責任をもたせるべきだったのではないか、という声があった。これは、検討に値する見解であろう。

この事件が話題になった最大の原因のひとつが、「葬式ごっこ」だった。

グループ内で、鹿川君の「葬式ごっこ」をしようということになり、写真や花を飾り、お別れの色紙に皆で言葉を書くことになり、教師にも書いてもらおうということになった。そして、数名が数名の教師に交渉に出かけ、最初渋っていた教師も、言葉巧みに、本人も承知している、遊びだ、などともちかける生徒の言葉に、最終的には従って、4名の教師が色紙に署名したという事件である。

この事件をめぐるのは、さまざまな検討事項がある。

- 1 最初の交渉のとき、教師たちはどう対応すべきであったのか。
- 2 「葬式ごっこ」をきっかけにして、鹿川君は、グループを抜けたと思うようになり、それに対応して、グループによるいじめが過激なものになっていったが、そのとき、教師はどうすべきだったのか。
- 3 男子は全員、女子のほとんどが、署名をした状況で、教師は、どう対応すべきだったのか。そして、それは、どこまで可能だったと思うか。
- 4 自殺後、「葬式ごっこ」の担任の生徒への願いについて、どう理解するか。
- 5 一般的にあって、「葬式ごっこ」のような遊びをどう考えるか。

この点については、マスメディア、特にテレビの影響としても、考える必要がある。当時、テレビで「葬式ごっこ」をやるような番組があり、グループは、そのまねをしたのだと言われていた。また、鹿川君は、たびたび、滑稽なことをやらされたり、歌わせられたりしていたが、同様

*41 『葬式ごっこ ー八年後の証言』

第6章 いじめ事件

な番組がテレビには、かなり溢れている。

テレビの状況が、教室に持ち込まれて、お笑いタレント的なしぐさを強要されたりすることは、少なくないし、それが生徒たちの「警戒心」を引き起こす原因にもなっている。

section 親は

中野富士見中事件では、不幸なことに、被害者である「親」も、また、さまざまな問題点を指摘されてしまった。当時両親は別居中であり、当然、それが鹿川君にも、精神的な負担になっていたろうし、また、相談することも難しかったと思われる。更に、鹿川君が父親にいじめを話したところ、加害者宅にどなりこみ、その後、いじめが一層激しくなってしまう、それから、鹿川君は親に話さなくなったとも言われている。

また、父親自身、1月31日に、鹿川君が家出をしたときに、自殺するとは、まったく予想していなかったことを認めている。

これまでの日本の教育法制では、親の地位は、極めて曖昧である。これは、日本の国民教育制度が、国家による「富国強兵・殖産興業」の一環として形成されてきたことと、密接不可分の関係にあるといえる。ある県で、学校と親側が対立したとき、交渉中に、校長が、「子どもは学校のものなんだから、あなたたち（親）は、口を出さないでくれ」と強弁したことがあったという。極端な事例であるが、ある面で、これは、教育法制の忠実な結果である。教師たちも、教育の責任は、全面的に教師が負っているという意識をもっている人が多い。しかし、このために、学校が肥大化し、機能不全状況に陥りつつあることも否定できないのである。民法には、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」（820条）「親権を行う者は、自己のためにすると同一の注意を以て、その管理権を行わなければならない」（827条）と規定されており、親の教育に対する権利・義務は、明確に規定されているのである。

教育全体をめぐる「親と教師」の権利・権限・義務関係が、転換期を迎えていると考えられる。そういう点から、鹿川君の親の対応も検討する必要がある。

Q 鹿川君の親にも、部分的な責任がある考えるか。（その場合には、親が提訴者だから、過失相殺になる。）

Q 転校は妥当な判断のひとつだったか。あるいは、担任が転校を勧めることは、妥当か。

6-6 塾のアルバイトは

藤崎教諭は、進学塾で長期間アルバイトをしていたということも、懲戒の理由となっている。実際に、藤崎教諭が、どのくらいの時間を、アルバイトに割いていたのか分からないが、期間的には、かなり長期に渡っていたらしい。

生徒の評価では、できる生徒にはいいが、できない生徒には、冷淡なところがあるというものがある。比較的古いタイプの教師のひとりであって、時代が「荒廃する学校」に移行したときに、状況に対応できなかったし、また、対応する意思も希薄であった、と考えられる。

参考までに、地方公務員法の規定をあげておく。

35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務のみ従事しなけれ

第6章 いじめ事件

ばならない。

38条1 職員は任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

東京都は、明文でもって、塾の講師は許可しない旨定めている。

公務員には、職務専念義務があるが、実際には、原稿書き、講演、その他、さまざまなアルバイトが、届けることによって可能になっている。しかし、東京都は、昭和40年に、「入試目的の教育」はしてはならない、という通達を出している。それで、学校で行っていた「補習」を禁止していった。当然、塾などで教えることは、禁止ということになる。

しかし、一方では、あまりに加熱した塾通いに対応するために、補習の勧めなどを文部省が行ったこともあった。これは、事実上の塾行為を、教師に無報酬で強制する、という側面も含むので、単純な評価は禁物だろう。さて、藤崎教諭は、塾で採用される程の教育技術をもっていたし、温和でいい先生だったという評価もあるし、できない生徒には冷たかったという評価がある。

しかし、いじめに対しては、無力であった、ということは、ほぼ共通した評価である。

Q 2015年に岩手で起きたいじめによる自殺事件について、自分で調べて考察してみよう。

第7章 大学教育について

7-1 はじめに

日本の大学は今大きく変わろうとしている。激動の時期といってもよい。この2004年4月にすべての国立大学が「独立法人」となって、法的には国立大学がなくなった。しばらくの間は国立大学の時期と同様な公的補助があることが約束されているが、それもどうなるかわからない上、確実に何年か経ったのちに、国庫による財政補助の割合は低下するものと考えられている。従って、旧国立大学も生き残りをかけて大学の改革にとりこんでいる。それが国民にとって好ましい結果をもたらすか、あるいはそうでないかはまだ余談が許さない。

大学が変わらざるをえなくなった理由にはいくつかある。

第一は、高等教育への進学率の大幅な上昇である。戦前の高等教育進学率は一桁であったが、現在では4年生大学だけでも半数が進学している。韓国などは80%の進学率になっている。誰でも大学で学ぶ時代になったといえる。しかし、そのことは大学が一部の知識水準の高い若者の組織ではなく、一般社会と同じ水準となり、中にも基礎学力が不十分である学生も入学するようになったことを意味する。授業内容だけではなく、授業スタイルもそうした状況に応じた対応が大学に求められるようになったといえる。

第二は、少子化である。

20年以上前から、大学関係者の間では、「67年危機」という言葉が徘徊していた。「昭和67年1992年」に、18才人口がピークを迎え、それ以降減少に向かうので、特に私学では、経営の危機が訪れるということであった。現在は、その危機の時期に既に入ったことを示している。多くの大学で、改革機運が高まったのは、このためである。

我が文教大学でも、この数年間多くの「改革」が実施された。 Semester制の導入、ほとんどの学部の内部構成の改革、自己評価や学生による授業評価の実施等々。しかし、それがどの程度、大学の教育・研究活動の改革につながったかは、まだ未知数である。ただ、「大学の危機」というのは、生徒減少に伴う経営の危機だけなのだろうか。

そして、今はさらに「冬の時代」を象徴する事態を迎えつつある。それは平成19年頃に訪れるという事態、つまり、高等教育進学希望者と高等教育定員が同じになる事態である。もちろん、その同じ希望者がすべての高等教育機関に配分されて進学するのならば、教育機関にとっては問題ないが、希望する大学は限られるから、浪人が出る。その分だけ確実にいくつかの大学は定員を充足できないことになる。

こうした事態は大学を根本的に変えざるをえないのであるが、大学が変わりつつある以上に、受験生や大学生の気質が変化しつと実感することができる。それは、大学に入ることが困難な状況から解放され、特定大学への進学にこだわらなければ、大学に入学することは容易なことになったために、偏差値だけではなく、教育の内容を選択基準としてチェックする雰囲気が出てきたことである。これは学生の授業などへの対応も確実に変えつつある。

第三は、国際化である。

ヨーロッパの大学は出発の時点から、自国主義ではなかったが、日本はもともとが「富国強兵」政策の一環として高等教育の整備が進められたから、自国中心の大学教育がずっと行われてきた。

第7章 大学教育について

^{*42} しかし、あらゆる分野でグローバル化が進展し、大学もその例外ではなくなった。頻繁に公表される「世界大学ランキング」は否応なく、大学を国際的視野で見ることを余儀なくする。

欧米を中心とした有名誌による大学評価を示すもので、研究実績や卒業生の社会での活躍度、大学の国際性などを客観的に評価しランキング化しているものです。最も有名な世界大学ランキングは英国「Times」誌が発表する「World University Rankings」で毎年11月前後（本年は10月9日を予定）に発表されます。最新（2007年11月発表）のランキングでは、1位にランクされているのがハーバード大学（アメリカ）、2位はオックスフォード大学（イギリス）、ケンブリッジ大学（イギリス）、イエール大学（アメリカ）が同ランクで続き、トップ10は全てイギリス、アメリカの大学が占めています。日本の大学では、東大（17位）、京大（25位）、大阪大（46位）などトップ200には11大学がランクインされています。^{*43}

このようなランク付けが公表されるようになって、日本でも少なからぬ大学が、交際競争力をつけるために様々な努力を重ねるようになってきている。身近に文教大学を例にとっても、留学生を増やすための様々な特典の設置、文教大学の学生を外国に短期的に留学可能にする措置、いくつかの海外研修プログラム等々、大学としても国際化に対応した改革を行ってきた。しかし、これらは国際的大学排名のためというよりは、国内における受験生マーケットにおける競争力強化に重点がある。国際的ランクは、すべての大学に当てはまるものではないからである。

このような国際ランキングの影響は、日本の受験生にも影響を与えつつある。2009年「楽々東大受かる生徒たち、海外のトップ大学目指し始める」と題する記事が登場した。それによると、レベルの高い大学を受験する生徒のための模擬試験で、海外の大学を目指す者の割合は、5%程度いるとされている。アメリカの大学に進学する際に必要なSATの受験対策の講座も開かれている。^{*44}

第四は、情報化の進展である。

文教大学も現在では、ほとんどの教室で情報機器を授業に使用することができるようになってきている。またインターネットを利用して、これまでとは格段に便利な学習スタイルが実現している。

大学はこうした変化にどの程度対応しているだろうか。

Q 現在の大学が、どのような問題を抱えていると思うか、文献などにとらわれることなく、自分の回りを冷静に見て、列挙してみよう。

その作業を一応やってから、次の文章を読んで欲しい。大学側の考える「大学の危機」と学生の

^{*42} もっとも、大学設置の当初は、日本人で大学教授が務まる人材がほとんど存在しなかったから、外国人に頼っており、講義は英語やドイツ語で行われていた。しかし、それはあくまでも一時的措置であり、優秀な卒業生を留学させ、欧米文化を吸収させて教授にすることで、やがて大学はすべて日本語で講義を行うようになり、自国主義が徹底してきた。

^{*43}<http://www.uts-japan.co.jp/news/20080503.html>

^{*44}<http://www.j-cast.com/2009/05/10040731.html>

第7章 大学教育について

考える不満とは、かなり相違しているのではないだろうか。その点も、大学問題のひとつとして考えておく必要がある。

7-2 大学の歴史と歴史的問題

大学が中世のヨーロッパから生まれたとき、一種のギルト的性格をもち、教権からも、王権からも独立しており、かつ、国際的な教育機関であった。「遊学」という言葉によってイメージされる、自由に学びたいところで学ぶことが、普通に行われていた。イタリアのボローニャ大学やパリ大学が、最初の大学として名高い。これらの中世ヨーロッパに現れた大学は、教授と学生のギルドとして成立し、共通言語としてラテン語が使用されていた。そのために、学生はヨーロッパ中のどこの大学でも学ぶことができたために、学生は大学を適宜移って学んだ。

しかし、宗教改革とともに、世界主義、普遍性を喪失して、国家権力に従属し、知的活動が低下したとされる。これを知的に高める改革をしたのが、カントなど啓蒙思想家であり、1809年のベルリン大学やフランス革命後の専門的な単科大学などによって、「専門教育」としての大学の性格が発展していくようになる。

日本では、古代に、唐を模範として創設された大学という制度があった。律令制下で官吏養成のための教育機関であり、博士・助博士が儒教の古典を教えた。学生は、貴族子弟と国学卒業生であった。しかし、これらの学校は貴族の勢力が強くなって、低調になり、平安初期には廃止されてしまった。^{*45}

明治になって、西洋に追いつくために、大学を設立し、国家の必要な人材を育成するための国家に従属した大学として出発した。長く私学は認められなかったが、1918年の大学令で初めて、公立・私立の大学が認められるようになった。

戦後、アメリカを皮切りに、大学の大衆化現象が進行し、3割4割の高等教育進学率の実現し、大学の性格が変化せざるをえなくなった。現在の大学問題は、大衆化された大学を前提としておこっている。

当初の大学には、国際主義、教養主義、独立性という性質があった。

しかし、啓蒙時代以降、国家によって大学が整備されるようになって、国際主義は失われつつあり、(それでもヨーロッパの大学は、日本に比較にならない程国際主義的である。)また、教養主義が衰退し、専門主義が強くなっている。

大学の自治は、実際的には、日本の現在の大学では極めて弱いといえるだろう。このように考えていくと、大学問題とは、歴史的にかなり多様であることが分かる。専門か教養か、国際主義か国家のための大学か、自治か国家管理か、単科主義か総合主義か、学生の入学方法、卒業方法は、教授の任免、等々。

さて、近い時代の大学問題の歴史を簡単にまとめておこう。

戦前日本の大学問題は、多くは自治に関する問題であった。森戸事件、滝川事件、矢内原事件など、学問が国家の政策に反するという理由で、大学を追われた事件もあった。学問は、いかに国家のために行われようと、学問的成果の結果が、国家の現実の政策の批判になるところは、少な

*45 国学とは、古代の国立の地方学校で、国博士・国医師の下に20人から30人の学生がいた。

第7章 大学教育について

くないから、こうした事態を防ぐために、「大学の自治」が制度化されてきた。

戦後は、占領政策による大学改革で、大学はかなり根本的な改革がなされた。旧専門学校が多くが、大学に昇格し、国立大学が県に最低一つ作られるようになり、また、私立大学が大幅に認められるようになった。「駅弁大学」などの揶揄的表現などが、そうした事態を象徴している。高度成長が終わりになったころ、大学は「紛争」に荒れることになった。1968年パリから発生した学生反乱が、先進国に波及し、日本でも日大を始めとして、全国の大学、そして高校まで紛争が広がった。

現在の大学システムは、その紛争処理のために作られた部分が多い。

「私学助成」「大学の外部による運営参加」「研究と教育の分離」等。

そうして、今大学は、戦後第二の変革期を迎えていることになる。

大学は多様な形態があることがわかったがそれを簡単に整理しておこう。ヨーロッパの大学とアメリカの大学では基本的な意味合いが異なっているように思われる。ヨーロッパの大学は、オックスフォード、ケンブリッジやドイツ、オランダの大学などに見られるように、学術研究を主体とし、卒業資格はマスターである大学がもっとも伝統的なものである。現在では、通常マスター号習得のために6年必要なのが、国際的な基準であるが、これらの大学では、4年でも修士号に相当する学位を与えている。

このような大学では、日本でいうと中学と高校一貫の大学に接続する中等学校において、かなり高度な教養教育を行い、大学では専門教育のみに限定されている。戦前の日本の大学は、旧制高校で教養教育を行い、大学では専門教育を行っていたが、これはヨーロッパ型をとっていたからである。

それに対して、アメリカの一般的な大学は、学部4年を通じて教養教育的な色彩が強く、専門教育は主に大学院で行っている。ハーバード大学などは、学部よりも大学院の学生の方がずっと多い。

戦後、日本はアメリカ占領下に教育改革を行ったが、いわばヨーロッパ型とアメリカ型の折衷的なスタイルをとった大学ができあがった。教養教育も専門教育も中途半端なものになっている。文教大学の学生の不満で最も多いのが、専門の勉強を1年生ではできないというものであるが、これもこうした折衷型の教育体制によるといえる。

7-3 大学の自己評価

昭和67年危機に対して大学がとった最大の政策は、文部省にあおられてという側面があったが、「大学の自己評価」だった。これまで、大学は「大学の自治」なる概念で、外からの干渉を廃するという姿勢を、ずっと取り続けてきた。筑波大学の創設は、そうした「自治」への国家からの挑戦だったわけで、国立の大学としてははじめて、大学の外からの意見を、制度的にとりいれるような機構を作った。しかし、特別にそのように国家によって作られた筑波大学以外では、そのような外からの評価は、なかなか進展しなかった。

もっとも、私学では、「理事会」なる機構があり、そこには、大学関係者以外も参加している場合があるから、決して完全なる自治だったわけではないが、それでも、多くの場合、「理事会」を構成する人は、大学人意識をもった人だったのではないか。

中曽根首相のつくった臨時教育審議会の答申によって設置された「大学審議会」が、大学が自

第7章 大学教育について

己評価をしなければならない、という勧告を行い、1991年の大学設置基準改正で、自己評価は努力義務とされた。これは、うまく67年危機を利用していった。大学人というのは、大体保守的(学問傾向のことではない)だから、そうした危機を利用しなければ、それほど多くの大学が、自己評価に取り組むことはなかったろう。規定された項目は、「教育理念・目標、教育活動、研究活動、教員組織、施設設備、国際交流、社会との連携、管理運営・財政、自己評価体制」である。評価・点検の結果は公表され、フィードバックされるのが望ましいとされている。

さて、評価のためには、目標と実践がなければならない。だから、自己評価の制度化は、目標設定と明示、目標にそった実践を要求する。

まず始った自己評価は、研究業績の確認だった。これは、私が学生だった大学で、大学紛争後の反省として、教師たちが、業績を毎年、紀要に載せることをした。それは日本の大学としては、はやい時期だったと思うが、その後、この自己評価は、着実に広がっていったと思われる。大学の教育は研究と結合されているという前提があるから、「研究の自由」に守られ、相互の確認、討論、変更などが非常に難しい。それでも、おそらく教育内容の順序性が比較的明確な理数系では、相互の確認が容易だろうが、そうした順序性など、おそらく無意味な文科系の学問では、独立の枠を超えることは至難のことになる。

とくに、通常の伝統的な学問であれば、長い間に形成されてきた一応の確認もあるが、人間科学部などは、学問領域自体が新しいので、授業内容の設定が、恣意的になる危険性もある。

高校以下の学校では、同じ内容を生徒は勉強し、その内容は学習指導要領で決まっております、また、基本的に同じテストをすることができるので、教師が違っても、大体生徒の理解度を比較することができる。しかし、大学では、それは事実上不可能だろう。

研究業績については、研究は大学教師の「本来の仕事」という意識であるが故に、比較的評価することを、受容しやすく、また「論文」「学会発表」などの、外的な基準が明確であるので、早く制度化することができた。

しかし、教育の評価となると、いろいろな問題が出てきて、困難に直面せざるをえない。そのために「外部評価」が求められる。最も重要な「外部」主体は、学生だろう。もちろん、ここで「外部」というのは、教員以外という意味である。学生による教育評価が、今後最も重要な課題になることは間違いない。

前ページの図は大学基準協会における評価の図式図である。アメリカでは文部省や知事による私立学校の「認可」という法的行為はなく、たくさん民間の「基準協会」が認定を行い、その認定を得るとその「協会」に加盟を許される。そして、学校を選択する基準の一つとして、どの「協会」に属しているがその学校の水準や性質を知ることができる仕組みになっている。そうしたやり方をア krediteーションというが、大学基準協会はア krediteーションに近い作業をしており、大学の競争体制の中で近年加盟大学が増加している。文教大学も加盟校となり、その審査を受けている。こうしたやり方で大学の授業種的な努力によって外部評価を受け、それに基づいて教育や研究水準を高めていくことは評価されるだろう。しかし、そのプロセスを見ると必ずしも客観的な評価がなされているとは言えない側面もあり、評価の方法の改善が必要である。

ところで、学生による評価については、私は数年間、ずっと毎年、その可能性と妥当性について、学生自身に質問してきた。しかし、意外に学生は否定的である。結局楽しませたくれる先生をいいと評価するのではないかという意見が多く出る。

第7章 大学教育について

Q 学生による授業評価について、どう思うか。

アメリカの大学では、学生の評価が、給与や昇級に影響する 경우가少なくないと言われている。それは、アメリカの大学が、かなり学生の勉強意欲が高いからだ、とも言われる。

日本の大学でも、ある目的、例えば資格取得がからんでいる場合などは、非常に意欲的に勉強する。何も日本中の大学が、「レジャーランド」なわけではない。しかし、前に書いたように、日本の教育全体が、「評価」を自己の責任で行わず、何か制度に代替させる傾向があるので、全く評価主体になったことがない学生に、それを求めても、戸惑うのは当然かも知れない。評価については項目・主体・公表の問題等今後多くの検討課題を残している。

7-4 大学は教育機関なのか、研究機関なのか

従来、大学は、研究と教育を結合した組織であるとされてきた。しかし、研究と教育の関係の在り方については、いくつかの類型に分けられ、一様だったわけではない。学問の領域を基準にして、研究領域を中心に構成し、その研究を土台に教育活動を合わせ行う組織として、「講座制」という組織が作られた。旧制大学から続く古い大学は、多くが講座制をとっている。

それに対して、教育的論理を重視した構成を「科目制」といい、戦後新しく成立した大学は科目制をとっている場合が多い。その中で、特定の職業教育を目的として構成する場合を特に「課程制」といい、教員養成課程がその代表的事例になっている。それぞれ、予算編成原理が異なり、講座制、科目制、課程制の順で、予算が多く割り振られるので、長い間、教員養成課程では条件整備のための運動が続いた。しかし、文教大学の例でもみられるように、教員数等については、課程制は、恵まれた状況にあることが多い。

研究の論理で組織される大学・教育の論理で組織される大学・研究と教育が別の論理で組織される大学等。私立大学は、また独自の位置づけをしている。

さて、単純に、表題のようなことを考えてみよう。

大学には、通常「自治」が認められているとされる。その結果、大学の授業が、教師の意思によって構成され、通常は、規制力のある「カリキュラム」によって、内容が決められることがない。多くの大学教員は、他の教員から、授業内容について口を出されることについて、極めて警戒的である。

しかし、実際には、多くの大学で、授業内容を、教員の討議によって決め、その授業成果をチェックし始めている。特に顕著なのが、医学部であり、工学系でも比較的進んでいる。実際に、医学部では、新任教員の採用に際して、一定の授業内容を指定して、試験的授業を行わせ、それを採用の参考としている大学がいくつかある。もちろん、多くの教員がその授業を見て、採否を考慮するわけである。

そのようなことが行われるということは、大学の授業が、教員の自由な意思によって構成されるのではなく、また、他の人には通常理解できない「専門領域」に関わることでもない、という前提が成立しているのである。

医学部は、医者として必要な基礎的な知識は、ある程度整理されており、また、国家試験があるために、そうした高校までのような授業スタイルが、比較的受け入れられやすいということは考慮（藤原正彦『若き数学者のアメリカ』参照）されるべきである。

第7章 大学教育について

では、大学で行われる授業の内容は、どのようにして決められるべきなのだろうか。

ここで、大学審議会答申を考えてみよう。

1998年10月26日、大学審議会の答申「21世紀の大学像と今後の改革方策についてー競争的環境の中で個性が輝く大学」という文書が現われた。いまや、直ちに、答申文書がインターネットを通じて、読むことができるということも新しい事態である。

大学審議会答申は、大学の授業について、様々な提言をしている。そのひとつが、授業に対する「準備」を学生が行わないことをあげている。基本的な単位認定は、授業1時間に対して、自習が2時間をひとつのまとまりとして、それが15回行われると「1単位」を認定される。現在の1年生の多くは、週15コマほど履修しているが、単純計算すれば、週60時間の自習が必要なのである。しかし、昨年、人間科学部の一年生に対して行ったアンケート調査では、ほとんどの学生が、1週間で、30分程度の自習時間しかとっていないということが明らかになった。こういう事態から、学期毎の単位取得制限を、大学審議会は提案し、また、本学では文学部が実施している。

しかし、単位取得の制限をすれば、学生は、自習するようになるのだろうか。言葉を変えれば、純粋に時間がないから、学生は自習をしないのであって、時間があれば、するのだろうか。

実は、この自習なしの大学教育は、大学における授業・教育の欠陥を典型的に表現しているとも言える。

こうした事態を解決するためには、学生の授業への要求の明示、教員同士の授業および単位認定基準の調整などが必要であろう。

bigskip

Q 大学の教師は、教育者タイプを望むか、研究者タイプを望むか。自分が受ける授業を念頭において考えてみよう。

7-5 学生は大学で何を学ぶのか

大学とは、学生にとって、何をするとところなのだろうか。

もちろん、それは人によって異なるところである。中学や高校が、既に、学校本来の機能ではなく、友人を価値として、生徒が通学している状況になって久しいが、大学も、学生にとって、授業や教師の研究のために来ているとは、到底考えにくい。そこで、学生自身が、大学で身につけるべきものがなにか、そして、それを、学生自身が、どこで獲得できると考えているのか、卒論を紹介しよう。この論文は、サークル活動としてオーケストラに所属し、学生オーケストラの分析の一環として、大学時代に獲得すべき能力について、分析しているのである。

まず、「大学時代に獲得すべき能力」として、以下の項目を考えている。

- ・興味のあることを積極的・主体的に追求できる。
- ・知識を得るだけにとどまらず、それを使って自分なりの考えを生み出し、表現する。」
- ・物事を問題意識を持って見ることができる。
- ・社会体験をする。
- ・自分の意見を主張できる。
- ・自分の行為に責任を持つ。
- ・多様な価値観を認め、また物事を様々な角度から見ることができる。

第7章 大学教育について

・私は大学時代これを学んだ、これをやったと言えるようなもの（自分をアピールできるもの）を持つ。

- ・自分について知る。
- ・いろんなことにチャレンジし、失敗してもそこから何かを得て次に活かせる。
- ・問題にぶつかったとき投げ出さずに解決策を考えてクリアできる。
- ・いろいろな人（学生以外にも）と接して、コミュニケーション（交渉）が取れるようになる。
- ・仕事の中心になってリーダーシップを取れる。
- ・多数の人と協力して1つのことをやり遂げられる。

これからの項目が、すべての学生の求めるものではないだろう。各自、自分なりの項目を考えてみるのが有意義であると思うが、通常、大学の教師自身が設定する項目とは、非常に大きな相違がある。それは、大学教授らの指摘は、ほとんどが学習面から見た場合のものであり、講義やゼミ、個人での学習の場が考えられている。しかし実際の大学生活は授業だけではなく、サークルやアルバイト、遊びなど様々であり、それらから得られるものも多いと思われる。この卒論における項目は、そうした授業以外の項目を多く含んでいることであるが、その結果を見よう。評価の対象には、主な大学生活の場である「講義形式の授業（講義）」「ゼミナール形式の授業（ゼミ）」「サークル活動（サークル）」「アルバイト（バイト）」「遊び・趣味（遊び）」の5つを選んでいる。

そしてそれぞれの項目が、評価対象の場面で「獲得できる可能性があるか（可能性）」、また「実際に獲得されているか（結果）」を評価する。それぞれ「獲得できる可能性がある」「実際に獲得されている」場合は○、「獲得できる可能性がない」「獲得されていない」場合は×、「どちらともいえない」場合は△、と3段階で評価している。

能力を獲得できる可能性があるか（可能性）

項目	講義	ゼミ	サークル	バイト	遊び
興味を主体的に追求する	○	○	○	○	○
自分の考えを生み出す	○	○	○	○	○
問題意識を持つ	○	○	○	○	○
社会体験をする	×	×	△	○	△
議論できる友人をつくる	△	○	○	△	○
自分の意見を主張できる	△	○	○	△	○
行為に責任を持つ	△	○	○	○	△
多様な見方ができる	○	○	○	○	○
自分について知る	○	○	○	○	○
挑戦し失敗を次に生かす	○	○	○	○	○
投げずに問題解決できる	○	○	○	○	○
学生以外の人と接する	△	○	○	○	△
リーダーシップがとれる	×	○	○	△	○
多数の人と協力できる	×	○	○	○	○

能力が実際に獲得されているか（結果）

第7章 大学教育について

項目	講義	ゼミ	サークル	バイト	遊び
興味を主体的に追求する	△	○	○	△	○
自分の考えを生み出す	△	○	○	△	○
問題意識を持つ	○	○	○	○	○
社会体験をする	×	×	△	○	△
議論できる友人をつくる	△	○	○	△	○
自分の意見を主張できる	△	○	○	△	○
行為に責任を持つ	△	○	○	○	△
多様な見方ができる	○	○	○	○	○
自分について知る	○	○	○	○	○
挑戦し失敗を次に生かす	△	○	○	△	○
投げずに問題解決できる	○	○	○	○	○
学生以外の人と接する	△	○	○	○	△
リーダーシップがとれる	×	○	○	△	○
多数の人と協力できる	×	○	○	○	○

この分析の妥当性については、ここでは置くとして、極めて興味深いことは、ここで、大学のもっとも中心的な教育形態である「講義」について、それぞれの獲得すべき能力の獲得場として、大変評価が低いことである。そして、サークル活動が、すべての項目について、断然高い評価を得ている。

もちろん、本人がサークル活動をしたことで、成長した実感をもっており、だからこそ、卒論の題材にしたのであるから、ある程度のバイアスはあるとしても、こうした実感があることは、認めなければならないだろう。

また、その判断の前提になっているサークルがオーケストラであることも、バイアスがかかる理由と考えられる。というのは、オーケストラ、他のサークルと異なって、ほとんど社会の縮図というべき多様な活動を含んでおり、そういう意味で、実にさまざまな局面に遭遇する点で、他のサークルとは異なっている。

Q 学生の立場から、大学で獲得する能力を分類し、どこで獲得できるか、表のような作業をしてみよう。

I T革命は大学をどのように変えるか

教育という行為は、情報の伝達とコミュニケーションによって成立している。理系ではこれに実験などが加わると考えることもできる。インターネットを中心とするマルチメディアの発展は、教育全体に計り知れない影響力を与える。

デジタル技術の基本的な知識についてはここでは触れない。^{*46} インターネットや衛星による通

*46「国際社会論」のテキスト参照

第7章 大学教育について

信、デジタルのテレビ放送等については、基本的な知識を有していると前提しておく。大学もそうだが、学校とは、教師と生徒（学生）が、一定の場所に一定の時間に集まって、一定の教育内容を伝授する場所であった。しかし、情報技術の進歩はそうした時間的・空間的な制限を取り払い、いつでも・どこでも学べる体制を可能にする。また、インターネット上に膨大に蓄積された情報は、特に学校に通わなくても、また教師に習わなくても、十分に学習する機会を提供している。

では、具体的にどのような影響を大学教育に、IT革命はもたらしているのだろうか。もちろん、大学によって進んでいるところもあれば、遅れているところもあるが、できるだけ広範囲にフォローしてみよう。

変化を確認する前に、旧来の大学、特に文系の大学の授業風景を整理しておこう。理系のように分野毎の実験が含まれる領域とは異なって、文系の授業はほとんどがある決まったパターンをもっていた。それは「講義」と「演習」というふたつのスタイルから成り立っていた。「講義」は教授が多く数の学生に口頭で説明をしていく。学生はそれをノートしていくというスタイルである。特に戦前の帝国大学の授業では、教授が用意してきた原稿を朗読し、ひたすら学生はそれをノートに書き取る作業を続ける授業スタイルが一般的であったとされている。そうしたノートを元に試験が行われるので、学生のノートを複数集め、「講義録」として印刷されて売り出される大学もあった。私が学生だった頃の法学部では、そうした敢行がまだ残っており、購買部にはたくさん「講義録」が積まれていたものである。こうした講義では、現在のようなIT技術を使用した教材の提示はもちろん、板書などもあまり行われなかった。

そうした大人数の講義に対して、少人数による「演習」があり、そこでは学生の報告を持ちにした討論を主体として授業が行われた。もちろん、ここでもIT技術が使われることはなく、演習をとることができる学生は限られているのが普通であった。

さて、IT技術によってどのような新しいスタイルが導入されただろうか。

1 最も普及しているのがパワーポイントなどのプレゼンテーションソフトを使用して、資料をスクリーンに写しながら授業を行うスタイルである。このことによって、これまで自由に図表や写真、映像等のデータを示しながら授業を行うことが難しかったが、プリント配布ではモノクロになってしまう写真なども、元の通りカラーで示すことができるようになった。

2 授業で使用した資料等、あるいは使用しなかったが参照すると有用である資料等をホームページに掲載することで、自宅学習に利用できるようになった点である。

3 レポート提出等をメールや掲示板等を利用して行えるようになった点である。

このようなIT利用は、これまでの授業の方法を改善し、より効果的に授業内容を提示するだけでなく、自習の方法を多様にすることを可能にしている。従って、利用方法を適切に行えば、全体としての学習効果を飛躍的に高めることが可能になっている。

更に、IT技術を使うことによって、もっと多様な利用が可能になる。

4 インターネットは時間と空間の制約から解放することを可能にするために、遠隔授業や出席できない者も後で受講可能となる。放送大学のように、遠隔授業を前提とした授業も可能である。ラジオやテレビも遠隔授業は可能であるが、インターネットでは、質問を受け付けたり、その場で学生から資料を提出させたりする双方向の授業、つまり、教室で行っている作業と同じことを、遠隔授業としても可能になる。

5 Eラーニング教材を作成することで、授業とは別の自習も可能になる。

第7章 大学教育について

以上見てきたように、IT技術は、ふたつの方向性をもって、大学教育を変えつつあるといえる。第一に、より効果的な資料提出によって、学生の理解を助けること、第二に、遠隔授業等を初めとする、学生の自習方法をより拡大し援助することである。^{*47}

このことは「教育内容」が教室にとどまらず、教科書以外の情報を駆使できるような技術をもつことによって、極めて豊富化されることを意味する。また、時間と場所の制限を取り除くことは、当日授業に出ることができなくても、あとで授業を体験することもできるようになるだろう。このことは、これまで大学教育を受けることができなかった社会人にとっても、大学教育が身近なものになることであり、あるいは遠隔授業等によって、リアルタイムで授業を受けることもできるようになるのである。

もちろん、こうしたことが本当に可能になるのは、光ファイバーが普及した時点のことであるが、それは決して遠いことではなく、10年以内に実現することは間違いない。そのとき、大学教育がどのように変化しているのか、それは今学生の皆さん自身で考えてほしい。

*47 筆者自身のIT技術を含むさまざまな方法を使って授業改善を試みた記録として太田和敬「大学の授業改善に関する試論（2）」文教大学『人間科学研究』30

<http://www.wakei-education3.net/shiryo/panedu/ota-jugyo-kaizen2.pdf>

第8章 労働と教育・発達

8-1 はじめに

労働と教育について考えると、いくつかの側面を考慮する必要がある。

第一に、労働とは人間にとって、どのような意味をもつものなのかという点の検討である。現在では、労働は生きていく上で必要であることは当たり前のことであり、考えるまでもないと感じる人もいるかも知れないが、自分で労働せずに、他人の労働で生活している人は、いまでも存在するし、また、労働せずに生活できたらいいと感じる人も少なくないだろう。

しかし、現代においては、ほとんどの人にとって、労働は生きていく上で必須の行為である。「労働」にはふたつの異なるレベルの意味がある。ひとつは、生活上必要な物資を得るための「経済的活動」であり、もうひとつは人間として「何かをする」という意味での活動である。小学館の日本語大辞典によると、1、体をつかって働くこと、2経済学で、人間がその生存に必要な物資を得るために、手、足、頭脳などの活動によって労働対象に働きかけること、ということになる。

通常「働く」というと経済的行為のイメージを思い浮かべると思うが、教育学としては「何かをする」という意味の労働もそれに劣らず重要である。というのは、労働とはあらゆる人間にとって必要なものであり、子どもの遊びや諸活動も労働であり、労働こそが人間の発達を促進するからである。

これは「労働」をしない人間がどうなるかを見ると、逆によく分かるかも知れない。

ゴンチャロフの書いた『オブローモフ』という小説がある。帝政ロシアの地主で、すべて必要な労働は、召使いが行い、自分は何もしない人物を描いたものである。長編の前半部分は、午前中ベッドから起きあがることもない主人公の半日が描かれる。この小説は、革命によって滅びることになったロシア貴族の生命力の喪失を見事に告発したものと評価できる。人は、自然や物や人に働きかけることによって、諸能力を身につけていく。そして、そうした活動から生活に必要な物資を得ていくわけである。しかし、オブローモフはそうした諸能力を身につけているとはとうていいいがたく、滅びゆく階級の典型的な人間像であると言わざるをえないのである。

もうひとつ文学の例をあげよう。近代恋愛小説のはしりと言われるアベ・プレヴォーの『マナン・レスコー』という1731年に書かれた小説がある。ルソーに大きな影響を与えたとされ、その結果ルソーが「新エロイズ」という恋愛小説を書いたとされる。聖職者となるべく神学校で勉強していた貴族のデ・グリュエが、ある日美少女マノンに出会い駆け落ちする。しかし、最高の教育を受けたにもかかわらずデ・グリュエはまったく労働能力を欠いており、他方マノンは娼婦としてしか収入をえることができない。デ・グリュエはマノンとの生活のために犯罪を犯し、マノンはパトロンをだまして逃避行を続ける。結局マノンは逮捕されてアメリカ追放となり、デ・グリュエも一緒に行くが、マナンは病死、デ・グリュエは帰国するという話である。互いに愛する者との生活のために、一方は犯罪を、他方は売春をするしかない関係、純粋な愛と言えるかどうかはさておき、その労働能力のなさが印象的である。影響を受けたとされるルソーの代表的な著作であり、かつ近代教育思想の聖典ともいえるべき『エミール』には、次のようなやりとりが描かれている。家庭教師のわたしが貴族の息子であるエミールに職業教育をしようとする場面で

第8章 労働と教育・発達

ある。

「わたしの息子に職業をですって！わたしの息子を職人にですって！先生、それは本気なのですか。」

「奥さん、わたしはあなたよりよほど本気にそのことを考えているのです。あなたは御息子を貴族とか、侯爵とか、大公とか、そんなものにしかねれないようにしようとしていらっしゃる。そして、多分いつかは、御息はあらずもがなの人間にしかねれないようにしていらっしゃる。ところが、わたしは、失うことがありえないような地位を、どんな時代にも恥ずかしくないような地位を彼に与えたいと思っていますのです。わたしは彼を人間の状態にひき上げたいと思っていますのです。」^{*48}

こうした小説には、自分の労働に基づくことなく、他人の労働で贅沢な生活をしてきた階級の没落の要因が鮮明に語られている。

第二にどのような教育をするのか。いわゆるキャリア教育の問題である。

近代社会は自分の労働によって生活をするを原則としてきたのである。これは職業を世襲ではなく、能力と適性によって選択していくという変化ももたらした。そのため、教育制度の中で自己の適性を発見し、それに応じた能力を発達させる課題が出てきたといえる。しかし、これまでの学校教育の中でそうした課題が、実際に機能していたかどうかは検討の余地があるだろう。近年「キャリア教育」が殊更強調されていることは、逆にこれまで職業能力の形成が学校の中で不十分であったことを示している。中学や高校には「進路指導委員」という教師の担当校務があったが、実際に行われてきたのは大部分が「進学指導」であった。そしてその象徴が「偏差値」であるが、偏差値は学力の内容を示さないものであり、偏差値によって進学(進路)指導をしてきたことは、個々人の能力の内容を考慮せずに指導を行ってきたことを意味している。「自分が何をしたいかわからない」という不安は、このような進学指導もひとつの原因となって現れたと考えられる。

「初等教育段階におけるキャリア教育の在り方について」と題する卒業論文を書いた文教大学の学制は、その問題意識を次のように書いている。

今回私が卒業研究において「キャリア教育」を行うことに決めた動機は、大学生になり自分の進路決定に悩んだことから始まる。私は母の職業の影響もあり、高校生のころから子どもと関わる職業に就きたいと考えていた。そして大学では教員免許を取り、結果的には教員際ようけんを受けるという経緯に至った。自分のまわりも同じ志を持った友人が多かったので、自分自身をふり返ることもなく進路選択を行った。しかし、就職活動をしている友人の話を書く機会が多く、話を聞いていると、私が知らなかった職業が世の中にはたくさんあるということに気付くことが出来た。そして、もっと幼いうちから様々な職業の魅力に触れ、選択肢を広くしておけばよかったと感じた。^{*49}

*48 ルソー『エミール』河出書房世界の大思想 1 7 p200-201}

¥end{quotation

*49 有賀裕太「初等教育段階にとけるキャリア教育の在り方について」}

¥end{quotation

第8章 労働と教育・発達

文部科学省もこうした問題に気づき、近年「キャリア教育」という概念を重視するようになってきた。しかし、それが有効な手法であるかは検討する必要がある。

新学習指導要領で提起された「キャリア教育」として、平成11年中央教育審議会の提言から始まる。

学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るためのキャリア教育（望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育）を小学校段階から発達段階に応じて実施する必要がある。キャリア教育の実施に当たっては家庭・地域と連携し、体験的な学習を重視するとともに、各学校ごとに目標を設定し、教育課程に位置付けて計画的に行う必要がある。また、その実施状況や成果について絶えず評価を行うことが重要である。^{*50}

こうした観点に立って、他省庁や関係団体の協力も得ながら、在学中のインターンシップの促進等による体験的活動を重視していくことや、企業経験者によるキャリアアドバイザーの配置、教員のカウンセリング能力の向上等による進路に関するガイダンス、カウンセリング機能の充実を初等中等教育及び高等教育において進めていく必要がある。その際、生徒等の職業適性や興味・関心を適切に測定する方法の研究・開発を進めていくことが求められる。

そして、平成10年の学習指導要領で、以下のような内容があげられた。

- (4) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫すること。（小学校）
- (4) 生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。
- (5) 生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図ること。（中学校）

こうした将来について考えさせるような記述は、それまでの学習指導要領には見られなかったものである。その結果、職業体験などが授業に取り入れられるようになり、文教大学でも中学生が食堂の手伝いなどに訪れるようになっている。この記述は新学習指導要領にもそのまま引き継がれている。

しかし、このようなことが現在の教育で実現できるかどうかについては、慎重な検討が必要であろう。国立教育政策研究所の「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進について」と題する報告書は、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「意思決定能力」の形成が必要であるとしているが、現在の学校に生徒に、どの程度「意思決定」をさせているかどうかという問題があるだろう。実際の機会なしにその能力の形成は難しい。

*50 「今後の初等中等教育と高等教育の接続の改善について（答申）」中央教育審議会平成11年12月16日

第8章 労働と教育・発達

第三に、現在の労働の急激な変化を巡る問題である。

長い間、労働は親から受け継ぎ、親の仕事をそのまま子どもも一生続けてきた。しかし、現代社会では、親の仕事をそのまま行う人は例外であり、労働の内容そのものがどんどん変化していく。更に労働の形態もまた大きく変化しつつある。近代社会以前では、親の労働を前提として、その労働技術・知識を学ばよかったが、現代社会では、どのような職業があるのか、自分はそのような職業に向いているのかを知り、そしてその職業に必要な知識・技術等の能力を形成しなければならない。学校であらゆる職業について教えることは不可能であるし、また、学校で知識として学んでもリアルな理解は難しいだろう。これまで日本の学校で、進路指導が進学指導に過ぎなかったのは、知的能力がある者は、専門的な職業に向いているはずだから、学力で選抜していけば、優秀な人材を獲得でき、具体的な職業に関わる能力形成は、就職してから研修でつけばよい、優秀な人材であればそれが効果的であるという認識があったからである。従って、学校で進路指導する必要性をあまり感じなかったといえる。

しかし、後述するようにそうした「社内教育」を含んだ日本的経営が、多くの企業にとって負担となり、労働市場の変革を進展させたことにより、学校にキャリア教育を要請する必要性が生じたと考えることができる。

8-2 職業人の教育について

初めに、朝日新聞の記事を引用しておこう。

日本型経営に修正の動き 能力主義など導入に意欲 経企庁が企業調査

多くの企業で「日本型経営」＝キーワード参照＝は依然として幅を利かせているが、今後は能力主義など新たな仕組みの導入が進みそうだ――経済企画庁が十五日発表した企業アンケートで、企業の経営システムの将来についてこんな結果が出た。日本型経営に修正の動きがあることを示しているが、その方法は「これまでの仕組みに新たなやり方を組み合わせて活用していく」いわば折衷型で、ここにも日本らしさが出ていると言えそうだ。

「日本的経営システムの再考」と題する調査で、今年一月に金融・保険業を除く上場企業約二千百社を対象に実施し、六三％の回答を得た。雇用方針、企業組織のあり方、企業統治（コーポレートガバナンス）の三点から、経営システムの現状と将来をたずねたものだ。

それによると、現状の雇用方針では、長期継続的な雇用が九五％（「どちらかといえば」との答えを含む、以下同じ）を占めた。処遇面でも、年功主義的な処遇が五七％。企業組織では「組織階層が多段階」が六五％で、企業統治でも「内部昇進による経営陣の影響力が強い」が八三％と多数だった。

「日本型経営」システムが現状では支配的なことを裏付けている。

一方で、今後五年間の方向性をたずねたところ、処遇面では年功主義的が九％に対して、「能力主義的」が九一％。組織についても、多段階型が一三％に対して、「階層が簡素な組織」が八七％で、新しい仕組みの導入意欲がうかがえる。

ただ、雇用形態では長期継続的が五六％で、「長期継続を前提としない雇用」は四四％。企業統治でも内部経営陣の「影響力が強まる」が七五％に対して、「弱まる」は二五％にとどまるなど、これまでの仕組みを重視する考えも根強い。

<日本型経営> 戦後の日本経済を支えてきた、日本特有の企業システムを指す。一般的には、終

第8章 労働と教育・発達

身雇用、年功序列型の賃金と昇進、企業内組合がその三本柱とされる。さらに、株式会社でありながら、その実権は内部昇進の経営陣が握り、株主の発言力が弱いことや、経営の意思決定が根回しやりん議を重視する下から上への合意形成型であることも付け加えられる。内外の評価は、「経済成長の源泉」から「経済改革の足かせ」まで、時の経済状況で揺れ動いてきた。^{*51}

大学を卒業すると、多くの学生は、就職をするのだが、そこでは、いわゆる「日本的経営」が支配しているとされる社会が待っている。実際に、「日本的経営」が、日本の企業の在り方を正確に示しているかどうかについては疑問もあり、実際には、大企業にのみ妥当し、ほとんどの中小企業には妥当しないという評価もある。しかし、少なくとも、理念的に、一度就職したら、その企業に定年まで帰属することが好ましいと考えられ、昇進が年功で多く左右されるのは、否定できない傾向であろう。

こうした日本的経営を前提として、日本の職業教育が形成されてきたのであるが、日本的経営が変化すれば、必然的に、日本の労働者における職業教育の形態が変化せざるをえないのである。

現在、「生涯学習社会」という言葉が、いろいろな面で出てくるが、これも、日本的経営の変化の動向と無関係ではない。実際に現在の生活では、職業生活が最も長い期間を占めている。学生にとってこれまでの人生はほとんどが学校社会での生活だったが、ほとんどの学生は4年後からは職業生活が始まり、それが40年くらいは続く。そして、その後20年の定年後の生活がある。もちろん様々な形態があるが、少なくとも職業生活が人生の最大の部分を占めていることは、だれしも変りがない。

それだけではなく、現在の職業は不断に変化している。自分が青年期に学んだ知識で、職業生活を営むことは不可能である。学校が提供する知的能力は、言語や数理操作、そして、ごく基礎的な知識だけであって、企業ではそれ以外の仕事に必要なことは、企業内の教育で教えていくようになっていく。

これまでの勉強は、多く受験という、ある意味では「抽象的な」あるいは「妖怪のような」ものに支配されていたと思われる。高校3年生の終りに大学入試があると分っていても、それで1年生が現実的な感覚で勉強するには、日々の切実感が希薄なのではないか。しかし、職業人として必要なことを学ぶことは、それこそ日々の切実な課題となっているし、それがリアルに理解できる。勉強しなければ毎日の仕事ができないし、また変化に対応できない。そして、仕事ができなければ、自分の生活が成立たないことになる。

日本社会は戦争によって破壊的な打撃を受けた。このような状態から復興することができたのは、日本人の勤勉さと向上心のおかげである。当然その他様々な条件が有利に展開したこともあるが、ここではこの二つの要素を喚起しておきたい。1960年代の高度成長と、70年代の石油ショックの克服によって日本は「豊かな社会」としての、いくつかの側面を手にいれることができた。衛星放送で戦後数年間のニュースフィルムを毎日放送しているが、それをみれば当時の状態から、如何に日本が発展したかが実感できるだろう。

しかし、一方で地球的な規模での批判を受ける問題も生じさせた。環境問題に代表される生活条件の破壊は、企業活動によって生じたものである。つまり生産性をあげる意味での企業活動や、

*51 朝日新聞 1998.4.16

第8章 労働と教育・発達

それに伴う教育は効率的に行われたが、その影響に関する正確な知識や、その克服方法の開発は見過ごされてきた。したがって、日本の経済活動が活発で、それを支えたのが優秀な労働者だった、そして、それを生んだのが日本的経営とそれに基づく企業内教育だったと、という認識では今は済まない。

今後は労働に関する教育と、その生活環境に与える影響の教育がともに充足される必要がある。

8-3 労働教育との関わりで、現代労働の特徴を考える

8-3-1 現代文明のブラックボックス化との関連

労働者の教育に限らないが、現在の教育、あるいは能力開発を考える場合に、避けて通ることができないことに、現代の文明がブラックボックスの性質を絶えず増加させていることがある。ブラックボックスとは、ある機械なり仕事の手順があったとき、その中の仕組みが分からなくても、操作手順がわかっているならば、機械を動かして作業を行うことができ、仕事を進めることができるもののことをいう。

コンピューターでいうと、コンピューターの設計をする人、製品化する人々、プログラマー、そして、操作する人という4つの大きなグループに分れる。それぞれのグループは他のグループの仕事の全く理解することができないことがほとんどである。実際の手順では、これらのグループはもっと細分化された仕事を分担していると考えられる。このように自分の仕事の操作さえできれば仕事が可能になることは、能率的でかつ大きな仕事を可能にした。しかし、一方で部分しか分からないから、その弊害も大きい。ともすると自分の仕事が、どのようなものなのか、あるいはより大きな視野でみると、どのような意味をもっているのかが、全くわからないまま仕事をすることになる。

あるオペレーターが名簿を打込んでいるとする。その名簿がどのように利用されるかはそのオペレーターには分らない。ひょっとして詐欺商売の対象の資料になるかも知れない。(豊田商事事件などで、多くの老人がひっかかったのは、こうした情報処理を利用していたからに他ならない)

また私が学生の頃、ある工学部の研究室で、企業からの依頼研究をしていたところ、あとでそれが戦闘機の研究の一部だったことがわかって、大騒ぎになったことがある。つまり社会は全体として、システムとして動いているが、個々の人間の作業はシステムの一部を担うようになっているので、仕事の意図と社会的効果の間に常にギャップが生じる。ブラックボックスによる社会の発展と、この弊害をどのように調和するかが、人間としての生き方として問題である。またその弊害を全く意識しない企業は、逆に発展から取残される危険性を抱えている。

8-3-2 内部労働市場

現在の労働はきわめて変化が激しい。労働内容はどんどん変っていく。極端に言えばある仕事があつた時突然全く消えてしまうことすらある。そうするとそれまでその仕事に従事していた労働者は、企業にとって必要なくなるわけである。コンピューターの導入はそうした変化を加速した。

日本の新聞社がコンピューターによる新聞造りをどのように導入したかに関する大変興味深いルポがある。杉浦隆男『メディアの興亡』文芸春秋社である。

第8章 労働と教育・発達

日本では朝日と日経がほぼ同時に、しかし、別々にIBMにシステム作りを依頼したが、日本側の厳しい注文にいたずらに年月を重ね、ついに朝日と日経が協力し、またIBMでは月に人を運んだアポロチームを投入して完成した。10年以上かかったそうである。完成してコンピューターによる紙面作りが始まって、労働者に与えた最大の影響は、活字工が消えたことである。活字工は膨大な数存在して、日本の激しい紙面作りに奮闘していたのである。それが全く突然必要ない労働形態になってしまった。IBMがこれほどの努力で仕事を完成させたのは、(一時は不可能な注文ではないか、という意見も現れたという)日本の厳しい注文に対応できれば、世界中の新聞作りに対応できると考え、どんどん他の国でも導入してくれると思ったからである。しかし、肝心のヨーロッパではその導入がなかなか進まなかった。ヨーロッパの新聞経営者は、例外なく導入に積極的だったが、労働者が激しく反発した。それは労働者の在り方にも関わっている。

欧米では多くの労働者は自分の仕事が契約によって決まっている。そして、その仕事内容にしたがって、異なった組合に加入しており、企業への参加より、職務の遂行者としての意識の方が強い場合が多い。つまり日本のようなジョブローテーションは一般的には存在しない。だから仕事が無くなれば解雇を意味する。しかし、日本では企業の一員である意識が基本で、組合も企業別である。そこで日本では活字工を、オペレーターに再教育することで、配置転換で済ます事ができた。組合もそれを了承した。

このように配置転換を基本にして、必要な労働力を確保していくやり方を、内部労働市場という。戦後の激しい技術革新による労働の変化に、日本の企業が比較的有効に対処できたのは、この内部労働市場が多く形成されていたからだと言われる。

8-3-2 テーラーシステム

アメリカの経営学者であるテーラーが生み出した「科学的労働管理法」である。管理の体系的研究によって労働者を統制する最も能率的な方法を発見して、仕事の体系的研究によって仕事を遂行するうえでのもっとも能率的な方法を発見するのが、テーラーシステムである。

- (1) 労働者の仕事の各要素について科学を発展させ、これを目見当の方法と置き換える。
- (2) 労働者を科学的に選択し、訓練し、教育し、発展させる。
- (3) 科学の原理に従ってすべての仕事の進行を確保するように、労働者と心から協働する。
- (4) 仕事と責任とを管理者と労働者との間でほとんど均等に分担し、労働者より管理者に適した仕事は管理者が担当する。

つまり、時間研究と動作研究によって職務を決定し、労働の目標を標準化し、分業の原理を導入し、合理的な職能組織を確率することに基本があった。(「教育学大事典」第一法規より)

労働の内容を分割し、速度を決めるために、いろいろ実験して効率を高めるのが、テーラーシステムの具体的な形態である。20世紀初頭に考案され、先進国には瞬く間に広まった。現在のベルトコンベアの労働は基本的に、このテーラーシステムに基づいている。しかし、機械に合せた職務や時間配分になるので、長い労働に耐えるのが困難で、労働の士気を高めないという批判もあり、また労働者の側からすれば、労働の人間の側面を無視しているのが、双方からより適切な形態を模索する必要も提起されている。その後トヨタ方式やその改訂版など様々なやり方が考案されたが、労働効率を高めるための研究や実践はますます発展してきている。

8-3-4 off- J Tの登場

日本では「終身雇用制度」があると言われ、途中で解雇になることは、本人の不祥事以外にはないと思われていたが、石油ショックで出向や転職の勧めなどで、実際に会社を止めざるをえない事態が生じた。石油ショックとは、それまでほとんど負担感のない値段だった石油が、一挙に10倍ほどになり、原料やエネルギーの根幹の費用が大きな負担になった。生産コストが高騰したために、先進工業国は極端な危機に陥った。

日本の企業がとった方法は、徹底した経費節減政策だった。省エネと減量経営である。これによっていち早くコストの削減を実現して、80年代になって経済大国になったのである。また丁度時期的に重なるが、MEの登場で仕事の内容が革命的という程に変化した。プログラマーの仕事は、常に職場に必要なわけではなく、プログラムが済めば基本的に必要なくなる。すると、プログラムだけを外部に依頼した方が、人件費の点で有利になるので、自社でプログラマーを雇用するのではなく、一時的に派遣してもらい、とか外部に依頼するなどして処理した方が、有利である。そういう仕事がME化とともに飛躍的に増加してきた。

先の減量経営とこうした派遣労働の増加は、日本的経営の根幹である「終身雇用」と「企業内教育」という在り方を、部分的に変えることになった。

20年くらい前は「プログラマー」という職業はなかった。ということは、プログラマーとして新卒で働いた人は、現在まだ40代の前半だということになる。つまり、プログラマーという職業が、一生の職業として成立するのかはまだ不明である。ある説では、40歳になるとプログラマーは仕事が不可能になる。35歳定年制などが、語られたこともある。実際に40歳になるとプログラマーとしての訓練に中々ついていけないとも言われている。

8-4 終身雇用と企業内教育の変化による事態

日本の大学はレジャーランドなどと言われているが、企業に勤めると、働きバチになり、非常に熱心に勉強するようになる。日本の企業は、入るときには学歴社会だが、入ってからはあまり関係なく、10年くらいは横ならびになって、様々な部署での仕事をさせることで、多面的な能力形成を行い、その過程で能力を計り、昇進を決めていく。内部労働市場を積極的に利用しながら、人材育成を図っていることになる。

実はこのことが、日本の教育の質を競争的にしている大きな原因である。日本人の運命は18歳のある1日で決まるなどという言い方があるが、それは論争を含む表現である。企業人としても競争はずっと継続するのである。だからこそ学校で多くの知識を詰込んでおこうとする。ただ競争はあっても、とにかくその企業にずっと勤めることができるという前提で戦後から70年代まで、日本人は働いてきた。

企業内教育は、終身雇用を支えられている。というのは、定年まで勤めることが前提にされているからこそ、安心して教育できる。もし教育してすぐによい条件で、他の企業に転職されたら、教育費の損失だけではなく、社内技術が無償で奪われることになる。転職が普通の欧米で、企業内教育がさかんではないのはこの理由による。

欧米では仕事の能力を資格が証明して、その証明に応じて仕事を配分し、より高度な仕事をするためには、それに応じた教育を、自分の費用で、勤務外の自由時間に受けて資格を取ることが求められる。そのような採用なので、資格に変動がなければ、仕事を変えることもない。また給料

第8章 労働と教育・発達

が上がることも基本的にはない。こうした点で、欧米の企業は内部教育によるリスクを受けることもないが、新聞へのコンピューター導入にみられたような、変化への対応に遅れをとる危険もある。

しかし終身雇用制度もリストラの横行で事実上崩壊しつつあり、労働者の意識も変わりつつある。定年まで勤めることができないという事態は、労働者にとって大変な競争意識とストレスをもたらした。安定した企業として選択した結果、出向という形で出されたり、「窓際族」という形での企業内いじめが発生して、この頃から社会の精神状況が変化したように思われる。校内暴力やいじめ、家庭内暴力が問題になったのもこの時代である。

とにかく「生残り」が個人にとっても、また企業にとっても切実な課題になり、個人的には「勉強」が必要になった。70年代になって、サラリーマンの勉強が非常にさかんになった。

内部労働市場に変化をもたらした原因は、まだ他にある。

まず国際化である。現代の大企業はほとんどが、国際的に展開しており、多くは多国籍企業になっている。当然外国人の雇用も増加し、彼等は日本的な労働形態になじんでいないし、異なった価値観をもっている。日本での勤務であれば、日本的経営になじむことも多いだろうが、海外勤務の外国人は、おそらく自分の価値観を維持することが多いだろう。そして、新卒採用ではないので、また逆に転職の可能性も高いと予想される。また国際化によって、労働者が学ぶ必要のある内容が多様になった。外国の言語や文化、生活様式など多様な内容とともに、海外勤務によって必要性も大変高い。昇進のためには TOEIC で一定以上の点数を獲得すること条件にする企業も現れている。実際に文化摩擦などで企業活動がうまくいかない例もあり、試行錯誤による研究や勉強が行われている。

こうした社内教育の社外化の典型が「派遣労働」の増大といえる。労働者派遣法が成立したのが1986年であり、1999年（平成11年）、2008年（平成20年）と対象業種が拡大してきた。派遣労働者が、最初に求められたのは、極めて高度な専門知識をもっているが、仕事そのものは短期のものという領域においてである。飛行機の設計やコンピューターのプログラミングなどがその代表的なものであろう。飛行機の設計にはかなり大量の専門家が必要であるが、設計が済んでしまえば専門家は必要なくなる。社内にそうした専門家を抱えているよりは、必要などきだけ雇うのが合理的である。そうした分野から徐々に時限的に必要な労働に拡大していったが、いずれも既に仕事をする能力をもっている者を集めることが前提となる。日本でも限定的な分野から始まったが、次第に業種が拡大し、非熟練部門にまで及んで、近年の派遣労働者の問題が表面化してきた。つまり、派遣労働が合理的である分野から、非熟練部門に拡大してきたことは、それまで行っていた社内研修を省略できるということ以外に、雇用主に求められる雇用条件から逃れることも、雇用主にとってのメリットになっていた。

キャリア教育に、こうした労働条件の悪化をどのように防ぐか、労働者に必要な環境をどのように作り出していくかということの内容が欠けていると、キャリア教育にとって大切な内容が欠けてしまうことになる。労働とは決して、経済的側面だけではないからである。

8-5 労働の人間的意味

第8章 労働と教育・発達

日本人は「働きバチ」だと批判される。批判は日本の労働慣行が不正だから、貿易も不公正になるという批判にまで発展している。人間の発達にとって、労働がいかなる意味をもつか、あるいは人間にとって労働がどのようなものかについて基本的には二つの意見あるいは価値観がある。一つは労働を人間のもっとも本質的な活動であるとする立場である。ルソーは「農民のように働き哲学者のように考える」ことを、人間の理想と考えた。労働こそ神の教えだ、とする宗教や、人間は社会に働きかけ、そのことによって自己を形成する。それが労働である、とする哲学がある。

人間は自己を求め、自己実現を迫及する。この考えによれば、労働こそ自己実現の最も重要な手段であることになる。

19世紀のヨーロッパの「教養小説 Bildungsroman」は、このような価値観によって書かれた人間形成の小説である。

他の一つは、生活の手段としての必要悪という位置付けである。

ヨーロッパでは大戦間に、自由時間への要求が高まった。戦争は国民戦争になると、大体国民の権利を増進するが、ヨーロッパでは労働者に対する自由時間の保証という形で現れた。日本人が働き過ぎだという批判は、こうした戦後のヨーロッパ人の感覚に由来するもので、彼等もかつてはマックス・ウェーバーに賞賛されたように、労働を人間の最も重要な行為と考えていたのである。

ところが、自由時間こそが人間の人間的なもので、労働は自由時間を買うための、仕方のない必要悪と考えられる。人間が人間的になり、自己を実現するのは、自由時間を使って自分の好きなことを実行することによって考える。だからこの考えは、ある意味では判断放棄だが、しかし、個々人を信頼することで、自己実現の方法は自分で決めるのだということだろう。

Q どちらの労働観に賛成か

日本の企業はあらゆる方法を使って、労働者に労働意欲をもたせようとした。同一の基盤からの競争によって昇進するシステム、労働組合からの幹部の登用（ヨーロッパでは労働組合は産業別の企業外組織だから、ほとんどありえない）、企業家族主義等々。労働者の働きすぎは、家庭より会社の方が居心地がいいという、人間関係、住居環境などの影響もあるという説がある。（最近日本の住宅事情もよくなってきたので、あまり働かなくなった、として企業側の会社の居住条件の改善が進んでいる）労働者のアイデンティティの問題として考えたとき、日本の企業はかなり有効な措置をとったと言える。

しかし、次のような問題を残していることは、否定できない。

1 労働時間が多いことによって、家族や子どもの教育にきちんと対応する余裕がなく、そのために家庭の崩壊が起りやすくなっていること。この点に関しては、それほどの説明がいらないだろう。今日の日本ほど父親の存在感が薄い社会は、歴史上まれなのではないか。この存在感の希薄さは、父親の単身赴任に象徴される。単身赴任が一般化したのは、石油ショック以降であるように思われる。

企業での教育課題が、したがって労働に必要な事項だけではなく、子どもや家庭の望ましい在り方を保障することも含まれなければならない。しかし、この点についての実践的な報告はほとんどないと思われる。

第8章 労働と教育・発達

2 労働疎外の問題

疎外とは人間が人間以外のものによって支配されたり、非人間的になったりすることだが、労働の疎外として従来から指摘されることは、人間が機械の合せて働かされたり、労働によって生産したものが、自分のものにならなかつたりということである。

人間が機械によって支配されていることは、依然として変わりはない。ただテーラーシステムに対する反省で、労働者に管理や仕事の配分を任せたりする方が、仕事の能率や士気が高まることも次第に認識されてきた。

3 女性の労働の問題

女性が働くことは、人間にとっての労働の意味を鮮明にする。基本的には同じなのだが、女性は男性ほどには働くことを当然視されていないので、労働の意義をとりあえずしっかり考えることができる。

女性の労働はいわゆるM型のスタイルと切り離して考えることができない。

学校卒業後、しばらく働き、結婚か出産で退職し、育児から離れたら再び働くというスタイルである。このスタイルが女性に対して、労働と育児を両立しやすいようにしたことは間違いないが、一方で再就職の際の労働条件を著しく低下させていることも否定できない。もし労働が個人にとっても、企業にとっても必要悪であつて、単に経済的なものであるならば、労働期間の教育は、仕事の能力や能率のために集中すればいいのだが、労働を自己実現の手段と考えたり、労働の人間的な実現を目指すならば、そのような形態を絶えず模索する教育や学習がなされなければならない。

4 高齢者の問題

現代は高齢化社会であるが、労働の場において高齢者は常に冷遇されるようになった。特にME化によってそれが加速されている。高齢労働者は適応しにくいことがわかった。高齢化の問題は別の機会に一回をとって、取上げるが、とりあえずここでは、高齢者のある種の切捨てが、十分な教育や能力の活用を考慮したうえでのことではないことである。

8-5-1 企業内教育の実践例

黒崎窯業の事例

黒崎窯業は1918年に北九州に創立された会社で、耐火煉瓦を作っていた。従業員2000人、年間売上530億円である。石油ショックで経営の多角化を進め、ファイン・セラミックの分野に進出することを決めたのが1978年、そして、4年間かけて研究して製造を始めた。工場は高度にME化されたもので、完全にコンピューター制御になっている。

通常このような工場をもつ企業では、コンピューターを制御するこめのシステムを組む高度な知的作業に従事する者と、命令を単純に実行する単純労働者とに分れる。つまり、労働の二重化が進むわけである。しかし、黒崎窯業はそのようなことをせず、もっと素朴なレベルで、労働者の主体性を重視する方法をとった。つまり、自分たちの仕事だけを理解するのではなく、生産工程の全体を理解し、なにか問題が起きた時、適切に対応したり、あるいは積極的に改良方法を考案できる能力をつけるためである。

平均45歳で50人が参加した。それまでは煉瓦を作っていた労働者たちである。

まず第一段階として、耐火煉瓦の製造原理を考察することをした。(マニファクチュアリン

第8章 労働と教育・発達

グ・プリンシパル)

(1) 陶器をつくる。粘土の重さ、水分、大きさなどを計っておき、出来上がりの状態を検討する。

(2) 原料の問題。粘土の質を多角的に検討して、どのような粘土が崩れやすいか、などを調べる。

(3) 実際に焼いてみる。焼いたものを顕微鏡で調べる。

(4) 客の品質要求についての勉強

(5) 燃料と材料の組み合わせをいろいろ変えてやってみる。

このような前段階をやって、それから、セラミックのプロセス・コントロールの修得に入っていく。テーラーシステムでは、労働者が部分化する問題があったが、黒崎窯業では、むしろ労働者が全体を掴む、全体を見通した上で仕事をするを、かなり長い研修や研究を通じて実現していることになる。

第9章 地域と住民

9-1 地域の変貌

地域住民の問題を考えると、ここではふたつのことを確認しておきたい。

「地域の教育力が低下」してきたと言われることがあるが、それはどういうことだろうか、そして、それが事実であるとする、何故だろうか。

社会全体の教育力を測ることは、実際には不可能であろう。あくまでも一般的な印象に過ぎない。だから、昔は地域に教育力があつたが、現在ではなくなつたと、厳密に言うことはできないのである。しかし、何故少なからぬひとたちがくそのように感じているかを理解しておくことは必要だろう。

江戸時代の人々は、武士社会、町人社会、そして農民社会が主な人間関係の場であり、それぞれは異なつた規範をもつていた。武士社会は支配階級としての能力と資質を磨き、主従関係を軸とする極めて厳格な規律によって管理されていた。町人の世界では、経済的な契約関係が基礎となつていたと考えられるが、他の身分に比較して、人々の流動性も高かつた。このふたつの身分に属する人々は、ほとんどが何らかの系統的な教育を受けていたと考えられる。

農村人口は当時の9割を占めていたと言われ、大きな税負担があり、そのために五人組制度などによって相互監視政策がとられ、名主などが農民を統括していた。農業は、水田による稲作が中心であるから、当然ムラ全体での経堂作業が不可欠であり、ムラにおける規範なしには生活することはできず、また、移動の自由がなかつたために、すべての住民が顔見知りであり、子育ても共同の営みとみなされていた。

明治以降の近代化の中で、学校で教える「道徳」は、武士社会の規範が中心となり、地域においては、農村共同体の規範が強く残っており、そのふたつの重疊的な規範意識に影響されていたと考えられる。従つて、農村共同体的要素が残っている限りは、相互に顔見知りの関係の中で、子どもたちが成長していったのであり、それが「地域の教育力」と考えられていたのである。^{*52}

戦後都市化した社会の中でも、住民が生活の中で交流する形態は残っていた。

日々の食料は毎日商店街に買いに行く必要があつた。従つて、商店街は地域ごとに小さな単位で存在し、そこで毎日顔を合わせていた。住宅も、比較的開放的なつくりが多く、たとえば庭越しに隣同士会話ができるような家のつくりが多かつたのである。従つて、日々の買物や洗濯物干し利用した井戸端会議はいたるところで見られた。

しかし、高度成長によって、こうした事情は少しずつ変化してきた。

三種の神器と言われる電化製品の普及によって、毎日買物をする必要がなくなり（冷蔵庫）、洗濯も時間をかけて行うこともなくなった（洗濯機）。料理自体も少ない時間で済むようになった（炊飯器）。

そして、高度成長以前は、住宅は貸家が多かつたが、高度成長期に「持ち家政策」がとられる

*52 武士と農民の規範が、明治以降中心的な規範となり、町人社会での規範が、とりわけ学校教育の道徳教育の中で軽視されるようになったことは、日本人の契約意識や人権意識の形成において、少なからぬマイナスの影響をもたらしたと考えることができる。

第9章 地域と住民

ことによって、住宅事情と家族生活は大きく変化したのである。5階建て以上の集合住宅と比較的小さな、そして庭のほとんどない建て売り住宅が多くなり、特に若い世代のほとんどはそうした住宅に住むようになる。そして、家のローンを払うために、共働きが増え、昼間の人口が住宅地においては少なくなる、つまり、そこで交流が行なわれる条件がなくなっていったのである。

こうした現象が進行すれば、ほぼ自動的であった地域の間人交流は、意図的に努力しないと実現しないものになっていったのである。「公園デビュー」という言葉は、そうした事態を象徴しているといえるだろう。

このように、子育てはかつては地域共同体の中で行われてきた。授乳でさえ共同に行われていたと言われている。

戦後の高度成長期以降に都市周辺に形成された新興住宅地について、もう少し考えてみよう。新興住宅地は農村共同体における人間形成とは、大変違う様相をもっているように思われる。新興住宅地は、いわゆる「新住民」で構成されている。つまり昔からの人間関係がなく、そして、そこは「住居」であるという住民である。仕事は別の地にもっており、特に父親は寝るために帰ってくる。したがって父親不在が最も問題になるのも、新興住宅地でのことである。教育に関する悲惨な事件が、多く新興住宅地で起きているのも当然であるといえよう。

典型的な例として団地をとってみよう。

子どもがたくさんいる。商店街などに比較して遊び場が整備されている。交通事故などや犯罪から比較的安全である。(宮崎勤はこの点を逆に盲点として利用した)住宅地だから、単に住むという点からみれば条件が整っている。それほど家庭間の格差がなく、安心してつきあうことができる。うまく人間関係が結ぶことができれば、団地は住みやすい環境が多い。子どもも比較的多く、遊び友達が少ないという悩みはあまりない。

しかし、いくつかの欠点もある。高層住宅の場合、幼児を外に出さないことになりやすく、非活動的な子どもになりやすいと指摘されることがある。新興住宅地では一斉に子どもが生れる傾向があるために、新設校や大規模校が多く、生活指導が困難になる場合が多い。かつて大きな校内暴力事件が起きた学校は、大体新興住宅地の大規模校である。(忠生中、尾鷲中)

人間関係が希薄であり、互に助けあうことができない人が農村よりはずっと多い。孤独に生きていく人が多いことと、事件が起きたときに生じる非人間的な側面(嫌がらせなど)も、新興住宅地の目だった点である。今回は、都市空間で起きた事件、ひとつは、不幸な事件、ひとつは住民が問題を解決した事件という対照的な事例をとりあげた。それぞれ、どこに解決の秘訣、そして、不幸になってしまった原因があったのかを考えてほしい。

地域の間人関係が希薄化したことの現れとして、近年の顕著な事件をいくつか取り上げてみよう。

2008年10月に埼玉県で起きた小さな出来事である。

6歳の女の子が泣いているのをみて、無職の男(20歳)が声をかけると、10キロほど離れている祖母の家に行きたいというので、車に乗せて届けようとしたが、道がわからないので、途中の交番で道をきいたところ、誘拐と疑われて逮捕されたという事件である。いくつかのメディアは実名報道した。この行為は逮捕に値するのか、メディアでもかなり問題となり、また、インターネット上でも大いに議論されたようだ。常識的に考えれば、誘拐する意思があるものが、交番で道を尋ねることはないだろうから、その意思はなかったのだろう。しかし、1時間半の間、見知らぬ女の子を車の中で一緒にいることは、誘拐と疑われても仕方ないという見解も多かった。

第9章 地域と住民

これとは逆の出来事として、2014年1月に話題になったのは、夜に泣いている女の子をみつめた男性が、迷った末、110番通報して、そのまま立ち去ったという事例である。声かけもせず、また、110番したときに、交番まで連れてきてほしいという要請を断って立ち去っている。この埼玉の事例が男性の念頭にあったようだ。男性は、後味が悪かったのか、ツイッターに書き込み、ネット上で議論がなされたようだ。慎重な対応を賞賛する者、あまりに神経過敏で、もっと親切な対応、交番に連れて行く程度のことはすべきではないかとの意見もあった。

考えるべきもうひとつは、「音」のもつ意味である。

今回扱うのは「ピアノ殺人事件」であるが、音が原因で起きた殺傷事件は少なくない。「ごみ屋敷」なども住民間の争いになるが、殺人事件になった例は聞かない。何故「音」は殺人事件まで引き起こす要因となるのか。

第一に、音は他の刺激と違って、恒常的で避けることができない。人間は五感によって外からの刺激を体内に取り入れる。味覚と触覚は、自らの意思によることが多く、また避けることが容易であるので、ここでは除外する。

音・臭い・光景は、恒常的に人を包み込み、物理的には常に刺激として存在している。しかし、光景は目を閉じれば、感覚的には排除することができる。一瞬見た光景がフラッシュバックで蘇ることはあったとしても、そのこと自体を見ないで済ませることはたやすい。また、臭いは空気中に漂う化学物質が嗅覚に付着することがきっかけで生じる現象だが、一端その化学物質が充満している環境に慣れると、人間は強い臭気としては、あまり感じなくなる。「ごみ屋敷」が住民に大きな不快感を与えながらも、殺傷事件にまで至る原因となりにくい理由は、おそらくそこにある。

しかし、「音」は耳を塞いでも否定なく入ってくる。かなりの費用をかけて防音設備を設置すれば、家の中では外の騒音を気にしなくて済むかも知れないが、一歩外に出れば音に悩まされるし、近所の騒音を防ぐために多額の費用をかけられる人はあまりいない。自分にとって嫌な音から身を守ることは難しいのである。

また「音」は人によって感じ方が異なることである。クラシック音楽がこの上なく美しく感じる人もいる一方で、退屈でしかないという人もいるだろう。ヘビメタに陶醉する人もいるが、単なる騒音としか感じない人もいる。音楽ですら人によって感じ方が違うのだから、日常的な音への感覚はもっと多様である。つまり、自分がだしている音は、自分にとって心地よいと感じていても、他の人には不快な雑音でしかないことがある。

更に、同じ音、しかも双方にとって普段は同じように感じる音であっても、一方がその音を発生させ、他方はそれを聞かされる場合、そのふたりの人間関係によって、聞かされる側の感じ方が大きく変わるという点である。たとえば、となりのテレビの音が気になっていても、その家の人が誤りにきて、事情を説明し、それをきっかけに良好な仲になると、以前気になっていたほどにはテレビの音が気にならなくなる。そうしたことは、多くの人が経験しているのではなからうか。

この三つの理由から、住宅地で日常的に発生する「音」は、住民間の深刻なトラブルの原因となりやすいのであり、

9-2 ピアノ殺人事件

第9章 地域と住民

事件の舞台になった平塚の姉崎団地は、県営住宅で、1400戸。6・4.5・3とダイニングの3DKで、24世帯ずつの60棟ぐらいの集合住宅があり、平塚の郊外に建設された新興住宅地である。事件の3日前に、豊川一家は夫婦と子ども二人で、空き家の募集に当選して、引越してきた。その時幸子が小淵と会っている。(名前はすべて仮名)^{*53}

その時のやりとり。

「この上のものだが。近所に挨拶回りはしたかね」

「はい、あのう、一昨日越してきて夕方回りましたが、上は両方ともお留守でしたから」

「そうか、それならいい」

幸子はそれからすぐに、子どもの佳子に「エチケットにうるさい団地だよ。挨拶回りをしないと催促されるんだから」といって、急いで封筒をもって、上に行き、小淵に挨拶している。

「どうもさきほどは失礼しました。305に引越してまいりました豊川でございます。遅くなりましたが、どうかよろしく願いいたします。」

「そんなものはいらん。挨拶をすればよい。この下のように、いまだに挨拶に来ないものいる。」

その直後の幸子と後被害に会う志津子の会話。

「何か言われた？」

「挨拶回りが遅いって叱られたわ」

「そのくらいのことはいうひと。変人だから、気にしないほうがいいわよ」

「変人」

「そう。階段で会ってお辞儀しても、返事もしませんよ」

「誰にでもですか？」

「子どもたちが、おじちゃん、こんにちは、といっても、知らんぷり」

「さえ。魚釣りに行くくらいで、家にごろごろしているわね。かおりがピアノを弾くのがうるさいって、奥さんに怒鳴りこませたことがあったわ」

「まあ」

「おたくで、かおりのピアノ、うるさいですか？」

「いいえ。そんなことないわ」

ピアノの音が聞こえることは分っていて、一番離れた部屋で、テレビをつけていれば聞こえない程度だったが、それを幸子はだまっていた。

このやり取りで、団地の人間関係のいくつかがわかる。幸子と志津子は初対面であるのに、すぐに親しくなっている。しかし、それはある「変人」を媒介にしてである。小淵は幸子に話しかけたことで、実はとても親切にしてあげたという、普段あまり経験しない感情をもって、しばらく心を落ち着けていたのである。

被害に会った宇田一家は、1970年の6月に、小淵に2月遅れで、小淵の階下に引越してき

*53 事件の経過は、多くを上前淳一郎『ピアノ殺人事件』(文春文庫)によった。

第9章 地域と住民

た。父親の俊はまじめな努力家の労働者で、嫌な仕事も黙々とするので、雇用主に気にいられるタイプであった。

妻の志津子は社交的で、彼女が応募してこの団地に入った。俊の勤め先からは遠かったが、狭いアパートから抜けだしたかったのが、大変喜んでいて、かおりとみどりという二人の女の子がいた。音楽が好きだった志津子は、団地に入ってからかおりにピアノを習わせるようになった。

事件は1974年8月28日のことだった。小淵はこの1週間前にスーパーで包丁を買っていた。宇田俊は朝出かけた。小淵はそれを待っていた。俊には体力的に負けるといつも考えていた。朝からピアノの音がするので、宇田志津子と次女のみどりがごみを出しにいった。長女のかおりがピアノを弾いているときに、階下に降りていって、まずかおりを刺し、かえってきたみどりを、残虐な方法で殺し、そして、その後帰った志津子を刺した。そして、その後襖に俊宛ての言葉を書いている。

迷惑かけるんだから
スママセンの一言
位言え、気分の
問題だ、来た時
アイサツにもこない
し、馬鹿づらして
ガンとばすとは何事だ、
人間殺人鬼にはなれないものだ

その後電話線を切断して、豊田幸子に階段で会うが、部屋に戻ってから逃走した。事件そのものはこれですべてである。つまり、階下の音に耐えられなくなった小淵が、父親の出かけた隙に、母娘3人を惨殺したものである。しかし、事件が発見されて小淵が逃走している時点で、近所の人々がピアノの音に神経質になっていたと話したので、ピアノ殺人事件と命名され、それが騒音に悩まされていた人々を、支援運動に駆り立て、社会における「音」が問題となった。そして、現在問題を考察する上では、同じ階段に住む人が、共に生活していくときに、どのようにコミュニケーションをとり、問題を解決していくかという点も、大きな課題になる事件である。

小淵の成育歴をみておこう。

昭和3年6月4日亀戸に生れる。父は書店の経営で、小学校の頃は優秀な生徒で、3年生まではいつも級長だった。祖父母はかなり社会的に高い評価をうける仕事をした人だったようだ。本人の弁によると、隣に吃音の子どもがいて、その子どものまねをしているうちに、自分も吃音になり、それで学校でも喋れなくなって、成績が落ちていった。ただし、この点については落ちた科目が音声にあまり関係のない数学などなので、ほんとうのところは分らない。ただ吃音が人間に対する劣等感を、今後ずっと小淵に対して与えたことは、とても重要な意味をもっているようだ。府立中学は落ちて、私立の中学に通っている。中学時代は大体戦争中ということになる。終戦の年の3月に繰上げ卒業したが、仕事のない時代なので、いろいろな仕事を父などとも一緒にしている。(戦争中書店を取上げられた父は、戦後山梨に帰って農業に従事していた。)

吃音による劣等感と中学卒という優越感の、アンビバレントな状態に常にあった。その内に、国鉄に勤めたが、そこでは雰囲気うまくあって、問題なく過していた。しかし、友人に誘われ

第9章 地域と住民

て競輪に行き、それがやみつきになってしまう。はじめて職場の金を使いこむ犯行を犯し、結局弁済したが、退職した。

昭和25年、窃盗で捕まり懲役1年、執行猶予3年で父の居る山梨に帰ってしばらく農業をした後、東京に出て八王子の旋盤工として働くがまた辞め、浮浪者になっていた。昭和34年に農家に婿養子に入る形で結婚したが、前夫が隣に住んでいて、よく会いにくるので、屈辱感で1年で離婚。

そろそろ高度成長期で、仕事はいくらでもあり、それで嫌になるとすぐに転職ということを繰り返していった。

昭和37年のある時、アパートでステレオを聴いてきたところ、隣の隣の主婦がうるさいと怒鳴りこんできて、はじめて音に注意するようになった。逆に音に神経質になった。以降耳をそばだてて生活するようになり、それにしただって音をうるさく感じるようになった。ステレオの音がうるさいと言った家で犬を飼っていたので、自分はステレオを聴かないから、犬を処分せよと迫った。その後主婦がわざと朝大きな音をたてていると思い、管理人に訴えると主婦は引越した。犯行後この主婦を殺すことをまず考えたと述べている。

この時小淵は、冷静に話しあうことは全くしていない。

その後犬がうるさいということで犬を何匹か殺している。飼い主は小淵に気付いていたが復讐を恐れて何も言わなかった。

結婚したが、その後も仕事を数えきれないほど変え、いく先々の地域で音に関するトラブルを起こしている。

姉崎団地に応募して入居したのは、1970年。

動物を飼うことを禁止した団地だったので、静かなことを小淵は喜んだ。2月後に宇田家が越してきた。宇田が引越す時、横浜の勤め先の雇い主は、「新開地にはどんな人間が集ってくるかわからないから止せ」と言っているが、頼まれた保証人にはなっている。この注意が不幸にも的中した形になった。

1973年に宇田家がピアノを買う。7万円の給料で月1万の分割だった。かおりが小学校2年生。ピアノを壁に密着させて置いたために、階上階下の部屋にはかなり振動音が伝わるようになったが、防音のための配慮は全くしていなかった。この点は俊が後で後悔している。

小淵の妻が志津子に柔らかく、夫が音を気に病んでいると言いにいったところ、小鳥を飼っていた階下の主婦が、うちはちっともうるさくないと言ってかばっている。豊川幸子も「うちのテレビよりはうるさくないから気にならない」と述べている。ここで音に関して分ることは、日本人は音に寛容だということ、あるいは音に鈍感だということである。そして音に対する感受性は個人によって大変違うことである。小淵は団地でも他にたくさんの騒音があったが、それには必ずしも反応していない。つまり宇田一家が自分に敵意をもっているという感覚が、ピアノの音にことさら神経質にさせている。

団地はPC工法というプレハブ方式で、建設が簡単なので、日本では多く採用されているが、音の遮断性は大変弱い。宇田家の子どもの遊ぶ音（サッシ戸を柱にぶつけて遊ぶ）とその下の小鳥の音に悩むようになった。小鳥に対しては、注意をしにいった、その後なくなったが、変人という噂をたてられた。少なくとも小淵自身がそう思うようになった。

小淵はテレビを部屋の中央において、しかもイヤホンを使っていた。音が外にもれないかを気にしていたのだ。テレビを窓際におくと、隣にもれたり、また壁際におくと階上や階下に伝わる

第9章 地域と住民

ことを知っていたからだ。ある意味では小淵は、音による迷惑を周囲に及ぼさないようにしている全く模範的な住民だった。自分では音を出しているながら、周囲に注意をするような利己主義者ではなかったのだが、しかし、全ての人に小淵こそが変人だと思われた。

上前はこうした事態を、お互いを迷惑かけあって傷を嘗め合う体制と言っている。

新興住宅地では、農村出身の者が多いので、互いに被害者かつ加害者になってコミュニケーションをはかるが、それが嫌な者は自ら村八分にならざるをえない、という特殊なコミュニケーション様式があるというのである。小淵は変人にされることを恐れ、ピアノに対して文句を言わないうでいたが、「慢性的不安反応」を示すようになり、結局犯行に至る。

妻の清子は小淵の窮状をみかねて、志津子に申入れをしているが、子どものレッスンに対する不当な干渉だと志津子は考えたようで、決してそれは改まらなかった。

9-3 この事件の影響

小淵が逮捕されて、意外な事態が発生したのは、小淵に対するかなり熱心な支援組織ができたことである。つまり騒音に悩まされていた人々が、この事件をきっかけに騒音に対する反逆として小淵をとらえ、小淵の罪は重いとしても、彼のやったことの意味は社会に正当に評価されるべきだと考えたのである。

「音の暴力を追放し、静穏権を確立する集会」のアピール

先の神奈川県平塚市の団地で起きたピアノ殺人事件にひき続き、再び埼玉県朝霞に於いてステレオ刺傷事件が発生しました。この二つの事件が、音の暴力の深刻さを浮きぼりにしたのもとして、全国の人々に大きな反響をまき起こし、騒音先進国日本の現況に対し、一大警告を発したものであります。これを契機に、本集会は、未だ音の暴力に泣き、悩まされている潜在被害者を掘り起こし、その解決への道を追求するために、次の二つを柱として開催します。

(1) 音の暴力を追放する。

日本の伝統的意識の中では、「他人か迷惑をかけられても、我慢するのがモラルだ」という誤った感覚が根強くはびこってきた。しかし、それは音を出す者に有利な思想であり、いわば、「加害者側の論理」である。他人に迷惑をかけないことを基本的モラルにする社会生活のルールを確立しなければならない。

(2) 静穏権の確立を目指す。

粘り強い運動の結果「日照権」が公権として保証されたように、人間的生活を守るために静穏権を確立する。この目的にそって騒音規制条例の改正を求める。とくに罰則規定の強化を強く要求していく。罰則のない法律などというのは法律ではない。ごまかしのザル法にすぎない。ただ条文を作るだけではなくて、その法律をきびしく適用することを要求する。

昭和49年10月24日^{*54}

ピアノ殺人事件は、非常に大きな社会的影響があった。親からこの事件を聞いたことがある人

*54 上前 前掲 p128

第9章 地域と住民

もいるだろうし、この事件を話題にして、騒音に注意するように言われた者もいるだろう。毎年、この事件の後には、初めて一人暮らしをはじめた学生が、同じような悩みをもっているという発言がある。

そうした背景には、日本が「騒音社会」であるという事情がある。運動会の季節には、一日中、大きな音が、拡声器から地域に振りまかれる。このような事例として、朝日の投書を紹介しておこう。

n 山田守さん 「静かな駅」シンポを市原で開いた（ひと・近況） 千葉

「ないこと」の美しさ！ 「騒音天国」に再考促す

市原ロータリークラブの会長。13日に市原市のホテルで、昨年夏に発車予告ベルを廃止したJR千葉駅の板倉義和駅長を招いて、「静かな駅」のシンポジウムを開いた。地元のJR駅長や市教育委員、商工会議所会頭なども参加して、活発な意見が展開された。

「15年前にピアノ殺人事件があり、その被告が死刑判決を受けた。この判決は騒音被害による苦しみをみじんも考慮していなかったと私は思う。この判決が日本の騒音天国を象徴していると思う。騒音による苦しきは、時としてその人を異常心理にさせる。」設計事務所を開くが、いま、近所のカラオケに悩まされている。

「騒音だけではなく、路上にクモの巣のように張りめぐらされている電線や町並みを醜くさせている看板なども、はんらんしている。ないことの美しさ、快適さに、鈍感過ぎます。『川をきれいにしましょう』の大きな看板を立て、川の美観を悪くしている、などはおせっかいのいい例です。」

市原商工会議所がコンビナート、ゴルフ場のイメージから新しい町づくりを目指すなど、最近、市原市では文化都市に生まれ変わろうとする動きが活発だ。その推進役の一人である。^{*55}

また、別には、カラオケに警察を導入することが可かというようなことも、問題になっているようだ。^{*56}

9-4 裁判の問題

全く罪のない女性と小さいな子どもを3人も殺害した以上、通常死刑は免れない。そこで、弁護団は精神鑑定を求めた。

地裁における鑑定書（八幡衡平医師）

一、身体症状 身長百五十七糎、体重四十五キロ、やせ型の男子。内臓諸器官には異常は認められない。

二、精神症状 意識清明で顔貌には特記すべき異常はなく、表情運動も尋常である。対話に際しても要領よく答え、態度にも異常はなく、記憶力、注意力、理解力等も略尋常である。妄想並に幻覚等

*55 朝日新聞 1989.12.17

*56 2009年12月19日の産経新聞に、兵庫県で、同じマンションの1階上に住む男性を「音がうるさかった」という理由で文化包丁で腹を刺し、重症を負わせた男が逮捕されたことを報じている。2週間前に抗議に行っており、突発的な犯行ではなかったようだ。

第9章 地域と住民

は認められない。

感情及意志の面に就いて観察すると、被告人は自殺及他殺に就いて重大事である事と思わず、日常茶飯事である様に思っている点に異常を認める。被告人は復讐心強く、又己れの性格の欠陥の為に就職困難で生活困窮し、加うるに爆音に恐怖を覚えて以来音に敏感になり、一層日常生活が満足に出来ない様になり、これに対して復讐の念に燃えて簡単に犯行に及んだ点を想えば、情意には可成の異常が認められる。

知能の点では大した欠陥はない様であるが、念の為知能検査を試みた。田中ビネー式知能検査によると次の如くである。先ず十二歳級の問題について検査すると六問題全部合格。次いで十三歳級の問題について検査するとこれも六問題全部合格。次いで十四歳級の問題について検査すると六問題中一問のみ不合格であり、更に普通成人級問題について検査したがこれも六問題全部合格であり、優秀成人級1の六問題について検査すると六問中二問のみ不合格。優秀成人級2の問題も六問中二問のみ不合格。優秀成人級3の問題では六問中三問が不合格であった。

以上、被告人の精神状態の観察を総括して見ると、被告人には現在所謂狭義の精神病症状は認められず、且その知能にも劣性は認められない。唯道徳感情鈍麻がその前景に立って居ることを見逃がすわけには行かない。(以上) *57

弁護士による尋問を紹介しておこう。

弁護士 その動機ですが、どういうわけでそういう犯行に及んだのですか。

小淵 これは、四十九年三月頃に失業保険が切れかかりまして、そろそろ仕事をしなくちゃあしうがねえなと思ったのです。考えてみますと、下にピアノが入る前は(部屋に)昼間いられたのですが、ピアノが入ってから昼間もいられなくて、夜はその、便所の扉とか風呂場の扉とかそういうものをパタンパタンしめまして気になって夜もまたねれないので、それで、家に昼間いても一日中ビクビクしちゃって……。で、ピアノが入って、これからどのくらい続くかわからないし、弾く時間も決っていないものですから、二時間ぐらいやりますから。静かなのですがね、夜はやらないわけです。で、ちょっと時間が決っていないもので、私は死んでしまおうかなと思ったのです。

弁護士 簡単に言って貰いたいのですがね。結局ピアノがどうなのですか。

小淵 結局、そのピアノが入って昼間から夜までいられないのですよ。それでビクビクするようになりまして、家にいても落ちつきがなくなりまして、住居の役目をしないわけですね。住む所がなくなったわけです。

(略)

八月一日頃になって、私が色々考えてみて、八方ふさがりで生きていかれなくなったのです。それで、死ぬよりしようがないと思いました。で、八〇パーセントぐらいは死ぬ、生きていられなかったのですがね、二〇パーセントぐらいは、どうも自分のことですから、死ねないかも

*57 上前 前掲 p150

第9章 地域と住民

知れないと思ったのです。(略)

二〇パーセント完全に消せるなにか理由がないかなあ、と考えたのです。それで、人を殺せば自分も死ぬかも知れない、と。で、進藤ひろ江を殺そうと思ったのです。それでも、若しかすると土壇場にきて死ねないかも知れない。それで、死刑になれば強制的ですから、確実に死ぬと思ったのです。進藤ひろ江では死刑にならない、と。

弁護人 被告人はこの事件について検事さんに対し、自分がやったことは後悔しています、死んだ三人には申しわけない気持です、というふうに述べているのですがね。それは間違いないですか。

小淵 その時は、そう言わなければまずいと思って。実際はそんなことないです。私が事件後三日間逃げている時に、新聞とか読んだら、近所の人間が出鱈目言っているもので、私が死刑になればよろこぶな、と思ったものですから、私は警察に入ってから嘘をついた。軽くなるように言ってきた。それで、検事さんにそう言わなければまずいので言ったのです。

弁護人 検事さんの前で本心言ったのではない、というの。

小淵 ええ、そうです。

弁護人 現在どうですか。申しわけないという気持があるのではないの。

小淵 現在そういうことはなんにもないです。

判決は死刑であった。地裁判決の理由部分は以下の通りである。

被告人の本件犯行は、被害者宇田志津子方で発するピアノの音や日曜大工もしくはベランダのサッシ戸の音などに端を発したものであるが、そのピアノの音は平塚市公害課による音響測定によると、被告人宅で聞いた場合四〇ないし四五ホン程度で、神奈川県公害対策事務局が行政指導上の目安として音の人体に対する影響を実験などでまとめた基準例によると、有程度の音響は、睡眠をさまたげられ、病気の人は寝ていられない、という程度の音に当り、被害者方真下二〇六号室に居住する者の反応も、不快感を与える程の音とは感じなかったというものであり、しかも早朝や夜遅い時間、特に通常人の睡眠時間帯には発しられていない。(略)

むしろその影響は、音を受感する被告人が音に対し極度の神経過敏症であったうえ情意に欠ける異常性格者であったことと、他人に対しては特に人付き合いがよく社交家肌の右志津子が、被告人の日常の行動をみて変人と思ったのか、被告人に対してはほとんど近所付き合いをしなかったという意志の疎通に欠けた点があったことに由来する。したがって、被告人の本件犯行は、被害者方と被告人との間に意志の疎通があれば十分防止し得たともいえる。(略)

しかし、右意志の疎通に欠けた点をもって被害者のみを責めることはできない。まして被害者は、被告人が音に極度の神経過敏症であるうえ、異常性格者であることを知る由もなかったからである。そのうえ、被告人は、ピアノを弾く時間が一定していないので家にも居られない状態であったと述べているが、被害者志津子方には被告人の側からピアノを弾く時間を制限するよう協定を結ぶことを申入れ、これを拒否したと思われるような事情も認められない。しかるに被告人は前記認定のように、直接被害者方に苦情を申し入れたのは僅かに一回だけであって、騒音問題について被害者側と話し合いをするよう努力した形跡は全く認められない。

第9章 地域と住民

被害者を責める限りは、これと同じく被告人の態度も責められなければならない。ところが被告人は、自己の被害者に対する態度を一顧だにせず、被害者志津子の自己に対する態度のみを自己流に責め、果てはその報復として本件犯行を用意周到に計画して、一片の憐憫の情もなく罪のない幼女二人までも一気に殺害し、その犯行の態様は冷静に致命傷を与える部位を狙って鋭利な刃物で突き、更にそのうち一名については手ごたえが十分でないとして所携のサランで首を絞めるなど、その残虐性は窮まりないものというほかない。また被告人は当法廷においても、全く自己の犯した罪に対し悔悟の情を示していない。以上の事情に鑑み、被告人を死刑に処することにする。

よって主文のとおり判決する。(以上)

被告は控訴し、再度精神鑑定が行われた。しかし、ここで、非常に奇妙な事態が進行したのである。高裁での精神鑑定では「犯行時、偏執狂にかかっており、殺人行為は妄想に動機づけられて実行したもの」との結果が出され、死刑判決を覆す有利な証拠と見られたが、小淵自ら控訴を取り下げたのである。弁護士は、小淵を説得したが、結局取り下げようとしなない。そこで弁護士は、小淵が控訴取り下げをしたときの精神状態を鑑定するように、裁判所に要請したのである。

ふたつの鑑定書を紹介しよう。

控訴の中田鑑定書

被告人は現在においてもなお、自らを被害者と考え、罪の意識や悔悟の念など毛頭も有せず、ましてや自分の行為が死刑に価するなどという考えは全くない。被告人は一審において、自らの希望によって死刑の判決を得たと感じており、被告人が死刑を望むのは、被告人が強く自殺を望んでいるからにすぎない。そして、被告人が強く自殺を望むのは、まさにパラノイアとして、過去および現在の諸状況を妄想に依拠して思考し、判断するからである。本例は、通常の間接自殺者（殺人などを犯して死刑になることによって自殺の目的を遂げようとする者）とはその態様が明らかに異っているが、それでもなお、妄想にもとづく被害者への激しい憎しみとともに、妄想によって大きく制約された自らの人生への悲観にもとづく自殺念慮が時とともに強められており、被告人が最初から死刑を望んで本件犯行をなしたこともまた事実であると思われる。従って、被告人がもし死刑に処されることになれば、被告人は妄想によって強く望むにいたった”殺人”と”官殺ないしは死刑”の二つを、ともに望み通り実現できることになる訳である。(以上)

次は控訴取り下げの際の中田鑑定書である。

(小淵は)精神鑑定の結果、心神耗弱と認定されて死刑のチャンスを失い、一生或いは長期間にわたる刑務所生活を送ることは到底耐えられない。そこで、そういうことにならないように早く控訴の取下げをしておこう、ということで本件の控訴取下げをしたわけです。こうすることで、被告人が現在も持っている妄想と、被告人の本件控訴の取下げの動機とは、直接に結びつかないわけです。(以上)

次に控訴取り下げに関わる裁判長の被告人尋問をみてみよう。

裁判長 正しい裁判を受けて正しい判決をもらうというのも、被告人の権利ですよ。

小淵 でも私は、これはちっと自分勝手かも知れませんが、やっぱ

第9章 地域と住民

り紙型になるか無期懲役になるかという場合にね、普通の刑ならちょっと軽くなるか重くなるかの話だけですが、私の場合は死ぬか生きるかのあれでね。だけれども、刑務所で生きるというのは、私にとっては生きるうちにはいらぬわけですよ。ただ苦しむだけじゃないかと、そういうふうを考えておるわけですよ。又、自殺すると言ってもなかなかできないだろうし、ですから私はここで、ちょうどいい機会ですから、死にたいと考えているわけです。

裁判長 君は死というものがわかったと言うんだけど、自然に死ぬのと、自殺と、これは違いますね。君が読んだ本は、自然に齢が来て、老人になって死ぬ場合ですね。自殺とは違うね。

小淵 これは、一般社会の人は病気で死ぬといっても、それだけ一応の手当をしてくれるわけです。けれど刑務所という所は一般社会と遠い嘛から・・・病死するといっても、これはもう苦しんで死ぬようなものなんですよ、ですから私としては、もう今までで苦しむのは十分ですから、やっぱり苦しんで病気で死ぬより、ぱっくりいったほうがいいと、そういうふうを考えているわけです。

裁判長 今でもそういうふう考えているの。

小淵 現在は控訴を取下げたときよりもっと精神的に進歩しましたから、やっぱりその道しかないな、と考えております。

裁判長 もう裁判を受ける気持は毛頭ないですか。

小淵 私は九〇パーセントないですけど。

裁判長 みんなが君のことを考えて、この問題をどう片付けようかということを考えておられるようだが、君自身としてはこれは余計なことだね。

小淵 結局私にとっては、ここで死刑になって死んだほうがいいわけなんですから。私からすると、死刑か無期しかないわけですよ。

裁判長 死刑か無期か、それはわかりませんよ。

小淵 わかりませんが、そんなに軽くない、ということはわかっているわけです。それで私としては、本当いうと両方ともいやなわけなんです。だけれども、二つのうち一つ選択しなければならないですから、そうすれば少しでもいいほうへ行きたいというのが人情ですから。

Q 小淵の精神状況を考察してみよう。

この事件は、死刑囚が上告を断念し、最終判断を待たずに死刑確定を自ら行うという点でも、非常に興味深い事例である。とくに、人間科学部のカウンセラー志望の人には、ぜひ考察してほしい内容である。

このような事例は、少ないが他にもあるようだ。小淵の影響とも考えられている。朝日の92年2月4日には、次のような記事がある。

神奈川県藤沢市などでも81年から82年にかけて、母娘ら5人を殺し、1審で死刑を言い渡された同県

第9章 地域と住民

平塚市出身の無職、藤間静波被告（31）が、東京高裁の審理開始後に控訴を取り下げたのに対し、「被告の真意ではない」と弁護人が出していた「疑義」について、東京高裁の小泉祐康裁判長は3日までに、「取り下げは有効で、控訴審は終了した」と宣言する決定をした。これにより、藤間被告の死刑確定が確認された。弁護側は「被告はまともな精神状態ではない」として、同高裁に異議を申し立てた。

決定理由で小泉裁判長は、「被告はやや知能が低く、真意をとらえにくい、弁護人との十分な接見を経ており、取り下げの法的効果を理解していなかったとは到底考えられない」と述べた。（以上）

また、93年7月21日の朝日にも、触れられている。

3年4カ月ぶりに死刑執行が再開された中で、7月初め、1、2審の死刑判決に対する上告を取り下げ、死刑確定の道を選んだ元警視庁警部、沢地和夫被告（54）＝東京拘置所に在監中＝の行為が波紋を呼んでいる。上告や控訴を取り下げ、あえて確定死刑囚となるケースはまれだが、これまでもあった。理由はさまざま。

沢地被告は宝石商と金融業殺害で強盗殺人、死体遺棄罪などに問われた。上告取り下げは7月7日。取り下げ理由を、同被告は週刊誌に発表した手記の中では「後藤田法相への抗議を込めて」としている。

だが、死刑廃止運動に取り組んでいる安田好弘弁護士が面会したところ、「途中で上告を取り下げ、最高裁まで争わない方が、（死刑を）執行されにくい。私も執行の時期が遅くなるはずだ」と話したという。文通相手や記者への手紙にも、同じ理由を書いている。

9-4 浜松の暴力団追放運動

ピアノ殺人事件に対して、こちらは新興住宅地が暴力団にかかんに挑んだ事例である。

事件の始まりは山口組系の暴力団一カ一家（組長青野政雄）が、自前の事務所を建設したことによる。それが1985年3月のことだった。6月に浜松市の暴力追放市民協力会が海老塚地区を「暴力追放推進モデル地区」に指定し、9月には市が市民と協力し、監視小屋を作ることになる。監視活動は住民の多くを含んで実施され、昼夜にわたる監視・パレード、組員への不売運動など行った。8月に事務所は完成し、組の事務所として機能しはじめるが、監視活動は継続して行われた。警察も協力し、一カ一家の組員の行動に厳しい監視を行い、犯罪を摘発して、3分の1にあたる45人を逮捕した。

それに対して、一カ一家は11月5日に、監視運動をしていた住民9人を訴訟を起こすに至る。青野組長の訴えは、事務所は青野個人の所有するものであり、建築上全く違法性はないにも拘らず、監視活動をしている人々は、

- 1 投光器で事務所を照し、内部を覗いている。
- 2 盾看板や横断幕で組を中傷している。
- 3 不売運動やゴミを出すのも妨害し、生活に支障をきたしている。
- 4 脅迫電話やいやがらせがある。

第9章 地域と住民

という理由で、自治会役員9人を、精神的な被害を受けたということで、損害賠償を求めた。

この訴訟は、「暴力団にも人権がある」と一力一家が主張したことから、人権論議に大きな波紋を投げかけた。

Q 暴力団組員に「人権」は認められるだろうか。

ここからずっと住民と暴力団との闘いが継続していくことになる。大きな展開を示す86年6月から、事務所不使用の仮処分申請が認められる10月までの動きを、新聞の記事によって示す。

- 6.12 住民側弁護士団が逆提訴の方針を発表。22日の住民大会で原告団を結成して、6月末に提訴する予定。「人格権」を理由に提訴する。
- 6.18 監視活動をしていた7人を組員10人が威したところを、現行犯逮捕。
- 6.20 住民運動の中心である三井弁護士が喫茶店で打ち合せ中に背中を刺されて重体。朝、組員の一人が住民運動のリーダーの家を襲って窓ガラスを割る。
- 6.23 「集会参加者の子どもをさらう」という電話が、地元の新聞社にかかった。そこで 住民は、登校下校での注意をする体制をとった。学校も部活動の切上げをした。
- 6.21 三井弁護士刺傷事件で一力一家を家宅操作。県弁護士会も声明
- 6.26 三井弁護士を刺した犯人として、武闘派の組員が浮び、任意出頭を求めた。対策本部はあわせて、一力一家に関係する融資をしないように、銀行協会に対して働きかけた。
- 6.27 三井弁護士を刺したとする早川組の組員が出頭。一力一家の青野組長は、一部の組員がやったことで、自分は関係ないという文書を提出。住民には迷惑はかけないと約束。
- 6.28 三井弁護士を刺した組員が、弁護士団長を刺せば、運動が下火になると思ってやったと自供。
- 6.29 浜松市の下垂一家が申請した新事務所の建設許可（6月8日申請）を、申請者が暴力団という理由で許可しないことにした。計画の不備が理由でなく、暴力団という理由で建築許可しないことは全国で初めて。現地の自治会と周辺自治会の協力で3000人の署名で、許可しない要求をしていた。
- 7.1 市の顧問弁護士白石が、仲裁案をだす。傷害事件で逮捕された一力一家の組員の付添をしていた弁護士である。案は、一力一家は慰謝料請求訴訟を取下げ、監視小屋を撤去する、逆提訴に関しては話合う、一力一家は住民に迷惑をかけない、かけた場合、白石を通す。
- 7.8 静岡弁護士会の臨時総会が開かれ、日弁連の代表が前面的に支援することを約束した。
- 7.25 住民側弁護士団が逆訴訟を検討して、弁護士団を検討した。
- 7.30 海老塚の自治会の会長が昨年9月30日に襲われたが、一力一家の組員を2人逮捕。
- 8.2 住民側弁護士団が、逆提訴の方針を決める。早期の判断がでる仮処分申請を優

第9章 地域と住民

先させる方針。

- 8.6 逆提訴の第一次原告団参加者が220人になった。
- 8.7 海老塚自治会で緊急役員会を開き、和解の可能性を検討することになった。
逆提訴の原告団が結成されつつあるが、自治会役員は加わっていない。
- 8.8 原告申請人になる人365人で、弁護団は123人になった。
- 8.9 一カ一家と自治会の初の和解のための会合。
逆提訴の原告団は「何の具体的強制力のない和解には応じられない」ということで、予定通り、仮処分申請を提出した。
- 8.10 住民365人の事務所使用禁止の逆提訴
「住民人格権」を理由にしている。一カ一家は財産権を主張する予想。
具体的な要求
・一カ一家の文字板や山口組の代紋、鉄板製目隠し、投光機、テレビカメラの撤去と今後も採り付けない事。部屋に組員などを集めたり、当番の組員を置かないこと、事務所としないこと。
- 8.21 一カ一家と話し合いをしてきた自治会の執行部が、提訴を一カ一家が取下げる意向があるとの発表。
- 8.22 一カ一家が訴訟取下げの提案。9人中7人が同意したので、取下げ。2人が同意しないので、一方的な「請求放棄」の手続になる。
訴えの取下げは、被告の同意がいるが、再度訴えることができる。請求放棄は同意はいらぬが、同じ訴訟をおこすことができない。
これにともなって団地自治会は、事務所の監視活動を中止することを決定した。しかし、逆提訴している原告団は同意しないで、独自に監視活動をすることを決定。話し合いを望む自治会執行部と原告団を構成する住民の溝が深まる。
- 8.24 一カ一家の住民相手の訴訟を取下げた。(海老塚訴訟)
6回目の口頭弁論で明示。その後住民の側の事務所として使用しないことを求めた1回の弁論が開催。
- 8.25 警察が一カ一家の資金源にメス。
資金提供者が経営する事業は31。
町金融、バー、スナック、企業コンサルタント、葬具販売、運転代行、損害保険代理店など。
構成員138人。内服役20、拘置3、公判中6、不明9。
- 8.26 一カ一家事務所の壁を明るい色に塗り替える。海老塚自治会の求めに応じた。
逆提訴団はそのようなことで満足しないと談話
- 9.2 一カ一家がビルを黒から白に塗り替えた。
- 9.6 浜松で運動支援のための住民、自治会、市長、警察幹部など1500人で市民集会。
- 9.12 逆提訴している弁護団が、暴力団と和解したグループに、取下げまでかかった訴訟費用を払うように要求。これまでの費用は全国からの支援金でまかってきたが、暴力団との和解する費用は支援金で出すのは不当という判断。暴力団の訴訟取下げに同意した7人に対して請求。7人は運動からぬけたこ

第9章 地域と住民

とに対する腹いせではないか、と反発している。

9.19 浜松で、日弁連の民事介入暴力対策浜松拡大委員会が開かれ、暴力団追放を協議。

10.7 暴力団一カ一家が判決を前に、看板の文字と紋章を撤去

10.9 静岡地裁浜松支部が、住民の要求をほぼ認めた仮処分決定。住民の報告集会で、「それでも出ていかない時はどうするか」という論議が行なわれた。青野組長は「裁判所の考えをもっと聞いてみたい。異義申立てはしたくないが、住民もまだ監視をずっと言っているの。」ともらした。

決定は、一カ一家の文字板と山口組の代紋、定例会、構成員の集合をそれぞれ禁止する、というもの。申請の、歴代組長の写真やちょうちんの撤去、当番構成員の廃止、鉄製目隠しと投光器、テレビカメラの撤去は認めず。

10.20 暴力団組事務所として使用しないという仮処分にもかかわらず、事務所として使用しているとして、1日1人1万円あたりの賠償をはらえという間接強制決定の申立てを住民がおこした。

その後も当然住民と暴力団との対立は続く。また各地で暴力団の追放運動はある。しかし、一方で特に山口組の進出が目立つこの頃である。特に株などのバブル経済にのり、通常の融資を受けての経済活動で資金を獲得していることが、最近報道されている。

暴力団追放の運動が、訴訟になることが各地で続いていたが、この浜松の事例は、いくつかの特徴がある。

第一に、事務所建設の時点から住民や自治体、警察を含んだ市民運動が展開され、積極的な監視活動が展開されたことである。ここに参加した住民はかなり多いようだ。

第二に、暴力団側からの反撃が当然繰返され、自治会の主流はそうした反撃にひるんでしまうが、あくまで暴力団と対決する部分に分裂していく。そして、妥協しない部分の主張が認められていく。

第10章 市民と教育

10-1 はじめに

教育や学習、発達は、学校だけで行われるわけではなく、社会に出てからも、継続的に行われるものである。しかし、学校のような強制力がないだけに、個々人の意識に大きく規定されることになる。企業社会では、教育が重視されるようになってきていることは、前々回確認したが、今回は、より個人的な領域での、大人の成長について、いくつかの問題を考えてみたい。

まず、次の文章をみておこう。

伊達選手は、日本人テニス・プレーヤーとして、きわめて希有な存在である。このようなプレーヤーが日本から出現したことは驚くべき現象と言っていいたい。

(略)

テニスをさらに難しくしているのは、プレーヤーがそのような精神性を遅くとも20代半ばまでには備えているべき点にある。例えばゴルフも代表的なメンタル・スポーツだが、30才で開眼してもまだ十分に活躍できる時間が残されている。このように希な資質と若さを要求され、おそらく世界で何万人、何十万人が競うテニスというスポーツで伊達選手は、世界のトップ・プレーヤーを脅かすほどのレベルにまで上り詰めたのである。

この伊達選手の活躍はおそらく、グラフやセレス選手のそれを凌ぐ快挙と言えるだろう。彼女たちはテニス・プレーヤーとして十分な体格に恵まれているばかりでなく、伊達選手と比べて、少女時代から、はるかに精神的に自由なテニス環境が与えられていたと思われるからである。それは現在においても同様であろう。例えば、彼女たちが何らかの外圧によって、プレイ・スタイルを変えたり、自分の望まないトーナメントに出場したり、あるいは怪我をおしてまでスケジュールを消化することはほとんど考えにくい。

こうした驚くべきプレーヤーである伊達選手が突如、引退を発表したのは最近のことである。そして、おそらく引退の最大の原因は、グラフやセレス選手（そしてほとんどの外国人選手）に当り前のようには与えられている自由な環境が伊達選手には与えられていなかったことにあるだろう。例えば、今年の彼女のスケジュールは彼女が望むものよりも、相当に厳しかったものと推測される。そして、その選択には様々な団体や指導的立場の人々やマスメディアによる有形無形の圧力が働いていたことは想像に難くない。

もし、伊達選手に多くの外国人選手に与えられているような精神的自由が与えられていたとすれば、必ずしも健康体ではなかった彼女が、さほど大規模ではない日本でのトーナメント、あるいはフェド・カップやオリンピックにも参加を見合わせるべきであった。いや、彼女を本当に思う人間が指導的立場にいたとすれば、たとえ彼女が望んでも欠場させるべきだったのではないか。今年の彼女のスケジュールは、彼女の健康状態を考えれば、選手生命を縮めかねないどころか選手生命を断ち切ってしまう危険性さえ、はらんでいた。

そして、さらに重要なことは、外圧によって心から望まないトーナメントに参加するようなことが繰り返されれば、スポーツ選手にとって何よりも重要な要素である、士気や熱意といったものがだいに冷めてしまうことである。情熱を失ったスポーツ活動は望まない肉体労働と等しい。しかし、

第10章 市民と教育

彼女が心から望むのであれば、そして周囲のいくらかの人々の理解さえあれば、彼女が本当に自分のプレイしたい様にプレイし、プレイしたいトーナメントだけをプレイし、あるいは休養しただけ教養を取ることも不可能ではない。もし結婚や出産というものに、彼女がより大きな充実感を見いだしたのであれば、何も言うべきことはないだろう（それらは女性スポーツ選手にとって常に大きな課題である）。しかし、彼女は単に世界的プレーヤーというレベルを越え、あともう一つか二つの要素（より大きな動機、身体能力、積極性、恵まれたドロー等）が与えられれば、メジャー・タイトルを手中にできる可能性さえ持っていたのである。そのような可能性を残して、本当に充実した選手生活を終えた彼女を感じているだろうか。むしろ半ば肉体労働と化したテニス活動に疲れてしまったのではないだろうか。^{*58}

世界的なテニスプレーヤーだった伊達公子についての評価であるが、伊達の比較的早い引退を理由を、彼女には、グラフやセレスのような「自由」がなかったことに求めている。逆に言えば、そうした自由があれば、もっと高いランクを望めたし、また、もっと長く選手生活を送ることができた、と主張しているのであろう。実際に、日本のスポーツ選手は、本人の主体的な意思が尊重されていないと感じさせることが多い。特に女性選手の場合には、恋愛も禁じられ、練習漬けの生活を強制される。

しかし、逆に、日本のプロテニス選手は、極めて恵まれているという評価もある。生活が賞金、つまり、試合に勝つことにかかっている外国のプロテニス選手に対して、日本の選手は、企業と契約することによって、基本的な生活が保障されていることが多いようだ。したがって、彼らは、必ずしも、試合に勝たなければ生活できないわけではない。

言い方を変えれば、セレスやグラフは、自由を自己の責任で確保しているのに対して、日本人選手は自己責任（自由）をある程度放棄して、安定を確保しているのだと言えよう。だからこそ、出場する試合に対する拘束が生じるのである。

以上のことから、スポーツなども、純粋に運動的側面だけではなく、社会の中での存在の仕方によって、個人のスポーツ能力も変わってくるのだということがわかる。

10-2 出産とスポーツ選手の選手寿命

そのような側面を、最も鮮明に表すのが、結婚・出産と選手生活の関連である。当然、国際的にも、結婚出産で、女性選手が引退することは、通常のことであり、日本だけの現象ではないと思われる。しかし、多くの外国の女性選手は、恋愛もするし、恋人のことをインタビューで語ったりするのに、日本の選手は、恋愛も御法度になっていると思われる事例も少なくない。かなり以前の話になるが、東洋の魔女こと、日本のバレーの選手たちが、東京オリンピックを終わったあと、一斉に引退し、大松監督が、これからの自分の仕事は、婿探しだ、と語ったことは、よく知られている。

おそらく、長いブランクがあると、スポーツ選手としての再起は難しいのは、女性に限らず、男性もそうだろう。しかし、最近のスポーツ医学の進歩によって、骨や筋肉の異常を手術によっ

*58<http://www.yorozu.co.jp/NEWS/SPORTS/date.html>

第10章 市民と教育

て治療し、長いブランクの後、カムバックする選手も、どんどん出てきている。桑田、中垣内等、日本を代表する選手としての復活例も少なくない。とするならば、女性が長いブランクを余儀なくされる「出産」にしても、決して、再起不能な状況に選手を追い込むとは、少なくとも、肉体的には考えにくい。

事実、まだまだ稀であるが、ミネア・ルイスや、カトリン・ドーアなど、子どもがいるのに、世界のトップ選手の地位を保っている人もいる。女子バレーボール界に、10数年間、世界のトップアタッカーであり続けているルイスは、3人の子どもをもつ、ママさんバレー選手である。そのランクは別として、出産後、再起する女性スポーツ選手が、日本でも出てきたようだ。ただ、これまでの事例では、夫がコーチという場合が多いようである。それは、環境・条件の必要性と、条件が整えば可能だということを示唆しているように思われる。

インターネットの書き込みを紹介しよう。

先月下旬に池田(旧姓山本)美憂がレスリング選手として再起した。彼女は3年ほど前の結婚を機に、レスリング選手を引退したんだ。

ただ再起したという理由で書く話題ではないのだけれど、彼女は結婚し、出産を経験して、選手活動を再開したというところに意味があると思う。プロにしろ、アマチュアにしろ、ある程度の年齢に達すると、結婚して選手活動を辞める。こういう人ばかりだから、女性の運動選手だけではなく、スポーツ選手の層があまり厚くない理由だと思う。

確かに、性別を問わず、運動選手は年齢の衰えとの戦いでもあるから、年齢を理由としての引退は致し方ないと思う。ただ、まだ現役で続けられる年齢であるにも関わらず、結婚、引退をして、そのスポーツから離れるというのは非常に勿体ないと感じてしまう。

結婚後も選手活動を続けるなり、後輩を育成していきなり、そのスポーツとの関わりあいを続けて欲しい。特にそういう傾向が激しいのは、バスケットボールとバレーボールの女性選手であるように感じる。逆に、後輩の育成できる環境が整っているのが、陸上や体操のような気がする。

高校を卒業して実業団で10年ほどプレイして、スポーツ一色の青年時代を終えてしまう。社会との接点がない。これでは、選手自体の「やる気」が燃え尽きても仕方がないのではないかな。

まあ、自分自身ははっきりと理解して書いているわけではないので、チグハグな部分はお見逃しいただきたい。ただ、伊達公子がプロ選手としての活動を終えて、若手の育成をしたり、池田美憂のように結婚しても選手活動を続ける。こういう人たちの活動が、これからのスポーツ界の行く末のヒントになっているような気がする。

人の生涯の活動、学習、発達等を考えるときに、いろいろな領域、レベルでの検討が必要であるが、ある時期のブランクが、その活動にとって、致命的な障害になるのかどうか、あるいは、致命的な障害ではないにも拘らず、社会的システム、あるいは人々の意識が、障害として認識させるのか、この解答は重要な意味をもっている。

男性についても、以前は、肉体的な故障に対して、手術を伴う治療をすることは、選手生命を絶つに等しいことと考えられていたが、近年のスポーツ医学や、鍛練方法の進歩によって、手術後、1～2年程度のブランクがあってもカムバックする選手も、各分野で現われている。このことは、少なくとも、「ブランク」が復活の障害にはならないことを示している。

極限的なテクニックを要する器楽奏者でも、チェロのマイスキーは、数年間、強制収容所に入

第10章 市民と教育

れられ、強制労働に従事させられたが、後解放され、チェロ奏者として復活することができた。

もちろん、こうした復活には、人並みはずれた意思と、適切な鍛練が必要であろう。

こう考えると、女性が結婚、出産することで、ほぼ例外なく第一線から引退してしまうことも、克服可能なことであるように思われる。

10-3 社会の施設か学校開放か

教育や学習が成立するためには、教師・施設・教材・学習者が不可欠の要素である。学校とは、これらの要素が、常時存在している場である。もちろん、教育は、教師と生徒がいれば存在する。しかし、ギリシャ時代の対話に基づく教育のようなものは別として、現在の学習は、多くの資料や教材を利用して行うものになっている。学校教育の範囲では教師は不可欠であろう。他のものが何もなくても、教師がいれば、教育は成立する。しかし、大人であれば、「自己教育」が成立するから、教師はかならずしも不可欠ではない。

自己教育の場合、むしろ、適当な施設が大切である。

日本の学校は、地域の文化センターであることを期待されてきた。まだ教育水準が低い時代では、教師は地域でもっとも教養ある存在だったから、大人の教育の教育の中心的に担っていた。施設も学校しかなかった。

戦前は、複線型学校体系であり、中学・高校・大学というエリート教育のコースとは別に、さまざまな専門学校の体系が存在した。教師を養成するための「師範学校」は、なかでもっとも重要なコースであった。戦前は、師範学校の上に、高等師範学校、さらに文理科大学が接続し、中等教育として閉じた体系ではなかった。つまり、エリートのコースではなかったにせよ、教師の養成コースは、非常に重視されており、優秀な人材が集まったといえる。師範学校の生徒には、原則として奨学金が支給され、教職に就くと返還が免除された。このシステムは最近まで維持されてきたことは周知の通りである。このようななかで、以前は实际的に、学校は文化やスポーツの中心であった。学校で文化的行事が社会に開かれる形で行われたり、校庭が遊び場であったりしたのである。

そして、戦後いくつかの変化があった。学校における部活動がさかんになって、学校施設を学校関係者が専有するようになってきた。現在でも、中学校などは、あまり学校開放されていない。また、国体などで、地域のスポーツ施設がある程度充実してきた。そのために、部活動などで鍛えられ、選ばれた選手は、良好な施設でスポーツを競うことができるようになった。しかし、そうした施設を市民が利用できるかどうかは、地域の事情によって違う。

さらに、日本の経済力の向上に伴って、民間のスポーツ施設がたくさん作られた。都会では、一年中泳げるプールは珍しくなくなったが、しかし、そのほとんどは高い会費が必要である。こうした中で、スポーツや文化に求められている内容は、かなり違って来たと考えられる。

1 スポーツや文化に対する要求が多様になってきた。

かつて男の子のスポーツは、ほとんどが野球だったが、今では、多様なスポーツを求めている。女子や大人を考慮すれば、さらに多様になる。

2 求める施設の質への要求が高度になってきた。

かつて、野球をすることもにとっては、野原があれば十分だったが、いまでは、整備されたグラウンドが求められる。

第10章 市民と教育

3 自由時間を獲得した大人のスポーツ施設・文化施設が、多様に求められるようになった。

こうした形態の違いが、大人の学習に対して、どのような違いとなって現れるかを考えてみたい。日本には「国体」のために、りっぱな施設がたくさんある。しかし、それを利用できるのは、「一流」の選手が主である。そうした選手は、学校や企業で、専門的にスポーツをしている場合であるから、普段も施設にはこまらない。ところが、一般の人たちは、そうしたりっぱな施設を利用する機会はほとんどない。そこで、一般の人は、学校開放がされていたら、学校施設を利用するか、あるいは民間のスポーツクラブに入ることになる。大人が充分に楽しめるような施設を、学校が開放することはあまりなく、学校開放は、通常小学校が、子どもを対象に開放する。

大人が利用するのであれば、大学や高校の体育施設の開放が必要だが、その事例は非常に少ないと思われる。結局、日本では大人が、施設を利用するスポーツや文化活動をするためには、高いお金を出さなければならない。ヨーロッパのような社会体育が通常の場合には、市が施設を作って、学校もそれを利用するので、学校が利用しないときには、地域の大人が安い料金で利用できる。ヨーロッパは、労働時間は少なく、6時には自宅に帰るが、その後は、自由な時間であるから、スポーツ施設などは、夜間の利用も可能になっている。(図書館なども同様)

これらは、いくつかの問題を引き起こす。

まず、施設の管理上の問題がある。日本では、学校は一元的な管理体系になっている。教育委員会 → 学校(校長)の管理系統である。そのために、夜間、住民に施設を開放すると、学校関係者が残っていなければならない。しかし、ヨーロッパでは、管理は時間的に分割することになる。もともと、夜までかかる「部活」などはないから、5時までは校長の管理、それ以降は、社会体育関係者の管理というように、管理を移行させる。

このように、管理を分担することによって、施設をさまざまに利用することが可能になっているのだが、日本でも、学校施設を有効活用するためには、そうした管理形態の変更が必要なのであるが、日本の学校教育の性質の検討も必要となるのである。

次に、地域の環境問題との関連である。

スポーツ施設は、特に野外の場合、騒音問題をもたらす。また、最近では車での移動が多いから、駐車に伴うさまざまな問題が生じる。地域の人々のすべてがその施設を使用するのであれば、そうした問題は十分に耐えられるだろうが、住んでいる人と、施設を使う人は、かなり違っているのが普通で、住民の利益と使用者の利益は対立しがちである。

このような問題の対処も、今後重要になってくるだろう。

ヨーロッパは通常、体育は「社会体育」といって、小学校に体育の授業を行う施設はない。体育の授業では、自治体もっている体育施設に生徒をつれていくことが、教師の役割で、授業はその施設にいる指導員が行う。当然、その施設は、学校の授業で使用しないときには、地域の人々が利用する。

体育施設に限らず、文化的な施設を共有することも多い。つまり、学校が文化の中心であるわけではなく、文化は社会が共有し、それを学校も利用する形態になっている。大きな学校を作る場合には、(中等学校の場合など)それは学校であると同時に、社会の施設であるように設計される。日本でスポーツ施設や社会教育施設を独自に建設するときに、ネックになることは、土地の問題である。値段が高いだけでなく、都会などでは、利用可能な土地がほとんどない。そこで、都会で学校を建て直すときに、社会スポーツと学校スポーツを共有する発想で、新たな建築様式が取り入れられる事例が、出て来た。土地が少なくとも、小学校は戦前から作られており、

第10章 市民と教育

いまだに大きな土地を保有している。ところが、東京の都心などでは、こどもが極端に少なくなり、廃校するところもでてくる。そこで、廃校せずに、高層建築を建てて、かなり大きなスポーツ施設を作り、市民の利用を前提に運営するわけである。

こうした形態は、住民と学校教育のスポーツに対する要請を、ともに満足するように作られる、運営もあらかじめ決められるので、スムーズに行くことが多いようだ。

以上のような問題は、音楽ホールなどの文化施設についても、多くの自治体で生じている。

10-4 社会教育主事論

現在の社会教育課や生涯教育課には、社会教育主事がおかれる場合と、そうでない場合がある。社会教育主事とは、公民館などの青年講座、女性講座、老人講座等の社会教育事業を計画立案して、それをマネジメントすることが主な仕事になっている。しかし、こうした職員がいることに対して、賛否両論ある。

賛成意見はこうである。

いくら大人といっても、自分の学習について自分で考え、自分で計画し、また自分で人を依頼して、実行することは、至難のことである。確かに自分で行うことはりっぱなことであるが、途中で挫折してしまったり何にもならない。だから、大人であっても、社会教育主事のような専門家がいて、そうした事業を中心に担っていけば、確実に講座が開催できるし、自己教育といっても、実際には、講座を聴講することが主な学習形態なのだから、社会教育主事の立案した内容で学習することが、きちんとした内容・水準が保証されているので、望ましい、というのである。

それに対して、大人の自己学習は、計画・立案自体が学習の一環であって、そこを専門家に依存することは、学習にとって、非常に重要な要素を省略してしまうことになる。しかも、大人として学ぶ位の人には、初めは戸惑うことがあっても、次第に自分で構成することができるようになる。その場合に、社会教育主事が組織するということは、次第に自己教育・学習に反する。大人の学習にとっては、自由に利用できる建物空間が必要であって、出来合いの講座を提供されることではない、というのが、社会教育主事などの存在を否定する議論である。

後者の議論は、社会教育が、それを組織する人たちの思想や好みなどの押し付けになってきた歴史的な経緯を踏まえたものでもある。事実、戦前は青年教育などを通して、軍国主義的な思想を、青年に植え付けていった歴史が存在する。

この問題は、教育全体の「教育の自由」、あるいは、「学問の自由」と関連している。日本では「学問の自由」は憲法上認められているが、これは、大学の自治というように、かなり狭く理解されることが多い。一般市民にはあまり縁がないものとされている。また、「教育の自由」に至っては、権利としてすら確立しておらず、「教育の自由」なる概念は、学校教育においては、子どもの「発達段階への配慮」から、「制限されるべきもの」であるから、権利としても承認されていないのである。(この問題は、教科書訴訟などで問われた。)

しかし、大学では「教授の自由」があるわけだから、その後にくる社会教育では、教育に関わる自由は、少なくとも「発達段階」によって制限されることは、論理的にはあってはならない。では、社会教育や大人の自己教育の場面では、「教育の自由」とは誰の権利なのか。社会教育主事必要論では、講座などの組織者、つまり、市やそこで働き、専門的なアドバイスや専門的な見地から指導する人々ということになる。

第10章 市民と教育

「教育の自由」といっても、無政府的な自由であれば、自己教育の名に値しないような企画まででてきて、内容が保証されない。内容を保証するためには、専門家の指導が必要であり、そこには、教育の自由が保障されている必要がある、という論理になる。

一方、社会教育主事を認めない論理からすると、「自己教育」とは、「教育をする者」と「教育を受ける者」が一体になっているわけだから、当然、「教育の自由」は、学習者に属する。確かに、内容的な保証はないが、それは、権利や民主主義の払うべき社会的コストである。専門家といっても、大人が学習する範囲を、少数の社会教育主事が覆うことはできないのであって、もともと存在しないような「専門性」によって、「専門的指導」なるものをすれば、むしろ、学習者の権利を侵す危険性の方が多い、というような論理になるだろう。

10-5 学習形態の事例

ひとつだけ、学習形態の問題を考える上で、興味深い事例をあげておこう。

オランダでも民衆大学は盛んだが、ライデンの民衆大学が実施しているランチコンサートがあった。毎週木曜日の昼間に行われていた。民衆大学の聴講生は60円、一般は250円程度の入場料だった。会場はとても小さなところで、満員になっても100名くらいの席しかなく、通常は30人くらいの入場者しかなかった。ただ、それでも、みな満足して聴いていたが、通常のコンサートと違うのは、「聴衆」のためのコンサートというより、「出場者」のためのコンサートという性格が強かった点である。出場者はほとんどが、音大の学生か、あるいは卒業間近の人で、プロをめざしているが、まだプロになれないような年齢のひとたちがほとんどだった。そして、希望で出演する。

音楽の勉強には、出場料というより、出演機会が大切であって、自分たちだけの演奏ではなく、一般の人の前で演奏することは、不可欠の勉強になる。しかし、日本の音楽をめざす人たちを考えると、このような勉強のための演奏機会は、きわめて少ないことがわかる。このランチコンサートは、音楽を聴きたい人と、聴かせる勉強をしている人が、同じ「民衆大学」という学習の場で、両者の目的を実現している場になっている。

大人の学習・教育の在り方として、とても参考になると考えられる。

また成人の学習活動が最も盛んなのはデンマークであると言われている。デンマークのユニークな成人のための学校はフォルケホイスコレという。詳しくは「国際教育論」で紹介するが、17歳半以上の者は誰でも入学が可能な全寮制の短期的な学校であり、それぞれ個性的なテーマを中心とした教育がなされている。更に、デンマークには、「自由時間法」という法律があり、大人の学習活動を援助している。

冬期間、夜の長いデンマークには、イブニングスクール制度がある。ある科目、例えば語学、料理、工作、手芸、体育 etc. どんな科目でもいいが、12人以上の希望者がある場合に地方自治体（市町村）は、そのグループに対して、教室と教師を提供しなくてはならない義務が余暇活動法で決められている。^{*59}

*59 千葉 忠夫「福祉国家デンマークの教育制度」http://www.psnet21.org/dansk¥_kyouiku.htm

第10章 市民と教育

第11章 老人の発達

11-1 はじめに

日本は世界に例のないほどの速度で高齢化社会に向かって進んでおり、やがて「超高齢化社会」になると言われている。あまりに急速に高齢化社会になっているので、対策が遅れがちになっているだけではなく、どのようにして、高齢者が多い社会を安定させていくのか、原則的な考え方もそれほどはっきりはしていないように思われる。

その一方で、「介護保険」制度や、年金の支給開始年齢の引き上げ、そして、さまざまな高齢者向けの権利が、財政難を理由として、多くの自治体で削減される事態が進行している。そういう中で、高齢者はどのようによりよく生きていけばいいのであろうか。また、高齢者と共に生活している家族は、どのように対応したらよいのだろうか。

これまで高齢者について考えられてきた最も大きな問題は、生活と健康の問題であり、それは社会福祉、例えば「年金」や「健康保険」という領域で扱ってきた領域である。しかし、通常のピラミッド型の人口構成を想定したこのシステムでは、日本がやがて迎える高齢者が人口の多くを占める社会では、維持、対応できないことは、誰の目にも明らかである。高齢者も生活を自分で支え、そうすることによって、より健康的に生きられる社会を建設することが必要になってくる。この場合、いままでの高齢者の活動能力や、発達に対する考え方を、再検討することが不可欠になってくるのではなかろうか。変化の激しい現代社会で、生活を自分で支える労働に従事するためには、老人も新しい変化に対応できることが、証明され、社会に納得されなければならない。

1995年に制定された「高齢社会対策基本法」では、「国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく必要がある」と規定されている。そして、そのためには、生涯学習社会としての実質が整備される必要があると課題が設定されている。

しかし、現実に高齢者であっても、発達するという希望がなければ、そうした高齢社会の建設は夢物語としてしか受け取ることができないに違いない。この点で、1998年の大きな話題及び収穫は、77歳のジョン・グレン氏が、スペースシャトルに乗り込んで、宇宙飛行士として活動したことであろう。宇宙飛行士は、通常の人とは比較にならないくらい肉体的、精神的に高い能力を必要とする。従って、宇宙飛行士として実際に宇宙空間に出ること自体が、高齢者の能力を示すものであるだけでなく、この飛行の目的が、宇宙空間で高齢者が受ける影響を調査・研究することであったことも、大きな意味をもっている。

朝日の記事を見ておこう。

大志と夢抱き 77歳ジョン・グレンさん、宇宙から帰還（天声人語） ---

「私は自分のトシなんて興味ないわ。何歳だと感じているかが、その人の年齢になるのよ」。これは有名な化粧品会社をつくったアメリカの女性のことば▼欧米の「名言集」のたぐいを手にとって「老年」の項目を開くと、この種の元気あふれることばにたくさん出合う。宇宙から帰還したジョン・グ

第11章 老人の発達

レンさん（七七）が記者会見で語ったつぎのせりふも、すぐに「名言集」入りするだろう。「年老いた人たちも、もっと若い人たちと同じように大志と夢を抱いている。それを実現するために行動を起こそうじゃないか。長いすに座ってはいだめだ。それが私のやり方です」▼九日間の飛行を終えスペースシャトル・ディスカバリーから現れたグレンさんは、最初ちょっと足をふらつかせた。頭がぼーっとしていた。吐き気を催してはと、頭を急に動かさないように努めたそうだ。けれども、一晚眠ったあとの会見では「九五%か九八%は元に戻ったよ」と意気軒高だった。年齢を考えれば、いや考えなくても超人的だ▼足早に一日三キロ強を歩き、ウエートリフティングなどの体力づくりを欠かさなかった。わが向井千秋さん（四六）の「宙返り何度もできる無重力」も話題を集めたが、こんどの飛行の人気の中心は何といっても史上最高齢の現役上院議員だった。打ち上げのとき、ケネディ宇宙センターの周辺には二十五万人が詰めかけた▼一方で、辛口の意見も少なからずあった。科学のためというより、宣伝が主目的ではないか。科学者の飛行士が乗るべきだったのに妨げた。訓練に忙しくて、今期限りの上院議員の活動がおろそかになった、などと。後継の民主党候補は先日の中間選挙で落選してしまった▼ただし、こうした批判に対しては、こんな名言もある。アメリカの作家いわく「若さは自然の贈り物。しかし年を重ねるのは芸術作品である」。^{*60}

ここでは、3つのことが語られている。

高齢者も夢をもつことが必要であること。高齢者も訓練を怠られなければ、通常以上の活動が可能であること。しかし、社会的には、批判もあること。

以下、これらの問題を考察しておこう。

11-2 老人は発達するか

これまで生涯教育についていくつかの面をみてきたが、今回は当然扱わねばならない高齢者の発達を取上げる。しかし、この問題については実はまだわかっていない面が多いというべきだろう。多くの高齢者問題に関する書物は、老人は退歩と喪失のみである、と位置づけている。つまり、老人はもう発達しない存在で、それまで獲得してきた能力を、ただ保持することができるか、ということになる。

高齢者問題の本がたいて福祉論であることに関わってくる。つまり、高齢者は既に発達を停止した存在で、したがって、社会的弱者としての保護、老人福祉をいかに充実させるか、という視点での扱い方が、高齢者問題のほとんどを占めているのが実情だろう。しかし、高齢者はただ退歩あるのみというのは、正しいのだろうか。老人はもういかなる意味でも、発達しないのか。

肉体的に退歩していく、あるいはかつて獲得した能力を喪失していく傾向が、圧倒的あることは、ほとんど疑いがない。しかし、能力とは決して肉体的な能力ばかりではなく、精神的な能力も存在する。現在の多くの理論は、精神的な能力も喪失だけとするのである。ところで多くの分野で高齢者が、その分野の第一人者として活躍している。知的な分野では、それは珍しくない。既に亡くなったが、100歳のピアニストとして有名なホルショフスキーという人がいた。最後のリサイタルを97歳で行い、100歳までの契約があったという。彼は最晩年のリサイタルで

*60 朝日新聞 1998.11.10

第11章 老人の発達

も予定通りのプログラムをこなし、もちろん技術的には衰えているが、その解釈によって深い感動を聴衆に与えたという。さすがに最終年のリサイタルでは体力の衰えからの不調で、前半を他のピアニストに代ってもらったようだが、後半はきちんと弾いたそう。またアメリカには100歳を越える現役の開業医がおり、あふれるほどの患者が治療を受けにやってくる。

彼等は昔蓄積した知識や能力を、それほど減少させないで活躍できているのか、あるいは何等かの進歩を実現しつつ活躍しているのか。

知識や判断力は単に個別の内容をもっているのではない。既に多くの知識を獲得している分野であれば、新しい知識は急速に、かつ容易に蓄積することができる。判断力も、普通は多くの経験や知識をもっていれば、それだけ確かな判断をすることができる。高齢者はその点で、若い人々よりも「有利」である。

政治家に高齢者が「現役」で多いこと、クラシック音楽での指揮者は、通常死ぬまで現役であることは、こうした有利な点を最大限利用することができる立場であり、また仕事の内容そのものは、肉体的な衰えの影響をあまり受けないからであろう。知識はこのようにある構造をもっており、それは個々人の個性があるし、自然科学では多少異なるが、人文科学の分野では、知識の蓄積に長い時間がかかる。したがって高齢者には有利である。もっとも肉体的能力に関しても、特殊な事例を取上げれば、必ずしも退歩のみとはいえない。有名な裁判官だった田中耕太郎は、大学を定年でやめた頃からピアノを習い始め、晩年はウェーバーの「舞踏への勧誘」などを弾いて楽しんでいたというから、高齢者になってからも、指の運動であるピアノを弾く能力を、無から出発して引出したことになる。

老人が発達するか否かは、そうした観点からの検討というより、老人の発達する余地あるいは領域を探る研究が必要だとも言える。必要が発明の母という原理は、ここでもあてはまるのではないか。

歴史上の人物から例をあげれば、伊能忠敬であろう。

伊能忠敬は、家業のために好きな天文学や地図作成ができなかったが、十分に家業を行い、また、貯蓄もして、50歳で隠居し、佐原から江戸に出て、そこで自分よりも19歳も年下の高橋至時に弟子入りする。至時は最下級の役人だったが、天文暦学では当時名声の高かった民間の研究グループの一員であり、大坂の麻田剛立の高弟だった。その後、幕府からも認められて、最初は自分の費用で、そして、ある地点から幕府の役人として幕府事業として、地図作成を継続的に行っていた。彼の作った地図が相当正確なものであり、かつ、天体測量を地形の測量に利用した方法は、国際的にも先進的なものと評価されている。そうした仕事を、すべて50歳以後に学習から始めたところが、「生涯学習」時代に脚光を浴びている理由になっている。*39

11-3 高齢者の発達を阻害する要件

高齢者が発達するといっても、実際に発達が促進されるような社会になっているわけではない。一般的な条件として、能力の発達にとって、「場」が提供されることが大切である。壮年期には「場」はどんどん与えられるが、高齢者にはむしろ「場」がどんどん奪われる。

石油ショック以後、高齢者を労働現場から追うような動向が存在する。もともと資本主義は労働の変革の激しい社会であるが、特に石油ショック以降は、ME革命が進行したため、前回扱ったように、消滅した労働すらある。そのような労働現場の激変の中で、そのような変化に適応す

第11章 老人の発達

ることが困難だという理由で、高齢者は次第に冷遇されるようになった。そして、バブル崩壊、不良債権の続出等の事態や長い不況の中で、リストラが企業の健全さの指標であるような雰囲気一般化し、多くの企業がリストラを進めるようになった。こうした中で、高齢者はもちろん、中堅クラスの人々もリストラの対象となっている。しかし、ME革命に高齢者が本当に適応できないのかどうかは、十分に確かめられたわけではない。高齢者にME化アレルギーが多かったことは、事実であるが、しかし、若い者でもNE化アレルギーはあったし、また高齢者で意欲的にコンピューターに挑戦したものは多い。

ME革命はそれまでの、人間の消耗な作業をコンピューターに任せることだから、むしろ能力的には、「判断力」が求められるようになっていく。つまりそれまでは、作業能力や情報收拾力（足による）が求められる場面で、それはコンピューターに任せ、出てきた情報をどのように判断するかが重要な要素になった。そういう点から考えると、高齢者こそ本当に有力な人材だった可能性もある。

また、高齢者を職場から退かせる要因として、高齢者の給与水準という問題がある。日本的経営では、年功賃金が主流であるから、高齢者は、必然的に高賃金となる。定年の延長とともに、50代以降の賃金は歯止めがかかったり、むしろ低下する傾向もあるが、高齢者の就業を保障するためには、ある程度必要なことでもあり、また、子どもが自立する年齢になれば、教育費等の負担が大幅に軽減され、それに応じた賃金の是正は、高齢者の就業にとって、マイナスではないという側面もある。

次の事例を見てみよう。

表 企業は中高年齢者の再就職希望についてどのように考えていると思うか

(企業はそのように考えていると思う人数)

項目	在職者 (%)	企業 (%)	求職者 (%)
社会的な要請・義務	118 (34.9)	175 (53.2)	99 (26.9)
知識と経験で積極的に吸収したい	127 (37.6)	145 (44.1)	131 (35.6)
若年層採用が困難なので歓迎	133 (39.3)	121 (36.8)	195 (53.0)
パートの安価な労働力として使いたい	264 (78.1)	81 (24.6)	284 (77.2)
再就職が困難な為使いやすい	110 (32.5)	44 (13.4)	186 (50.5)
若年層に比べてメリットがあれば採用	283 (82.5)	197 (59.9)	282 (76.6)
社内の中高齢者は増やしたくない	216 (63.9)	39 (11.9)	240 (65.2)

高齢者雇用先進企業A社

< A社の概要 >

業種	食品・化学機械製造
総従業員数	40名
定年制度	有 60歳 (S. 32年以來変更なし)
継続雇用制度	有 雇用契約は本人の心身の健康・事情を考慮し、1年毎契約更新とする。対象者は全員
労働条件・勤務内容	同じ業務 (自分の仕事に自信と責任を与える)
賃金	同じ 昇給なし 定年時同額保証、同じ業務に従事してい

第11章 老人の発達

時間	るため、格差をつけるのはおかしい、やる気を重視 原則同じ 週1回、2回といった契約も可
身分	役職は解職（管理的責任、精神的負担軽減）
企業全体	完全週休2日制（昭和49年より） 金曜日午後はリフレッシュタイムとして仕事はしない。心と体のリフレッシュとして散歩・テニス・ゴルフ等の時間を設ける。
高齢者の位置づけ 職場対応策	一般社員とあくまでも同条件 戦力としての有効活用を図る 特別には行っていないが、精神的・肉体的に老いを感じないように配慮している。
今後の方向性	高齢者を積極的に戦力としての有効活用 定年を現行 60歳から65、70歳へ延長方針

以上をみると、企業の側は、少しずつではあるが、変化しつつあるといえる。一方、個人的にも高齢者の発達を阻害する要因がある。

- 1 健康の不安
- 2 定年に代表される職業からの引退による「場」の喪失
- 3 家庭や地域などでのアイデンティティ不安

が通常言われる。

高齢者はほとんどが病人である。そして確実に10数年後には死が待っている。死を意識していない青年や成人とは異なる。恐らく違和感を多くの高齢者はもっているだろう。（この点に関しては、宗教との関わりや生きがいをどのようにつか、という内容での研究があるが、ここでは触れない）定年は、科学技術の変化が起こす訳ではないのが、定年による職場からの撤退は、普通は大きな喪失感をもたらす。

かつて公務員には定年がなかった。公務員に定年制が制定されてから、それほど長い年月は経過していない。定年は若者に機会を与えるため、及びそれまでのように仕事をこなすことができなくなり、国民の奉仕者としての職責を果せない事態を避けるために実施された。仕事はその労働者にとっての意味と、受益者にとっての意味とが異なるので、それをどう調和させるかが、今後の社会全体の課題になる。青年の機会を奪うことなく、また高齢者にこそ可能な仕事を保証すること、そのために仕事の内容と高齢者の能力との関連が研究される必要がある。高齢者福祉に興味のある人は、ぜひこうした観点をもってほしい。

11-4 言語能力の発達

言語がある特定の文化に属することによって、修得されることは疑いがない。幼児の言語中枢の形成の時に、修得される言語が、もっとも自然な形で修得される。バイリンガルの実験では、それは一つの言語であるとは限らない。例えば辞書で有名なウェブスターの例をみよう。家族が特定して、それぞれ異なった言語を使用して、ウェブスターを育てたので、彼はごく自然に母語のように、数カ国語を修得することができたとされる。

外国語の修得は早期教育が良いというのが、ほぼ定説である。したがって、高齢者が外国語を修得することは、大変難しいことになる。しかし、高齢になってから外国語に挑んだり、修得し

第11章 老人の発達

たりるする人はいない訳ではない。外国語の修得は、いくつ目の外国語かによって、困難度に大きな相違がある。ヨーロッパの言語であれば、基本的な文法構造が似ており、語彙も共通しているので、第4、第5のヨーロッパのと修得は、かなり容易である。高齢者であっても、それまでに3、4のヨーロッパ言語を修得していれば、新しい言語を修得することは不可能ではない。複数の言語の修得をしていることは、挑戦する意識や、要領も豊富なことが有利になる。

私が佐倉のオランダ語講座で知合った酒井氏は、80歳の高齢であるが、オランダ語という全く新しい外国語を修得するために、勉強をしていた人である。

これまでの多くの心理学の教科書は、言語能力の発達について、

- 1 言語の修得は幼児期が決定的に重要であること
- 2 中年以降の外国語学習は極めて困難であること

の2点を強調してきた。

しかし近年の研究によって、こうした常識は覆されつつある。そして、事実意欲的に外国語を学ぶ高齢者も、多くなっている。外国語を修得することは、何も高齢者に限らず難しく、特に日本の学校教育における英語教育の欠点は、世界的に知られている。

酒井氏は昭和13年に大学を卒業して、金属加工業の会社に就職し、定年までアルミニウム関係の仕事をしてきた。現場に密着した技術者であり、その意味で精神的・肉体的労働に従事する、人間にとってたいへん好ましい労働に従事してきたと考えられる。

戦後の高度成長期の技術革新は、アルミニウムがかなり戦前において完成された技術であったために、それほど大きな変化はなかった。外国語という点では、アルミニウムはアメリカのアルコアが支配的な地位を占めているために、英語は仕事で多く使うことがあったが、学生時代金属工業での先進国だったため勉強したドイツ語は、実際の仕事ではそれほど使用しなかったそう。正規の定年の間近に出向という形で、別の会社に移り、兵庫から更に奈良の方の向上の責任者として、15年ほど働いた。

兵庫時代の比較的末の時期から、奈良の時期にかけて、仕事一筋の状況から、少しずつ趣味を伴った精神的に豊かな生活に発展してきた。初めのきっかけは、お嬢さんがピアノを始めたことで、以前から好きだった音楽だったので、正式にならなかったことはないがピアノを始めた。そして、合唱団に参加して、第九を数回歌っている。因みにこの第九を歌う会のような、全国にある合唱運動は、世界に誇るべき文化運動だと思う。

また奈良に移り住んだことは、日本の文化に対する興味を引起こし、住居が法隆寺のすぐ近所だったこともあって、積極的に日本文化を吸収するようになった。工場の責任者だったこともあって、66、7歳まで勤めることになったが、それを辞めてから、学生時代に学生新聞をやっていたこともあって、校正の仕事をして10年した。生活のためというのではなく、「趣味と実益というほどではないが、興味があってやった」と酒井氏は述べている。その内家族の引越しなどがあり、佐倉に御子息と同居することになって、3年前に佐倉市に移った。

通常高齢になって、全くの初めての土地に移住すると、人間関係を結ぶことが困難で、孤独になるものだが、酒井氏はここでも積極的に関わりをもつ。佐倉は奈良ほどではないが、古い文化的な伝統のある都市で、特に蘭学の重要な拠点であったために、現在でも市が積極的に蘭学関係の文化的催しを行っている。しばらくはシルバー人材センターなどで草刈りや自転車の整理の仕事をしていたが、肉体的に辛いので、今はやめ、合唱は続け、そして、オランダ語の講座に参加するようになった。時間ができたということもあって、ピアノを毎日弾くようになったそう。ピ

第11章 老人の発達

アノに関しては、老人会の文化的な催しがあり、そこで弾きたいと思っているが、まだまだ自信がないので、もっと巧くなってからにしようと考えているようだ。

ここまでが大体の酒井氏の、生涯教育的な概観である。

80歳というと、通常は会話の内容に留らず、明瞭さに欠ける人も多いと思われるが、酒井氏はそのようなことは全くなく、話し方は明晰で、内容も現在に密接している。私の問いかけで過去のことをきちんと話してくれるが、氏の意識は、過去にではなく現在と未来に向っているように感じられる。思い出話にふけるなどという回顧趣味はあまり感じられなかった。酒井氏のような高齢者が多いかどうかは、別として、このような生き方を可能にしているのは、やはりこれまでの生き方の蓄積があったからだと思われる。

1 肉体と精神のバランスの取れた職業生活をしてきたこと。

2 仕事一筋の生活から、定年よりは充分余裕をもって、趣味を取入れた生活を始め、実際に定年を迎えたときには、その趣味の生活によって充実した生活を既に定着させていたこと。

3 自分の住んでいる地域の文化に対して、積極的な関心を持ち、地域の文化を通して地域の人々との接触を持っていること。

4 高齢になっても、新しい分野に積極的に挑戦する態度を保持していること。

このようなことは言うは易く、行なうは難しである。酒井氏は実に見事にこのことを実行している。

さて肝心のオランダ語である。

私は酒井氏と一緒にオランダ語を学んでいた。正直言って私の方が進歩は速かったと思う。しかし、それはどうも能力的なことではなく、オランダ語を学ぶ目的の違いによるのである。私の場合は、オランダを研究の対象として選択し、オランダに行くつもりで学んでいた。それに対して、酒井氏は地域の文化が蘭学の伝統をもっていたために、社会教育課の事業としてオランダ語講座があるので、取ったということなので、オランダ語に対する切実な動機があるわけではなかった。この点は酒井氏自身が、よく理解している。その他の点を除けば、酒井氏自身、年齢上のギャップは感じないという。私自身も、他の人々に比して、酒井氏の進歩が遅いとは感じられなかった。

つまり80歳でも新しい語学に挑戦し、通常の日本人が修得する程度の速度で、十分に修得可能だ、ということをお酒井氏は示しているのである。

11-5 ステラの場合

ステラは82歳の女性で、絵を教えながら生活していて、生活全般のことを基本的に自分で処理している。「彼女の語る話にも人生におけるテーマにも、その底には創造性という概念が流れている」

テラは1897年に南部の農場で生れた。親戚の所有する裕福な農場だったが、父は自分の農場をもちたいと思って、西部に越して、ステラはかなりきつい労働なども行う子ども時代を過ぎた。これは後年も自分の人生にとって、とても大きな意味をもったとステラは考えている。3人姉妹の真ん中で、他の2人は淑女だったが、ステラはお転婆で、男子と一緒に遊ぶことが多かった。農場から1マイルの所にある「寺小屋」のような学校に徒歩か馬で通い、先生は生徒の家を順番に回って泊ったという。

第11章 老人の発達

その後早魃が続いて農業を止め、町に出て商売をし、ステラは高校に通った。大学在学中に第一次大戦になったために、退学して事務員として働くようになった。大戦終了後に、休暇を利用して国内旅行をしていたが、24歳で結婚。

この結婚は長くつづかず、子どもを育てるために秘書になった。子どもに絵を習わせながら、自分も夜学に通って哲学や科学の授業をとり、また絵をならった。

彼女には「達成志向」が顕著にあると、著者のカウフマンは書いている。

「どんなことでも他人に認められ、また自分が納得できる仕事をしたい」という欲求で、常に前進しようとした。母親は何でも完璧にしようとするし、またその能力をもっていた。家事は完全であり、歌や小説の才能に恵まれていた。ステラの娘もずばぬけた能力をもっていたとステラは考えている。しかし、14歳の時に死んでしまう。ステラは娘の完全な姿を思いえがいて、その後の人生を送っている。

「達成志向」のために、ステラはアトリエで創作し、また生徒に教えることを生活の中心にしていく。ネットワークを作って、相互援助体制をとっていくが、しかし、基本的な生活はあくまで「自立的」であろうとしている。

「娘の死後ほどなく最初のアトリエを設立。昼間の仕事はフルタイムでつづけながら、高校や大学で夜、美術を教えたり、終末に自分のアトリエでも教えるようになる。エネルギーは尽きることを知らなかった。35年勤めた秘書の仕事を退職すると、待っていましたがとばかりにアトリエを拡張し、教えるクラスも制作プロジェクトも増やした。彫刻家・画家としてのステラのアイデンティティは、62歳で退職してから花開いたとっていい。」

しかし、「達成志向」があったにせよ、晩年のステラを開花させるきっかけは、娘の死という悲しい事件だった。

ステラの言葉

「娘が死んだとき、何か集中できるものがほしかった。それで夜、美術学校に行きはじめての。最初は娘がつくっていたような、ちいさなものをつくるだけだったけれど、しばらくやっているうちにだんだん引きこまれていった。昼間はフルタイムキで働いていたければ、それ以外の時間は寸暇を惜しんで作品にとりくんだ。そうやって、自分でどんどん勉強していったのよ。」

ステラは当時の女性としては、比較的少数だった大学進学者だった。そして、彼女等は大体自立志向だった。結婚して離婚、育児と仕事をしている途中で、勉強への願望が起き、夜学に通う、そこで本をむさぼるように読んだ。このように、ステラが若い頃から、自立志向であり、また人生の途中でも勉強の機会を求めて、学び続けたことが重要だろう。

11-6 高齢化社会における労働、場の問題

高齢化社会の問題は、いくつかあるが、経済的問題も重要な点である。現在の定年がほぼ60歳として、以後20年近い非労働人口としての高齢者が存在する。人口がピラミッド的に構成されている社会では、それほど社会的負担ではないが、日本のように出産率が低下している場合には、高齢者の生活を若年が支えなければならないが、その負担が極めて大きくなる。そこで、定年などを延長、ないし原則廃止し、高齢者も可能な間は労働に参加することが、ひとつの解決策となる。

1 若い頃からの挑戦的な姿勢

第11章 老人の発達

2 知識の蓄積

3 単に昔の蓄積を繰返すのではなく、その中に新しい要素を加えていこうという姿勢
以上のような条件が満たされれば、高齢者といえども、新しい能力を発達させ、仕事を有意義に継続させることができる。

それを支える社会の仕組みが必要だろう。

Q 定年と青年の就職問題の関連について、考えてみよう。

Q 高齢者が働くことを、どう考えるか。

第12章 死をめぐる問題

12-1 死をめぐる問題状況と教育的課題

人生は誕生で始まり、死で終わる。教育は人生があつて初めて成立するから、死後はもちろん、死に直面した人の教育について考える意味があるだろうか。何故「死」が課題となるのか。

第一に、近年「死」が身近でなくなり、その結果として命を軽く考える子どもが増えており、「死」についての教育が必要であるという見解が多くなっていることである。「死」について教えれば、命の大切を理解し、命を粗末にする行為を止めるかどうかは検討の余地があるが、実際に、学校の生徒が自殺や事故などで命を落とすことがあり、そのときにどのように対応すればよいのか、現場では指針がほしいという雰囲気がある。

第二に、昔は死に直面した者の教育可能性などなかっただろうが、医療の発達した現在、余命の少ないことを告げられた患者が、何かに意欲的に取り組むことによって、充実した余生を送ったり、また結果として余命が延びたりすることが少なくない。単にホスピスのような対応だけではなく、積極的な教育効果があると考えられる側面で生じてきたと考えられる。

第三に、その逆の側面として、必ずしも充実した生活をしているわけではないが、医療によって生存を続ける例も増加しており、死の自己選択権やより充実した生活のための工夫が、死を巡る問題として登場している点である。

死は誰にもやってくるという意味で、非常に平等なものであった。しかし、誕生に関わる医療技術が誕生の様を変えたように、医療技術は死をめぐる様々な変化をもたらした。最大の変化は、昔であれば死に至った状態でも、生存を延ばすことができるようになったことである。慢性疾患を抱えた状態の場合から、たくさんの管を体内に入れられた状態で、しかも意識もないままに生物として生存しているような状態まである。そこで、死は避けることのないままに訪れることから、死あるいは生存を選択することも、ある条件の下で可能に、あるいは余儀なくされるようになった。治療を続行するのか止めるのかという、極めて重い選択を医者は迫られるようになったし、また、患者もまた治療を受けて延命するのか、あるいは自然に任せるのか、更に極端に言えば、いくつかの国で合法化されているように、自らの意思で「安楽死」を選択することも可能になっている。

従って、誕生を巡る問題と同様に「死を巡る問題」が様々な局面において、技術および倫理の問題として登場しており、しかも、誕生の場合には、本人ではない「自己選択権」として現れたが、死については、まさに本人の自己選択権の問題としても登場しているのである。

更にまた別の問題として、ひとつの死が、臓器を提供することで別の生を救うという状況も現れ、特に、心臓のように「死」を絶対要件とする移植は、死の定義にまで踏み込んだ議論が行われるようになった。「脳死」に賛成する人の共通項は、人間とは生きた人格であつて、人格が消滅すれば人間ではなくなり、人格を担っている臓器が脳である以上、脳死は人の死と考えられる、というものである。生物学的な死ではなく、人格的な死を重視する。

12-2 死とは何か

「死とは何か」を問うことは、「生とは何か」「人間とは何か」を問うことに他ならない。死

第12章 死をめぐる問題

とは、生の終焉であり、人間でなくなることだからである。もちろん、生物的な死とは、比較的明瞭に定義されている。「死とは、生体系の秩序ある制御された形態と機能が崩壊することである。(平凡社百科事典)」

生物としての生命活動が行われなくなることが「死」であるが、全体の死と器官や細胞レベルの死とは時間的なずれがある。そこで、人間の場合に、どの時点をもって「死と認定」するのかという問題が生じてきた。

医療が現在のように発達する前は、死は宗教的な議論を呼ぶことはあっても、死の判定が特に問題となることはほとんどなかった。生物的な機能を失ってしまうことが死であり、しかも、死の確認は比較的長い時間をかけて行われたから、脳死判定をめぐるような議論はなかったのである。人間の生物的機能を支えている主な臓器は、脳、心臓、肺であり、かつこれらの機能は相互に依存しているから、ひとつが機能停止になれば、間もなく他の臓器も機能停止となる。その判定は、所謂「三徴候」の判定で行われていた。心臓の停止、呼吸の停止、瞳孔の拡散である。^{*61}人は死ぬと「埋葬」を行う。文化によって埋葬の方式は多種あるが、死の判定から埋葬まで、2日程度置くことが普通だから、実際に死んでいれば、生き返ることはなく、死は「自明な現象」だった。

しかし、臓器移植技術が開発され、実行されるようになると、死と生の概念の再検討が必要となった。移植する「臓器」は生きていなければならないが、ある種の臓器は生きている人から取り出すことはできない。臓器はほとんど生存に不可欠であるが、肺や腎臓のようにふたつある場合、肝臓のように一部で機能するものなどは別として、心臓のように生存の絶対条件であり、かつひとつしかない臓器は、取り出せば死に至るから、生きている人から取りだせば、それは殺人行為となる。しかし、死んでから取り出せば、既に使用可能な心臓ではない。従って、心臓移植は、人としては死んでいるが心臓自体は生きているという状態を、「死の定義」の変更によって生じさせることができ初めて可能になる。従来の「三徴候説（心臓死）」では心臓の停止を死の判定基準とするのだから、三徴候の死の定義を変更する必要がある、かつ、医療技術によってその死の状態においてもなおかつ「心臓は生きている」状態を保持できなければならない。

では「脳死」が何故人の死と考えられるのか。あるいは考えられないのか。現在では法的に「脳死」を死と認定することになったが、個人の見解としてはそれを受け入れない人もいる。

脳死の反対者にはふたつの異なる見解がある。ひとつは、脳死状態の妊婦が出産したという事例をとりあげて、出産能力をもっている人が死んでいるはずがないと、梅原猛は強く主張していた。このように、人工心肺装置によるものとはいえ、生きて眠っているように見える人は、死んではないという見解である。もうひとつは、脳死の判定はいまだに曖昧であり、脳死判定をしてあとに生き返る可能性がゼロとはいえない以上、厚生労働省などの基準による脳死判定による死の認定は危険であるという見解である。立花隆などがこの代表である。

もちろん、医療現場で脳死判定をする際、人格の消滅などをメルクマールにしているわけではない。内臓を制御する脳幹部分が機能を失う状況を判定しており、脳幹が機能不全に陥った後生き返った例は存在しないとされている。

*61 これを「心臓死」と一般的に呼んでいるが、心臓死とは心臓が停止することだけを意味するのではなく、三徴候で死を判断することの簡略な呼び名である。

12-3 子どもに「死」をどのように教えるのか

小さな子どもが、身近で死んだ人について「死ぬとどうなるの？どこに行ったの？」とあなたに聞いたら、なんと答えるだろうか。小学校の低学年では、たいてい「**ちゃんはお星さんになったんだよ」と答えているという。

「死」を教育の対象とすることについて、正反対の意見がある。ひとつは、「死」についてきちんと教え、そのことによって命の大切さを実感させることが必要だという意見である。この立場から

また、特に死を教える必要はないという立場もある。「死」は単に「生」の終わりであり、それ自体として意味あることではなく、また、誰にも正確には語るができないことであり、大切なことは「生」の充実である。楽しい生活、有意義な生活を送ることを指導することが大切であり、そこには「死」を意識する必要はないという立場といえる。

(この項はまだ十分に熟していないので、省略しようかと思ったが、項目としては残しておきたいので、このままにしておく。)

12-4 尊厳死・脳死・臓器移植

12-4-1 尊厳死

医療の発達により、従来とは異なる生の現実が生じた。医療が発達する以前は、高齢者となるのは健康で頑強な体をもった人だけであり、平均的な人たちは病気になると死亡することが多かった。そのため重い慢性疾患をもっていたり、寝たきり老人のような存在は昔はほとんどなかったのである。しかし、現在はそうした人びとが多数存在している。高齢者の多くが何らかの疾患を抱えていると考えられる。その中には、死を待つだけという生活を送っている人も存在する。こうした社会的変化によって、新たな課題が生じている。

高齢者に関わる問題は前の章で扱ったが、死に直面している問題に限定して整理してみよう。

人生の質（QOL）を高めるためのターミナルケア等、死をできるだけ平穏に迎えることができるようなケアの課題である。これは福祉領域の重要なテーマであるので、ここでは扱わない。

死に関わる選択の問題である。これは、尊厳死や安楽死を認めるか否かに関わる。尊厳死とは、本人がリビング・ウィル（Living Will）によって延命治療をしないことを宣言し、自然死を迎えることである。

日本尊厳死協会では次のようなリビング・ウィルの文書を提出することで、その意思を表すことを実践している。

尊厳死の宣言書（全文）^{*62}

（リビング・ウィル・Living Will）

*62<http://www.songenshi-kyokai.com/>

第12章 死をめぐる問題

私は、私の傷病が不治であり、且つ死が迫っている場合に備えて、私の家族、縁者ならびに私の医療に携わっている方々に次の要望を宣言致します。

この宣言書は、私の精神が健全な状態にある時に書いたものであります。

従って、私の精神が健全な状態にある時に私自身が破棄するか、又は撤回する旨の文書を作成しない限り有効であります。

① 私の傷病が、現代の医学では不治の状態であり、既に死期が迫っていると診断された場合には徒に死期を引き延ばすための延命措置は一切おことわりいたします。

② 但しこの場合、私の苦痛を和らげる処置は最大限に実施して下さい。そのため、たとえば麻薬などの副作用で死ぬ時期が早まったとしても、一向にかまいません。

③ 私が数ヶ月以上に涉って、いわゆる植物状態に陥った時は、一切の生命維持装置を取りやめて下さい。

以上、私の宣言による要望を忠実に果たして下さった方々に深く感謝申し上げるとともに、その方々が私の要望に従って下さった行為一切の責任は私自身にあることを附記いたします。

平成 年 月 日

フリガナ

氏 名

(印) 年 月 日 生

住 所

尊厳死においても、医師自身が治療不可能と判断して、延命治療を停止することが認められるか、あるいはこうした患者自身によるリビング・ウィルが法的に有効であるか、患者本人の意思が明確でないとき、家族の意思によって治療停止をすることが認められるか等、まだ日本では結論が出ていない。

次の事例は、2006年に明るみに出た人口呼吸器切りはずし事件である。事実関連及び当事者であった医師がどのように考えていたのかは、次の記事でよくわかるので引用する。

富山・射水の呼吸器外し：外科部長発言の内容

2006.03.29 東京夕刊 3頁 国際 (全1,050字)

富山県射水市民病院で末期患者7人が人工呼吸器を外され死亡した問題で、呼吸器外しを指示したとされる外科部長が29日午前、報道陣に発言した主な内容は次の通り。

◇

死亡した患者7人の家族から同意書は取っていないが、私と主治医、看護師2人以上、家族も2人以上立ち会ったうえで、人工呼吸器を外している。うち1件は主治医が院内にいなかったのも、私1人で外した。外すことは主治医と相談しており、単独でやったと思っていない。主治医から反対の意見は一度もなかった。同意書を取ることは機械的になるので嫌だった。ルールを外したとの自覚はあるが、医師と家族の信頼関係の中で徐々にそういう方向(呼吸器外し)になったと認識している。

――組織的にやったということか。

そういう認識ではない。

――(呼吸器外しは)間違っていたと思うか。

どちらでもなく不用意だった。今では、心停止が人の死だということと、延命治療を中止するということが正しかったという両方の思いが揺れ動いている。(7人の患者は)いずれにしても回復の見

第12章 死をめぐる問題

込みはなかった。

医師と患者の信頼関係の中で自然に死を迎えた方がいいということになって、機械を外す判断になったと思う。

(呼吸器取り外しが院内で判明した) 昨年10月の時点では、安楽死とか尊厳死ということで正当性を主張すべきだと思っていたが、(病院の発表などで) 明らかになってから数日間、報道などで大きく反響があり、囂らずも一石を投じた。客観的に見れば、(今回の問題を) 公表することは必要だったと思う。至るところで論議が起きていることは非常にいいことだと思う。

— 家族が反発していると思わないか。

そうではないと思っているし、願っている。

— 呼吸器を外して亡くなった時、家族はどういう様子だったか。

外してすぐに心停止するわけではない。ある家族は、心停止までの間に水を飲ませてあげていた。心停止まで3時間ぐらいかかる患者もいる。家族はずっと見守っているし、私たちスタッフも全員立ち会っていた。

— 問題発覚の端緒となった患者の家族が「同意していない」という発言を撤回したが。

ありがたいと思っている。メディアがプライバシーに突っ込みすぎている面もあるのでは。

— (呼吸器外しは) 葛藤(かっとう) や悩みでなく、信念を持ってやったのか。

葛藤がないというところとちょっと違う。回復の見込みがない、助けられないという葛藤はあった。

— (呼吸器外しは) 00年以前はないのか。

そういう記憶はない。恐らくないと思う。(毎日新聞社)

事実として確認されることは、主治医、看護師、家族の立ち会いの下に、人口呼吸器を外したこと、本人の同意書はとっていないことが、親族の誰かが「同意していない」と発言して問題が発覚したが、その後発言を撤回した等である。

ここには極めて日本的な状況が現出している。今後尊厳死が社会的に容認されていくには、このような状況における延命治療の停止ではなく、より明確な形での停止が実行されていく必要がある。

日本の医師は、延命治療停止措置をとるときに、患者本人から明示的な文書による意思確認をとることを回避する傾向がある。少なくとも事件となった事例では確認はない場合がすべてである。逆に言えば、明示的な文書による意思確認がとれている場合には、事件とならないという可能性を示している。

文書確認をしない理由が「信頼関係を損なう」ということがあげられ、他方家族が同意している(この場合には同席した。)と判断されるからである。しかし、文書確認が信頼関係を損なうという認識は、近代的契約原理の理解として妥当とはいえない。また、家族の感情は揺れ動くものであり、措置の前後で意識が変わることは珍しくない。このように、同意して同席していても、後で前言を翻すことがある。尊厳死を容認しない立場からは、こうした同意なしの実行は罰せられるべきと考えられるだろうし、また、尊厳死を支持する立場からみても、このようなあいまいな形での実行は、尊厳死の社会的容認を遅らせることになるかと批判されるだろう。

尊厳死は認められるべきか、認められるとしたらどのような条件が必要か、改めて考える必要がある。

12-4-2 臓器移植

臓器移植は生と死についての、極めて大きな問題を引き起こした。死とは何かという問題も、多くは臓器移植と関わって議論される。日本で臓器提供が比較的少ないと言われているのも、文化的問題、死生観と関連しているという見解もあり、その点の検討も必要であろう。

日本で最初の心臓移植が行われたのは、1968年札幌医大の和田教授によってであった。しかし、当初日本最初の心臓移植として讃えられたが、間もなく移植された患者が死亡し、大阪の医師有志によって和田教授が殺人罪で告発されるに及んで、和田心臓移植手術への疑問が噴出し、その後日本では心臓移植を行うことが長い間なくなり、移植医療が致命的に遅れてしまったと言われる。

1968年8月日石狩湾で泳いでいた山口義政さんが溺れ、救急車で運ばれた。引き上げられた45分後に小樽市の病院に到着、そこでは自発呼吸と心音が確認され、「命に別状はない」と診断をされたが、急遽7時に札幌医大に搬送、8時過ぎに到着した。10時過ぎから遺族への心臓提供を要請、深夜の2時から手術開始、5時に終了した。そして、日本最初の心臓移植手術成功と、マスコミに大々的に報道され、和田教授は英雄となった。

しかし、83日目に移植を受けた宮崎信夫さんが死亡した。

当時札幌医大の医師であった渡辺淳一は、この事件を小説に書いて、移植が不当だったことを訴える形になった。

さて、この手術が問題とされる理由はどこにあったのか。

最大の問題は、心臓を提供した山口さんが生きていたのではないかというものである。何人かの証人がいる。また、通常の溺死を考えれば、脳死状態でなお心臓が生きているとは考えにくい。心臓死に至っていれば移植はできない。

第二に、移植された宮崎さんは、移植などしなくても、より簡単な手術で改善に向かった症状だったのではないかと考えられていることである。

第三に、和田教授を初めとして、心臓移植をするに足る技術と知識をもっていなかったのではないかという点である。臓器移植に不可欠の免疫に関する正確な知識をもたず、十分な対策をとらないままに手術に踏み切ったとも言われている。

和田教授は二度に渡って起訴が検討されたが、いずれも証拠不十分で不起訴となったが、この事件は日本の移植医療の分野に大きな傷を残し、その後長年に渡って心臓移植に取り組むことを躊躇させることになった。また、日本人に比較的臓器移植に対する否定的な感情があるのは、この事件がひとつの理由であるともされる。

今日から見れば、この手術に際して、「脳死」という概念と、「脳死の判定」基準、判定のための機器などがまだ未発達であったことがあげられる。その後脳死に関する広い分野での議論があり、脳死を死と認定して、臓器移植を可能にする法律が成立したのは、1997年である。この法案に対する見解が極めて微妙なものであったことは、共産党を除く政党が「党議拘束」を外したことに現れていた。^{*63}

旧法は、本人の書面による明示的な意思を表明し、遺族が拒まない場合、脳死による臓器移

*63 国会での採決に際しては、通常政党は所属党員に、賛成や反対に関して、党議による拘束を課すが、2009年の改正案の採決に際しても、同様に共産党以外は党議拘束を外して、所謂A案が通過した。

第12章 死をめぐる問題

植を認めたものである。しかし、明示的意思表明は、民法の遺言可能年齢である15歳を援用して、15歳以上を有効と認めたために、15歳未満の移植が不可能であった。また、臓器移植する場合のみ「脳死を死とする」という判断をとっていた。

この法律の成立で日本でも心臓移植が可能になったが、ひとつは、脳死を死として受け入れない人がまだ多く、臓器の提供者が少ないこと、そして、それは本人の意思表示を必要とする条件のハードルが高いことなどが、原因として議論されたが、15歳未満の子どもの移植が不可能なことが、大きな議論を呼んだ。先天的な重篤な心臓疾患をもっている場合、15歳未満で移植を受けなければ死亡する例が多いことから、むしろ15歳未満の移植が焦点となったこと、日本では不可能であるために、アメリカなど外国に渡って移植手術を受けることになり、国際的な非難を受けたことと、手術費用が天文学的に上昇したことなどから、日本でも可能にする運動が強くなっていった。そして、再度、1997年法の提案者と同じ、自民党の中山太郎議員によって提案された法案が可決されたわけである。

そこでは15歳の制限が撤廃されたこと、また本人の明示的意思表示を条件としなくなった点が改正されたわけである。

12-5 安楽死

12-5-1 安楽死とは何か

尊厳死は、延命治療を拒むことであり、積極的に死に至る措置をとるわけではない。しかし、積極的に死に至る措置をとるのが安楽死である。安楽死の問題は、決して新しい問題ではない。日本では森鷗外の『高瀬舟』が安楽死の問題を扱った小説として有名である。鷗外は実際に自分の子どもが、重病で瀕死の状態になったときに、医師であったこともあり、安楽死措置をとることを決意したのだが、実行直前に説得されて思いとどまったという事実があった。その結果として一人は死亡したが、もう一人の子どもは回復し、その後社会で活躍することになった。その経験を踏まえて創作したのが、この『高瀬舟』なのである。

『高瀬舟』は日本で少なくない安楽死の実行の典型を表している。それは病気で苦しむ人を家族が見るに見かねて、あるいは当人の願いによって実行するという点である。安楽死の合法条件を定式化した裁判所の判決は、日本で最初に出された事実がある。その対象となった事件も同じ事例であった。1962年に出された「山内事件」の名古屋高裁判決である。

事件は、長く病気で苦しんでおり、「苦しい、殺してほしい」と訴えてた父親を長男が農薬で殺害した事件である。尊属殺に問われたこの事件は、高裁判決で安楽死が容認される場合の条件をあげた。

一 病者が、現代医学の知識と技術からみて不治の病に冒され、しかもその死が目前に迫っていること。

二 病者の苦痛が甚だしく、何人も真にこれを見るに忍びない程度のものであること。

三 もっぱら、病者の死苦の緩和の目的でなされたこと。

四 病者の意識が、なお明瞭であって意思を表明できる場合には本人の真摯な囑託、または承諾のあること。

五 医師の手によることを本則とし、これによりえない場合には、医師によりえないと首肯するに足る特別な事情があること。

第12章 死をめぐる問題

六 その方法が倫理的にも妥当なものとして認容しうるものなること。

この判決を出した裁判官は後に、殺人には違いないが動機において酌量する余地があり、何とか刑を軽くできないかと考えて、安楽死の要件を整理したと語っている。この世界で初の判決は、世界中で驚きをもたらしたという。判決は懲役一年執行猶予三年だった。

この事件のように家族の手で安楽死が実行されることは、今でも日本においては少なくない。

それから20年以上たってから起きたのが、東海大安楽死事件である。医師によって起こされた点で、珍しく大きな社会問題として議論された。1991年に起きた、多発性骨髄腫の末期患者に対して塩化カリウムを静脈内投与して死亡させたこの事件は、1995年の横浜地裁判決で、安楽死を認める四つの要件として定式化された。

- 一 患者が耐え難い肉体的苦痛に苦しんでいること。
- 二 患者はその死期が迫っていること。
- 三 患者の肉体的苦痛を除去・緩和するために方法を尽くし他に代替手段が無いこと。
- 四 生命の短縮を承諾する患者の明示の意思表示があること。

判決は懲役二年執行猶予二年であった。

東海大安楽死事件は、いくつかの特質がある。

第一に、この患者の主治医が転出したために、新しく着任した若い助手が主治医となって、間もないころのことだったこと。治療チームを十分に掌握していたとはいえ、また、この家族に対する接し方も十分理解していなかったと思われる。

第二に、家族が患者の様子をみて、苦しんでいると思い、何度も「楽にしてあげてくれ」と暗に安楽死の要請をしており、当初断っていた助手は遂に断りきれなくなって実行したこと。しかも、一度は偽薬で実行したように見せかけたが、見破られてしまった経緯がある。

第三に、患者は昏睡状態が続き、実際には苦痛があったわけではなく、また、意識がなかったから、本人の意思は全く考慮されなかったこと。

第四に、看護師からの内部告発によって事件となったこと。その際、家族は安楽死を要求したわけではないという証言をしていたこと。

以上のような状況から有罪となった。これまで日本では、こうした容認要件に合致して「無罪」となった安楽死事件は存在しない。つまり、こうした要件はあくまでも「可能性」にすぎないといえる。

12-5-2 オランダ社会と安楽死

オランダは長い間、唯一の安楽死を合法化した国家であった。現在ではスイスやベルギーなどが安楽死を合法化しているが、オランダは長い間をかけて、国民的な合意を形成していったパイオニアである。もちろん、安楽死を否定する人からみれば、悪魔のような国家に映るかも知れない。今年になって、オランダは「自殺幫助」を合法化する法案が提出された。安楽死は苦痛を伴う治癒不可能な病になった者が、厳しい条件の下に医師によって安楽死が施されたときに、殺人罪とならない仕組みとなっているが、自ら最早生きることを望まない人が、自殺するに際して確実に死に至る措置を医師が施すことを合法化しようという法案である。これは、オランダ人の国民性にもよるが、「死に対する自己決定権」を認めれば、論理的な到達点ともいえる。

この法案が通過するかどうかは、現在このテキストを書いている時点ではわからないが、ひと

第12章 死をめぐる問題

まずオランダが安楽死を合法化するに至った経緯を簡単に整理しておこう。

オランダで最初に安楽死が大きな社会的問題となったのは1971年に、失禁症、鬱、脳溢血を患っていた78歳の女性が、自分の娘であり医師であったポストマに安楽死を依頼し、モルヒネの大量投与で安楽死させた事件が最初であった。看護師たちの告発で起訴されたが、大きな社会的反響を呼び、「自由意志による生命終焉のためのオランダ協会（いわゆる安楽死協会）」が設立され、ポストマ医師の無罪を訴えた。執行猶予のついた禁固一週間の有罪だったが、文書による患者の明確な意思が確認できなかったことが、有罪となった理由であると考えられている。

つづいて1981年に、医師以外の者が実行したロッテルダム事件（有罪）、1982年、患者の文書による意思表示に基づいて実行されたアルクマール事件などが事態を進めた。アルクマール事件では、苦痛の除去の方法があったのかどうか争われた。

このような事件の積み重ねとして、概略、

- 1 治療不可能で、苦痛を伴う病気に罹っていること。
- 2 患者の安楽死を望む文書による明確な意思が確認できること。
- 3 主治医以外の医師による診断があること。
- 4 医師によって苦痛でない方法で行われること。

以上のような安楽死を刑事罰に問わない条件が定式化された。

1993年に埋葬法の改正によって、これが法的に確認され、更に2001年刑法から安楽死の項目が削除された。

安楽死の合法化はオランダでは、80%以上の支持を受けている。そして、毎年2000人以上が安楽死で死亡していると言われている。

12-5-3 安楽死の放送

テレビで放映された、3つの安楽死に関するビデオがある。

第一に、1994年の10月に世界で初めて、オランダでの実際の安楽死の場面がテレビで放映され、11月16日に、日本でも取り上げられたものである。オランダは、世界で初めて「安楽死」を合法化したが、その実際のプロセスが克明に公表されたのも、また初めてのことであった。内容がショッキングであったため反響も大きかったが、問題の性格をできるだけ正確に理解すべきであろう。

第二に、有名なオランダの写真家のエルンスケが、自分が癌と診断されて以来自分を被写体として取りつづけたビデオである。写真家として他人を取りつづけた彼が、人生の最後に自分を1年以上に渡って撮りつづけて、最後に近く、安楽死を医者頼む場面がある。実際には安楽死をしたのではないが、医者がいざというときにはなんとかしようかと答え、それに対して、エルンスケは、これで安心だと安堵の表情を浮かべるのである。

第三に、1996年に放映されたイギリスのビデオである。出産直後に子どもが心臓疾患にかかっていることがわかって手術をするが、その際脳障害になる危険があると事前に通告を受け、危惧したとおり重い脳障害になる子どもの話である。子どもはひっきりなしに、酷い苦痛に見舞われる。子どもの世話は福祉の国イギリスといっても24時間ではなく、重い負担が両親にのしかかる。決して治らない病気、仕事を休んでの看病、不断に襲う苦痛。両親は子どもの安楽死を求めて、オランダ、オーストラリアと移り住む。しかし、安楽死を合法化しているオランダでも、

第12章 死をめぐる問題

外国人に対しては決して安楽死を実行しないことがわかり、看病に疲れていく様子を写しだすビデオである。

さて、第一の放映を中心にして、安楽死問題を考えてみよう。

当日の報道では、オランダでも大反響をよんだと紹介されていたが、オランダ人に確認したところ、反響は大きなものではなかった、もちろん、実際のプロセスが公表されたのは初めてなのでその驚きはあったが、安楽死自体は長い年月をかけて合意に達したことであり、新しい問題ではなく既に国民に定着していることなので、大反響というものではなかったと語っていた。つまり、それだけオランダでは安楽死が普通のことになっているのである。

テレビの内容を簡単に紹介しておこう。

映像は、患者が急病になって不治の病であることがわかり、安楽死を希望して、医者が悩んでいるあたりから始まる。往診のために車を運転しながら、安楽死は正しいことであるが、やはり非常に重いことであり、憂鬱なことだと淡々と語る。

患者は62歳の商店経営者で、突然筋肉が萎縮し動かなくなる難病にかかる。現代の医療では治療法がなく、しかも、非常な苦痛を伴う病気である。病気は通常よりも急速に進行し、車椅子生活、そして、発音も不明瞭になり、コンピューターのキーボードを打つのも困難になって、アルファベットを書いた手紙を指差しながらの筆談でコミュニケーションをはかるだけになる。

患者自身が安楽死を希望し、ホームドクターとずっと意見を交換しながら実行に至る。ホームドクターは別の専門家の意見を聞く。

そうして、本人の誕生日に、まず睡眠薬を注射し、完全に眠りについてから、筋肉弛緩剤を注射して静かに死んで行くのである。その後医者は検視官を呼び、まず書類を提出する。検視官は「この書類を検察に送り審査します。手続き上の瑕疵がなければ、起訴されることはありません」と述べる。彼は、死の前日5時間かけて最後の力をふりしぼって、妻に感謝の手紙を書く。番組ではその手紙が淡々と朗読された。

この放送を見た人は、日本で問題になった東海大事件における安楽死のイメージとは、まったく違うことを感じたに違いない。安楽死と言え、非常に陰湿で陰でひっそりと処理してしまうという印象をもっているかも知れないが、オランダの安楽死はかなり異なる。患者、家族、医者すべてが、「共通の情報・認識」をもち、あらゆる可能性を検討した結果、患者本人の意思を尊重して、支え合うプロセスが中心になっている。3人が話している雰囲気は、とても親密で暗い感じはない。時には冗談も言合い、笑顔で接しているのである。平安時代の仏像の微笑のような雰囲気を感じた人も多いのではないだろうか。

毎年オランダでは2000人程度の安楽死があると説明したが、合法化される以前の統計ではたいがい4000人程度とされていた。オランダで安楽死が普及したのは1960年代のことである。それ以降、さまざまな論議を重ねながら、またさまざまな試行錯誤を通じて、1994年1月から「合法化」が発効したことになる。

しかし、この「合法化」は、実はやりやすくするためのものではなく、安楽死という行為を厳密に管理、制限するための法制化である。統計上の数字が減少したのは、そのためではないかと思われる。

非合法のときにも起訴されることはとどなかったわけであり、社会的合意はできていたが、非合法であれば安易に実行される事例があっただろうし、問題になるような事件もあった。そうした安易さを防ぐために、合法的であるための厳格な要件を定めたのが安楽死法なのである。1

第12章 死をめぐる問題

993年2月に下院を通過したときには、28項目の条件があるとされていたが、放映では50項目となっていたので、途中で更に厳格になったものと思われる。

確かに、以前は条件が緩すぎるという論調があった。そうした主張によって、オランダでは、2000年11月28日に、刑法改正案が下院を通過し、安楽死が刑法的犯罪から除外された。上院の議決を経て、2001年に発効する。これは実質的な変化ではないが、犯罪構成上大きな意味がある。

基本的な条件は以下のものである。

第一に、本人が明確にかつ繰り返して安楽死を要求していること。

これは、本人の意思であることを、間違いなく示す証拠がなければならない。番組では自筆の文書が示されていた。そして、医者が時期を変えて、何度も意思に変化はないか、本当に安楽死を望むのかと確認していた。

第二に、病気が現代の医学では治療不可能な病気であること。そして、甚だしい苦痛を伴うものであること。

第三に、その病気の診断を、別の医者が行ない、同じ結論であること。

第四に、安楽死の方法が苦痛を伴わないこと。

もちろん、本人の意思が形成されるためには、正確な情報が与えられていなければならない。したがって、完全にインフォームド・コンセントが実施される必要がある。

ヨーロッパでは、多くの国で、ホームドクター制度をとっている。皆保険の中で、家族はホームドクターを選択する。医者も大学生の段階から、ホームドクターになる者と、専門医になる者が明確に別れ、別々の教育を受けるのである。ホームドクターはあらゆる病気の基本的なことがらと、患者とのコミュニケーションをとる技術などを学ぶ。それに対して専門医はある特定の分野を集中して学んでいくことになる。

ホームドクターを選択した者は、ホームドクターとして地域に登録され、家族はそのなかから自由に選んで登録するのである。オランダの場合登録は自由であり、複数登録しても構わない。

体の調子が悪いと思ったら、必ず登録しているホームドクターに診察を受け、より専門的な検査や治療が必要であるとホームドクターが判断すると、紹介状を書いて貰って専門医に行くのである。オランダでは専門医は大学の医学部の病院に勤務する形になっている。

ホームドクターは従って、よろず相談のような機能を兼ねており、患者の健康に関してはすべて承知した上で相談にのることができる。安楽死のような行為を実行できるのも、こうした長い信頼関係を基礎にしているからである。深刻な病気になったときには、ホームドクターから専門的な診察を受けるように言われるわけだから、医者としてはインフォームド・コンセントを行ない易いということもあるだろう。

そうして、納得づくで安楽死が実行されるのであるが、TBSの記者が安楽死した男性の妻を訪ね、安楽死をさせて後悔していないかを質問していたが、彼女は、「あれで良かったのだ」と何度も繰り返し述べていた。